

森林の管理・活用に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国は、国土面積の約7割を森林が占める、世界でも有数の森林資源大国である。その中でも、人工林は戦後に造成されたものが多く、約6割が今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能になると見込まれている。

また、我が国の木材需要は、これまで住宅分野が中心であったが、最近では、公共建築物や木質バイオマス発電への活用など住宅分野以外の新たな木材活用の施策が講じられたことにより、木材の需要分野が拡大している。

一方、我が国の森林所有者（林家）の約9割は、所有面積が10ha未満の小規模な者であり、森林所有者の収入に相当する山元立木価格は、昭和55年のピーク時から1割程度に下落していることなどを背景として、林業離れが進行している。さらに、昨今は、相続などで所有者が変わった場合でも、所有権の移転登記を行わない者が少なからず存在しているなど、現状のままでは、森林資源は木材としての活用が十分なされないだけでなく、水源涵養や土砂災害防止機能など森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼすのではないかとの懸念もある。

このため、農林水産省においては、平成23年に森林法（昭和26年法律第249号）を改正し、所有者を把握する新たな仕組みである「森林の土地所有者届出制度」の創設や、意欲ある森林所有者や森林組合等による施業の集約化を進め、伐採や造林をより効率的・効果的に実施することによって、森林の公益的機能を確保し、持続的な森林経営ができるよう、新たに「森林経営計画制度」を創設するなど、森林資源を活用するための各種施策を講じているが、適切な森林管理を実施するためには、併せて新たな木材需要の一層の喚起が必要である。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 森林管理のための制度の適正な運用	2
(1) 森林の土地所有者届出の徹底	2
(2) 森林経営計画制度の適正な運用	37
(3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用.....	139
2 新たな木材需要の拡大の推進	194
(1) 公共建築物における木造化の促進	194
(2) 合法木材製品の調達の推進	296
(3) 木質バイオマスの活用の推進	338

図 表 目 次

1 森林管理のための制度の適正な運用

(1) 森林の土地所有者届出の徹底

図表 1-(1)-①	我が国の森林面積の内訳	8
図表 1-(1)-②	全国の林家数と保有山林面積との関係	9
図表 1-(1)-③	森林施業のイメージ	10
図表 1-(1)-④	森林施業の集約化のイメージ	11
図表 1-(1)-⑤	国内の山元立木価格の推移	12
図表 1-(1)-⑥	公益財団法人東京財団が行った相続登記を行わない森林所有者の推計結果の概要	13
図表 1-(1)-⑦	国土交通省が行った所在の把握が難しい森林所有者の推計結果の概要	14
図表 1-(1)-⑧	森林の土地所有者を把握する新たな仕組みに関する条文	15
図表 1-(1)-⑨	森林の土地所有者届出の様式	16
図表 1-(1)-⑩	調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村	17
図表 1-(1)-ア-①	全国の市町村において受理した森林の土地所有者届出の件数等の推移	18
図表 1-(1)-ア-②	調査対象とした市町村における森林の土地所有者届出件数の推移等	19
図表 1-(1)-ア-③	森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて (平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号林野庁森林整備部計画課長通知) (抜粋)	22
図表 1-(1)-ア-④	調査対象とした市町村における死亡に関する届出のリスト表の一例 (川辺町)	23
図表 1-(1)-ア-⑤	調査対象とした市町村が平成 26 年度に受理した森林の土地所有者届出の事由別内訳	24
図表 1-(1)-ア-⑥	平成 28 年の改正により追加された林地台帳に関する条文	25
図表 1-(1)-ア-⑦	林地台帳の整備の概要	27
図表 1-(1)-イ-①	登記情報の電子データによる提供について (平成 23 年 9 月 1 日付け 23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知) (抜粋)	29
図表 1-(1)-イ-②	地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (抜粋)	30
図表 1-(1)-イ-③	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について (平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長通知) (抜粋)	31
図表 1-(1)-イ-④	「登記済通知書」に記載された情報を活用して把握した森林の土地所有者届出の未届者に対し、当該制度の周知を実施している例 (郡上市)	32
図表 1-(1)-イ-⑤	調査対象とした道府県及び市町村における地籍調査の実施状況 (平成 27 年度末時点)	35
図表 1-(1)-イ-⑥	調査対象とした森林組合における行政が保有する森林所有者情報に関する主な意見	36

(2) 森林経営計画制度の適正な運用

図表 1-(2)-①	森林経営計画制度の概要	52
図表 1-(2)-②	森林経営計画に関する森林法の条文	53
図表 1-(2)-③	森林経営計画書の様式例	59
図表 1-(2)-④	森林施業計画制度と森林経営計画制度の主な違い	63
図表 1-(2)-ア-①	農林水産省 (林野庁) による民有林における森林経営計画の作成率に係る目標とその実績	65

図表 1-(2)-ア-②	全国における森林経営計画及び森林施業計画の作成状況	66
図表 1-(2)-ア-③	調査対象とした 17 道府県別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況	67
図表 1-(2)-ア-④	調査対象とした 39 市町村別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況	68
図表 1-(2)-ア-⑤	森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った道府県及び市町村における主な理由	71
図表 1-(2)-ア-⑥	調査対象とした 17 道府県の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較	73
図表 1-(2)-ア-⑦	調査対象とした 39 市町村の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較	74
図表 1-(2)-ア-⑧	調査対象とした道府県及び市町村における森林経営計画の作成が進展しないことに対する主な意見	75
図表 1-(2)-イ-①	森林経営計画の認定要件の一覧	76
図表 1-(2)-イ-②	森林経営計画における森林施業の実施に係る認定要件の概要	81
図表 1-(2)-イ-③	森林経営計画の認定請求を受けた場合の対応を定めた通知	82
図表 1-(2)-⑤	調査対象 186 計画の概要	83
図表 1-(2)-イ-④-i	森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例	88
図表 1-(2)-イ-④-ii	記載が義務付けられている「森林の保護に関する事項」及び「森林の経営に関する長期の方針」が未記載となっていた例	89
図表 1-(2)-イ-④-iii	樹木が生立しない未立木地などについて、間伐が計画されていた例	90
図表 1-(2)-イ-④-iv	伐採を行う基準を満たさない間伐又は主伐が計画されていた例	98
図表 1-(2)-イ-④-v	間伐の下限面積が満たされていなかった例	100
図表 1-(2)-イ-⑤	森林経営計画の作成等に必要となる支援等に関する森林法の条文及び通知	103
図表 1-(2)-イ-⑥	調査対象とした道府県による市町村に対する森林経営計画の認定に係る審査を支援する主な取組	104
図表 1-(2)-イ-⑦	調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村における判定ツール等の導入状況	105
図表 1-(2)-イ-⑧	判定ツール等のイメージ（岩手県の「森林経営計画システム」）	106
図表 1-(2)-イ-⑨	判定ツール等を活用した森林経営計画の認定要件の判定結果の例（静岡県の「森林経営計画支援システム」）	107
図表 1-(2)-イ-⑩	調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村が導入する判定ツール等の機能	109
図表 1-(2)-イ-⑪	農林水産省（林野庁）作成の森林経営計画の認定要件を判定するためのツール	111
図表 1-(2)-ウ-①	保安林を伐採する場合の届出等に関する森林法の条文	112
図表 1-(2)-ウ-②	伐採及び伐採後の造林の届出書に関する森林法の条文	115
図表 1-(2)-ウ-③	制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出となっていた例	116
図表 1-(2)-ウ-④	森林法に基づく伐採等を行う場合の各種届出等の様式（抜粋）	117
図表 1-(2)-ウ-⑤	伐採等の事後届において、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例	122
図表 1-(2)-ウ-⑥	森林経営計画の変更、遵守及び認定取消しについて定めた通知	123
図表 1-(2)-ウ-⑦-i	立木の材積割合が 100 分の 35 を超える間伐が実施された例	128
図表 1-(2)-ウ-⑦-ii	伐採が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、主伐又は間伐が実施された例	131
図表 1-(2)-ウ-⑦-iii	間伐が計画されていた森林であるにもかかわらず、主伐が実施	

された例	134
図表 1-(2)-ウ-⑦-iv 主伐又は間伐を実施した森林の一部が森林経営計画の対象となっていない例	135
図表 1-(2)-ウ-⑧ 伐採等の事後届を受理した場合の対応を定めた通知	137

(3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用

図表 1-(3)-① 森林の有する各種多面的機能と貨幣評価額	148
図表 1-(3)-② 森林が失われることによる公益的機能の発揮への影響度	149
図表 1-(3)-③ 森林の公益的機能を発揮するための森林施業に係る森林法の条文	150
図表 1-(3)-ア-① 保安林の種類別の指定目的と面積の内訳	158
図表 1-(3)-ア-② 保安林の伐採規制に係る森林法施行令及び森林法施行規則の条文	162
図表 1-(3)-ア-③ 要整備森林に係る勧告までの実施手順を定めた通知	167
図表 1-(3)-ア-④-i 間伐等が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定しているものの、その後の対応は森林組合に任せ、県が主体的に関与していなかったことから、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っていない例	169
図表 1-(3)-ア-④-ii 間伐が十分に実施されていない土砂流出防備保安林等を要整備森林として選定しているものの、選定後に森林所有者等の所在が不明であることが判明し、その後も必要な措置を講ずることができていないことから、必要な森林施業の通知を10年以上行っていない例	172
図表 1-(3)-ア-④-iii 間伐が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っているが、通知後少なくとも6年以上が経過し、要整備状態が依然として解消されていない事実を把握しているにもかかわらず、森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていない例	173
図表 1-(3)-イ-① 市町村森林整備計画の運用に関する通知	174
図表 1-(3)-イ-② 市町村森林整備計画において定められることとなる公益的機能別施業森林区域ごとの森林施業方法のイメージ	186
図表 1-(3)-イ-③ 伐採及び伐採後の造林の届出書の様式及び記載要領	187
図表 1-(3)-イ-④ 伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知	189
図表 1-(3)-イ-⑤-i 市町村森林整備計画において定められた伐期齢に達していないにもかかわらず、1ha以上の森林の皆伐を計画している例	191
図表 1-(3)-イ-⑤-ii 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画している例	192
図表 1-(3)-イ-⑥ 全民有林を水源涵養機能森林に設定している市町村	193

2 新たな木材需要の拡大の推進

(1) 公共建築物における木造化の促進

図表 2-(1)-① 公共建築物の不燃化に係る経緯	208
図表 2-(1)-② 公共建築物の木造化に係る公共建築物等木材利用促進法の条文	209
図表 2-(1)-③ 公共建築物の木造化に係る木材利用促進基本方針の内容	211
図表 2-(1)-④ 耐火建築物等に係る建築基準法の条文	215
図表 2-(1)-⑤ 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知	223
図表 2-(1)-⑥ 営繕計画書の概要	232
図表 2-(1)-⑦ 調査対象とした5省の「公共建築物における木材の利用の促進のため	

の計画」における公共建築物の木造化に関する内容	233
図表 2-(1)-ア 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による「木造化のフォローアップ調査結果」での国が整備する公共建築物における木造化の状況	237
図表 2-(1)-イ-① 調査対象 195 施設の概要	238
図表 2-(1)-イ-② 調査対象 195 施設における用途別の木造化の状況	248
図表 2-(1)-イ-③ 調査対象 195 施設における木造化の状況	249
図表 2-(1)-イ-④ 各省独自の判断により木造化が図られなかったが、その判断が妥当とは言い難いもの	252
図表 2-(1)-イ-⑤ 木造と木造以外による場合の性能等について比較を行っている例	253
図表 2-(1)-イ-⑥-i 各省が木造化になじまない 6 種類の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難いもの	255
図表 2-(1)-イ-⑥-ii 木造化になじまない 6 種類の施設について、木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないもの	257
図表 2-(1)-イ-⑦ 耐火建築物等に関する官公法の条文	262
図表 2-(1)-イ-⑧ 官公法と建築基準法との耐火基準に係る規制の違い	263
図表 2-(1)-イ-⑨ 官公法において耐火建築物とすることが求められているため、木造化が図られなかったもの	264
図表 2-(1)-イ-⑩ 延べ面積が 1,000 ㎡を超えている場合であっても、地方公共団体において木造化が図られたもの	265
図表 2-(1)-イ-⑪ 建築基準法及び官公法における耐火基準に係る規制の主な改正内容	266
図表 2-(1)-イ-⑫ 建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物との違い	267
図表 2-(1)-イ-⑬ 建築基準法における特殊建築物の耐火基準に係る規制の概要	268
図表 2-(1)-イ-⑭ 特殊建築物の耐火基準に係る規制に関する建築基準法の条文	269
図表 2-(1)-イ-⑮ 官公法において建築基準法よりも厳格な耐火基準が規定されていることなど、公共建築物の木造化に関する主な意見	273
図表 2-(1)-ウ-①-i 営繕計画書を送付する必要がないと誤認していたもの	276
図表 2-(1)-ウ-①-ii 営繕計画書の送付を失念していたもの	278
図表 2-(1)-ウ-② 国土交通省が把握する各省各庁から営繕計画書が送付されなかった事案の件数の推移	279
図表 2-(1)-ウ-③ 調査対象とした 5 省に対する木造化に関する大臣意見の送付状況	280
図表 2-(1)-ウ-④ 法務省において木造化が図られたもの	281
図表 2-(1)-ウ-⑤ 木造化に関する大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、かつ、延べ面積等の施設規模に大きな違いがみられないにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていないもの	282
図表 2-(1)-ウ-⑥-i 技術的には木造化を図ることが可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえ構造を変更しなければならないとの認識がなかったもの	285
図表 2-(1)-ウ-⑥-ii 各省が木造化を図ることが困難であると判断した理由等を国土交通省に対し報告していたにもかかわらず、木造化が可能と考えられる具体的な理由の明示等がないまま、木造化に関する大臣意見が送付されたもの	288
図表 2-(1)-⑧ 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による公共建築物の木造化を促進するために行う技術的支援	292
図表 2-(1)-⑨ 調査対象とした機関における公共建築物の木造化に当たっての課題等に係る主な意見	293
図表 2-(1)-⑩ 木造で整備を行う場合の予算単価	294
図表 2-(1)-⑪ 木造と木造以外による場合の工事費等について比較を行っている例	295

(2) 合法木材製品の調達の推進

図表 2- (2) -①	グリーン購入法の概要	304
図表 2- (2) -②	グリーン購入法適合製品の調達に関するグリーン購入法の条文	305
図表 2- (2) -③	グリーン購入法基本方針の主な内容	307
図表 2- (2) -④	「G8 グレンイーグルズ・サミット」(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日)における違法伐採対策に関する内容	313
図表 2- (2) -⑤	日本政府の気候変動イニシアティブ(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日 G8 グレンイーグルズ・サミット)(抜粋)	315
図表 2- (2) -⑥	木材製品の合法性証明ガイドラインの内容	316
図表 2- (2) -⑦	調査対象とした 5 省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」における木材製品 7 品目に係るグリーン購入法適合製品の調達目標とその実績	320
図表 2- (2) -⑧	木材利用促進基本方針における木材製品の利用の促進に関する内容	321
図表 2- (2) -⑨	調査対象とした 5 省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」における木材製品の利用の促進に関する内容	322
図表 2- (2) -⑩	調査対象とした 69 機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法による木材製品の合法性の確認状況	328
図表 2- (2) -⑪	調査対象とした機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった主な理由	329
図表 2- (2) -⑫	調査対象 179 製品における合法性の表示及び証明書の提示状況	330
図表 2- (2) -⑬	調査対象 179 製品における合法性の表示及び証明書の提示状況の内訳	331
図表 2- (2) -⑭	合法証明書の提示が可能であるとされた木材製品事業者における提示までに要した日数	332
図表 2- (2) -⑮	調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示があったが、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの	333
図表 2- (2) -⑯	調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示がなかった製品で、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの	335

(3) 木質バイオマスの活用の推進

図表 2- (3) -①	バイオマス発電設備に関する再エネ特措法の条文	352
図表 2- (3) -②	固定価格買取制度の仕組み(イメージ図)	357
図表 2- (3) -③	バイオマス発電設備に関する再エネ特措法施行規則の条文	358
図表 2- (3) -④	建設リサイクル法における建設資材廃棄物の定義に関する規定	362
図表 2- (3) -⑤	木質バイオマスの発生量と利用率の現状	363
図表 2- (3) -⑥	バイオマス活用推進基本法(平成 21 年法律第 52 号)(抜粋)	364
図表 2- (3) -⑦	バイオマス活用推進基本計画(平成 28 年 9 月 16 日閣議決定)(抜粋)	365
図表 2- (3) -⑧	木質バイオマス発電設備の認定件数及び運転開始済件数の推移	366
図表 2- (3) -⑨	再エネ特措法に基づく告示に定められた調達価格及び調達期間(平成 28 年度)	367
図表 2- (3) -⑩	発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成 24 年 6 月林野庁)	368
図表 2- (3) -⑪	木質バイオマス証明ガイドラインに基づく証明書が繰り返し交付されるイメージ図	383
図表 2- (3) -ア-①	バイオマス燃料の使用計画書(記載例)	384
図表 2- (3) -ア-②	バイオマス発電設備に関する再エネ特措法施行令の条文	385
図表 2- (3) -ア-③	経済産業大臣への定期報告の様式	386

図表 2-(3)-ア-④ 調査対象とした木質バイオマス発電設備における各燃料チップの調達状況	389
図表 2-(3)-ア-⑤ 調査対象とした木質バイオマス発電事業者において間伐材等由来の燃料チップが計画どおり調達できなかった理由等	391
図表 2-(3)-ア-⑥ 調査対象とした木質バイオマス発電事業者における間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通し等について	393
図表 2-(3)-ア-⑦ 林野庁が間伐材等由来の木質バイオマス発電設備の認定を受ける事業者向けに出した文書（平成 27 年 7 月公表）	398
図表 2-(3)-イ-① 調査対象とした発電設備に燃料チップを納入するチップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況	403
図表 2-(3)-イ-②-i 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていた例（伐採段階における証明書及び根拠書類の例）	405
図表 2-(3)-イ-②-ii 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていた例（加工・流通段階における証明書の例）	406
図表 2-(3)-イ-③ 本来であれば一般木質由来のバイオマスとなる主伐された原木を間伐材等由来の木質バイオマスとして納入していた例	407
図表 2-(3)-イ-④ 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていなかった理由等	408
図表 2-(3)-イ-⑤ 調査対象とした発電事業者における固定価格買取制度に関する主な意見・要望	412
図表 2-(3)-イ-⑥ 再生可能エネルギーに係る賦課金の標準家庭単価及び賦課金収入の推移	414
図表 2-(3)-ウ-① 廃棄物処理法等における廃棄物の定義に関する規定	415
図表 2-(3)-ウ-② 経済産業省資源エネルギー庁における固定価格買取制度のホームページ（抜粋）	416
図表 2-(3)-ウ-③ 廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT 制度）ガイドブック（平成 25 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）（抜粋）	418
図表 2-(3)-エ-① 木質ペレット生産量の推移及び木質資源利用ボイラー数の推移	419
図表 2-(3)-エ-② 木の駅プロジェクトイメージ図	420
図表 2-(3)-エ-③ 木の駅プロジェクト取組状況	421
図表 2-(3)-エ-④ 調査対象とした道府県及び市町村における自伐林家等に対する支援措置の内容	422

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 4局（北海道、東北、中国四国、九州）

行政評価事務所 12事務所（岩手、栃木、新潟、長野、岐阜、三重、京都、兵庫、奈良、岡山、高知、宮崎）

4 実施時期

平成27年12月～29年7月

第2 行政評価・監視結果

1 森林管理のための制度の適正な運用

(1) 森林の土地所有者届出の徹底

勸告	説明図表番号
<p>我が国の森林面積の約 6 割を占める私有林^(注1)においては、小規模な森林所有者が多く、農林水産省の「2010 年世界農林業センサス」によると、平成 22 年 2 月現在、林家^(注2)は全国に約 91 万戸おり、このうちの約 9 割、約 80 万戸は、保有山林面積 10ha 未満の林家である。</p>	<p>図表 1-(1)-① 図表 1-(1)-②</p>
<p>このため、国は、近接する複数の森林を取りまとめることで、間伐や造林などの森林施業^(注3)の効率的な実施や、素材生産^(注4)の低コスト化を図る取組（以下「森林施業の集約化」という。）を進めている。また、森林は、木材生産機能だけではなく、土砂災害の防止や水源の涵養^{かん}といった公益的機能も有しており、この公益的機能を維持するためには、森林施業を適切に実施することが求められている。</p>	<p>図表 1-(1)-③ 図表 1-(1)-④</p>
<p>一方、原木の価格が低迷しており、相続などで森林の土地所有者が変わった場合でも、森林の資産価値に比して相続時の登記費用が高いことや、法的な義務が課せられていないことから、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の規定に基づく所有権等の移転登記を行わない者が少なからず存在していると言われている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑤ 図表 1-(1)-⑥ 図表 1-(1)-⑦</p>
<p>森林所有者が分からなくなると、森林組合などの林業事業体^(注5)が所有者に森林施業の集約化を進めるための働きかけを行うことができなくなるほか、市町村等から所有者に対し、森林施業が適切に行われていない森林についても必要な森林施業を行うよう助言や指導を行うことが困難となる。</p>	
<p>このようなことから、平成 23 年に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）が改正され、24 年 4 月から、次のとおり、森林所有者を把握する新たな仕組みが追加されている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧</p>
<p>① 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に氏名、住所、所有者となった年月日等の所有者情報について、取得後 90 日以内に届出（以下「森林の土地所有者届出」という。）を行うことが義務付けられ（第 10 条の 7 の 2 第 1 項）、届出を行わない又は虚偽の届出を行った場合は、10 万円以下の過料が科せられること（第 214 条）。</p>	<p>図表 1-(1)-⑨</p>
<p>② 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等^(注6)の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができること（第 191 条の 2 第 1 項）。</p>	
<p>③ 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができること（第 191 条の 2 第 2 項）。</p>	
<p>今回、調査対象とした 39 市町村^(注7)における森林の土地所有者届出制度の周知状況及び届出の励行状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>図表 1-(1)-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>(注1) 「2010年世界農林業センサス」（農林水産省）の定義では、私有林は、個人、会社、寺社、各種団体等が所有している林野とされている。</p> <p>(注2) 「林家」とは、1ha以上の山林を保有する世帯のことである。なお、保有する面積とは、山林の所有面積から貸付面積を除き、借入面積を加えたものである。</p> <p>(注3) 「森林施業」とは、目的とする森林を育成するために行う、間伐、保育、伐採、造林等の一連の森林に対する人為的行為を指す。なお、間伐とは、成長に伴って混み過ぎた森林の立木の一部を伐採することであり、造林とは、伐採後に苗木、種子等を植樹又は天然力により導入して、森林を造ることをいう。</p> <p>(注4) 「素材生産」とは、立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程のことをいう。</p> <p>(注5) 「林業事業体」とは、森林所有者等からの委託又は立木の購入によって、造林・伐採等の林内作業を担っている事業者のことをいう。</p> <p>(注6) 「森林所有者等」とは、「権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者」（森林所有者（森林法第2条第2項））のほか、「権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」（森林法第10条の7）を含むものである。</p> <p>(注7) 今回、当省が調査対象とした39市町村は、本文中特に断りが無い限り、いずれも林務部局を指す。</p>	
<p>ア 市町村における森林の土地所有者届出制度の周知状況</p>	
<p>森林の土地所有者届出について、全国の市町村が受理した届出件数の推移をみると、森林の土地所有者届出制度が始まった平成24年に1万5,212件であったものが27年には2万5,361件^(注8)に増加しているが、調査対象とした39市町村において、平成24年度から27年度までの4年間で受理した森林の土地所有者届出の件数を調査したところ、最も多い市町村は、同4年間で698件の届出を受理していたのに対し、最も少ない市町村では、同4年間で1件しか受理していないなど、市町村によって届出件数に較差があり、一部の市町村からは、森林の土地所有者届出制度は始まったばかりで、住民に十分に浸透していない可能性があるといった意見が聴かれた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-①</p> <p>図表 1-(1)-ア-②</p>
<p>調査対象とした39市町村における森林の土地所有者届出制度の周知方法を調査したところ、ホームページやチラシ、市町村広報誌など様々な広報手段を活用し、周知を行っていたが、市町村が活用している広報手段の数と届出件数には、明確な相関関係はみられなかった。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-②（再掲）</p>
<p>林野庁では、森林の土地所有者届出制度の周知方法について、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、都道府県知事及び市町村長は、森林の土地所有者届出制度の内容について、広報、パンフレットの配布等により、住民に広く周知する必要があるとしており、「特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出（死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出）のリスト表に、『森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある』旨を記載し、手交するといった方法が効果的です」と紹介している。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-③</p> <p>図表 1-(1)-ア-④</p>
<p>そこで、調査対象とした39市町村が平成26年度に受理した森林の土地所有者届出1,176件の届出事由を調べたところ、806件は森林の土地所有者が死亡したことに伴う「相続」によるもので、全体の約7割を占めていた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>このようなことから、市町村が死亡届を受理する際に、森林の土地所有者の相続人等に森林の土地所有者届出制度の周知を行うことは、有効な周知方法の一つであると考えられるが、調査対象とした 39 市町村のうち、死亡届等の相続の手続で市町村を訪れた森林の土地所有者の相続人等に対し、森林の土地所有者届出制度のチラシを配布するなどにより周知をしていた市町村数は、当省の調査時点（平成 28 年 1 月末現在）で 10 市町村（約 26%）^{（注9）}と 3 割にも満たなかった。</p> <p>森林の土地所有者届出は所有者に届出義務が課せられていることに加え、平成 31 年度から市町村には、不動産登記法第 2 条第 9 号の規定に基づく不動産登記簿や森林の土地所有者届出などの情報を基に、森林の土地所有者情報を整理した「林地台帳」^{（注 10）}を新たに作成することが義務付けられることもあり、市町村は森林の土地所有者届出制度の周知を徹底する必要があると考えられる。</p> <p>（注8） 全国の市町村が受理した森林の土地所有者届出件数の推移（平成24年から27年まで）は、林野庁の集計結果による。なお、平成24年の数値については、森林の土地所有者届出制度の運用開始が4月であるため、4月から12月までの実績である。</p> <p>（注9） 当該10市町村のうち、6市町村では、国民年金や国民健康保険など相続に伴い必要な一連の他の事務手続と併せて、死亡に関する届出のリスト表に森林の土地所有者届出制度を掲載し、同リスト表により、周知をしていた。</p> <p>（注10） 林野庁は、市町村に森林の土地所有者の氏名、住所、土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した「林地台帳」の作成を義務付けるなど、新たな法制上の措置を盛り込んだ森林法等の一部を改正する法律案を第190回国会に提出し、同法案は、平成28年5月に可決、成立している。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-②（再掲）</p> <p>図表 1-(1)-ア-⑥、⑦</p>
<p>イ 市町村における森林の土地所有者届出の励行に係る取組の実施状況</p> <p>森林の所有権は、売買や相続などに伴い、日常的に移転が生じるものであるため、その移転状況を精確に把握することは困難である。また、氏名を含む森林所有者の関連情報は、個人情報であるため、従前は、個人情報保護条例などが障壁となり、市町村等は関係機関から必要な情報を容易に入手することが困難な状況にあったが、平成 23 年の森林法改正により、都道府県及び市町村は、平成 24 年度から森林法の施行のため必要があるときは、森林所有者等の把握に関し、関係機関に必要な情報の提供を求めることが可能となり、これにより得られた情報については、内部での利用が可能となった。</p> <p>このため、林野庁では、平成 23 年の森林法改正を受けて、都道府県及び市町村に対し、不動産登記簿及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 9 号の規定に基づく固定資産課税台帳を活用した森林所有者を把握するための手順等をまとめた関連通知を次のとおり発出し、所有者の把握に努めるよう助言している。</p> <p>(7) 不動産登記簿の電子データを活用した森林所有者の把握</p> <p>林野庁では、従前は網羅的に把握することが難しかった不動産登記簿に記載されている森林所有者情報について、「登記情報の電子データによる提供について」（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、平成 24 年度以降において都道府県及び市町村は、森林法の施行のため必要がある場合、特定の地番に係る登記情報の提供を登記所に依頼す</p>	<p>図表 1-(1)-⑧（再掲）</p> <p>図表 1-(1)-イ-①</p>

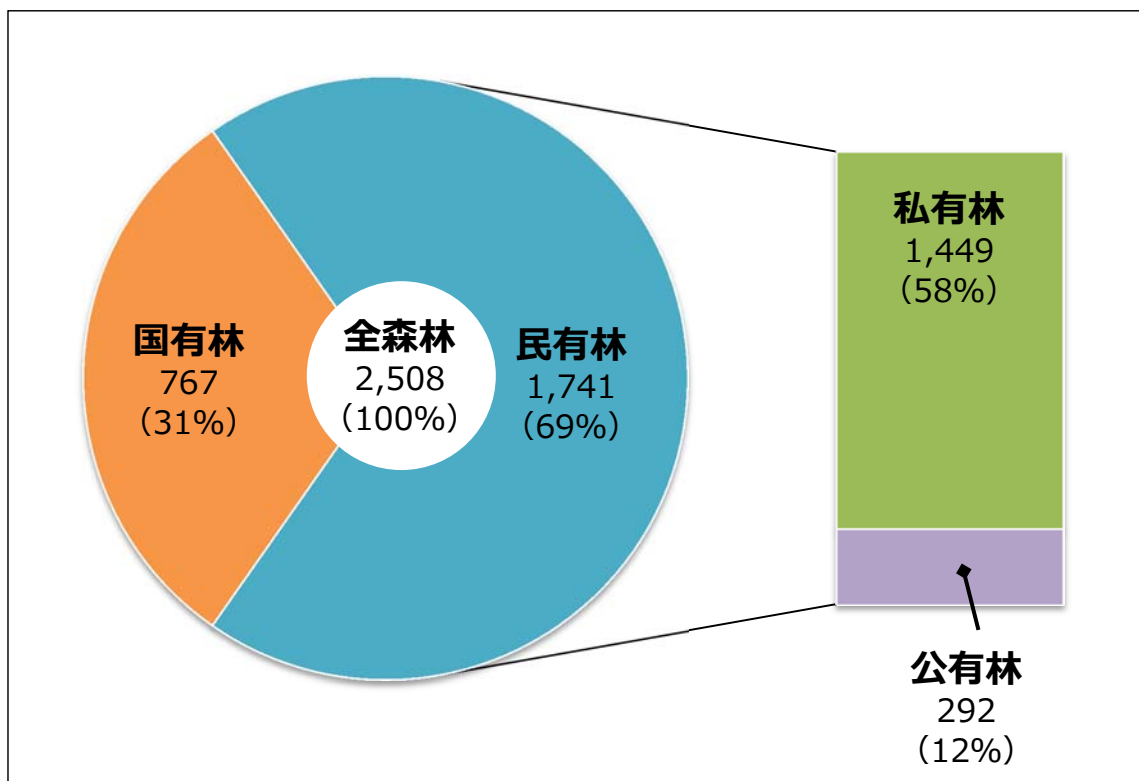
勸告	説明図表番号
<p>ることができるほか、具体的な地番を示すことなく、森林の所有者情報を電子データによって、登記情報の提供を依頼することができるとしている。</p>	
<p>(4) 固定資産課税台帳を活用した森林所有者の把握状況</p>	
<p>固定資産課税台帳に記載されている森林所有者情報のうち、不動産登記簿とは異なる市町村の税務部局の調査により独自に知り得た情報（以下「不動産登記簿と異なる森林所有者情報」という。）については、地方税法第 22 条に規定する守秘義務が課せられる情報であるため、厳しい利用制限がなされている。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-②</p>
<p>しかし、平成 23 年の森林法改正によって、i) 森林の土地所有者届出制度が創設され、市町村に森林の土地所有者を知り得る仕組みが整ったこと、ii) 森林所有者等の把握に関し、都道府県及び市町村は、関係機関に必要な情報の提供を求めることが可能となったことを受けて、林野庁では、総務省自治税務局と協議を行った上で「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、i) 不動産登記簿と異なる森林所有者情報のうち、平成 24 年度以降に異動があったものについては、地方税法第 22 条に規定する守秘義務が課せられる情報に該当しないとして、市町村の林務部局は、税務部局から必要な情報の提供を受けることが可能である、ii) 市町村の林務部局が税務部局から入手した森林所有者情報は、森林法の施行に必要な限度で活用し、都道府県に対して提供することが可能であるとの見解を示している。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-③</p>
<p>このようなことから、調査対象とした 39 市町村における、これらの情報源を活用した森林の土地所有者届出の励行に係る取組の実施状況を調査したところ、調査対象とした市町村の中には、土地の権利移動等に際し、地方税法第 382 条の規定に基づき、登記所から市町村に通知することとされている「登記済通知書」<small>（注 11）</small>に記載された情報を活用し、森林の土地所有者届出の未届者を確認している市町村が 2 市町村あり、うち 1 市町村では、「登記済通知書」によって平成 27 年度中に所有権の移転登記を行ったことが判明しているものの、移転登記から一定の期間経過後も森林の土地所有者届出が未届であった 53 人に対し森林の土地所有者届出制度を周知して、46 人（平成 28 年 3 月末現在）から森林の土地所有者届出を提出させていた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-②（再掲） 図表 1-(1)-イ-②（再掲） 図表 1-(1)-イ-④</p>
<p>しかしながら、調査対象とした 39 市町村のうち、ほとんどの市町村では、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定に基づき、森林所有者等から「伐採及び伐採後の造林の届出書」を受理した際に所有者情報を確認する必要があるれば、関係機関から個別に必要な森林所有者情報を入手するといった活用にとどまっており、不動産登記簿の電子データや固定資産課税台帳に記載されている森林所有者情報を入手して、森林の土地所有者届出の未届者を把握し、届出を励行させる取組までは行っていないかった。</p>	
<p>これらの市町村の多くは、他の業務に追われ、そのような取組を行う余裕はないなどとしており、また、一部の市町村からは、不動産登記簿等と森林の土地所</p>	

勸告	説明図表番号
<p>有者届出に基づく所有者情報を照合させたとしても、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が進捗していない（注 12）ことにより、森林の位置・形状等が一致せず、森林の土地所有者の特定ができない場合があるため、そのような照合に効果があるか分からず、実施にちゅうちょしているといった意見が聴かれた。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑤</p>
<p>一方で、調査対象とした一部の森林組合からは、「森林簿」（注 13）の森林所有者情報の精度が低く、また、住民の個人情報の保護意識の高まりを背景に、自助努力のみでは森林所有者の把握に限界があるため、森林施業の集約化を進めるに当たって、行政が主体となって、税情報を活用するなどして森林所有者情報を整理してほしいといった意見が聴かれたことを踏まえると、市町村は複数の情報源を活用し、森林の土地所有者届出の未届者の把握に努めるべきであると考えられる。</p> <p>（注 11） 登記所は、地方税法第 382 条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10 日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、登記済通知を行うこととされている。</p> <p>（注 12） 「地籍調査」とは、国土調査法に基づき、市町村等が行う、土地の一筆ごとの所有者、地番及び地目を把握し、境界の位置と面積を測量する調査のことである。 地籍調査の全国平均の進捗率は、平成 27 年度末時点で 51%、うち林地分は 44% となっており、今回調査対象とした市町村別にみても、既に進捗率 100% の市町村がある一方で、0% の市町村があるなど、全国的に較差が生じている（詳細は図表 1-(1)-イ-⑤参照）。</p> <p>（注 13） 林野庁では、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林国管第 164 号）及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林整計第 323 号）を都道府県に発出し、民有林の所在地や面積、樹種など森林の概況のほか、森林所有者の氏名も記載事項に含む「森林簿」を作成するよう指導している。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑥</p>
<p>森林施業の集約化や森林施業が十分に行われていない森林所有者等に対し、森林施業の実施の働きかけを行う上で、森林所有者情報は必要不可欠な情報であるが、森林組合等の林業事業体の自助努力のみで当該情報を把握することには限界があることから、行政が主体的に当該情報を把握し、一元的に当該情報の管理を行うことは、森林所有者の特定を効率的に進め、所有者不明森林を可能な限り少なくする観点からも必要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、森林の土地所有者届出を徹底する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林の土地所有者届出の未届を防止するため、例えば、死亡届の提出時に併せて、森林の土地所有者届出制度の周知を行うなど、全国の市町村が行っている森林の土地所有者届出制度の周知方法について把握を行い、その結果に基づき、市町村に対し、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法を紹介すること。</p> <p>② 市町村に対し、関係機関から森林の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合</p>	

勧 告	説明図表番号
は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう要請すること。	

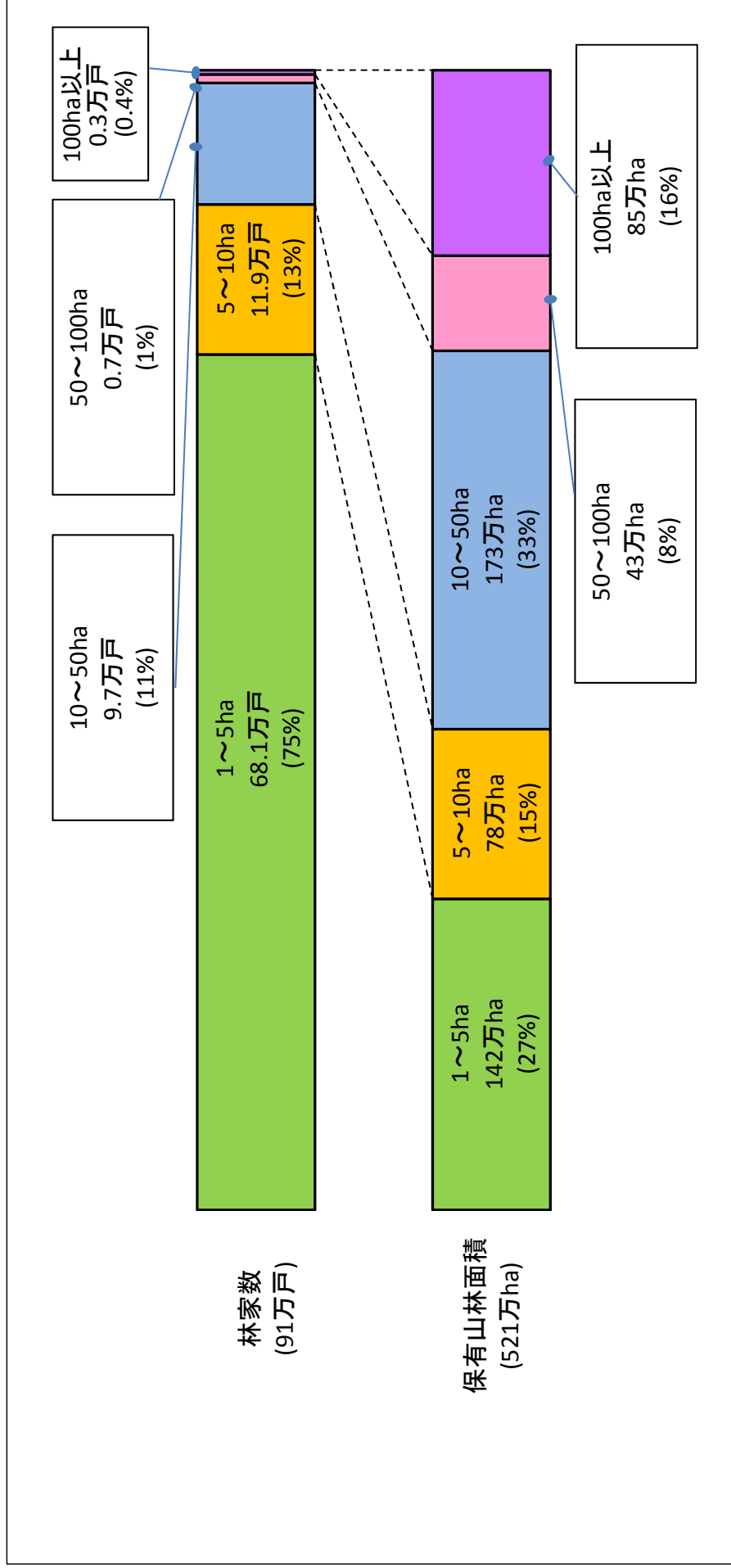
図表 1－(1)－① 我が国の森林面積の内訳

(単位：万 ha)



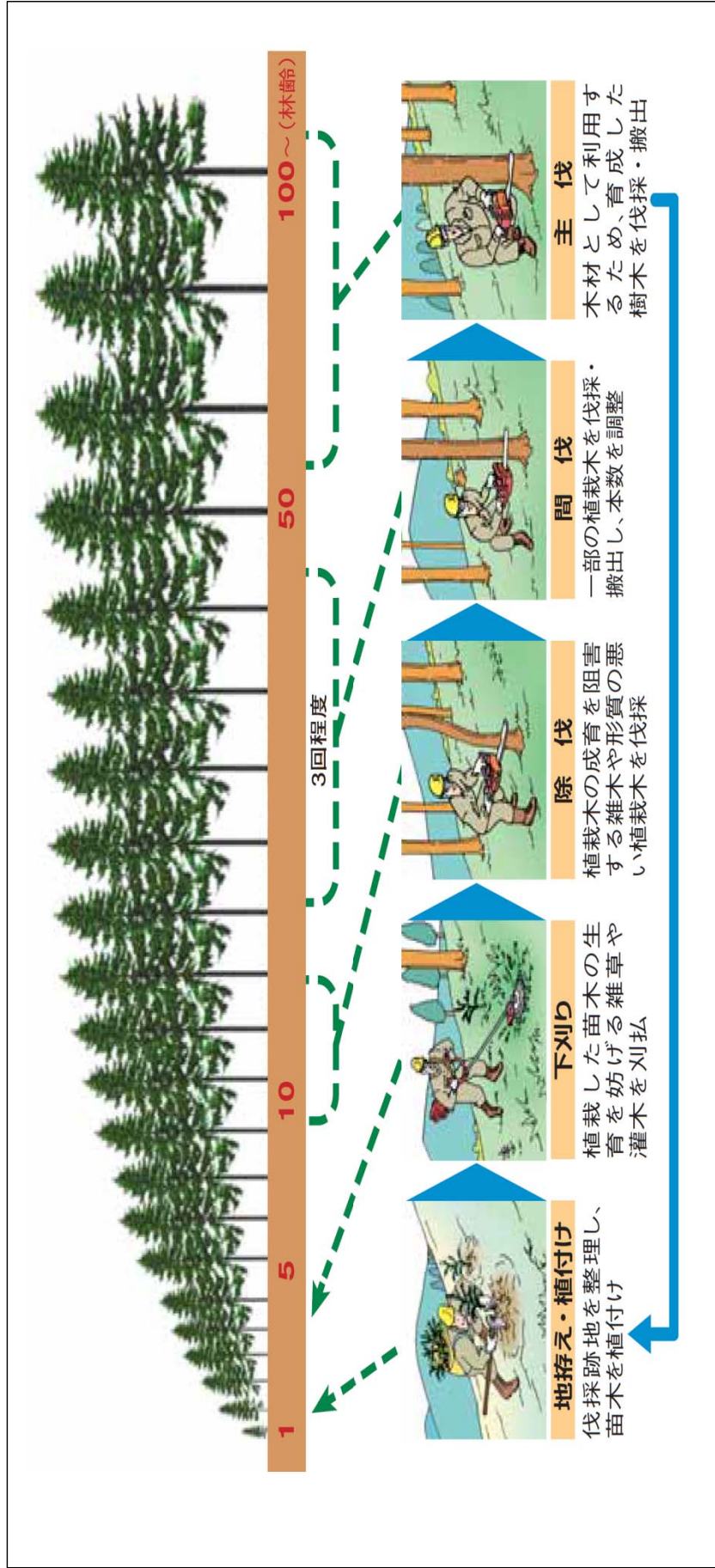
- (注) 1 林野庁の「森林資源の現況」(平成 24 年 3 月 31 日現在)に基づき、当省が作成した。
2 () 内は構成比であり、四捨五入しているため、私有林の内訳の計は一致しない。

図表 1- (1) - ② 全国の林家数と保有山林面積との関係



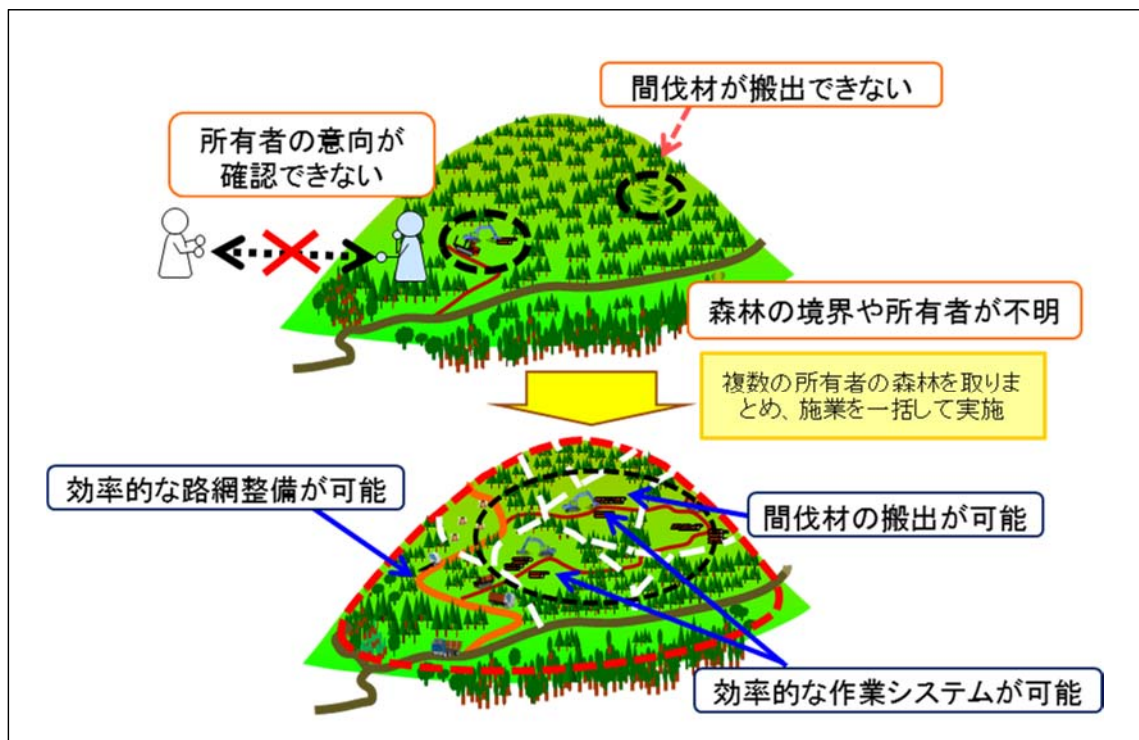
- (注) 1 林野庁が「2010年世界農林業センサス」を基に作成した「平成26年度 森林・林業白書」(平成27年5月29日公表)による。
 2 「林家」とは、1ha以上の山林を保有する世帯のことである。
 3 「保有山林面積」は、山林の所有面積を除き、借入面積を加えたものである。
 4 数値は、平成22年2月現在のものである。

図表 1-1(1)-③ 森林施業のイメージ



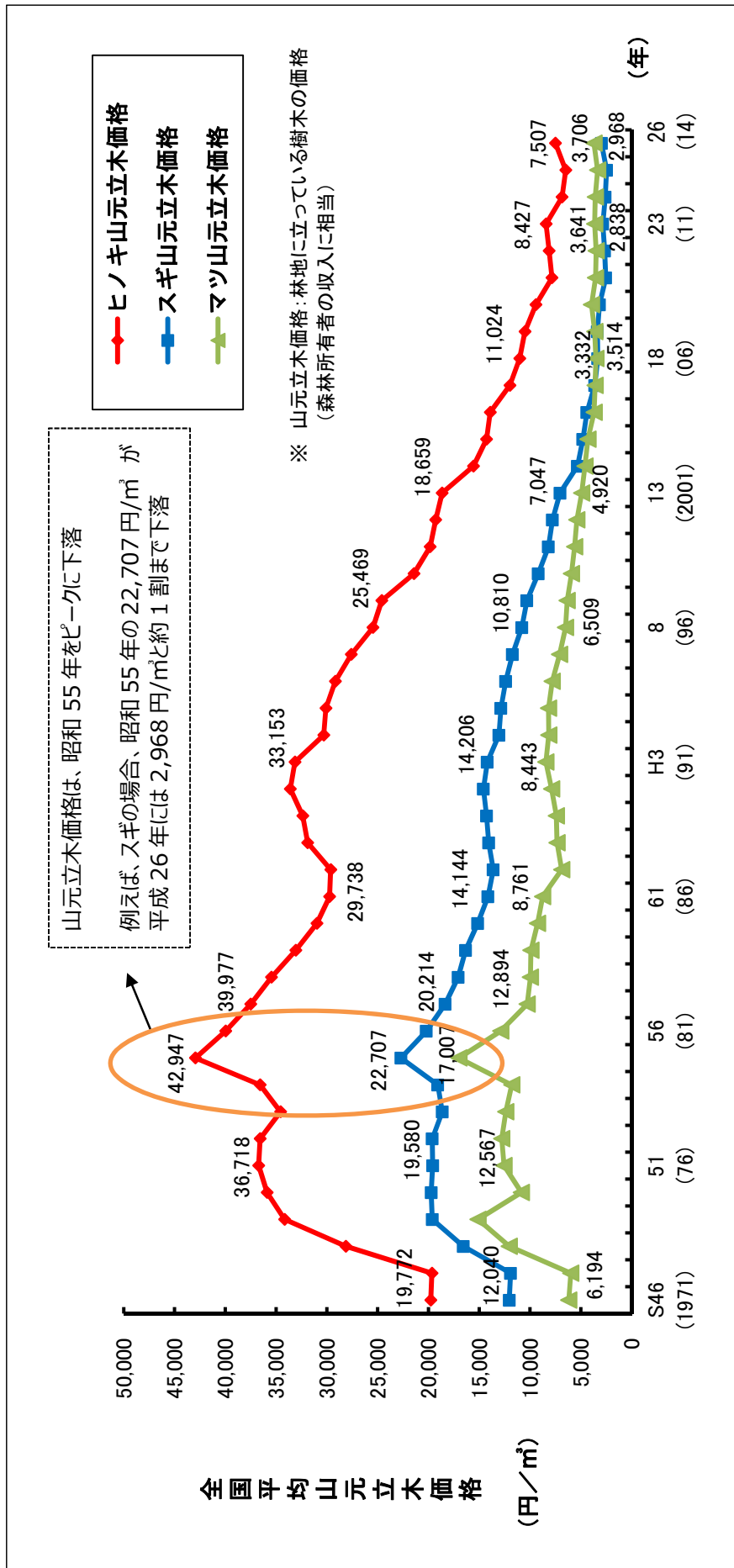
(注) 「平成 25 年度森林・林業白書」(平成 26 年 5 月 30 日公表) による。

図表 1-(1)-④ 森林施業の集約化のイメージ



(注) 林野庁からの提供資料に基づき、当省が作成した。

図表 1- (1) - ⑤ 国内の山元立木価格の推移



(注) 1 「平成 26 年度 森林・林業白書」(平成 27 年 5 月 29 日公表)に基づき、当省が作成した。

2 マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格である。

図表 1- (1) - ⑥ 公益財団法人東京財団が行った相続登記を行わない森林所有者の推計結果の概要

推計方法

- ① 相続手続にかかる諸経費を関係者へのヒアリング結果を基に 20 万円又は 50 万円と仮定し、総務省の「平成 24 年度固定資産の価格等の概要調査」に掲載された「山林」の 1 ㎡当たりの平均価格を基に 20 万円又は 50 万円に相当する都道府県ごとの限界山林面積を算出
 - (例) 埼玉県のケース <相続手続費用が 20 万円と仮定した場合>
 $20 \text{ 万円 (相続手続費用)} \div 27 \text{ 円 (「山林」の 1 ㎡当たりの平均価格)} = 0.74 \text{ ha (限界山林面積)}$
- ② 20 万円又は 50 万円の限界山林面積以下の山林保有者が都道府県ごとごどの程度いるか、農林水産省の「1990 年世界農林業センサス」により算出し、これを山林価格が相続手続費用を下回るため、相続登記を行わない者が保有する者と仮定
 - (例) 埼玉県のケース <相続手続費用が 20 万円と仮定した場合>
 0.74 ha (限界山林面積) 以下の山林を保有する者の山林面積の合計 = 6,340ha (相続登記を行わない者が保有する山林面積の合計)
 ⇒ 農林水産省の「1990 年世界農林業センサス」によると、埼玉県の個人保有山林面積は 57,969ha であるため、相続登記を行わない者の比率は、 $11\% (6,340 \div 57,969 \times 100)$ となる。

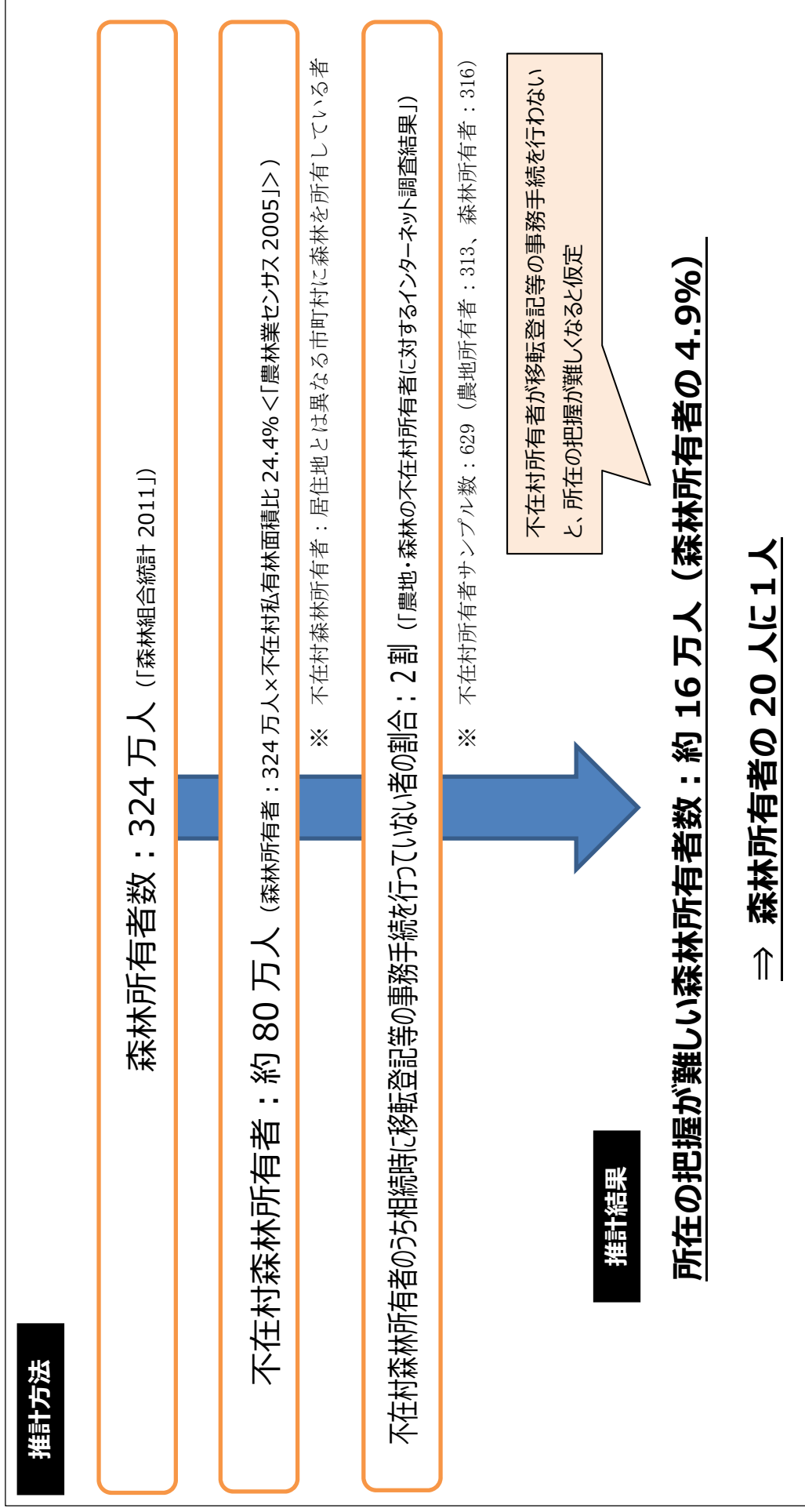


推計結果 (全国集計)

相続手続費用	限界山林面積	個人保有の山林面積	相続登記を行わない者の比率
20 万円のケース	77 万 ha	675 万 ha	11%
50 万円のケース	170 万 ha		25%

(注) 公益財団法人東京財団が行った政策研究「国土の不明化・死蔵化の危機～失われる国土Ⅲ～」(2014 年 (平成 26 年) 3 月) に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑦ 国土交通省が行った所在の把握が難しい森林所有者の推計結果の概要



(注) 国土交通省が平成 23 年度に行った「農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート調査結果」に基づき、当省が作成した。

図表 1－(1)－⑧ 森林の土地所有者を把握する新たな仕組みに係る条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等
第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第 10 条の 7 の 2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る民有林が第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林又は第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第 7 章 雑則

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第 191 条の 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第 8 章 罰則

第 214 条 第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第 7 条 法第 10 条の 7 の 2 第 1 項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から 90 日以内に届出書（1 通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該土地の位置を示す地図

二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3 法第 10 条の 7 の 2 第 2 項の規定による通知は、届出のあつた日から 30 日以内に第 1 項の届出書の写しを添えてするものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1－(1)－⑨ 森林の土地所有者届出の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 ⎓ 印

電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所			前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日			所有権の移転の原因			
	年 月 日						
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
	計					/	
備 考							

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(注) 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和37年農林省告示第851号)による。

図表 1-(1)-⑩ 調査対象とした17道府県及び39市町村

道府県名	市町村名		
北海道	美深町	むかわ町	釧路町
青森県	青森市	平内町	五戸町
岩手県	宮古市	岩手町	
栃木県	佐野市	矢板市	
新潟県	魚沼市	阿賀町	
長野県	飯田市	筑北村	
岐阜県	郡上市	川辺町	
静岡県	静岡市	伊豆市	
三重県	松阪市	紀北町	
京都府	京都市	福知山市	南丹市
兵庫県	丹波市	神河町	
奈良県	五條市	宇陀市	
岡山県	津山市	真庭市	
広島県	庄原市	東広島市	北広島町
高知県	土佐町	四万十町	
熊本県	八代市	天草市	山都町
宮崎県	延岡市	西都市	
17道府県	39市町村		

(注) 1 当省が作成した。

2 道府県及び市町村の順序は、総務省自治行政局が作成した「都道府県コード」及び「市区町村コード」による。

図表1-(1)-ア-① 全国の市町村において受理した森林の土地所有者届出の件数等の推移

(単位:件、ha)

区分		平成24年	25年	26年	27年
届出件数	件数	15,212	25,780	28,009	25,361
	平成24年の数値を100とした場合の指数	100	169	184	167
届出面積	面積	42,574	83,889	110,622	89,625
	平成24年の数値を100とした場合の指数	100	197	260	211

(注) 1 林野庁から提供を受けた資料に基づき、当省が作成した。

2 各年ともに、1月から12月(平成24年は4月から12月)までの数値である。

図表 1-1-1-ア-② 調査対象とした市町村における森林の土地所有者届出件数の推移等

(単位:件)

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況 (平成28年1月末現在)						その他
		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	4年間 の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知		
												24年度	
北海道	美深町	2	2	4	3	11	○ (平成24年4月から実施)		○ (毎年1、2回実施)	◎ (平成25年4月から実施)			
	むかわ町	0	4	2	15	21		○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月に実施)				
	釧路町	0	1	0	0	1		○ (平成24年2月から実施)	○ (平成24年2月に実施)				
青森県	青森市	12	13	26	20	71	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年4月から実施)		◎ (平成24年4月から実施)			
	平内町	38	62	58	65	223					○ (平成24年6月から実施)		
	五戸町	10	11	9	12	42	○ (平成24年4月から実施)						
岩手県	宮古市	64	59	70	92	285							毎年1回コミュニティFM において周知を実施 (注5)
	岩手町	3	2	2	8	15		○ (平成24年5月から実施)					平成23年2月から、毎年1 回町内全域を対象に 開催する農業振興座談 会において周知を実施
	佐野市	14	17	32	27	90	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年3月に実施)				
栃木県	矢板市	5	7	1	7	20		○(注5) (平成24年から実施)					
	魚沼市	18	45	74	56	193	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (毎年1回実施)				
	阿賀町	4	2	2	2	10		○ (平成24年3月から実施)					
長野県	飯田市	24	23	23	23	93		○ (平成25年10月から実施)					①平成26年7月から住民 への「暮らしの便利帳」に 掲載 ②毎年1回開催する「森 林づくり地区懇談会」の 参加者にパンフレットを 配布 ③平成24年8月に司法書 士会に周知を依頼 ④平成29年10月に「死亡 届に伴う関係届一覧表」 に掲載予定

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況（平成28年1月末現在）							その他			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	4年間の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知						
長野県	筑北村	0	0	12	7	19											
	郡上市	123	195	156	224	698	○ (平成25年2月から実施)		○ (平成25年・27年に各1回実施)	○ (平成27年4月から実施)	○ (平成27年9月から実施)					平成25年1月に行政書士会及び司法書士会に周知を依頼	
静岡県	川辺町	12	14	22	13	61					◎ (平成23年4月から実施)						
	静岡市	11	43	66	54	174											
	伊豆市	8	28	20	20	76						○ (平成24年3月に実施)					
	松阪市	21	17	20	54	112	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)									
	紀北町	22	12	10	14	58		○ (平成27年4月から実施)									平成28年3月に「きぼく暮らしの便利帳」に掲載し、全戸配布
京都府	京都市	45	25	34	27	131		○ (平成24年4月から実施)		○ (過去2回程度実施)							
	福知山市	18	31	39	56	144	○ (平成24年6月から実施)										森林組合員向けの「森林組合だより」(平成25年7月号)に掲載
	南丹市	7	28	8	29	72		○(注5) (平成24年から実施)			○(注5) (平成24年から実施)						
	丹波市	41	48	42	58	189	○ (平成25年2月から実施)										
兵庫県	神河町	2	6	6	8	22		○ (平成24年4月から実施)									平成24年7月から毎年1回、町内全集落の区長、山林部長に対し、チラシを配布
	五條市	12	4	10	16	42	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)									
奈良県	宇陀市	15	12	28	14	69	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (毎年1、2回実施)	○ (平成24年4月から実施)							

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況（平成28年1月末現在）							その他
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	4年間の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知			
岡山県	津山市	17	26	29	29	101	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)		◎ (平成25年10月から実施)				
	真庭市	21	50	79	63	213	○(注5) (平成24年から実施)	○(注5) (平成24年から実施)		◎(注5) (平成24年から実施)				
	庄原市	33	45	25	24	127	○ (平成24年10月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (過去2回程度実施)					
広島県	東広島市	18	15	11	23	67	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年3月から実施)					
	北広島町	9	20	19	18	66	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月に実施)					
	土佐町	2	4	6	8	20	○(注5) (平成24年から実施)	○(注5) (平成24年から実施)	○ (平成24年3月に実施)					
高知県	四万十町	35	62	72	38	207			○ (平成24年3月に実施)					
	八代市	21	30	32	27	110	○ (平成24年4月から実施)						平成23年4月から森林組合が毎年5回の頻度で開催する林業説明会(座談会)において、制度説明を実施	
熊本県	天草市	56	30	7	8	101		○ (平成27年5月から実施)						
	山都町	12	22	26	36	96		○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年3月に実施)					
	延岡市	50	54	91	49	244	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年7月から実施)		◎ (平成24年7月から実施)				
宮崎県	西都市	4	4	3	4	15								
	計	809	1,073	1,176	1,251	4,309	19市町村 48.7%	24市町村 61.5%	16市町村 41.0%	10市町村 25.6%	2市町村 5.1%			

(注)1 当省の調査結果による。

2 「届出制度の周知状況(平成28年1月末現在)」欄の各欄は、「その他」欄を除き、実施している場合に「○」又は「◎」を付し、()内に実施時期を記載した。また、「その他」欄は、実施している場合に、その内容を記載した。なお、空欄は、何も実施していないことを表す。

3 登記所(法務局等)は、地方税法第382条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、通知(登記済通知書)を行うこととされており、調査対象とした市町村の中には、同通知書に記載された情報を活用して森林の土地所有者届出の未届者に対し、周知を実施している市町村があった。

4 「死亡届の受理時に併せて周知」欄の「◎」を付している市町村については、国民年金や国民健康保険など相続に伴い必要な一連の他の事務手続きと併せて、死亡に関する届出のリスト表に森林の土地所有者届出制度を掲載し、同リスト表により、当該制度の周知を実施していた市町村である。なお、「○」を付した市町村は、死亡に関する届出のリスト表に、森林の土地所有者届出制度の掲載はしていないものの、死亡届の受理時に併せて、当該制度のチラシ等を用いて、周知を実施していた市町村である。

5 詳細な実施時期は不明である。

6 「届出制度の周知状況(平成28年1月末現在)」欄の「計」欄の下段は、調査対象市町村数に占める割合である。

図表 1－(1)－ア－③ 森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて(平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号林野庁森林整備部計画課長通知)(抜粋)

2 届出書を確実に提出してもらうための取組

本制度は、売買、相続等により森林の土地を所有することとなったときは、その土地の規模の大小に関わらず、森林の土地の所有者となった旨の届出書(以下「届出書」という。)の届出の義務が等しく課せられるものです。

このため、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布、掲示、窓口への備え付け等により、現に森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮することが重要です。

特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出(死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出)のリスト表に、「森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある」旨を記載し、手交するといった方法が効果的です。

3 事務処理マニュアル

(2) 具体的な事務処理

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

○ 市町村林務部局が保有する森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下のようなものがあります。

- ・ 登記所が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく登記所から市町村長への通知(登記済通知書)に記載された情報
- ・ 地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-1-(1)-ア-④ 調査対象とした市町村における死亡に関する届出のリスト表の一例（川辺町）

戸籍の死亡届は済みましたが、下記に該当のある方は、後日手続きをしてください。

該当	手続	必要なもの	内容	手続場所
国民健康保険	国民健康保険	保険証・喪主及び相続人代表者其々の認印・振込先となる通帳(相続人名義に限りません)	被保険証を返却してください。 ・葬祭を行った方に、葬祭費として50,000円が支給されます。(口座振込)	住民課 (役場1階)
後期高齢者医療	後期高齢者医療	保険証・喪主及び相続人代表者其々の認印・振込先となる通帳(相続人名義に限りません)		住民課
国民年金	国民年金	年金証書・認印 他 厚生年金受給者の方は、年金事務所での手続きとなります	受給者が死亡したことを届けることにより、受給者に変わって、年金未支給請求等で受給該当期間分の年金を受取ることができます。	住民課 (美濃加茂市) 年金事務所
世帯主変更	世帯主変更	認印	世帯主変更の届出をしてください。	住民課
印鑑登録の廃止	印鑑登録の廃止	印鑑登録証【登録証No.】	印鑑登録証を返却してください。	住民課
住民基本台帳カードの廃止	住民基本台帳カードの廃止	住民基本台帳カード	住民基本台帳カードを返却してください。	住民課
高齢受給者（国民健康保険）	高齢受給者（国民健康保険）	受給者証	国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方は、受給者証を返却してください。	住民課
福祉医療関係	福祉医療関係	医療受給者証・身体障害者手帳等・認印 社会参加助成券・認印	・福祉医療受給者証の返却、資格喪失届けをしてください。 ・身体障害者手帳等の返却、返還届けをしてください。 ・社会参加助成券の資格喪失届けをしてください。未使用分がある場合は、返却してください。	住民課
介護保険	介護保険	介護保険被保険者証・認印	被保険者証の返却と介護保険料の還付金申立をしてください。	住民課
納税義務者変更	納税義務者変更	認印 他	土地、家屋等の名義変更をしてください。	税務課 (役場1階)
上水道（下水道）名義人変更	上水道（下水道）名義人変更	認印 他	上水道（下水道）の名義変更をしてください。	基盤整備課 (役場2階)
町営住宅	町営住宅	認印 他	入居者の変更をしてください。	基盤整備課 (役場2階)
土地改良区組合員の名義変更	土地改良区組合員の名義変更	認印	該当者の方は、組合員の名義変更をしてください。	土地改良区事務局 (役場2階) 基盤整備課内
森林の土地の所有者届出	森林の土地の所有者届出	認印・位置図・登記事項証明書等	相続等により森林の所有者となった日から90日以内に届出をしてください。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出する必要があります。	産業環境課 (役場2階)
農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地法第3条の3第1項の規定による届出	認印	相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出することが必要となります。	農業委員会 (役場2階) 産業環境課内

〒509-0393
岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4 川辺町役場 住民課
☎ 0574-53-2513(住民課直通回線) ☎0574-53-2511(役場代表回線)

・火葬許可証
・埋蔵許可証 } 役場で保管していますので、1部提出してください。

(注) 川辺町から入手した資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-ア-⑤ 調査対象とした市町村が平成26年度に受理した森林の土地所有者届出の事由別内訳

(単位:件)

道府県名	市町村名	届出事由別の内訳(件数)					届出事由別の内訳(割合)				
		相続	売買	贈与	その他	計	相続	売買	贈与	その他	計
北海道	美深町	0	2	1	1	4	0%	50%	25%	25%	100%
	むかわ町	1	0	1	0	2	50%	0%	50%	0%	100%
	釧路町	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
青森	青森市	21	3	2	0	26	81%	12%	8%	0%	100%
	平内町	42	13	3	0	58	72%	22%	5%	0%	100%
	五戸町	8	0	1	0	9	89%	0%	11%	0%	100%
岩手	宮古市	57	4	7	2	70	81%	6%	10%	3%	100%
	岩手町	1	1	0	0	2	50%	50%	0%	0%	100%
栃木	佐野市	27	2	3	0	32	84%	6%	9%	0%	100%
	矢板市	1	0	0	0	1	100%	0%	0%	0%	100%
新潟	魚沼市	62	6	6	0	74	84%	8%	8%	0%	100%
	阿賀町	1	0	1	0	2	50%	0%	50%	0%	100%
長野	飯田市	18	3	0	2	23	78%	13%	0%	9%	100%
	筑北村	10	0	2	0	12	83%	0%	17%	0%	100%
岐阜	郡上市	106	21	22	7	156	68%	13%	14%	4%	100%
	川辺町	19	1	2	0	22	86%	5%	9%	0%	100%
静岡	静岡市	58	4	3	1	66	88%	6%	5%	2%	100%
	伊豆市	17	2	1	0	20	85%	10%	5%	0%	100%
三重	松阪市	15	2	3	0	20	75%	10%	15%	0%	100%
	紀北町	4	4	2	0	10	40%	40%	20%	0%	100%
京都	京都市	14	17	3	0	34	41%	50%	9%	0%	100%
	福知山市	11	23	5	0	39	28%	59%	13%	0%	100%
	南丹市	7	1	0	0	8	88%	13%	0%	0%	100%
兵庫	丹波市	36	4	1	1	42	86%	10%	2%	2%	100%
	神河町	6	0	0	0	6	100%	0%	0%	0%	100%
奈良	五條市	8	2	0	0	10	80%	20%	0%	0%	100%
	宇陀市	19	6	3	0	28	68%	21%	11%	0%	100%
岡山	津山市	24	2	0	3	29	83%	7%	0%	10%	100%
	真庭市	55	12	9	3	79	70%	15%	11%	4%	100%
広島	庄原市	15	4	6	0	25	60%	16%	24%	0%	100%
	東広島市	8	3	0	0	11	73%	27%	0%	0%	100%
	北広島町	15	1	3	0	19	79%	5%	16%	0%	100%
高知	土佐町	3	2	1	0	6	50%	33%	17%	0%	100%
	四万十町	42	16	12	2	72	58%	22%	17%	3%	100%
熊本	八代市	20	11	1	0	32	63%	34%	3%	0%	100%
	天草市	6	0	0	1	7	86%	0%	0%	14%	100%
	山都町	16	4	3	3	26	62%	15%	12%	12%	100%
宮崎	延岡市	33	52	6	0	91	36%	57%	7%	0%	100%
	西都市	0	3	0	0	3	0%	100%	0%	0%	100%
計		806	231	113	26	1,176	69%	20%	10%	2%	100%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「届出事由別の内訳(割合)」については、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%となっていない場合がある。

3 「その他」は、寄附による取得や土地を分筆したことなどによるものである。

図表 1－(1)－ア－⑥ 平成 28 年の改正により追加された林地台帳に係る条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

（林地台帳の作成）

第 191 条の 4 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第 191 条の 6 までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前 1 項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第 191 条の 5 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促すため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項の地図について準用する。

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条から附則第 4 条まで及び附則第 15 条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）
- 二 （略）

第 7 条 施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、新森林法第 191 条の 4 第 1 項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第 191 条の 5 第 1 項及び第 2 項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（台帳情報の提供）

第 10 条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営

計画に係る法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（林地台帳の記載事項）

第 104 条の 2 法第 191 条の 4 第 1 項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その森林の土地を含む小流域
- 二 その森林の土地が森林経営計画の対象とする森林に係る土地である場合には、当該森林経営計画について法第 11 条第 5 項の認定をした者
- 三 その森林の土地が公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下この号において「公益的機能別施業森林等」という。）の土地である場合には、当該公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

（台帳情報の提供）

第 104 条の 3 令第 10 条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番
 - 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、申出者が令第 10 条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。
- 3 市町村は、令第 10 条の求めがあった場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付することができる。

（公表することが適当でない事項）

第 104 条の 4 法第 191 条の 5 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、法第 191 条の 4 第 1 項第一号に掲げる事項とする。

（林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出）

第 104 条の 5 法第 191 条の 6 第 1 項の規定による申出は、申出書（一通）を提出してしなければならない。

- 2 前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添えなければならない。

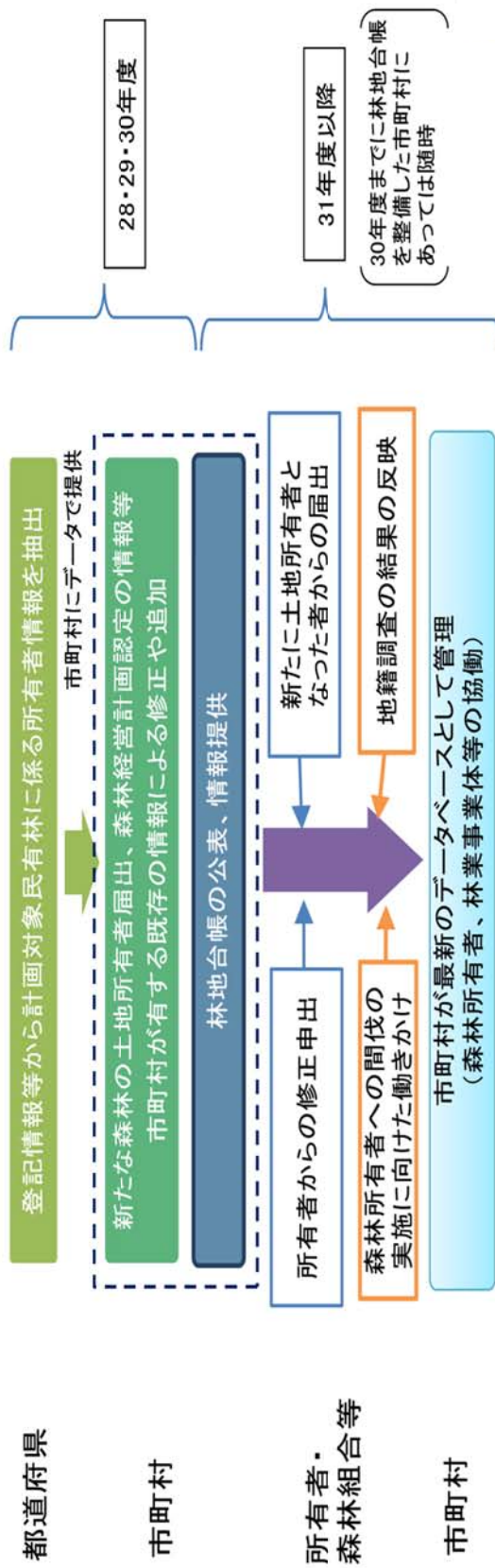
（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-1-(1)-ア-⑦ 林地台帳の整備の概要

1. 林地台帳の整備

1-1 林地台帳作成及び管理の流れ・役割分担

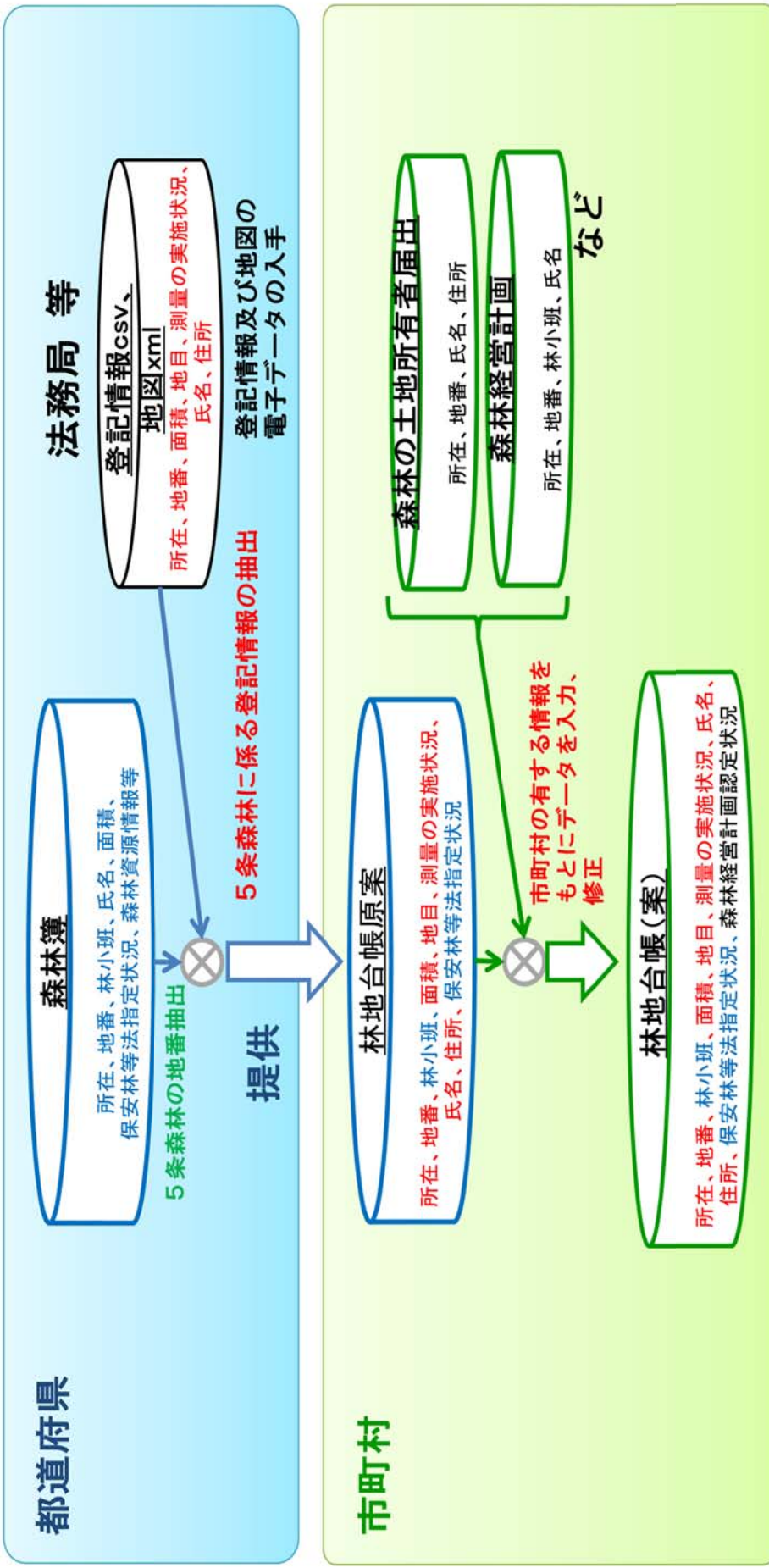
- 林地台帳は、地域森林計画対象森林について都道府県が作成している**森林簿や森林計画図と、登記情報等**を用いて作成する必要。整備にあたっては、**都道府県の支援の下、市町村が作成**することを想定。
- 具体的な整備の流れは、
 - ① **都道府県が、登記情報等から計画対象民有林に係る所有者情報の抽出や地図の作成を行い、順次、市町村に林地台帳のベースとなるデータを提供。**
 - ② **市町村は、都道府県から提供を受けたデータベースについて、森林の土地所有者届出や森林経営計画認定の情報等の市町村が有する既存の情報を活用して修正や追加を行い、林地台帳を作成。**
 - ③ **整備後は、林地台帳の情報の一部を公表するとともに、所有者や林業事業者等へ情報提供。**
 - ④ **林地台帳の公表後は、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申し出等により、徐々に精度を向上。**



1-2 林地台帳の作成方法

○ 林地台帳の作成は、都道府県の協力ののもと、下記の手順を標準として実施。

＜林地台帳の整備手順＞



(注) 林野庁が平成28年4月14日に開催した「第1回『林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場』」の配布資料による。

図表 1－(1)－イ－① 登記情報の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け
23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）（抜粋）

1 情報提供依頼の目的について

登記所が保有する森林所有者等に関する情報の提供依頼は、森林法第 191 条の 2 第 2 項に基づき、同法の施行のため必要があるときに行いうるものである。

また、提供依頼が可能な情報は、現に森林所有者である者に関する登記情報であり、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令など同法の施行のため必要があるときに、特定の地番に係る森林所有者に関する登記情報の提供を依頼することができるほか、2(2)のとおり、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）単位で一定の区域における登記情報の提供依頼をすることができることから、都道府県知事が同法第 5 条に規定する地域森林計画を作成するときや市町村長が同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画を作成するとき、必要な資料の収集のため、効率的に活用することも可能であると考えている。

2 登記所への電子データでの提供依頼方法

(1) 電子データの形式は CSV ファイルであり、登記情報の電子データの編集項目の詳細は別紙 1 のとおりである。

提供依頼に当たっては、別紙 2「CSV ファイル提供依頼申出書」（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、CSV ファイルを格納するための記録媒体（CD-R、USB メモリ等）と併せて管轄登記所へ提出する。

その際、提供される CSV ファイルには、登記官において、パスワードを設定する必要があるため、当該パスワード（英数字混在で、不規則かつ 12 字以上の文字列による。）を適宜の書面により申し出る。

(2) 申出書の作成に当たっては、「2 依頼する物件の表示」に調査対象となる土地の所在及び地番を記載する。ただし、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）のみを記載し、地番区域単位で依頼することも可能である。

(3) その他不明な点等がある場合には、管轄登記所に確認する。

別紙 1 （略）

別紙 2 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(1)－イ－② 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抜粋）

（秘密漏えいに関する罪）

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第 382 条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10 日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 （略）

3 市町村長は、前 2 項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第 380 条第 2 項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあつては、記録。以下本項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-(1)-イ-③ 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用
について(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備
部計画課長通知)(抜粋)

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳(以下「台帳」という。)に記載されている森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地の所有者(以下「森林の土地の所有者」という。)に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報(以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。)については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

また、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報は、森林法第 191 条の 2 第 1 項に基づき同法の施行に必要な限度で利用しうるものであり、その内容については、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所(所有権を移転せず変更された所有者の住所は、森林部局への届出義務がないため、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。)、その森林の土地の所在、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分(共有林に限る。)といった事項に限られる。

なお、市町村林務部局が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能である。

2 提供を受けるに当たっての手續
(略)

3 把握した情報の活用

市町村林務部局は、台帳の情報の照会等により得た森林所有者に関する情報を森林法の施行に必要な限度で活用し、保有する森林所有者に関する情報の修正に利用することが可能であるとともに、森林法の施行に必要な限度でその情報を都道府県林務部局へ提供することが可能である。また、都道府県又は市町村の林務部局は、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、修正後の森林所有者に関する情報を外部へ提供することも可能である。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(1)-イ-④ 「登記済通知書」に記載された情報を利用して把握した森林の土地所有者届出の未届者に対し、当該制度の周知を実施している例（郡上市）

郡上市では、①森林の土地所有者届出が必ずしも励行されていないとの認識があったこと、②林野庁から発出された「森林の土地所有者届出の事務処理マニュアル」において、次のとおり、登記所から市町村に通知される「登記済通知書」（地方税法第382条）により、森林所有者情報を確認するよう紹介されていたことから、平成27年度から同通知書を活用して、森林の土地所有者届出の未届者を把握する取組を開始している。

- 「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁森林整備部計画課長通知）（抜粋）

3 事務処理マニュアル

(2) 具体的な事務処理

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

- 市町村林務部局が保有する森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第191条の2の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下のようなものがあります。

- ・ 登記所が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条第1項及び第2項の規定に基づく登記所から市町村長への通知（登記済通知書）に記載された情報
- ・ 地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

(注) 下線は、当省が付した。

具体的には、登記所（法務局）から郡上市の税務部局に通知された地目が山林等の「登記済通知書」（別添①参照）と同市の林務部局が受理した森林の土地所有者届出書（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条の規定に基づく森林関係の届出書を含む。以下同じ。）を照合し、照合の結果、「登記済通知書」によって、平成27年度中に所有権の移転登記を行ったことが判明しているものの、移転登記から一定の期間（おおむね3か月程度）経過後も森林の土地所有者届出が未届であった者に対して、「森林の土地の所有者届出の提出のお願い」（別添②参照）を平成27年9月から順次発送し、提出を督促している。

郡上市が上記督促を行った結果、督促した53人（平成28年1月7日現在）中46人（86.8%）の所有者から森林の土地所有者届出が提出（平成28年3月末現在）されており、督促によって一定の効果が上がっている状況がみられる。

郡上市に送付された「登記済通知書」(地方税法第382条)の一例

平成27年10月27日作成

権利に関する土地登記済通知書

49	所在				
	地番	地目	山林	地積	
	権利者				1分の1
	義務者				1分の1
	受付年月日	平成27年10月26日受付		登記の目的	所有権移転
	原因	平成26年12月20日相続		備考	

郡上市が森林の土地所有者届出の未届者に対して督促を促している文書

平成28年 2月 日

様

郡上市役所 農林水産部 林務課

「森林の土地の所有者届出書」の提出のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、市の林業行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村长への事後届出が必要となりました。個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。)

今回、10月に森林の土地の登記異動があり、まだ届出をされていない方に対して、届出のご案内をさせていただきました。同封しました「森林の土地の所有者届出書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付して、平成28年2月26日(金)までに郡上市役所 農林水産部 林務課または各振興事務所 振興課 林務担当まで提出いただきますようお願いいたします。

なお、今後も森林の土地を新たに取得した場合は、今回と同様の届出をお願いします。

※届出制度の詳細につきましては、別紙のチラシをご覧ください。

○お問い合わせ先

〒501-4297

岐阜県郡上市八幡町島谷228

郡上市役所 農林水産部 林務課

○提出先

郡上市役所 農林水産部 林務課

または

各振興事務所 振興課 林務担当

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 別添①及び別添②は、郡上市から入手した資料に基づき、当省が作成した。
3 別添②に添付される「別紙のチラシ」(林野庁が作成した森林の土地所有者届出制度のチラシ)は、省略している。

図表 1-(1)-イ-⑤ 調査対象とした道府県及び市町村における地籍調査の実施状況
(平成27年度末時点)

道府県名	進捗率	市町村名	進捗率
北海道	63%	美深町	23%
		むかわ町	87%
		釧路町	89%
青森県	93%	青森市	58%
		平内町	100%
		五戸町	100%
岩手県	91%	宮古市	39%
		岩手町	100%
栃木県	22%	佐野市	0%
		矢板市	24%
新潟県	34%	魚沼市	63%
		阿賀町	5%
長野県	38%	飯田市	30%
		筑北村	3%
岐阜県	16%	郡上市	4%
		川辺町	4%
静岡県	25%	静岡市	3%
		伊豆市	8%
三重県	9%	松阪市	5%
		紀北町	1%
京都府	8%	京都市	1%
		福知山市	16%
		南丹市	3%
兵庫県	24%	丹波市	27%
		神河町	23%
奈良県	12%	五條市	8%
		宇陀市	25%
岡山県	85%	津山市	100%
		真庭市	91%
広島県	53%	庄原市	18%
		東広島市	95%
		北広島町	75%
高知県	54%	土佐町	95%
		四万十町	82%
熊本県	80%	八代市	55%
		天草市	100%
		山都町	46%
宮崎県	66%	延岡市	51%
		西都市	17%
(参考) 全国(47都道府県)平均		51%	
うち林地の平均		44%	

(注) 国土交通省が公表している資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-イ-⑥ 調査対象とした森林組合における行政が保有する森林所有者情報に関する
主な意見

No.	意見の内容
1	<p>自ら有料で登記簿や公図を入手しているが、民間団体であるため住民の個人情報の保護意識の高まりを背景に、情報の取得に限界があり人手もとられるため、行政が保有している森林所有者情報を提供してほしい。現在、現場の山林を熟知している精通者を頼りに、所有者情報を整理しているが、80歳前後の高齢者が多いため、あと数年で有益な情報が得られなくなるのではないかと心配している。当組合が管理する森林は、市町村から公益的機能別施業森林に指定される森林が多く、所有者の所在が分からず、施業されないまま放置される森林が増加すると、今後、山地崩壊等による災害の発生も危惧される。</p> <p>行政から提供される森林所有者情報が、必ずしも真の森林所有者ではない可能性はあるが、手掛かりとなる可能性はあるため、広く浅くでもいいので、とりあえず行政からの森林の土地所有者情報は入手しておきたい。</p> <p>なお、平成25年度に国の「森林整備加速化・林業再生基金事業(森林境界明確化)」を活用して、森林簿のある林班(面積77ha)について、掲載された森林所有者情報の実態調査を約半年間かけて実施したが、森林所有者の氏名と所在、位置が正確に判明したものは、総面積の3分の1程度(25ha/77ha≒32.5%)であった。</p>
2	<p>森林経営計画を作成したい林班内に森林所有者の所在が不明の森林があり、不動産登記簿を閲覧しても、近辺の住民に確認しても、当該所有者の連絡先が分からなかったため、計画の作成を断念したことがある。市町村が保有する税情報などの所有者情報を適切に森林簿に反映できれば、森林の土地所有者を特定する手掛かりにつながる可能性があるのではないか。</p>
3	<p>県から提供を受けている森林簿については、i)記載されている所有者情報が古くから更新されておらず、陳腐化している、ii)所有者名がカタカナ表記で分かりづらく、読み仮名に誤りが多いなど、現場の実態と異なっており、使いづらいものとなっている。</p>
4	<p>森林施業を実施しようと思う森林について、森林簿を頼りに所有者を特定しようとしても、所在が特定できず、周辺に聞き込みを行うなどする必要があるため、調査に時間が掛かる。森林簿等の所有者情報の精度を上げてほしい。</p>
5	<p>森林施業の集約化を進めるため、路網を整備する必要があるが、森林所有者の所在が不明となっている森林が所在するため、路網を迂回させて整備せざるを得ないケースが多く生じている。行政が保有する所有者情報をうまく活用できれば、所有者の所在を特定することができるのではないか。</p>
6	<p>森林所有者に森林経営計画の作成を働きかける際、郵送等により計画作成の意向確認を行っているが、宛先不明で返送されてくるものがあり(例えば、平成25年度の意向調査で宛先不明で返送されたものは132人中16人で12.1%)、これらについて必要な施業を促すことができない。森林簿に掲載される所有者情報の精度がもう少し高まることを期待する。</p>
7	<p>森林経営計画を作成するに当たって、森林簿や登記簿などの所有者情報だけでは、森林所有者の所在が特定できず、林班計画の要件の一つである基準面積(1林班の2分の1以上)を確保できず、計画を断念したケースがある。行政が保有する税情報を活用できれば、何らかの手掛かりが得られるのではないかと。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 森林経営計画制度の適正な運用

勸告	説明図表番号
<p>森林資源を有効に活用し、持続的な森林の経営を確保するためには、森林所有者等が計画的に森林を整備・保全することが不可欠であることから、昭和43年の森林法改正により、森林所有者が所有する森林について5年を一期とする森林施業に関する計画（以下「森林施業計画」という。）の作成を促し、一定の基準を満たす場合、公的に認定^(注1)する森林施業計画制度が創設された。</p> <p>しかし、森林施業計画制度においては、計画を作成できる森林の区域に限定がなかったため、森林施業を行う森林が広範囲に点在する場合があります、必ずしも効率的な森林施業につながっていないなどの指摘を受け、平成23年の森林法改正により森林施業計画制度が見直され、新たに、森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成する制度が創設された^(注2)。</p> <p>森林施業計画制度と森林経営計画制度との主な違いは、次のとおりである。</p> <p>① 森林施業計画制度においては、計画の作成主体として、森林所有者及び森林所有者から森林の経営の委託を受けた者のほか、森林所有者から森林施業の委託を受けた素材生産業者等も認められていたのに対し、森林経営計画制度においては、森林の経営意欲がある森林所有者、森林組合等の林業事業者による森林経営計画の作成を促進するため、森林所有者及び森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に限定された。</p> <p>② 森林施業計画制度においては、単に、近接した30ha以上のまとまりをもった森林が対象とされていたのに対し、森林経営計画制度においては、森林施業の集約化を促進するために、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備状況又は森林の経営の実施状況からみて、計画作成者自らが森林の経営を行う森林であって、一体として整備することが相当なものが対象とされるなど認定基準が厳格となった。</p> <p>具体的には、森林経営計画の対象とする森林の面積が、i) 都道府県知事が定める小流域内の林班^(注3)又は隣接する複数の林班において、林班の面積（複数の林班にあっては合計面積）の2分の1以上であること、ii) 市町村長が定める区域内において30ha以上であること、iii) 同一の森林所有者であれば、その所有する森林の面積が100ha以上であることのいずれかに該当する場合に作成することができることとされている（i）、ii）、iii）に該当する森林経営計画を以下それぞれ「林班計画」、「区域計画」、「属人計画」という。）。</p> <p>なお、対象森林の所在地が、一つの市町村内の場合は市町村長が認定を行い、一つの都道府県内の複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が、それぞれ認定を行うことについては、森林施業計画制度と同じである。</p>	<p>図表1-(2)-① 図表1-(2)-② 図表1-(2)-③ 図表1-(2)-④</p>
<p>今回、調査対象とした17道府県及び39市町村において、森林経営計画の作成状況、認定に係る審査状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(注1) 昭和43年の制定当初は、森林施業計画の対象森林が所在する都道府県知事が認定を行うこととされていたが、平成10年以降、対象森林の所在地が、一つの市町村内の場合は市町村長</p>	<p>図表1-(1)-⑩ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>が認定を行い、一つの都道府県内の複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が、それぞれ認定を行うこととされた。</p> <p>(注2) 森林経営計画とは、計画期間内に行う森林の施業及び保護（火災、盗掘、病虫害等の予防や森林の巡視など）に関する計画のことである。森林経営計画の認定を受けることによって、森林施業を実施するために必要な費用が国庫補助事業の交付対象になるとともに、伐採等により得た山林所得が控除されるなどの支援措置が設けられている。</p> <p>なお、平成23年の森林法の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づき、同改正法施行前に認定を受けた森林施業計画に定められている森林施業の実施についてはなお従前の例によることとされ、森林施業計画は、計画期間の満了を迎えるまで有効なものとして取り扱われるため、森林経営計画制度の運用が開始される直前の23年度末に認定を受けた森林施業計画の場合、28年度末まで有効となる。</p> <p>(注3) 都道府県が策定する森林法第5条第1項の規定に基づく地域森林計画の対象となる森林を分けるものであり、原則として、字界、天然地形等をもって、面積がおおむね50haとなるよう区画したものを「林班」といい、その林班を原則として所有者や林況、林分別に細分したものを「小班」という。</p>	
<p>ア 森林経営計画の作成状況等</p> <p>農林水産省（林野庁）は、森林経営計画制度の運用開始に伴い、同省が行う平成24年度の政策評価において、森林施業の集約化の推進状況等を把握するための指標を、私有林面積に占める森林経営計画を作成している森林の面積の割合（以下「森林経営計画の作成率」という。）とし、32年度末時点で80%とする目標を設定した。</p> <p>森林経営計画の作成率は、平成24年度末時点で17%、25年度末時点で26%と増加したものの、あらかじめ設定していた各年度の目標（注4）をいずれも達成することができなかった。農林水産省（林野庁）では、この理由として、小規模な森林所有者が多い地域の場合、林班計画における対象森林の面積要件の確保（林班面積の2分の1以上）に多大な時間や労力を要することや、地形等の条件により林班単位での森林施業の集約化になじまない地域があることが考えられるとして、平成26年4月に、森林施業が一体として効率的に行われる区域として市町村が定める区域において対象とする森林を30ha以上確保した場合に作成することができる森林経営計画の区分（区域計画）を追加した。</p> <p>また、農林水産省（林野庁）では、平成28年度の政策評価において、森林所有者の高齢化や不在村化（注5）が進行している中で、森林所有者及び境界の明確化に多大な時間や労力を要する場合や森林所有者から森林の経営の委託を受けることが困難となる場合等があり、森林経営計画制度の運用開始後3年が経過した26年度末時点の森林経営計画の作成率が28%と低調であったことなどを踏まえ、32年度末時点における森林経営計画の作成率の目標を60%に下方修正している。</p> <p>(注4) 平成24年度末における森林経営計画の作成率の目標値を25%とし、その後、毎年度約6%から7%ずつ増加させることとして、25年度末で32%を目標としていた。</p> <p>(注5) 市町村内に森林を所有する森林所有者が、当該市町村内に居住等をしないことをいう。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-①</p>
<p>全国の平成27年度末時点における森林経営計画の作成率は30%であり、前述の三つの計画区分（林班計画、区域計画及び属人計画）別にみると、林班計画が16%、属人計画が12%に対し、26年度に新たに創設された区域計画は2%にとどまっている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-②</p>

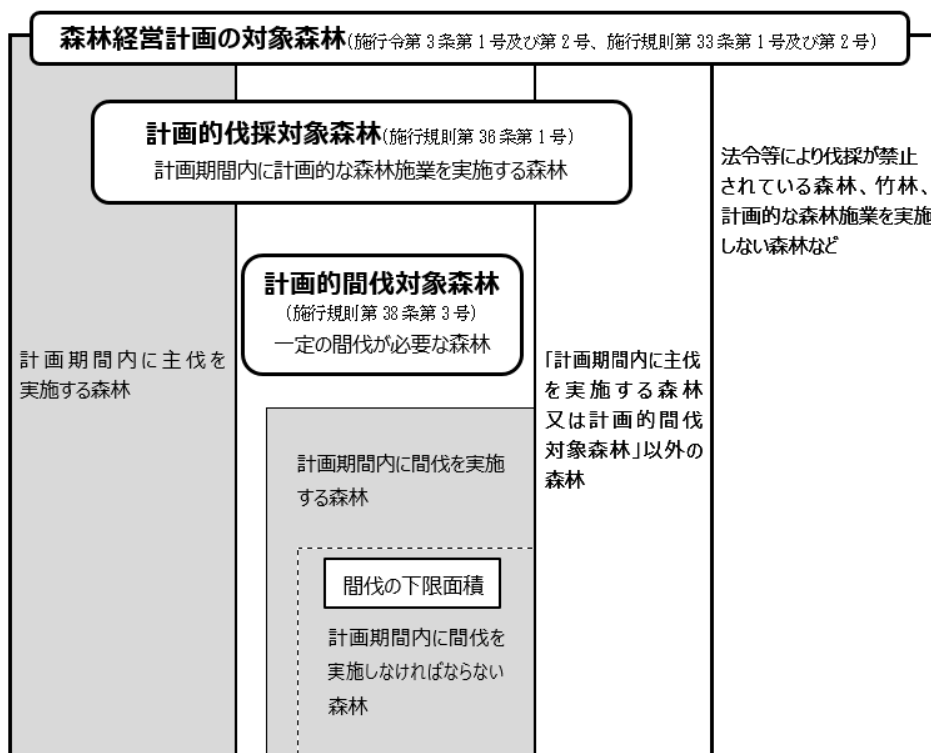
勸告	説明図表番号
<p>平成 27 年度末時点における調査対象とした 17 道府県別の森林経営計画の作成率^(注 6)及び調査対象とした 39 市町村別の森林経営計画の市町村認定率^(注 7)をみると、次のとおり、いずれも大きな較差があり、一部の道府県及び市町村においては、森林経営計画の作成・認定が必ずしも進展していなかった。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-③</p>
<p>① 道府県別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率について、最も高い道府県が 71%であるのに対し、最も低い道府県では 8%である（全国平均 30%を上回ったのは 5 道府県）など、道府県によって大きな差が生じている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-④</p>
<p>② 市町村別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率について、最も高い市町村が 72%であるのに対し、最も低い市町村では 1%に満たない（森林経営計画の作成率の全国平均値 30%と比較すると、市町村による森林経営計画の認定率のみをもって全国平均値を上回ったのは 6 市町村）など、市町村によっても大きな差が生じている。</p>	
<p>平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率又は市町村認定率が全国平均値を上回った道府県及び市町村においては、その理由について、従来の森林施業計画においても計画が作成されていた森林が相当数あり、森林経営計画の作成に当たっても森林所有者等の理解が得られやすかったのではないかなどとしている。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑤</p>
<p>そこで、森林施業計画と森林経営計画の認定要件に違いはあるものの、過去に森林施業計画が作成されていた森林は、既に所有者の合意形成が図られ、森林施業の集約化を進める上での障害は比較的少ないと考えられることから、平成 23 年度末時点における森林施業計画の作成状況と、27 年度末時点における森林経営計画の作成状況との比較を行った。</p>	
<p>その結果、まず、道府県別にみると、3 道府県においては、平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率が、23 年度末時点における森林施業計画の作成率を上回っていたが、残りの 14 道府県においては、27 年度末時点における森林経営計画の作成率が、23 年度末時点における森林施業計画の作成率を下回っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑥</p>
<p>次に、市町村別にみると、8 市町村においては、平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23 年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を上回っていたが、残りの 31 市町村においては、27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23 年度末時点における森林施業計画の認定率を下回っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑦</p>
<p>調査対象とした道府県及び市町村においては、森林経営計画の作成が進展していない理由について、i) 木材価格の低迷等により、森林所有者における森林の経営意欲が低下していること、ii) 行政機関が森林所有者を把握できていない森林や共有者が多数いる森林については、森林経営計画の作成の同意を得るまでの負担が大きく、作成を断念する場合があること、iii) 森林経営計画は、森林施業計画よりも認定要件が厳格となり、従来以上の森林施業が必要となったため、森</p>	<p>図表 1-(2)-ア-⑧</p>

勸告	説明図表番号
<p>林経営計画の作成主体となる森林組合等の林業事業体の現行の限られた人員体制では、それだけの森林施業を実施する余裕がなく、必ずしも過去に森林施業計画を作成していた森林の全てについて森林経営計画を作成することができるわけではないことなどを挙げている。</p> <p>農林水産省（林野庁）が設定した平成 32 年度末時点における森林経営計画の作成率を 60%とする目標に対し、24 年度末時点から 27 年度末時点までの 3 年間における作成率の上昇幅は 13 ポイントであり、32 年度末時点の目標を達成するためには、残りの 5 年間で 30 ポイント以上を上昇させる必要があり、森林経営計画の作成率の進展を加速化することが必要である。</p> <p>そのために、農林水産省（林野庁）は、森林所有者が森林の経営意欲を取り戻すことができるように、木材需要を喚起し、木材利用を一層促進する必要があるとともに、平成 28 年度末をもって森林経営計画制度の創設後 5 年が経過し、29 年度中に 24 年度に認定された森林経営計画の計画期間が満了することや、森林経営計画制度の創設前に認定された森林施業計画について計画期間が満了するまでは有効な計画として取り扱われる経過措置が終了することを踏まえ、森林経営計画の作成促進に係るこれまでの取組等の分析・評価を行い、上記のような道府県及び市町村の意見も参考として、森林経営計画の作成が促進されるように助言を行うことが求められると考えられる。</p> <p>(注6) 「道府県別の森林経営計画の作成率」は、各道府県の私有林面積に占める i) 当該道府県内の市町村長が認定した森林経営計画の対象森林面積、ii) 当該道府県の知事が認定した森林経営計画の対象森林面積、iii) 当該道府県内に所在する農林水産大臣が認定した森林経営計画の対象森林面積を合計した面積の割合を示す（後述する森林施業計画の作成率についても、同様の考え方による。）。</p> <p>なお、平成27年度における森林経営計画の作成率については、農林水産省（林野庁）において数値の精査を行っており、29年3月2日現在の暫定値である。</p> <p>(注7) 「市町村別の森林経営計画の市町村認定率」とは、各市町村の私有林面積に占める当該市町村の長が認定した森林経営計画の対象森林面積の割合を示し、「道府県別の森林経営計画の作成率」とは異なり、道府県知事又は農林水産大臣が認定した森林経営計画の対象森林面積は含んでいない。このため、市町村内に道府県知事又は農林水産大臣が認定した森林経営計画がある場合には、当該市町村内における「森林経営計画の作成率」より「森林経営計画の市町村認定率」は小さくなる場合がある（後述する森林施業計画の認定率についても、同様の考え方による。）。</p> <p>なお、平成27年度における森林経営計画の市町村認定率についても、同様に、農林水産省（林野庁）において数値の精査を行っており、29年3月2日現在の暫定値である。</p> <p>イ 森林経営計画の認定に係る審査状況</p> <p>森林経営計画には、森林法第 11 条第 2 項の規定に基づき、森林の経営に関する長期の方針、所在場所別の樹種、林齢、面積、立木の材積等の森林の現況に関する内容及び伐採等に関する計画内容などを記載しなければならないとされており（注 8）、これらの記載方法や記載事項については、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 35 条及び第 36 条に定められている。</p> <p>森林経営計画を作成する森林所有者等（以下「森林経営計画の作成者」という。）は、市町村が森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき策定する市町村森林整備計画（注 9）の内容を踏まえつつ、森林に関する情報について、都道府県が</p>	<p>図表 1-(2)-② (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>整備する森林簿等の提供を受け、必要に応じて現地確認を行うなどにより、森林経営計画を作成することとなる。</p> <p>森林経営計画の認定を行う市町村長等（以下「森林経営計画の認定権者」という。）は、森林経営計画の作成者から森林経営計画の認定請求を受けた場合、伐採等に関する計画内容が農林水産省令で定める森林施業に関する基準に適合していること、市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められることなどの森林法第 11 条第 5 項各号に定められた要件（以下「認定要件」という。）を全て満たす場合、その計画が適当である旨の認定をするものとされており、認定要件の具体的な内容については、森林法施行規則第 38 条から第 40 条までにおいて定められている。</p> <p>また、森林経営計画の内容が認定要件に従って適当であるかを判断するための基準については、「森林経営計画制度運営要領」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）及び「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）に示されている。</p> <p>森林経営計画制度運営要領においては、認定請求を受けた森林経営計画の記載事項及び添付書類に不備がある場合は、森林経営計画の作成者に対し速やかに補正を求め、また、森林経営計画の内容が認定要件のいずれかを満たしていないと認められる場合は、認定請求を取り下げ、内容の修正を行った上で、改めて認定請求を行うよう指導することとされている。</p> <p>（注8） 森林経営計画においては、長期の方針や森林所在場所別の森林の現況に関する内容、伐採等の計画に関する内容等の森林施業計画にも記載が求められていた事項に加え、新たに、「森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項」、「間伐及び主伐の施業履歴」等を記載することになった。</p> <p>（注9） 市町村森林整備計画は、市町村の区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとにたてられるものであり、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢等が定められている（詳細は、項目1（3）「森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用」を参照）。</p> <p>なお、「標準伐期齢」とは、主要な樹種ごとに平均生長量が最大となる樹木の年齢を基準として、市町村が定めることとされている標準的な伐採（主伐）の時期を示す指標（例：スギ35年、ヒノキ40年）であるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。</p> <p>調査対象とした 39 市町村において、平成 24 年度から 27 年度（9 月末まで）までの間に認定が行われた森林経営計画から 186 計画（以下「調査対象 186 計画」という。）を抽出し（注 10）、認定要件を確実に満たしているかを調査したところ、次のとおり、市町村における森林経営計画の内容の審査を行う業務体制が限られている中で、審査を十分に行うことができないことなどにより、認定要件を満たさない内容であるにもかかわらず、市町村から森林経営計画の作成者に対し計画内容の修正等を求める指導が行われないうまま、森林経営計画が認定されていた例（25 市町村 59 計画）がみられた。</p> <p>（注10） 森林経営計画の対象森林の面積等を勘案し、調査対象とした1市町村につき5件程度を抽出した。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-①</p> <p>図表 1-(2)-イ-②</p> <p>図表 1-(2)-イ-③</p> <p>図表 1-(2)-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例</p> <p>森林所有者が林業事業体等に対し森林の経営を委託する場合、委託期間が計画期間の5年を包含していないと、委託を受けた林業事業体等は森林経営計画の認定を請求する資格を有しないとされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者から請求されている例があった。(3市町村5計画)</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-i</p>
<p>② 記載が義務付けられている「森林の保護に関する事項」や「森林の経営に関する長期の方針」が未記載となっていた例</p> <p>森林経営計画においては、持続的な森林経営を確保する観点から、森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項(以下「森林の保護に関する事項」という。)や、森林の経営に関する長期の方針の記載が義務付けられている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、森林の保護に関する事項や森林の経営に関する長期の方針について、未記載となっている例があった。(8市町村14計画)</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-ii</p>
<p>③ 樹木が生立しない未立木地などにおいて、間伐が計画されていた例</p> <p>森林経営計画の対象森林は、次図のとおり区分され、森林法施行規則第36条第1号に規定する「計画的伐採対象森林」(注11)と同規則第38条第3号に規定する「計画的間伐対象森林」(注12)を区分することとされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、計画的間伐対象森林としての要件を満たさない樹木が生立しない未立木地が計画的間伐対象森林に区分され、間伐が計画されている例があった。(1市町村1計画)</p> <p>また、本来であれば、計画的間伐対象森林に区分しなければならない森林を当該森林に区分せず、間伐が計画されている例があった。(14市町村31計画)</p> <p>(注11) 「計画的伐採対象森林」とは、森林経営計画の対象森林のうち、法令等により立木の伐採が禁止されている森林、竹林など森林法施行規則第36条第1号イからニまでに定められた森林以外の森林をいう。</p> <p>(注12) 「計画的間伐対象森林」とは、「計画的伐採対象森林」のうち、人工植栽に係る森林であること、計画期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること、計画の始期における樹冠疎密度(森林の混み具合を表す尺度)が10分の8以上である森林であって、市町村森林整備計画で定められている標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林であることなど森林法施行規則第38条第3号イからニまでに定める要件を全て満たす森林をいう。</p> <p>なお、農林水産省(林野庁)によると、樹冠疎密度が10分の8以上の場合とは、隣り合う林木の隙間がなく(うっ閉)、間伐が必要な状態とされている。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-④-iii</p>

図 森林経営計画の対象森林の考え方



(注) 1 森林法等に基づき、当省が作成した。
2 網掛けは、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が5年の計画期間内に主伐又は間伐を実施する森林を示す。

④ 伐採を行う基準を満たさない間伐又は主伐が計画されていた例

伐採の内容に関する森林経営計画の認定要件として、過度の間伐を防ぐために、間伐を実施する場合の伐採量を、立木の材積の100分の35以下とすることや、乱伐を防ぐために、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない森林を伐採してはならないことなどがある。

しかし、調査対象186計画の中には、立木の材積の57%の間伐を計画するなど立木の材積割合が100分の35を超えている例や、市町村森林整備計画で定められた伐期齢が80年のところ、58年で皆伐を計画するなど伐期齢に達しない主伐が計画されている例があった。(8市町村9計画)

⑤ 間伐を実施する最低限の森林の面積が満たされていなかった例

森林経営計画においては、間伐を計画的に実施するとともに、その促進を図るため、森林法施行規則に定められた算式により5年の計画期間内に間伐を実施する最低限の森林の面積(以下「間伐の下限面積」という。)を算出し(注13)、間伐の下限面積を超える間伐の実施を計画し、実行することとされている。

図表 1-(2)-イ-
④-iv

図表 1-(2)-イ-
④-v

勸告	説明図表番号
<p>しかし、調査対象 186 計画の中には、計画期間内に間伐を実施する面積が、間伐の下限面積を約 7ha 下回っているなど、間伐の下限面積に係る要件を満たしていない例があった。(4 市町村 4 計画)</p> <p>(注13) 森林法施行規則付録第二に定められた算式により、計画的間伐対象森林を対象として、i) 標準伐期齢に達しない森林については、市町村森林整備計画で定めることとされている「平均的な間伐の実施時期の間隔」が例えば10年に1回の場合は当該森林の面積の2分の1に当たる面積、ii) 標準伐期齢以上の森林については、平均的な間伐の実施時期の間隔が例えば15年に1回の場合は当該森林の面積の3分の1に当たる面積を合計した面積を、間伐の下限面積とすることとされている。</p> <p>このように、森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、森林経営計画を認定していた例がみられた市町村においては、その理由について、i) 担当職員が一人しかおらず、しかも、森林・林業に関する業務以外の他の業務も処理しなければならない状況であり、認定を行うまでの処理期間が限られている(注14)中で、全ての認定要件を十分に確認することは困難であること、ii) 森林・林業に関する業務を初めて担当するなど必ずしも森林・林業に関する専門的知識があるわけではないため、伐採等が計画されているものについては、森林経営計画の作成者が伐採等が可能な植生になっていると判断したと考えているが、その理由の詳細までは確認しておらず、認定請求において添付すべき書類の有無など形式的な内容のみの確認にとどまっていること、iii) 間伐の下限面積を算出するための計算方法など認定要件の内容が複雑なものがあり、計算を誤る場合があることなどとしていた。</p> <p>(注14) 森林法施行規則第34条第1項において、森林経営計画の認定権者が市町村長の場合、森林経営計画の作成者は、計画の始期の20日前までに認定の請求を行うこととされている。</p>	
<p>市町村における森林経営計画の認定に係る審査については、森林法第 191 条第 1 項の規定において、都道府県知事が市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成並びにこれらの達成等のために必要な助言、指導等を行うように努めるものとされていることを踏まえ、調査対象とした道府県においては、市町村の担当職員からの照会等の対応や、市町村の担当職員とともに認定請求を受けた森林経営計画が認定要件を満たしているかの確認を行うなどの支援を行っていた。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑤</p> <p>図表 1-(2)-イ-⑥</p>
<p>また、こうした支援に加え、認定要件を満たしているかを効率的かつ適切に確認することを目的として、森林の面積等を自動集計するなどにより、認定要件を満たしているか否かを判定することができるツールや情報システム(以下「判定ツール等」という。)を導入し、市町村等も利用できるようにしていた(注15)。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑦～⑨</p>
<p>しかし、道府県により導入している判定ツール等が異なり、判定することができる認定要件の内容も異なっている状況であり、上記の事例の中には、森林経営計画の作成者から紙媒体で森林経営計画の提出を受け、手作業による集計で審査を行った結果、確認漏れが生じていた例もみられたため、優良な判定ツール等が広く普及すれば、適切に審査を行うことができるようになると考えられる。</p> <p>調査対象とした市町村においてみられた事例の中でも、上記③の例のうち「本来であれば、計画的間伐対象森林に区分しなければならない森林を当該森林に区</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>分せず、間伐が計画されている例」については、5 道府県が導入する判定ツール等では、計画的間伐対象森林以外では間伐を計画できないよう設定されていたため、これを利用する市町村において該当する事例はみられなかったが、残りの12 道府県が導入する判定ツール等では、こうした設定がされておらず、その結果、9 道府県内の市町村においては該当する事例がみられた。</p> <p>また、上記⑤の例については、判定ツール等において、間伐の下限面積及び計画期間内に間伐を実施する面積の算出方法の設定が誤っていたものがあつた。これらの事例がみられた市町村においては、道府県が導入した判定ツール等で判定された結果を信頼していたため、問題があるとは認識していなかったとしており、こうした不適切な設定については、早急に設定の改善が必要である。</p> <p>現状において、農林水産省（林野庁）は、各都道府県や市町村における判定ツール等の導入状況やその機能等に関する情報を把握していないが、導入していない都道府県及び市町村や既に導入しているが改良等を検討している都道府県及び市町村の参考となるよう、判定ツール等の導入状況等に関する情報を収集し、その結果を都道府県及び市町村に情報提供することにより、優良な判定ツール等の導入が促進されるよう助言する必要がある。</p> <p>(注15) 調査対象とした道府県が導入した判定ツール等の機能等をみると、主に森林施業に関する認定要件を満たしているか否かを判定することができるほか、森林経営計画の作成についても一つの情報システム又は相互に連動した情報システムにより行うことができるものがあり、市町村だけでなく、森林経営計画の作成者も利用することができるものもあつた。</p> <p>また、農林水産省（林野庁）においては、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定要件を満たしているか否かの確認に当たって、認定要件を一覧にしたチェックリストや、伐採等に関する計画内容における森林の面積等を手作業により集計した結果を入力することで、間伐の下限面積等の認定要件を満たしているか判定できるツールを提供しており、当該ツールを利用していた道府県等があつた。しかし、当該ツールは、担当職員等による森林の面積等の集計等が必要となるため、他の判定ツール等に比べれば、審査業務の負担が大きいものとなっている。</p>	<p>図表 1-(2)-イ-⑪</p>
<p>ウ 森林経営計画に基づく森林施業の管理状況</p> <p>(7) 制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、市町村から必要な指導が行われておらず、未提出のままとなっていた例</p> <p>森林経営計画の認定を受けた森林所有者等（以下「森林経営計画の被認定者」という。）は、森林法第 15 条の規定に基づき、森林経営計画の対象森林につき森林経営計画に定められている伐採等を行った場合には、森林経営計画の認定権者に対し伐採等の実施結果を記載した届出書（以下「伐採等の事後届」という。）を提出することが義務付けられている。</p> <p>森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者が、伐採等の事後届を提出せず、又は虚偽の内容により提出をしたときには、森林法第 16 条の規定に基づき、森林経営計画の認定を取り消すことができるとされている。</p> <p>また、認定を受けた森林経営計画の対象森林に保安林が含まれ、その伐採を行う場合、伐採等の事後届の提出に加え、保安林として、伐採前には、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受け、伐採後には、同条第 8 項の規定に基づき、都道府県知事に対し保安林の立木を伐採した旨の届</p>	<p>図表 1-(2)-②（再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-①</p>

勸告	説明図表番号
<p>出（以下「保安林の伐採事後届」という。）を行うこと（注16）が義務付けられている。</p> <p>一方、森林経営計画の対象ではない森林の伐採等を行う場合は、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出することが義務付けられている。</p> <p>（注16） 保安林に係る施業要件に適合する又は伐採の限度を超えない範囲で行う択伐若しくは間伐の場合は、森林法第34条の2又は第34条の3の規定に基づく届出をあらかじめ都道府県知事を行うことにより、同法第34条第1項の許可を受けることや、同条第8項の保安林の伐採事後届を行うことは不要とされている。</p> <p>しかし、調査対象186計画の中には、次のとおり、制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出となっていた例がみられた。</p> <p>① 森林経営計画の対象森林に含まれる保安林について、都道府県には保安林の伐採事後届が行われたが、保安林の伐採事後届を行えば、市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例（1市町村1計画）</p> <p>② 森林経営計画の対象森林についても、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく届出書を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例（4市町村4計画）</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-②</p> <p>図表 1-(2)-ウ-③</p>
<p>上記①の事例については、都道府県知事は、森林経営計画の対象森林ではない保安林の伐採事後届を受理した場合は、森林法第34条第10項の規定に基づき、原則として、伐採を行った立木が所在する市町村の長に対し保安林の伐採事後届があった旨を通知しなければならないとされているが、森林経営計画に定められている伐採の場合は、市町村長が森林経営計画の認定の際に伐採の計画内容を把握することができることや、森林経営計画の被認定者から伐採等の事後届が提出されることを前提として、都道府県知事が当該通知を行うことが不要とされている（注17）。このため、本事例がみられた市町村においては、当該保安林（森林経営計画の対象森林）の伐採が行われたことを把握できず、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができない状況となっていた。</p> <p>上記②の事例については、森林経営計画の認定権者である市町村長は、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書が提出された際に、i) 森林経営計画の対象森林であり、かつ、伐採が計画されている森林を伐採しようとする内容の届出を提出した森林経営計画の被認定者に対しては、伐採及び伐採後の造林の届出書ではなく、伐採等の事後届の提出が必要であることを指導すべきであり、ii) 森林経営計画の対象森林に含まれてはいるものの、伐採が計画されていない森林を伐採しようとする内容の届出を提出した森林経営計画の被認定者に対しては、伐採及び伐採後の造林の届出書ではなく、同法第12条第2項の規定に基づく森林経営計画の変更の認定（詳細は後述ウ(ウ)参照）を受けた上で、伐採等の事後届の提出が必要であることを指導すべ</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-①（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>きであったが、本事例がみられた市町村ではこうした指導が行われていなかった。</p> <p>(注17) 保安林について森林経営計画に定められている択伐又は間伐を行う場合も、森林法第34条の2第4項及び第34条の3第2項の規定に基づき、都道府県知事から市町村長への届出があった旨の通知を行うことは不要とされている。</p> <p>伐採等の事後届の未提出は、森林法第 16 条の規定に基づく森林経営計画の認定取消事由に該当するとともに、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができなくなるため、市町村は、森林経営計画の被認定者に対し伐採等の事後届の提出を徹底させることが重要である。</p> <p>一方、森林の伐採を行う場合には、上記のとおり、i) 伐採等の事後届のほか、ii) 保安林において択伐を行う場合の森林法第 34 条の 2 の規定に基づく事前の届出、iii) 保安林の伐採事後届、iv) 保安林において間伐を行う場合の同法第 34 条の 3 の規定に基づく事前の届出、v) 同法第 10 条の 8 の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書というように、森林の種類や施業の内容により提出が必要な届出が異なるため、森林経営計画の被認定者が、それぞれの届出制度を誤解してしまう可能性があることは否めない。さらに、平成 28 年 5 月に森林法が改正され、これらの届出に加え、森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況を市町村長に対し報告しなければならないという制度が新たに創設され、平成 29 年度から、更に手続が増えることになる。</p> <p>そのため、伐採等の事後届について、適時適切に提出されるように、森林法における他の届出制度との関係や未提出の場合は森林経営計画の取消事由に該当することについて、森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時に（例えば、関連する他の届出の様式に伐採等の事後届の提出が必要となる場合を追記するなどして）注意喚起を行うなど、森林所有者等に対し、周知徹底を図るべきであると考えられる。</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-④</p> <p>図表 1-(2)-ウ-②（再掲）</p>
<p>(4) 伐採等の事後届が提出されていたものの、書面上、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例</p> <p>調査対象 186 計画のうち、調査時点（平成 28 年 2 月時点）で伐採等の事後届が提出されていた 24 市町村の 48 計画を抽出し、届出の内容と森林経営計画における伐採内容を突合し、伐採等が行われた森林の所在場所が書面上特定できるものとなっているかを確認したところ、森林経営計画においては、森林簿に記載された森林の区画を示す「林班」及び「小班」が記載されているが、伐採等の事後届においてはこれらが記載されていないなど、書面上、伐採等が行われた森林の所在場所を特定することができない伐採等の事後届を受理しており、市町村が森林経営計画に基づく森林施業を管理する上で、伐採等の事後届が適切に活用されていないと考えられる例がみられた。（10 市町村 13 計画）</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>本事例がみられた市町村は、伐採等の事後届の提出後に森林経営計画の被認定者に対し確認すれば足りるなどとしているが、市町村の限られた業務体制において、森林経営計画の被認定者に対し、伐採等の事後届の都度、伐採等が行われた森林の所在場所を確認することは非効率である。</p> <p>伐採等の事後届において伐採等を行った森林の所在場所を特定することができないことについては、森林経営計画制度運営要領に示されている森林経営計画の様式には、「字（大字）」欄や「地番」欄が設けられていることに加え、地域の実情に応じて、これらに林班等を併記するよう明記されているのに対し、伐採等の事後届の様式が示されている森林法に関する申請書等の様式に係る告示には、「字（大字）」欄や「地番」欄のみが設けられ、林班等を併記することが明記されていないことも、その一因になっているのではないかと考えられる。</p> <p>伐採等を行った森林の所在場所を特定できない場合は、森林経営計画に基づく森林施業の管理を適切に行うことができない状況につながりかねないため、伐採等の事後届において、林班等についても記載を求める必要がある。</p>	<p>図表 1-(2)-③ （再掲） 図表 1-(2)-ウ-④（再掲）</p>
<p>(ウ) 伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかったにもかかわらず、市町村において必要な対応が行われていなかった例</p> <p>森林経営計画に基づく森林施業が適切に実施されない場合には、計画的に森林を整備・保全することができず、持続的な森林の経営が確保されなくなるおそれがあるため、森林経営計画の被認定者は、森林法第 14 条の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、森林経営計画を遵守しなければならないとされている。</p> <p>また、森林経営計画の被認定者は、森林法第 12 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に該当する変更（森林経営計画の対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合など）が生じた場合には、森林経営計画の認定権者に対し、森林経営計画の変更が適当であるかどうかについて認定を求めなければならない、それら以外の変更（伐採等を行うことが計画されていなかった森林につき新たに伐採等を行うことになった場合など）が生じた場合には、同条第 2 項の規定に基づき、森林経営計画の変更について認定を求めることができるとされている。</p> <p>他方、森林経営計画の認定権者は、森林法第 13 条の規定に基づき、森林経営計画の内容が認定要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるときは、森林経営計画の被認定者に対し、森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならないとされている。</p> <p>また、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者が、i) 森林経営計画を遵守しないとき、ii) 森林法第 12 条第 1 項各号に掲げる場合に森林経営計画の変更について認定の請求をせず、又は請求をしたが認定を受けられ</p>	<p>図表 1-(2)-② （再掲） 図表 1-(2)-ウ-⑥</p>

勸告	説明図表番号
<p>なかったときには、同法第 16 条の規定に基づき、森林経営計画の認定を取り消すことができるとされている。</p> <p>このため、森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の被認定者から提出を受けた伐採等の事後届が森林経営計画を逸脱した内容となっており、それが悪質な遵守義務違反に該当すると判断した場合は、森林経営計画の認定を取り消すこととなる。</p> <p>伐採等の事後届が提出されていた 24 市町村の 48 計画について、伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっているかを調査したところ、次のとおり、森林経営計画の変更が行われることなく、認定された内容と異なる森林施業の結果を記載していた例（17 市町村 25 計画）がみられた。</p> <p>i) 全ての立木（立木の材積割合の 100%）について間伐を実施したという内容となっているなど、間伐した立木の材積割合が間伐の上限である 100 分の 35 を超えていた届出（12 市町村 15 計画）</p> <p>ii) 伐採が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、主伐又は間伐を実施したとの届出（10 市町村 13 計画）<small>（注18）</small> や、間伐が計画されていた森林であるにもかかわらず、主伐を実施したとの届出（2 市町村 4 計画）</p> <p>この中には、市町村森林整備計画で定められた伐期齢が 60 年のところ、36 年で主伐を実施したなど、伐採を行う基準を満たさない森林を伐採したとの届出もあった。</p> <p>iii) 主伐又は間伐を実施した森林の一部が森林経営計画の対象となっていなかった届出（4 市町村 4 計画）</p> <p><small>（注18） 計画的伐採対象森林ではない森林において主伐を実施したとの届出の例、計画的間伐対象森林ではない森林において間伐を実施したとの届出の例を含む。</small></p> <p>上記の事例については、市町村においても、森林経営計画の被認定者に対し認定された内容と異なる森林施業の結果を記載していた理由の確認や特段の指導は行われず、遵守義務違反に該当するかどうかの検討も行われていなかった。</p> <p>その理由について、これらの市町村においては、伐採等の事後届の内容を十分に確認していなかったとしているほか、森林経営計画の対象森林が広範囲に及ぶなど現地確認の負担が大きく、森林経営計画の作成者であっても作成時に必ずしも現地を確認できていないわけではないため、伐採等の結果が森林経営計画の内容と一致しない場合があることはやむを得ず、その理由の確認や森林経営計画の変更を行うようにとの指導を行っていないとしている。</p> <p>伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかった場合、本来であれば、市町村は、その理由が、森林法第 14 条に規定する災害その他やむを得ない理由によるものであるかを確認し、届出の内容が森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの検討を行うなどの適切な対応を</p>	<p>図表 1-(2)-⑤ （再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-i</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-ii、iii</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-iii（再掲）</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑦-iv</p>

勸告	説明図表番号
<p>採る必要があると考えられるが、伐採等の事後届を受理した場合の対応については、森林経営計画制度運営要領において、「届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認する」とされているほか、「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁計画課長通知。最終改正：平成 25 年 3 月 21 日付け 24 林整計第 263 号）の「森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）」において、「届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します」とされているのみで、どのような場合であれば、森林経営計画の遵守義務違反に該当することになるのかなどについて、必ずしも明確に判断できるものとなっておらず^(注19)、また、現行の伐採等の事後届の様式においても、森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかった場合の理由を記載することとされていない。</p> <p>(注19) 森林経営計画制度運営要領においては、「認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。」との記述のほか、「その他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。」といった記述となっている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、森林経営計画制度の適正な運用を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林経営計画制度の創設前に認定された全ての森林施業計画の有効期間は平成 28 年度末をもって満了し、24 年度に認定された森林経営計画の計画期間は 29 年度中に満了することを踏まえ、都道府県、市町村、森林所有者等から森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集し、その結果に基づき、森林経営計画の作成が促進されるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>② 都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定に係る審査を徹底するよう要請を行うとともに、都道府県及び市町村と連携し、判定ツール等の導入状況、内容等を把握、整理した上で、誤った設定をしている場合は、早急に改善させること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、その把握、整理した結果に基づき、優良な判定ツール等の普及の促進を図られるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>③ 伐採等の事後届について適時適切な提出が徹底されるように、都道府県及び市町村に対し、他の届出制度との関係や未提出の場合は森林経営計画の認定取消事由に当たることについて、森林所有者等に森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に注意喚起を行うなど周知徹底を図るよう、要請すること。</p>	<p>図表 1-(2)-ウ-⑧</p> <p>図表 1-(2)-ウ-⑥（再掲）</p>

勸 告	説明図表番号
<p>④ 森林経営計画に基づく森林施業を適切に管理できるようにするため、森林経営計画の被認定者が伐採等の事後届に伐採等を行った森林の所在場所を記載し、都道府県及び市町村が書面上で確認しやすくできるように、森林法に関する申請書等の様式に係る告示の見直しを含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の被認定者に森林経営計画の内容とは異なる森林施業を実施する場合の森林経営計画の変更を徹底させるとともに、伐採等の事後届を受理した際には、実施した森林施業が森林経営計画どおりの内容となっているかの確認を行い、森林経営計画の内容と異なっていた場合は、その理由等の確認を確実に行うよう、要請すること。</p> <p>さらに、伐採等の事後届の内容が森林経営計画とは異なる森林施業の実施結果であった場合に、森林法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの判断を適切に行うことができるよう「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かについて、具体例を挙げるなどして、明確に示すこと。</p>	

図表 1-2(2)-① 森林経営計画制度の概要

森林経営計画制度

平成27年4月

計画の目的

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一時的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

計画の対象となる森林

- ・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とします。
- ・森林経営計画には、属地計画(林班計画、区域計画)、属人計画があり、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

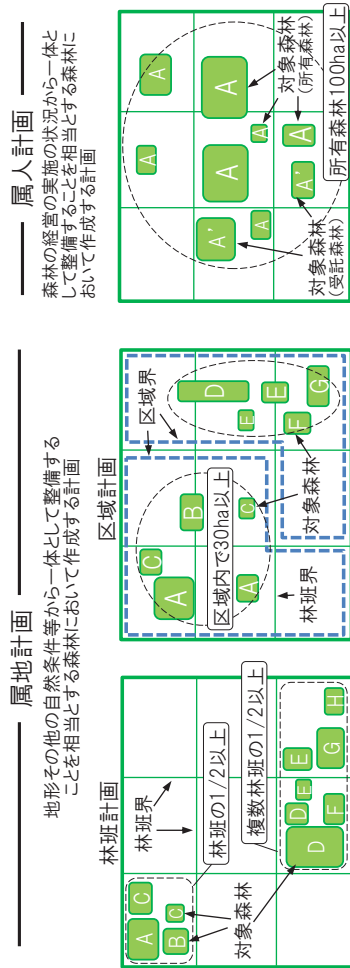
属地計画

- 林班計画：林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること
 - 区域計画※：市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること
- いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

※制度改正により26年4月から作成可能になりました。

属人計画

- 自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- ※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場合にはできません。共同による作成はできません。



計画の作成者

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができます。

- 例えば、属地計画の場合
- ・「森林所有者」が単独で計画を作成
 - ・「森林の経営の委託を受けた者」が単独で計画を作成
 - ・複数の「森林所有者」が集まって、共同で計画を作成
 - ・「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
 - ・複数の「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
- ※ 「森林の経営の委託」とは、森林の施業及び保護の委託であり、「木材の販売」など財産の処分に関わることを委任することは必須ではありませんが、「木材の販売」を委託事項に含む森林経営委託契約書を締結する場合は、印紙税の課税関係が変わる場合がありますので、あらかじめ最寄りの都道府県出先機関などに相談して下さい。

計画書の主な記載事項

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ・伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・路網整備に関する事項
- ・森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

認定申請先

- (1) 認定申請先
 - 森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合：市町村の長
 - 複数の市町村にわたる場合：都道府県知事
 - 複数の都道府県にわたる場合：農林水産大臣
- (2) 認定申請の時期
 - 認定申請先に応じて、次に掲げる日までに認定請求書を提出します。
 - 市町村の長：森林経営計画の始期の20日前
 - 都道府県知事：30日前
 - 農林水産大臣：60日前

必要な書類等

- (1) 森林経営計画認定請求書(農林水産大臣告示に定める様式による。)
- (2) 森林経営計画書
- (3) 添付書類
 - ① 次の事項を表示した図面
 - ・計画対象森林の所在
 - ・計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等の状況
 - ・主伐を行う区域
 - ② 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面(森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を作成する場合に限る。)
 - ③ 森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

支援措置等

森林経営計画を作成した場合、以下のような支援措置等が設けられています。

- (1) 税制
 - 所得税：山林所得に係る森林計画特別控除
 - 相続税：計画伐採に係る相続税の延納等の特例
 - 立木及び林地に係る課税価格の特例
 - 公益的機能別施業森林の評価減
 - 山林についての相続税の納税猶予(規模拡大目標を定めた属人計画のみ※)

※ 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合は、計画書の記載事項や必要な書類が異なりますので、最寄りの都道府県出先機関などに事前にご相談下さい。
- (2) 金融
 - 日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇
- (3) 補助金等
 - 森林環境保全直接支援事業(造林補助)
 - 森林整備地域活動支援交付金

※ また、森林経営計画の対象森林から伐採、生産された木材は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」と比べ、高い調達価格の区分(2,000kW未満・40円2,000kW以上:32円(金額は1kWh当たりの税抜き価格))が適用されます。

(注) 農林水産省(林野庁)の資料による。

図表 1－(2)－② 森林経営計画に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等
第 5 節 森林経営計画

（森林経営計画）

第 11 条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、5 年を 1 期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（一体として整備することを相当とする森林の基準）

第 3 条 法第 11 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その森林の面積（計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適當である森林として農林水産大臣が定める基準に従い市町村の長が指定した森林の面積を除く。）が農林水産省令で定める基準に適合していること。
- 二 その森林が地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況又は森林の経営の実施の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものであること。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（一体として整備することを相当とする森林の面積の基準）

第 33 条 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 3 条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合
次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該森林を含む小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。）内に存する森林（令第 3 条第一号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。）の面積の 2 分の 1 以上であること。
 - ロ 当該森林を含む区域（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。）において 30 ヘクタール以上であること。
- 二 当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認めら

れる場合 100ヘクタール以上であること。

(森林経営計画の認定の請求等)

第34条 法第11条第1項の規定による認定の請求をしようとする者は、その請求に係る森林経営計画の始期 (当該森林経営計画に同条第3項に規定する事項を記載し、かつ、当該森林経営計画に係る第36条第五号イに規定する特定森林経営計画がある場合にあっては、当該特定森林経営計画のうちその始期が最も遅いものの終期) の20日前 (法第19条第1項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあっては30日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあっては60日前) までに、認定請求書及び森林経営計画書を提出しなければならない。

2 (略)

2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 その対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法
- 八 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 九 その他農林水産省令で定める事項

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)

(森林の経営に関する長期の方針の記載方法)

第35条 法第11条第2項第一号の森林の経営に関する長期の方針には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 次に掲げる森林ごとの40年以上の期間に係る森林の経営に関する基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積及び造林面積
 - イ 公益的機能別施業森林区域(法第5条第2項第六号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。)以外の区域内に存する森林
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林
- 二 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合にあっては、森林の経営の共同化及び当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者の申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林が第33条第一号に掲げる場合に該当しない場合にあっては、当該森林を含む小流域内に存する森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針
- 四 当該森林経営計画に法第11条第3項に規定する事項を記載する場合にあっては、5年

ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針

(森林経営計画の記載事項)

第 36 条 法第 11 条第 2 項第九号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち人工植栽に係るものの立木の樹高イ 法令又はこれに基づく処分によりその立木の伐採が禁止されている森林ロ 竹林ハ その森林(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林ニ イからハマでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林
- 二 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合にあっては、共同して行う森林施業の種類及びその実施の方法その他森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関する事項
- 四 当該森林経営計画の対象とする森林において実施された間伐(当該森林経営計画の始期前 10 年以内に実施されたものに限る。)及び主伐(当該森林経営計画の始期前 5 年以内に実施されたものに限る。)の時期並びに当該間伐又は主伐が実施された森林の所在及び面積
- 五 (略)

- 3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。
- 4 第 1 項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。

○ 森林法施行規則(昭和 26 農林省令第 54 号)(抜粋)

(認定の請求の添付書類)

第 37 条 法第 11 条第 4 項(法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を表示した図面イ 当該森林経営計画の対象とする森林の所在ロ 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況ハ 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、主伐としてその立木を伐採するものの区域
- 二 当該森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあっては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面
- 三 当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

2 (略)

- 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があった場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 一 第2項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 第2項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林
森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林
森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準
 - 三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
 - 四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
 - 五 第2項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第一号又は第三号に該当するものであること。
 - 六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
 - 七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。
- 6 市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

(森林経営計画の変更)

- 第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。
- 一 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であって前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合
 - 二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合
- 2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
- 3 前2項の規定による認定の請求については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林経営計画の変更）

第 42 条 法第 12 条第 1 項の規定による認定の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。ただし、法第 11 条第 3 項に規定する事項が記載され、かつ、第 33 条第二号に掲げる場合に該当する森林を対象とする森林経営計画について、次に掲げる場合に該当することとなった原因が相続又は遺贈によるものである場合におけるこの項の規定の適用については、第一号及び第二号中「30 日」とあるのは、「7 月」とする。

一 法第 12 条第 1 項第一号に掲げる場合

その場合に該当することとなった日（該当することとなった原因が相続又は遺贈によるものである場合にあっては、当該相続又は遺贈があったことを知った日）から 30 日以内

二 法第 12 条第 1 項第二号に掲げる場合

その場合に該当することとなった日から 30 日以内

2 法第 12 条第 2 項の規定による認定の請求をしようとする者は、その変更後の森林経営計画に従って森林の施業及び保護を開始しようとする日の 20 日前（法第 19 条第 1 項の規定により都道府県知事が処理することとされる場合にあっては 30 日前、農林水産大臣が処理することとされる場合にあっては 60 日前）までに、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。

3 （略）

（森林経営計画の変更に関する通知）

第 13 条 市町村の長は、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき前条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるときは、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

（森林経営計画の遵守）

第 14 条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護について当該森林経営計画を遵守しなければならない。

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第 15 条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第 44 条 法第 15 条の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 認定森林所有者等（法第 12 条第 1 項に規定する認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の譲渡をした場合
 - 二 認定森林所有者等以外の者が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合
 - 三 認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林において作業路網の設置をした場合
- 2 法第 15 条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林若しくは当該作業路網の設置が終わった日から 30 日以内に提出しなければならない。
- 3 (略)

(認定の取消し)

第 16 条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第 11 条第 5 項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定森林所有者等が、第 12 条第 1 項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。
- 二 認定森林所有者等が、第 14 条の規定に違反していると認められるとき。
- 三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

第 17 条・第 18 条 (略)

(数市町村にわたる事項の処理等)

第 19 条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が 2 以上の市町村にわたる場合には、第 11 条から第 13 条まで及び第 15 条から第 17 条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

- 一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が 1 の都道府県の区域内にある場合
当該都道府県知事
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合
農林水産大臣
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。
- 3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第 1 項の規定により第 11 条第 5 項の規定による認定（第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第 13 条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第 1 項の規定により第 11 条第 5 項の規定による認定又は第 16 条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 森林法第 11 条第 5 項に規定された森林経営計画の認定要件の詳細については、森林法施行規則第 38 条から第 40 条までに定められているが、その概要は後述の図表 1-(2)-イ-①及び②に記載しているほか、本調査でみられた事例に係るものについては、後述の図表 1-(2)-イ-④-i から v まで及び図表 1-(2)-ウ-⑦-i から iii までに抜粋しているため、本図表においては、記載していない。

図表 1－(2)－④ 森林施業計画制度と森林経営計画制度の主な違い

区分	森林施業計画制度	森林経営計画制度
作成主体 (森林法第11条第1項)	<p>森林所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者 ・ その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者 	<p>森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者 ・ 森林所有者と森林の経営の受委託契約を結んだ者
対象森林 (森林法第11条第1項等)	<p>地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて、一体として整備することを相当とする森林</p> <p>(伐採が禁止されているなど計画的な森林施業が困難又は不適当な森林を除く)</p> <p>30ha 以上の団地的まとまりを持つ森林</p>	<p>自らが森林の経営を行う森林であつて、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況又は森林の経営の実施状況からみて、一体として整備することを相当とする森林</p> <p>(伐採が禁止されているなど計画的な森林施業が困難又は不適当な森林を含む)</p> <p>① <u>林班計画</u>：作成主体が、自ら森林の経営を行う森林であり、かつ、地形等から一体として整備することを相当とする森林（<u>計画対象森林の面積が林班又は隣接する複数林班の面積の 2 分の 1 以上となっているもの</u>）</p> <p>② <u>区域計画</u>：作成主体が、自ら森林の経営を行う森林であり、かつ、<u>市町村が定める一定区域内において 30ha 以上の森林</u></p> <p>③ <u>属人計画</u>：<u>100ha 以上の森林を所有している森林所有者が、権原の面で一体として整備することが相当である森林</u>（自らが所有し、及び森林の経営の委託を受けた全ての森林）</p>
記載事項 (森林法第11条第2項。平成23年の改正後には、同条第3項も該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>森林施業の実施</u>の長期の方針 ・ 森林の現況（所在場所別の面積、樹種、林齢、立木材積等） ・ 伐採（主伐又は間伐）する森林の時期、面積、立木材積及び方法 ・ 造林する森林の時期、面積、樹種及び方法 ・ 保育する種類別の面積 ・ 共同で計画を作成する場合、森林施業の共同化に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の<u>経営</u>の長期の方針 ・ 森林の現況（所在場所別の面積、樹種、林齢、立木材積、<u>主伐又は間伐の施業履歴</u>等） ・ 伐採（主伐又は間伐）する森林の時期、面積、立木材積及び方法 ・ 造林する森林の時期、面積、樹種及び方法 ・ 保育する種類別の面積 ・ <u>森林の保護（火災や病虫害被害の防止等）に関する事項</u> ・ <u>作業路網の整備に関する事項</u> ・ 共同で計画を作成する場合、森林の経営の共同化に関する事項 ・ <u>森林経営の規模の拡大目標等</u>（任意記載事項）※ 森林法第11条第3項に規定

区分	森林施業計画制度	森林経営計画制度
認定要件 (森林法第11条第5項。平成23年の改正前 には同条第4項)	① 長期の方針が、対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること ② 次に掲げる区分に応じ、それぞれ適合していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、森林施業の合理化に関する基準 ・ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、公益的機能別森林施業の実施に関する基準 ③ 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 ④ 要整備森林がある場合には、地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。	① 長期の方針が、対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること ② 次に掲げる区分に応じ、それぞれ適合していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、森林施業の合理化に関する基準 ・ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、公益的機能別森林施業の実施に関する基準 ③ 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること ④ <u>作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること</u> ⑤ <u>火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が森林法に規定する害虫駆除等に該当するものであること</u> ⑥ <u>森林経営の規模の拡大目標等が記載されている場合には、森林の経営の規模の拡大が図られることが確実に認められるものであること</u> ⑦ 要整備森林がある場合には、地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

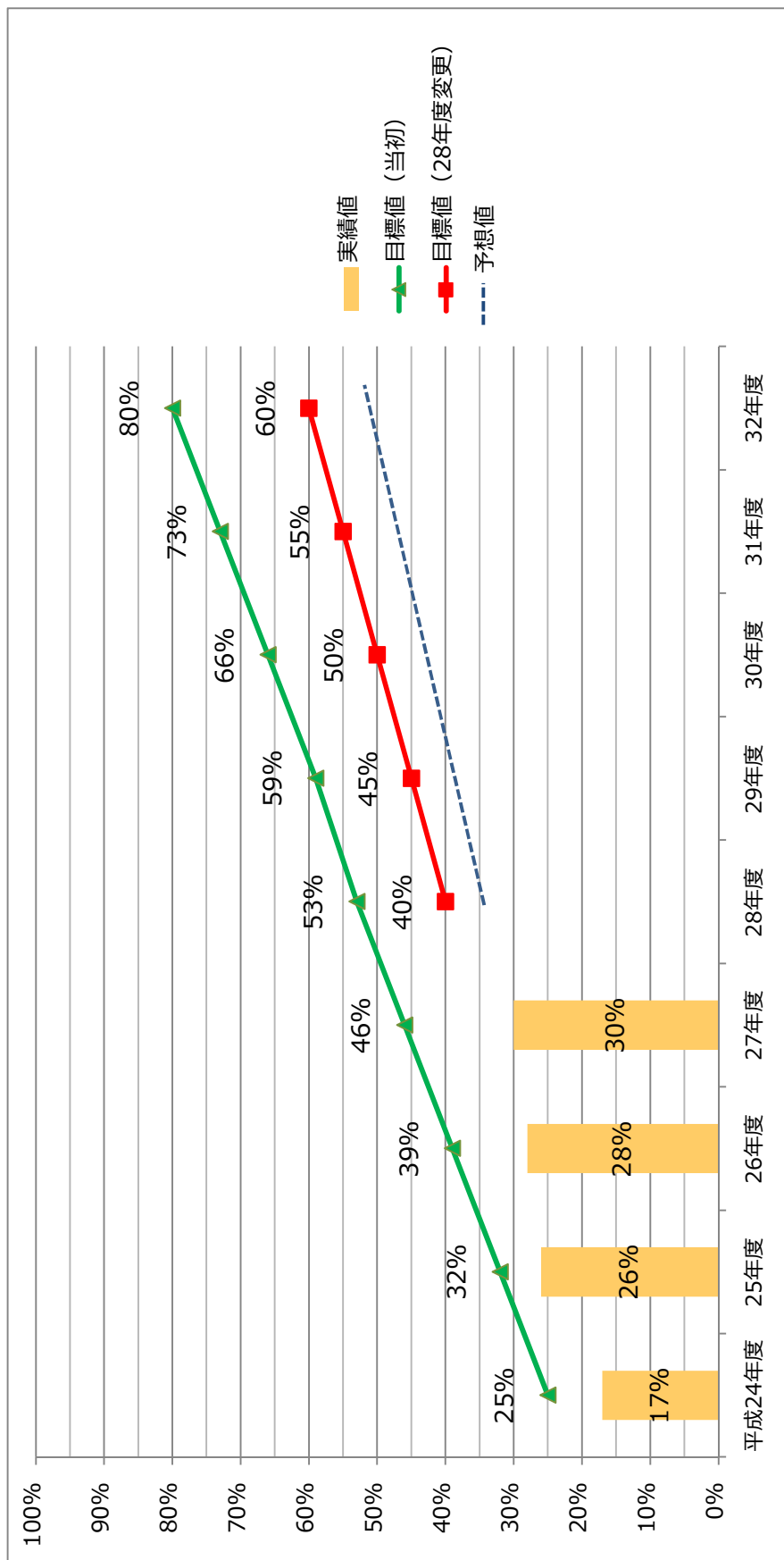
(注) 1 森林法に基づき、当省が作成した。

2 「森林経営計画制度」欄の下線は、森林施業計画制度から変更となった点を示す。

3 「記載事項」欄のうち、「森林経営計画制度」欄の「森林経営の規模の拡大目標等（任意記載事項）」については、属人計画を作成し、相続税の納税猶予を受ける場合には、記載が義務付けられることとなる。

4 森林経営計画制度においては、上記のほか、森林施業の実施基準などの変更も行われている。

図表 1ー(2)ーアー① 農林水産省(林野庁)による民有林における森林経営計画の作成率に係る目標とその実績



- (注) 1 農林水産省(林野庁)の資料に基づき、当省が作成した。
 2 森林経営計画の作成率は、全国の民有林面積に占める森林経営計画の作成面積により算定している。
 このうち「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)における森林法第5条第1項に規定する民有林面積(国有林以外の森林のうち、都道府県知事とその自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる森林を除いた民有林面積)をいう。
 また、「森林経営計画の作成面積」は、i) 市町村長が認定した森林経営計画の作成面積、ii) 道府県知事が認定した森林経営計画の作成面積、iii) 農林水産大臣が認定した森林経営計画の作成面積を合計した作成面積をいう。
 3 農林水産省(林野庁)は、平成26年度までの森林経営計画の作成率(実績値)に基づき、28年度に、32年度末における目標値を80%から60%に変更している。

図表 1ー(2)アー② 全国における森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

(単位: ha)

区分	民有林面積		森林経営計画						森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの
	A	B	林班計画		区域計画		属人計画		D	E = D/A	F = B+D	G = F/A	
			作成面積	作成率	作成面積	作成率	作成面積	作成率					
平成23年度 (24年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	7,445,148	43%	—	—	—
24年度 (25年3月末)	2,888,209	17%	1,515,387	9%	—	—	1,409,947	8%	2,144,593	12%	5,032,802	29%	-14ポイント
25年度 (26年3月末)	4,459,625	26%	2,574,069	15%	—	—	2,003,967	12%	1,377,077	8%	5,836,702	34%	-9ポイント
26年度 (27年3月末)	4,893,670	28%	2,726,220	16%	198,020	1%	2,100,509	12%	830,586	5%	5,724,256	33%	-10ポイント
27年度 (28年3月末)	5,179,881	30%	2,804,913	16%	365,797	2%	2,143,043	12%	550,968	3%	5,730,849	33%	-10ポイント

(注) 1 農林水産省(林野庁)の資料に基づき、当省が作成した。

2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況総括表における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。

3 各欄の作成率は、小数点第一位以下を四捨五入している。

4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の作成面積(a欄)、区域計画の作成面積(c欄)及び属人計画の作成面積(e欄)の合計面積は、森林経営計画の作成面積(B欄)と一致しない。

5 平成24年度以降の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度末までに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。このため、森林施業計画の作成率は、表中の期間においては、平成23年度の値が最大となり、24年度以降の森林施業計画は、年度を追うごとに有効期限切れを迎え、森林経営計画に取り込まれることなどによって、順次低減していくこととなる。

6 「各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの(G-E)」は、平成23年度末時点まで有効であった森林施業計画が24年度以降の森林経営計画にどの程度取り込まれたのかを把握するため、各年度における森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。

7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び都道府県において数値の確認等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

図表 1-(2)-ア-③ 調査対象とした17道府県別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

(単位:ha)

調査対象とした道府県	時点	民有林面積		森林経営計画			林班計画		区域計画		属人計画		森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの
		A	B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	作成率	G=F/A		
																作成面積	
北海道	平成23年度(24年3月末)	2,481,482	1,754,811	71%	989,154	40%	—	1,452	0%	855,098	34%	1,682,619	67%	1,754,811	71%	—	4ポイント
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0%	—	—	—	—
青森県	23年度(24年3月末)	239,281	40,986	17%	13,325	6%	—	15,511	6%	12,373	5%	139,837	58%	62,582	26%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,596	9%	—	—	—	—
岩手県	23年度(24年3月末)	783,957	169,686	22%	20,302	3%	—	20,958	3%	128,901	16%	335,598	43%	170,022	22%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	336	0%	—	—	—	—	—
栃木県	23年度(24年3月末)	221,138	78,436	35%	55,100	25%	—	762	0%	22,574	10%	72,183	33%	79,693	36%	—	3ポイント
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,257	1%	—	—	—	—	—
新潟県	23年度(24年3月末)	565,486	60,331	11%	8,017	1%	—	5,496	1%	46,983	8%	191,745	34%	90,860	16%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,529	5%	—	—	—	—	—
長野県	23年度(24年3月末)	682,002	165,653	24%	101,613	15%	—	0	0%	68,911	10%	139,049	20%	168,475	25%	—	4ポイント
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,822	0%	—	—	—	—	—
岐阜県	23年度(24年3月末)	681,173	103,218	15%	88,920	13%	—	2,013	0%	12,308	2%	380,873	56%	119,390	18%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,172	2%	—	—	—	—	—
静岡県	23年度(24年3月末)	402,004	45,685	11%	20,750	5%	—	11,848	3%	13,191	3%	84,259	21%	65,138	16%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,453	5%	—	—	—	—	—
三重県	23年度(24年3月末)	348,982	33,020	9%	12,974	4%	—	6,982	2%	13,329	4%	114,234	33%	49,296	14%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,276	5%	—	—	—	—	—
京都府	23年度(24年3月末)	334,285	51,257	15%	38,505	12%	—	3,345	1%	9,594	3%	166,485	50%	55,366	17%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,109	1%	—	—	—	—	—
兵庫県	23年度(24年3月末)	531,151	91,734	17%	55,791	11%	—	8,922	2%	21,021	5%	145,823	27%	94,071	18%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,337	0%	—	—	—	—	—
奈良県	23年度(24年3月末)	270,371	22,747	8%	11,864	4%	—	228	0%	10,656	4%	205,663	76%	23,433	9%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	686	0%	—	—	—	—	—
岡山県	23年度(24年3月末)	445,765	168,376	38%	122,483	27%	—	2,070	0%	44,764	10%	188,488	42%	169,133	38%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	757	0%	—	—	—	—	—
広島県	23年度(24年3月末)	563,162	56,955	10%	12,140	2%	—	13,359	2%	31,456	6%	199,243	35%	161,909	29%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104,954	19%	—	—	—	—	—
高知県	23年度(24年3月末)	470,594	64,254	14%	48,943	10%	—	12,716	3%	2,692	1%	164,292	35%	90,198	19%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,944	6%	—	—	—	—	—
熊本県	23年度(24年3月末)	398,908	139,213	35%	79,759	20%	—	35,429	9%	25,756	6%	180,268	45%	157,322	39%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,109	5%	—	—	—	—	—
宮崎県	23年度(24年3月末)	411,959	187,299	45%	167,555	41%	—	7,446	2%	16,704	4%	225,017	55%	196,855	48%	—	—
	27年度(28年3月末)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,556	2%	—	—	—	—	—

(注)1 農林水産省(林野庁)及び調査対象とした17道府県の資料に基づき、当省が作成した。

2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況括弧における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。

3 各欄の作成率は、各道府県の民有林面積に占める、i)各道府県内各市町村長が認定した計画の作成面積、ii)各道府県知事が認定した計画の作成面積、iii)農林水産大臣が認定した計画の作成面積を合計した作成面積の割合を示し、小数点第一位以下を四捨五入している。

4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の作成面積(c欄)、区域計画の作成面積(e欄)及び属人計画の作成面積(f欄)を合計した作成面積を、森林経営計画の作成面積(B欄)と一致しない。

5 平成27年度の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度末までに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。

6 「森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの(G-E)」は、平成23年度末時点の有効であった森林施業計画が27年度末時点の森林経営計画にどの程度取り込まれたのかを把握するため、森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。

7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び各道府県において数値の検証等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

8 表中の網掛けは、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県を示す。

図表 1ー(2)ーア④ 調査対象とした39市町村別の森林経営計画及び森林施業計画の作成状況

(単位:ha)

調査対象とした市町村	時点	民有林面積	森林経営計画						区域計画			属人計画		森林施業計画		森林経営計画と森林施業計画の合計		森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したもの		
			市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率		市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率		市町村認定面積		市町村認定率			
			B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	G=F/A	D	E=D/A	F=B+D		G=F/A	
			市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積		市町村認定率	
美深町	23年度(24年3月末)	57,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	27年度(28年3月末)	5,182	9%	5,182	9%	0	0%	950	2%	0	0%	0	0%	4,815	8%	5,182	9%	—	1ポイント	
むかわ町	平成23年度(24年3月末)	36,348	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	17,653	49%	16,772	46%	0	0%	5,252	14%	0	0%	0	0%	15,408	42%	17,653	49%	—	6ポイント	
釧路町	23年度(24年3月末)	12,349	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,796	31%	2,287	19%	212	2%	1,439	12%	0	0%	0	0%	5,439	44%	3,796	31%	—	-13ポイント	
青森市	23年度(24年3月末)	26,549	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	2,796	11%	1,312	5%	141	1%	1,393	5%	0	0%	0	0%	1,436	5%	3,772	14%	—	9ポイント	
平内町	23年度(24年3月末)	12,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,365	27%	945	7%	1,494	12%	926	7%	0	0%	0	0%	6,867	54%	3,733	30%	—	-25ポイント	
五戸町	23年度(24年3月末)	9,290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	487	5%	380	4%	133	1%	0	0%	0	0%	0	0%	2,004	22%	2,491	27%	—	-73ポイント	
宮古市	23年度(24年3月末)	82,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	342	0%	101	0%	0	0%	242	0%	0	0%	0	0%	10,047	12%	678	1%	—	-11ポイント	
岩手町	23年度(24年3月末)	21,621	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	283	1%	283	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	14,967	69%	283	1%	—	-68ポイント	
佐野市	23年度(24年3月末)	20,573	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	3,219	16%	2,144	10%	300	1%	774	4%	0	0%	0	0%	1,421	7%	3,219	16%	—	9ポイント	
栃木県	23年度(24年3月末)	7,615	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	4,353	57%	4,353	57%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5,016	66%	4,353	57%	—	-9ポイント	
新潟県	23年度(24年3月末)	51,749	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	1,157	2%	906	2%	251	0%	0	0%	0	0%	0	0%	477	1%	1,634	3%	—	-8ポイント	
長野県	23年度(24年3月末)	57,305	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	11,202	20%	1,124	2%	335	1%	9,766	17%	0	0%	0	0%	28,956	51%	15,967	28%	—	-23ポイント	
岐阜県	23年度(24年3月末)	40,393	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	5,246	13%	5,361	13%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2,928	7%	5,246	13%	—	6ポイント	
郡上市	23年度(24年3月末)	8,225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	26年度(27年3月末)	19,519	22%	15,585	17%	2,013	2%	1,921	2%	0	0%	0	0%	67,529	75%	19,519	22%	—	-54ポイント	
川辺町	23年度(24年3月末)	2,854	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	372	13%	372	13%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	661	23%	372	13%	—	-10ポイント	

調査対象とした市町村	時点	民有林面積	森林経営計画						森林施業計画			森林経営計画と森林施業計画の合計			森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの	
			林班計画		区域計画		属人計画		市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率		
			市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積	市町村認定率								
			B	C=B/A	a	b=a/A	c	d=c/A	e	f=e/A	D	E=D/A	F=B+D	G=F/A		
静岡県	23年度(24年3月末)	103,022	—	—	—	—	—	—	—	14,076	14%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	6%	3,140	3%	1,463	1%	1,591	2%	8,695	8%	14,889	14%	14,889	14%	1ポイント
伊豆市	23年度(24年3月末)	21,975	—	—	—	—	—	—	—	2,346	11%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	9%	1,370	6%	699	3%	0	0%	0	0%	2,070	9%	2,070	9%	-1ポイント
三重県	23年度(24年3月末)	41,300	—	—	—	—	—	—	—	27,441	66%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	14%	1,623	4%	4,611	11%	0	0%	0	0%	5,981	14%	5,981	14%	-52ポイント
紀北町	23年度(24年3月末)	18,052	—	—	—	—	—	—	—	3,801	21%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	9%	1,137	6%	0	0%	560	3%	1,605	9%	3,302	18%	3,302	18%	-3ポイント
京都市	23年度(24年3月末)	59,237	—	—	—	—	—	—	—	42,143	71%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	24%	11,545	19%	2,345	4%	781	1%	567	1%	15,051	25%	15,051	25%	-46ポイント
福知山市	23年度(24年3月末)	41,599	—	—	—	—	—	—	—	14,548	35%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	4%	1,786	4%	0	0%	0	0%	0	0%	1,786	4%	1,786	4%	-31ポイント
南丹市	23年度(24年3月末)	53,749	—	—	—	—	—	—	—	41,046	76%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	33%	17,878	33%	0	0%	0	0%	47	0%	17,925	33%	17,925	33%	-43ポイント
丹波市	23年度(24年3月末)	36,368	—	—	—	—	—	—	—	7,580	21%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	2,597	7%	58	0%	0	0%	612	2%	3,267	9%	3,267	9%	-12ポイント
神河町	23年度(24年3月末)	17,352	—	—	—	—	—	—	—	12,983	75%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	8%	1,434	8%	0	0%	0	0%	0	0%	1,434	8%	1,434	8%	-67ポイント
五條市	23年度(24年3月末)	20,341	—	—	—	—	—	—	—	14,526	71%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	4%	769	4%	0	0%	0	0%	0	0%	769	4%	769	4%	-68ポイント
宇陀市	23年度(24年3月末)	18,289	—	—	—	—	—	—	—	14,579	80%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	2%	0	0%	0	0%	290	2%	0	0%	290	2%	290	2%	-78ポイント
津山市	23年度(24年3月末)	31,509	—	—	—	—	—	—	—	14,503	46%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	20%	2,043	6%	938	3%	3,253	10%	676	2%	6,910	22%	6,910	22%	-24ポイント
真庭市	23年度(24年3月末)	58,668	—	—	—	—	—	—	—	31,483	54%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	72%	36,723	63%	225	0%	6,495	11%	0	0%	42,501	72%	42,501	72%	19ポイント
庄原市	23年度(24年3月末)	97,961	—	—	—	—	—	—	—	61,907	63%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	3,892	4%	2,483	3%	0	0%	38,273	39%	44,649	46%	44,649	46%	-18ポイント
東広島市	23年度(24年3月末)	36,537	—	—	—	—	—	—	—	0	0%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	2%	671	2%	122	0%	0	0%	0	0%	793	2%	793	2%	2ポイント
北広島町	23年度(24年3月末)	52,311	—	—	—	—	—	—	—	47,285	90%	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	7%	1,062	2%	2,524	5%	0	0%	0	0%	3,587	7%	3,587	7%	-84ポイント

調査対象とした市町村	時点	民有林面積		森林経営計画						森林経営計画と森林施業計画の合計			森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの				
		A	B	市町村認定率		区域計画		属人計画		市町村認定面積	市町村認定率	市町村認定面積		市町村認定率			
				C=B/A	市町村認定面積	a	b=a/A	市町村認定面積	c						d=c/A	e	f=e/A
高知県	23年度(24年3月末)	15,564	1,815	—	—	1,471	—	—	—	3,515	23%	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	40,151	4,900	—	—	2,636	—	—	—	18,173	45%	—	—	—	—	—	—
熊本県	23年度(24年3月末)	40,261	3,794	—	—	2,218	—	—	—	11,405	28%	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	45,522	8,456	—	—	4,577	—	—	—	16,682	37%	—	—	—	—	—	—
山都町	23年度(24年3月末)	28,623	9,920	35%	—	9,987	35%	—	—	20,182	71%	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	63,908	18,566	29%	—	18,318	29%	—	—	25,167	39%	—	—	—	—	—	—
宮崎県	23年度(24年3月末)	22,520	—	—	—	—	—	—	—	7,559	34%	—	—	—	—	—	—
	27年度(28年3月末)	—	5,156	23%	—	—	—	—	—	0	0%	—	—	—	—	—	—

(注) 1 農林水産省(林野庁)並びに調査対象とした17道府県及び39市町村の資料に基づき、本省が作成した。

2 「民有林面積」は、農林水産省(林野庁)が取りまとめ、公表する「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)の森林資源現況総括表における森林法第5条第1項に規定する民有林面積をいう。

3 「市町村認定面積」とは、各市町村長が認定した計画の作成面積をいう。

また、「市町村認定率」とは、各市町村の民有林面積に占める各市町村長が認定した計画の作成面積の割合を示し、「道府県の作成率」とは異なり、道府県知事認定及び農林水産大臣認定による計画の作成面積は含まれていないため、市町村内に都道府県知事又は農林水産大臣が認定した計画がある場合には、当該市町村内における「作成率」より「市町村認定率」は小さくなる場合がある。

4 林班計画については、区域計画又は属人計画の対象となる森林と重複する場合があるため、林班計画の市町村認定面積(a欄)、区域計画の市町村認定面積(c欄)及び属人計画の市町村認定面積(e欄)の合計面積は、森林経営計画の市町村認定面積(B欄)と一致しない。

5 平成27年度の森林施業計画の実績は、森林経営計画制度の運用が開始される23年度未だに認定を受け、計画期間(5年間)の満了を迎えるまで有効な計画として取り扱われる森林施業計画の実績を示す。

6 「森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものの(G-E)」は、平成23年度未時点まで有効であった森林施業計画が27年度未時点の森林経営計画にどの程度取り込まれたかを把握するため、森林経営計画と森林施業計画の作成率の合計から平成23年度における森林施業計画の作成率を控除したものである。

7 平成27年度実績については、農林水産省(林野庁)及び都道府県において数値の確認等が行われており、29年3月2日現在の暫定値である。

8 表中の網掛けは、平成27年度未時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村を示す。

9 五戸町の「平成23年度における森林施業計画の市町村認定率」については、同町に確認したところ、次のような事情があるため、留意が必要である。

同町によると、当時の資料では、森林施業計画の市町村認定面積は民有林面積の9,290haを上回る9,961haであり、計算上は、認定率が100%を超えることとなるが、これは異なる計画で重複した森林を認定している可能性があるためであるとしている。同町によると、計画の内訳を示す当時の資料が現存していないため、どの程度の重複があったか詳細は不明であるとしているが、当時、ほとんどの森林で森林施業計画が作成されていたと認識しているとしている。

図表 1-(2)-ア-⑤ 森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った道府県及び市町村における
主な理由

該当する調査対象とした道府県及び市町村	森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った主な理由
北海道 森林経営計画：71%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道内の人工林で植生するトドマツやカラマツ等の木材価格が低いため、森林所有者や林業事業体等においては、森林施業に対する補助事業の交付を受けるために森林施業計画の作成が進み、森林経営計画も同様の傾向が続いているため。 ○ 北海道内においては民有林に占める北海道有林の森林面積の割合が高く、森林経営計画を作成した北海道有林の面積が、森林経営計画を作成した民有林面積の約35%を占めているため。
北海道むかわ町 森林経営計画：49%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有する森林面積が比較的大きい森林所有者が多く、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画においても、森林施業計画を作成していた森林所有者に加え、森林施業計画を作成していなかった森林所有者の中にも、森林経営計画の作成に同意が得られた森林所有者が増えたことによるため。
北海道釧路町 森林経営計画：31%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の森林所有者の中には、当面森林施業の予定がないことを理由として森林経営計画を作成する意欲がない森林所有者もいるが、町を管内とする釧路東森林組合が主体となって、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成にも理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
栃木県 森林経営計画：35%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内には森林施業計画の作成が進んでいた市町村があることに加え、森林経営計画制度の創設後、市町村、森林組合等の林業事業体に対し説明会の開催などを通じて働きかけを行ってきたことが、森林経営計画の作成につながっていたのではないかと考えられるため。
栃木県矢板市 森林経営計画：57%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有面積10ha未満の小規模森林所有者が多いが、以前より森林施業の委託が多い傾向にあったことや森林所有者同士の結びつきが強いことに加え、市を管内とするたかはら森林組合が主体となって森林施業計画の作成が進んでいたため、森林経営計画の作成にも理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
京都府南丹市 経森林営計画：33%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林施業計画の作成が進んでいたことに加え、市を管内とする日吉町森林組合が森林所有者に対し森林経営計画の作成を積極的に働きかけており、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
岡山県 森林経営計画：38%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の市町村の中には、森林組合が主体となって、森林施業計画の作成が進み、森林経営計画においても、森林所有者に対し積極的に作成を働きかけ、高い作成率となっている市町村があり、県全体の作成率を引き上げていると考えられるため。

該当する調査対象とした道府県及び市町村	森林経営計画の作成率が全国平均値を上回った主な理由
岡山県真庭市 森林経営計画：72%	○ 林業が主要産業であり、森林所有者の森林整備に対する意識が高く、各種制度の理解や協力が得られやすいことに加え、市を管内とする真庭森林組合において、以前から森林所有者情報を独自に把握・管理していたことから、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画においても、作成に同意する森林所有者が増えたことによるため。
熊本県 森林経営計画：35%	○ 県内には、林業が盛んな市町村が多く、森林施業計画の作成が進んでいたことに加え、平成 28 年度までに森林経営計画の作成率を 50%とする目標を設定し、市町村や森林組合等と協力して森林所有者に対し森林経営計画の作成を積極的に働きかけるなどの取組を行ったことが、森林経営計画の作成につながったのではないかと考えられるため。
熊本県山都町 森林経営計画：35%	○ 町を管内とする緑川森林組合が主体となり、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。
宮崎県 森林経営計画：45%	○ 県内には林業が盛んな市町村が多く、森林施業計画の作成が進んでおり、森林経営計画の作成に理解が得られやすかったのではないかと考えられるため。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした道府県及び市町村のうち、平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値 (30%) を上回った道府県及び市町村の意見を示す。

3 表中の「森林経営計画」は、道府県にあつては平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率、市町村にあつては 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率を示す。

図表 1ー(2)ーアー⑥ 調査対象とした17道府県の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較

(単位:道府県、%)

区分	該当する調査対象とした道府県数		うち平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県数		該当する道府県 (平成23年度末時点における森林施業計画の作成率 →27年度末時点における森林経営計画の作成率 ＜森林経営計画と有効な森林施業計画の作成率の合計＞)
	道府県数	割合	数	割合	
平成27年度末時点における森林経営計画の作成率が、23年度末時点における森林施業計画の作成率を上回った道府県	3	17.6	2	11.8	北海道(67%→71%)、栃木県(33%→35%<36%>) 長野県(20%→24%)
平成27年度末時点における森林経営計画の作成率が、23年度末時点における森林施業計画の作成率を下回った道府県	14	82.4	3	17.6	—
うち0～20ポイント減	5	29.4	3	17.6	静岡県(21%→11%<16%>)、兵庫県(27%→17%>) 岡山県(42%→38%)、熊本県(45%→35%<39%>) 宮崎県(55%→45%<48%>)
うち21～40ポイント減	6	35.3	—	—	岩手県(43%→22%)、新潟県(34%→11%<16%>) 三重県(33%→9%<14%>)、京都府(50%→15%<17%>) 広島県(35%→10%<29%>)、高知県(35%→14%<19%>)
うち41ポイント以上減	3	17.6	—	—	青森県(58%→17%<26%>)、岐阜県(56%→15%<18%>) 奈良県(76%→8%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」欄は、調査対象とした17道府県に占める割合を示す。

3 「該当する道府県」欄の下線は、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った道府県を示す。

4 「該当する道府県」欄の＜森林経営計画と有効な森林施業計画の作成率の合計＞については、平成27年度末において有効な計画として取り扱われる森林施業計画がある場合に、27年度末における森林経営計画の作成率に、森林施業計画の作成率を加えた作成率を記載している。

図表 1ー(2)ーア① 調査対象とした39市町村の森林施業計画の作成状況と森林経営計画の作成状況の比較

区分	該当する調査対象とした市町村数	うち平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村数		該当する市町村における森林施業計画の市町村認定率(%)
		割合	割合	
平成27年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を上回った市町村	8	20.5	2	北海道まかわ町(42%→49%)、北海道美深町(8%→9%)、青森県青森市(5%→11%<14%>)、栃木県佐野市(7%→16%)、長野県飯田市(7%→13%)、長野県筑北村(0%→3%)、岡山県真庭市(54%→72%)、広島県東広島市(0%→2%)
平成27年度末時点における森林経営計画の市町村認定率が、23年度末時点における森林施業計画の市町村認定率を下回った市町村	31	79.5	4	—
うち0～20ポイント減	14	35.9	2	北海道釧路町(44%→31%)、岩手県宮古市(12%→0%<1%>)、栃木県矢板市(66%→57%)、新潟県魚沼市(11%→2%<3%>)、岐阜県川辺町(23%→13%)、静岡県伊豆市(11%→9%)、静岡県静岡市(14%→6%<14%>)、三重県紀北町(21%→9%<18%>)、兵庫県丹波市(21%→7%<9%>)、高知県土佐町(23%→12%<19%>)、熊本県八代市(28%→9%<32%>)、熊本県天草市(37%→19%)、宮崎県延岡市(39%→29%)、宮崎県都城市(34%→23%)
うち21～40ポイント減	6	15.4	1	青森県平内町(54%→27%<30%>)、新潟県阿賀町(51%→20%<28%>)、京都府福知山市(35%→4%)、岡山県津山市(46%→20%<22%>)、高知県四万十町(45%→12%<15%>)、熊本県山都町(71%→35%<62%>)
うち41～60ポイント減	5	12.8	1	岐阜県郡上市(75%→22%)、三重県松阪市(66%→14%)、京都府京都市(71%→24%<25%>)、京都府南丹市(76%→33%<33%>)、広島県庄原市(63%→7%<46%>)、
うち61～80ポイント減	4	10.3	—	岩手県岩手町(69%→1%)、兵庫県神河町(75%→8%)、奈良県宇陀市(80%→2%)、奈良県五條市(71%→4%)
うち81ポイント以上減	2	5.1	—	青森県五戸町(100%→5%<27%>)、広島県北広島町(90%→7%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「割合」欄は、調査対象とした39市町村に占める割合を示す。

3 「該当する市町村」欄の下線は、森林経営計画の市町村認定率のみで、平成27年度末時点における森林経営計画の作成率の全国平均値(30%)を上回った市町村を示す。

4 「該当する市町村」欄の<森林経営計画と有効な森林施業計画として取り扱われる森林施業計画がある場合に、27年度末における森林経営計画の市町村認定率に、森林施業計画の市町村認定率を加えた市町村認定率を記載している。

(単位:市町村、%)

図表 1-(2)-ア-⑧ 調査対象とした道府県及び市町村における森林経営計画の作成が進展しないことに対する主な意見

- 森林経営計画に基づき伐採を行ったとしても、木材価格が低迷し、現行の木材価格では利益を出すことが難しいため、森林所有者における森林の経営意欲が低下し、森林経営計画を作成する意欲のある森林所有者が限られており、また、林業事業体が森林経営計画を作成する際にも、森林の経営意欲が低下している森林所有者から森林の経営の委託について同意が得られない場合がある。

また、これまでも制度や交付対象となる補助事業の要件等が変更されており、森林所有者、林業事業者等の中には、今後も変更されるのではないかと懸念があることや補助事業の見通しが見つからないことから、森林経営計画の作成をちゅうちょする者がいる。
- 森林経営計画の対象とすることを検討している森林において、森林所有者が不明又は境界が未確定の森林に限らず、行政機関が森林所有者を把握できていない森林や、森林所有者等を特定することができた森林であったとしても面積が小規模な森林や不在村者が所有する森林、共有者が多数いる森林の場合、森林の経営の委託について同意を得るために個々の森林所有者の居住地等に赴く必要があるなど森林所有者の同意を得るまでの負担が大きく、森林経営計画作成を断念する者がいる。
- 例えば、次のとおり、森林施業計画と森林経営計画では対象森林等に関する要件が異なるため、過去に森林施業計画を作成していた森林であっても、必ずしも森林経営計画を作成できていないわけではない。
 - i) 対象森林について、森林施業計画においては、近接した 30ha 以上のまとまりをもった森林面積を確保すれば要件を満たしたのに対し、森林経営計画（林班計画又は区域計画）においては、一定の範囲内で確保しなければならない森林の面積が定められたため、森林施業計画を作成していた森林のみでは、要件を満たさない場合がある。
 - ii) 作成主体が森林所有者と森林の経営の委託を受けた者に限定されたため、森林経営に係る委託契約を締結する負担が大きいと感じ、森林経営計画の作成を断念する場合がある。
 - iii) 森林施業の実施基準がより厳格になり、従来以上の森林施業が必要となったため、作成主体となる森林組合等の林業事業者の現行の限られた人員体制では、既に作成した森林経営計画に基づく森林施業を実施するだけでなく、森林経営計画に関する業務以外の対応も必要となる中で、それだけの森林施業を実施する余裕がない。

また、計画期間内に間伐の実施が義務付けられている森林面積を達成できないなど計画どおりに森林施業を実施することができない場合に、森林経営計画の対象森林であったことにより交付を受けた補助金を返還しなければならない可能性があることを懸念する者がいる。
 - iv) 認定要件が複雑のため、専門的な知識が必要となることに加え、作成する負担が大きいため、森林所有者に限らず、森林組合等の林業事業者の中にも、対応できない場合があり、既に森林経営計画を作成している場合であっても、新たな森林経営計画を作成する余裕があるわけではない。
- 戦前又は戦後の荒廃した森林の復旧を図ることを目的として、植林された森林の中には、急峻又は複雑な地形等にあり、現在では路網等の整備や森林施業の実施が困難な森林が含まれているおり、そのような森林に森林経営計画を作成する意欲がある森林所有者等がない。
- 森林経営計画を作成していない公有林があったとしても、市町村においては、担当職員が他の業務を兼務しているなど業務体制が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、必ずしも作成できるわけではない。

(注) 当省の調査結果による。

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	記載内容に不備はないか	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(3) 保育の計画 下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類別の面積	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②六 要領様式2(1)		
	(4) 森林の保護に関する事項 保護のための伐採の時期・方法、病虫害駆除・予防の方法、火災予防のための巡視、境界管理、自給的なアセスメント、長期のモニタリング調査、森林認証の取得状況、火入れの実施等	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②七 要領様式2(1)、3		
	(5) 計画的伐採対象森林のうち人工林の立木の樹高 ※計画的伐採対象森林は、森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林 イ 葉伐林、ロ 竹林、ハ 小規模森林(隣接森林と合わせて0.3ha以下)、ニ 計画的な森林施業を行うこととされていない森林	記載内容に不備はないか 計画的伐採対象森林は適当か	森林経営計画書	法11②八、則36一 則36一イ～ニ 要領12(1)エ		
	(6) 共同して行う森林施業の種類及びその実施の方法その他森林の施業及び保護の共同化に関する事項	記載内容に不備はないか	森林経営計画書(共同作成の場合のみ)	法11②八、則36二		
	(7) 作業路網その他の施設の整備に関する事項 森林作業道の施設の設置 ・設置方法及び利用に関する事項 ・施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置 ・森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況 ① 一体整備区域内の他の認定請求者等と連携して、森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載 ・森林作業道の起点、終点、路線名及び延長(概数)(図示)	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②八、則36三 要領様式4(3)ア		
	(8) 間伐(過去10年)及び主伐(過去5年)の施業履歴	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	要領様式4(3)イ		
	(9) 特定森林経営計画の面積 面積要件(一体整備相当森林)	記載内容に不備はないか	森林経営計画書	法11②八、則36四 要領様式2(1)		
2	(1) 林班計画においては、計画対象森林の面積が林班又は隣接する複数林班(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適当な森林であるとして、市町村長が指定した森林を除く)の面積の1/2以上であること。 ① 湿地、その他立木の更新が著しく困難であると認められること ② 経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなるこ ③ 計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適当と認められること。 (2) 林班計画について、天然林も含め当該森林経営計画の対象とする林班又は隣接する複数林班において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を委託した森林すべてを計画対象森林とすること。	記載内容に不備はないか ①～③を除いた計画対象森林面積が林班又は隣接する複数林班の面積の1/2以上であるか	森林経営計画書、森林簿、位置図、経営の委託に関する意向確認の結果表 (林班計画の場合のみ)	法11① 令3 則33一イ 要領12(1)イ 告示※2		
	(2) 林班計画において、天然林も含め当該森林経営計画の対象とする林班又は隣接する複数林班において認定申請者が所有し、又は森林所有者から経営を委託した森林すべてを計画対象森林とすること。	記載内容に不備はないか	森林経営計画書、添付書類、森林簿 (林班計画の場合のみ)	要領12(1)イ		

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
3	認定基準				
3-1	長期の方針		法11⑤		
3-2	公益的機能別 施業森林区域以外の森林について、森林施業の合理化に関する基準		法11⑤ニイ、則38		
	(1) 主伐終了日の翌々年度までに所定の本数を植栽(適確な更新が困難な森林)	基準に適合しているか	則38一、付録1		
	(2) 主伐終了日の翌々年度から5年経過した時点で、更新の本数が所定の立木の本数を下回る場合は、その後2年以内に所定の本数を超えるよう造林することとされていること。	基準に適合しているか	則38二		
	(3) 間伐を計画している森林が、計画的間伐対象森林内の森林であり、かつ材積間伐率が35%以下であること。	計画的間伐対象森林の内外的別が正しいか 基準に適合しているか	則38三		
	(4) 計画的間伐対象森林内のうち、要間伐森林が、通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること。	基準に適合しているか	則38五		
	(5) 計画対象森林につき、標準伐期齢未達で、主伐の計画がないこと(森林保健施設、作業路網、保安施設、地すべり防止施設等の設置が計画されている森林を除く)	基準に適合しているか	則38六		
	(6) 計画対象森林につき、皆伐について1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であること。	基準に適合しているか	則38七		
	(7) 市町村森林整備計画で定められているぼう芽更新可能な樹種が生育している森林以外の天然林である場合、主伐として伐採する立木の伐採率が70%以下であること。	基準に適合しているか	則38八		
3-3	公益的機能別 施業森林区域内の森林について、公益的機能別森林施業の実施に関する基準		法11⑤ニロ		
	(1) 主伐終了日の翌々年度までに所定の本数を植栽(適確な更新が困難な森林)	基準に適合しているか	則38一、付録1		
	(2) 主伐終了日の翌々年度から5年経過した時点で、更新の本数が所定の立木の本数を下回る場合は、その後2年以内に所定の本数を超えるよう造林することとされていること。	基準に適合しているか	則38二		
	(適確な更新が困難な森林以外の森林)				

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(3) 計画的間伐対象森林内の森林の材積間伐率が35%以下であること。 (4) 計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林が通知に係る間伐の方法及び時期に従った間伐が計画されていること。 (5) 計画対象森林につき、皆伐について1箇所当たりの伐採面積が20ha以下であること。 (6) 市町村森林整備計画で定められているぼう芽更新可能な樹種が生育している森林以外の天然林である場合、主伐として伐採する立木の伐採率が70%以下であること。	森林経営計画書 森林経営計画書 森林経営計画書 森林経営計画書	則38三 則38五 則38七 則38八		
3-3-1	水源涵養機能維持増進森林についての基準 (1) 当該森林につき、「標準伐期齢に10年を加えた林齢」未満での主伐の計画がないこと。	森林経営計画書	則39①		
3-3-2	水源涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林についての基準 (1) 複層林施業森林のうち単層林であるものについて、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積が、Ry0.85を超える場合、0.75以下となるように間伐を実施すること。 (2)-1 標準伐期齢未満で、主伐の計画がないこと(特定広葉樹育成施業森林及び森林保健施設、作業路網等の設置が計画されている森林を除く)。 (2)-2 標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林(長伐期森林)の場合、市町村森林整備計画で定められる林齢未満で、主伐の計画がないこと(特定広葉樹育成施業森林及び森林保健施設、作業路網等の設置が計画されている森林を除く)。 (3) 択伐複層林施業森林につき、伐採方法が択伐かつ択伐率が30%以下(細致によりなれば適格な更新が困難な森林の場合については、40%以下)であること。 (4) 択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(ただし、人工林又は市町村森林整備計画で定められたぼう芽更新可能な樹種が生育している森林に限る)につき、立木の伐採率が70%以下であること。 (5)-1 複層林施業森林について、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から、当該森林の上層木と同一樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層木の立木の材積の2分の1に相当する材積を減じて得た材積以下であること。 (5)-2 択伐複層林施業森林について、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から、当該森林の上層木と同一樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層木の立木の材積の10分の7に相当する材積を減じて得た材積以下であること。 (6) 特定広葉樹施業森林における特定広葉樹の伐採については、計画的伐採対象森林のうち、主伐として伐採されることとされている森林ごとに、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている特定広葉樹の立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の特定広葉樹の立木の材積から、当該森林の特定広葉樹と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該層木の立木の材積に相当する材積を減じて得た材積以下であること。	森林経営計画書(複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(長伐期施業森林以外の場合のみ) 森林経営計画書(長伐期施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(複層林施業森林以外の複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(複層林施業森林以外の複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(択伐複層林施業森林の場合のみ) 森林経営計画書(特定広葉樹施業森林の場合のみ)	則39②一 則39②二 則39②二 則39②三 則39②四 則39②五		

森林経営計画の認定審査(総括表)

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	参照条文等	チェック欄	備考
	(7) 特定広葉樹施業森林における特定広葉樹以外の樹種(一般樹種)の伐採に ついては、所定の材積以上(一般樹種の伐採に制限を加える必要のある森 林は、所定の下限以上、上限以下)であること。 (8) 複層林施業森林のうち人工植栽に係るものについて、上層木の林齢が標準 伐期齢以上でありかつ、その材積がRy0.75を超える場合、Ry0.65となる材積 ×1.1以下となるよう伐採すること。 計画総量(間伐材積、伐採材積)に関する基準	森林経営計画書(特定広葉樹施業森林の場合の み) 森林経営計画書(複層林施業森林の場合のみ)	則39②七、付録5 則39②八		
3-4	(1) 計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び要整備森林以外の森林におけ る間伐材積が、所定の面積を超えること。 (2) 計画的伐採対象森林につき、計画期間内に主伐する立木材積が所定の材積 以下。 市町村森林整備計画の内容に照らして適当	森林経営計画書 森林経営計画書 調整材積があるか、 調整材積の確認に必要な書類	則38四、付録2 則38九、付録3、4 要領 I2(2)ア (カ) 法11⑤三 要領 I2(2)イ① 要領 I2(2)イ② 要領 I2(2)イ③ 要領 I2(2)イ④ 要領 I2(2)イ⑤ 要領 I2(2)イ⑥		
3-5	(1) 伐採(主伐)、造林、間伐・保育の標準的な方法に適合していること。 (2) 公益的機能別施業森林における施業の方法に適合していること。 (3) 森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること。 (4) 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項に従っ ていること。 (5) 保健機能別施業森林における施業の方法に適合していること (6) 区域計画において、計画対象森林の全てが、1つの一体整備相当区域内に 所在していること	森林経営計画書 森林経営計画書(共同計画の場合のみ) 森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(保健機能増進計画を含む計画 の場合のみ) 森林経営計画書、市町村森林整備計画書(区域 計画の場合のみ) 森林経営計画書、位置図 森林経営計画書(火入れに関する事項が記載さ れている場合のみ) 森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(要整備森林が含まれる場合の み)	法11⑤四 要領 I2(2)ウ 法11⑤五 法21(2)①③ 法11⑤六、則40 法11⑤七 要領 I2(2)エ		
3-6	作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当 該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認め られること。 火入れをする目的が、造林のための地ごしらえ又は害虫駆除であること。	森林経営計画書、位置図 森林経営計画書(火入れに関する事項が記載さ れている場合のみ)	法11⑤四 要領 I2(2)ウ 法21(2)①③		
3-7	当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者の申出に応じて当 該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれる ことその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められる ものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 地域森林計画に定められた特定保安林の整備に関する事項に適合しているか	森林経営計画書(規模拡大目標を定める場合の み) 森林経営計画書(要整備森林が含まれる場合の み)	法11⑤六、則40 法11⑤七 要領 I2(2)エ		

参照法令等
法:森林法、令:森林法施行令、則:森林法施行規則、告示※1:森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件、告示※2:森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

No.	審査・確認事項	審査・確認対象	備考(参照条文等)	チェック欄
4	火入れに関する事項についての森林管理署長への協議(市町村の事務) 市町村の長は、森林経営計画を認定しようとする場合、当該計画に火入れに関する 事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林の周囲1kmの範囲に国有林野がある 場合、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得 なければならない。	森林管理署長に協議を行う当該森林経営計画 に火入れに関する事項が記載されている場合の み)	法11⑥、則41	

- (注) 1 農林水産省(林野庁)が各都道府県に示した資料による。
2 表中の「要領」とは「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付
け25林整計第875号)、「留意事項」とは「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森
林整備部計画課長通知。最終改正:平成26年3月25日付け25林整計第885号)をそれぞれいう。

図表 1- (2) -イ-② 森林経営計画における森林施業の実施に係る認定要件の概要

森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

公益的機能別施業森林区域外 (森林施業の合理化に 関する基準)		公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)		
		水源涵養機能維持増進森林 (伐期の延長を推進すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林	保健文化機能維持増進森林 に限る。
		長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林
		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽		
適正な植栽				
適正な間伐	※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐	【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐	
適正な林齢での主伐		標準伐期齢以上	標準伐期齢以上	
適正な伐採の方法		伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと 【皆伐を行う場合】 伐採率70%以下の伐採	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を 人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐	
主伐		伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下		【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が 確保されること
適正な伐採立木材積		【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正) に相当する材積に5を乗じて得た材積以下	標準伐期齢における立木材積に 10分の7を乗じて得た材積以上の 立木材積が確保されること	【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積 を、特定広葉樹が標準伐期齢に 達した時の立木材積の1/2を超え る立木材積で補正した材積以上

計画対象森林
に係る規律

計画的伐採対象森林
に係る規律

(注) 農林水産省(林野庁)の資料による。

図表 1-(2)-イ-③ 森林経営計画の認定請求を受けた場合の対応を定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

1 森林経営計画

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあつては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第 11 条第 5 項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

(以下略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「認定権者」とは森林経営計画の認定を行う市町村長、都道府県知事及び農林水産大臣をそれぞれいう。

計画番号	道府県名	市町村名	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの		伐採等の事後届出において		伐採等の事後届出において		伐採等の事後届出において		伐採等の事後届出において		伐採等の事後届出において		
			森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	伐採等の事後届出において	
43	栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44			○	○											
45															
46															
47															
48	矢板市	○													
49															
50															
51			○												
52															
53	新潟県	魚沼市													
54															
55															
56															
57															
58	阿賀町														
59															
60															
61															
62															
63	長野県	飯田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
64			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
65			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68															
69															
70															
71															
72	岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
73															
74															
75															
76															
77															
78															

計画 番号	道府県名	市町村名	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの		伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例		伐採等の事後届出 のあった 市町村		伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの	
			森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの	
121	奈良県	五條市	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
122			〇							
123										
124										
125										
126	岡山県	宇陀市	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
127										
128										
129										
130										
131	真庭市		森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
132										
133										
134										
135										
136	広島県	庄原市	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
137										
138										
139										
140										
141	東広島市		森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
142										
143										
144										
145										
146	北広島町		森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの				
147										
148										
149										
150			高知県	土佐町	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの		
151										
152										
153										
154	四万十町				森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの	伐採等の事後届出に おいて、伐採等が 行われた森林の所在 所を特定でき なかった例	伐採等の事後届出の あった 市町村	伐採等の事後届出の内容が森林経営計画と おりの森林施業となっていないか かったもの		
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										

図表 1ー(2)ーイ④ー i 森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例

【経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

2 森林経営計画の認定

(1) 認定請求の資格等

ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第11条第1項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかなる場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

(中略)

(ア)～(エ) (略)

(オ) 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき一定期間(森林経営計画の計画期間を包含する5年以上)にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(カ) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容			森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等
		認定年度	森林所有者から森林の経営の委託を受けた期間	森林経営計画の計画期間	
1	青森市 (青森県)	26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.7.15 ～ 31.7.14	青森市では、認定を請求する資格を有しないにもかかわらず、認定審査時にどのような経緯があり、認定したか不明であるとしている。
2	平内町 (青森県)	26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.8.1 ～ 31.7.31	平内町では、担当職員が一人のため、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないとしている。
3		26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.8.1 ～ 31.7.31	
4	五戸町 (青森県)	25	H25.8.9 ～ 30.3.31	H25.10.1 ～ 30.9.30	五戸町では、確認漏れであった可能性が高いが、認定審査時の経緯は不明であるとしている。
5		26	H25.8.9 ～ 30.3.31	H26.9.1 ～ 31.8.31	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄については、調査対象とした森林経営計画から抜粋したものである。

3 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-1-4-ii 記載が義務付けられている「森林の保護に関する事項」及び「森林の経営に関する長期の方針」が未記載となっていた例

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

付録1 森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式(本文)

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林の保護
(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(2) (略)

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営
(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。
なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

① 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)
※ 保護地域内の森林がない場合にあっては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。

② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組(任意)

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護
(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

(2)~(4) (略)

(注) 下線は、本省が付した。

(単位:市町村、計画、%)

区分	該当する森林経営計画				該当する例がみられた市町村
	市町村数		計画数		
		割合		割合	
「森林の保護に関する事項」が未記載であった森林経営計画	7	17.9	11	5.9	① 鉏路町 ② 岩手町 ③ 飯田市 ④ 丹波市 ⑤ 東広島市 ⑥ 津山市 ⑦ 延岡市
「森林の経営に関する基本方針」が未記載であった森林経営計画	4	10.3	5	2.7	① 鉏路町 ② 筑北村 ③ 丹波市 ④ 延岡市
	3	7.7	4	2.2	① 鉏路町 ② 筑北村 ③ 延岡市
各事項のうち、いずれか1つの事項が未記載であった森林経営計画	8	20.5	14	7.5	
各事項のうち、いずれか2つの事項が未記載であった森林経営計画	2	5.1	2	1.1	
各事項のうち、3つの事項全てが未記載であった森林経営計画	1	2.6	2	1.1	

(注)1 本省の調査結果による。

2 「割合」欄は、調査対象39市町村又は186計画の数に占める割合を示す。

(注) 本省の調査結果による。

図表1ー(2)ーイー④ーiii 樹木が生立しない未立木地などについて、間伐が計画されていた例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）（抜粋）
（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）
第38条 法第11条第5項第二号イ（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。
一、二（略）
- 三、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。
イ 人工植栽に係る森林であること。
ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。
ハ その面積が著しく小さい森林であって、当該森林の間伐を当該森林経営計画の期間の経過後に併せて実施することが効率的であるもの以外の森林であること。
ニ 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第53条において同じ。）が10分の8以上である森林であって、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期）に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であることと見込まれる森林であること。
- 四、当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第39条の4第1項第9号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第2の算式により算出される面積を超えること。

（森林法施行規則 付録第2）

$$\left(\frac{F_1}{T_1} + \frac{F_2}{T_2} \right) \times 5$$

	標準伐期未経過	標準伐期超過以上
市町村森林整備計画において定める平均的間伐の実施時期の間隔	(例えば) 10年に1回	(例えば) 15年に1回
計画期間(5年)間に必要な間伐面積の割合	5年間 × $\frac{1}{10}$ (間隔)	5年間 × $\frac{1}{15}$ (間隔)
間伐面積の下限	計画期間伐対象森林のうち標準伐期未経過の森林面積 × $\frac{1}{2}$	計画期間伐対象森林のうち標準伐期超過以上の森林面積 × $\frac{1}{3}$

※一定期間内に間伐が実施された施業履歴のある森林の面積を除く。

【参考】 「間伐の下限面積の基準の考え方（農林水産省（林野庁）作成）」

F1は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、法第39条の4第1項第一号に規定する要整備森林（以下この付録において「要整備森林」という。））、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積
T1は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

F2は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積
T2は、森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるものに限る。）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

- 森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号）（抜粋）
- 2 森林経営計画の認定
 - (2) 認定基準等
 - ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。
 - (7) (中略)
 - 同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であることと見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。
 - (4) 規則第38条第3号ハ（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が0.3ヘクタール以下の森林とする。

(9) (中略)

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複製の間隔が定められている場合)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施しない場合など、T1及びT2が定められない場合など、T1及びT2については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正:平成26年3月25日付け25林整計第885号)(抜粋)

1 森林経営計画の認定等について

(7) 森林経営計画の認定基準等(施業の実施基準等)

ウ 計画的間伐対象森林の基準

(7) 長官通知Iの2の(2)ア(7)の「計画期間内に樹冠疎密度が10分以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が10分の8に満たない森林を含めることができるものとする。この場合、規則付録第2の算式のF1及びF2に含めるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

i) 樹木が生立しない未立木地に、計画的間伐対象森林とされ、間伐が計画されていた例(1市町村1計画)

事例 番号	市町村名	森林経営計画の内容										森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等		
		認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採 対象 森林	計画的 間伐 対象 森林	面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				
										伐採方 法	伐採予 定時期		伐採 面積 (ha)	伐採 立木 材積 (m ³)
1	平内町 (青森県)	26	未立 木地	-	内	内	1.16	-	-	1.16	-	-	-	平内町では、担当職員が一人で、①森林・林業に関する専門的知識があるわけではないこと、②森林経営計画の認定要件は数が多い、また、複雑なものが多く、理解できていないことから、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができている。

ii) 計画的間伐対象森林に区分しなされない森林を当該森林に区分せず、間伐が計画されていた例(14市町村31計画)

事例 番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林ではない森林で、間伐を計画している森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解						
		認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採 対象 森林	計画的 間伐 対象 森林	面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画期間内」に間伐を実施する森林面積J(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積K(ha)		「計画期間内」に間伐を実施する森林面積L(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積M(ha)	適合 判定			
										伐採方 法	伐採予 定時期	伐採 面積 (ha)	伐採 立木 材積 (m ³)							(参 考) 伐採 立木 材積 率 (%)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積A	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積B
1	むかわ町 (北海道)	24	トマ ツ(人)	44	内	外	0.92	112	H15 (間伐 0.92ha)	間伐	H25	0.92	32	29%	除く	3.85	151.90	37.32	-	-	○	森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等
2	むかわ町 (北海道)	24	カラマ ツ(人)	32	内	外	0.56	141	H19 (間伐 0.56ha)	間伐	H25	0.56	28	20%	除く	16.49	48.03	73.05	-	-	○	むかわ町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、北海道が導入した「森林経営計画認定プログラム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、継ぎ計画の作成者が現地での状況等に応じて間伐が可能と判断する場合があると考えられるため、間伐を計画することは問題ないと認識していたとしても、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いたのは、「森林経営計画認定プログラム」により、自動的に算出されたものであるとしている。
3		24	カラマ ツ(人)	51	内	外	14.92	2,522	-	間伐	H25	14.92	631	25%	除く	12.25	26.16	133.57	-	-	○	

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画期間内に間伐を実施する面積」を含まない面積を算出する設定をいたした道府県における見解						
		認定年度	樹種等	林齢	計画採伐対象森林	計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	伐採計画の内容				計画期間内に間伐を実施する森林面積(ha)	計画期間内に間伐を実施する森林面積(ha)		計画期間内に間伐を実施する森林面積(ha)	適合判定				
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)						(参考)伐採立木材積率(%)	A	B	C
4		24	ドドマツ(人)	47	内	外	8.25	1,064	H3(間伐)	間伐	H25	8.25	247	23%	140.93	161.06	56.42	-	-	○	美深町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、北海道が導入した「森林経営計画認定プログラム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、森林経営計画の作成者が、現地の状況等に於いて間伐の実施が可能と判断する場合や、隣接する森林の間伐に伴って、間伐を実施する必要があると考えられるため、間伐を計画することは問題ないと認識している。 なお、当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」から除いていたのは、「森林経営計画認定プログラム」により、自動的に算出されたものであるとしている。	
5	美深町(北海道)	24	アカエゾマツ(人)	36	内	外	6.08	394	-	間伐	H27	6.08	79	20%	138.15	155.35	83.53	-	-	○		
6		24	ドドマツ(人)	49	内	外	3.56	497	H3(間伐)	間伐	H27	3.56	100	20%	83.96	100.22	39.60	-	-	○		
7		24	ドドマツ(人)	42	内	外	1.00	65	H2(間伐)	間伐	H26	1.00	13	20%	45.60	51.92	15.04	-	-	○		
8		24	スギ(人)	12	内	外	1.27	73	-	間伐	H27	1.27	73	100%	39.81	57.85	6.80	51.05	11.24	○		左野市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により、「森林経営計画支援プログラム」において、計画的間伐対象森林とすることを「計画期間内に間伐を実施する森林としない」と判断した「15林齢以下及び91林齢以上の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、間伐を計画することは問題ないと認識していたとしている。 当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画支援プログラム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していません。
9	佐野市(栃木県)	24	ヒキ(人)	91	内	外	1.91	693	-	間伐	H24	1.91	693	100%	18.29	62.09	12.00	50.09	31.80	○		
10		24	アカマツ(人)	46	内	外	0.79	205	-	間伐	H27	0.79	49	24%	0.51	20.36	8.74	11.62	11.11	○		長野県では、アカマツについては、長野県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により、自動的に計画的間伐対象森林としないよう設定されているが、市町村の作成者が間伐の実施が必要と判断している場合に、間伐を実施しないよう指導はできないとしている。 当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画支援プログラム」により、自動的に算出されたものであり、経営計画の認定要件を満たしていないという認識はなかつたこととしている。
11	飯田市(長野県)	24	アカマツ(人)	47	内	外	7.81	1,616	-	間伐	H26	7.81	485	30%	12.73	71.07	12.89	58.18	45.45	○		
12		24	アカマツ(人)	55	内	外	1.44	324	-	間伐	H28	1.44	97	30%	13.32	39.33	4.50	34.83	21.51	○		
13		24	アカマツ(人)	52	内	外	4.31	944	-	間伐	H25	4.31	283	30%	9.17	47.89	22.76	25.13	15.96	○		

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況					適合判定				
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)		「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)	「計画期間内」に間伐を実施する森林面積(ha)
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)								
14	丹波市 (兵庫県)	24	スギ(人)	70	内	外	1.75	861	-	間伐	H25	1.75	258	30%	27.47	81.10	3.49	77.61	50.14	○	
15		24	スギ(人)	50	内	外	16.56	6,508	H18 (間伐 16.56ha)	間伐	H26	16.56	1,302	20%	5.83	21.30	21.30	0.00	-5.83	×	
16		24	スギ(人)	56	内	外	9.81	4,199	H18 (間伐 9.81ha)	間伐	H25	9.81	879	21%	4.82	13.39	13.39	0.00	-4.82	×	
17	神河町 (兵庫県)	24	スギ(人)	45	内	外	7.38	2,649	H20 (間伐 7.38ha)	間伐	H29	7.38	529	20%	15.50	78.01	58.76	19.25	3.75	○	
18		25	スギ(人)	45	内	外	11.34	6,702	H17 (間伐 11.34ha)	間伐	H25	9.78	1,340	20%	18.02	50.98	16.47	34.51	16.49	○	
19		25	スギ(人)	49	内	外	4.53	1,748	H18 (間伐 4.53ha)	間伐	H27	4.53	429	25%	14.15	65.42	32.23	33.19	19.04	○	

森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林面積」を含まない森林で、間伐を計画している森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解

森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等

丹波市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐を計画することは問題ないと認識していたとしている。

「計画期間内に間伐を実施する森林面積」については、「森林経営計画支援システム」では自動的に算出されなかったため、認定審査に当たっては、経営計画の作成者が当該システムを利用し認定要件を満たしているかどうかを判定した結果の提出を受けることにも、担当職員が改めて算出することになるが、認定要件が複雑で、十分に理解できていなかったため、誤って「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に当該森林の面積を含めて算出していたとしている。

神河町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、経営計画の作成者から、紙媒体で計画の提出を受けているため、一人の担当職員で、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかどうかの確認を行うことは、業務負担が大きくなり、本事例についても確認できていない状況であったとしている。

「計画期間内に間伐を実施する森林面積」については、「森林経営計画支援システム」では自動的に算出されなかったため、認定審査に当たっては、経営計画の作成者が当該システムを利用し認定要件を満たしているかどうかを判定した結果の提出を受けることにも、担当職員が改めて算出することになるが、認定要件が複雑で、十分に理解できていなかったため、誤って「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に当該森林の面積を含めて算出していたとしている。

事例 番号	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画的期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的期間内に間伐を実施する面積」を算出する設定をしていた道府県における見解						
	市町村名	認定 年度	樹種 等	林齢	計画的 伐採対象 森林	計画的 間伐対象 森林	面積 (ha)	立木 材積 (m ³)	施業履歴	伐採計画の内容				計画的期間内に間伐を実施する森林面積(A)		計画的期間内に間伐を実施する森林面積(B)	計画的期間内に間伐を実施する森林面積(C)	本来の計画的期間内に間伐を実施する森林面積(D=B-C)	間伐の下限面積と本来の計画的期間内に間伐を実施する森林面積との比較(E=D-A)	適合判定	
										伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)								(参考)伐採立木材積率(%)
20	五條市 (奈良県)	25	スギ (人)	54	内	外	0.52	204	H14 (間伐 0.52ha)	間伐	H25~ 30	0.52	未記載	—	12.67	54.01	6.05	47.96	35.29	○	奈良県では、「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」については、森林法施行規則第38条第4号の規定に基づき「間伐のため伐採することとされ、森林の面積」であると理解しているが、森林の状況によっては、計画的間伐対象森林の要件を満たさない森林であっても間伐を実施する必要はないと想定して、「森林経営計画作成シート」において、「計画的間伐対象森林」でなくとも、間伐を計画することができよう設定している。 ただし、同県によると、間伐の下限面積の適合判定を行う際には、「計画的間伐対象森林」ではない森林で、間伐が計画されている森林があっても、当該森林は、「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」から除外し、「本来の計画的期間内に間伐を実施する森林面積」を算出した上で、「間伐の下限面積」の比較を行うべきであり、当該要件に照して「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」を上回っているため、特に問題はないのではないかと考えていたとしている。
21	東広島市 (広島県)	26	ヒノキ (人)	20	内	外	1.42	75	H22 (間伐 1.41ha)	間伐	H27	1.42	15	20%	5.57	11.88	8.12	3.76	-1.81	×	広島県の「森林経営計画サブシステム」の初期設定では、30林齢から60林齢までの人工林を計画的間伐対象森林とすることとしており、これらの事例についても、間伐を計画するに当たっては、本来であれば、計画を精査した上で、計画的間伐対象森林とすべきであったと考えるが、制度が複雑で難しいため、市町村や経営計画の作成者の理解が十分でなく、「森林経営計画サブシステム」においても適切な設定がされなかったものと考えられるとしている。 「森林経営計画サブシステム」では、間伐を初期設定の林齢以外で間伐を行う場合、当該森林を手動で計画的間伐対象森林に設定しなければならぬが、そこまで理解できていなかったと考えられるため、今後、会議等を通じて周知を行っていきいたいとしている。
22	庄原市 (広島県)	26	ヒノキ (人)	44	内	外	0.80	182	H18 (間伐0.8ha)	間伐	H30	0.80	55	30%	13.94	51.37	9.90	41.47	27.53	○	庄原市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、広島県が導入した「森林経営計画サブシステム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐を計画することは問題ないと認識していたとされている。 当該森林の面積を「計画的期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画サブシステム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していた。なかつたとしている。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画の間伐対象森林面積」を含め算出する設定をしていた道府県における見解				
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	伐採方法	伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	(参考)伐採立木材積材率(%)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)		「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	適合判定
															A		B	C	D=B-C	E=D-A
23	津山市 (岡山県)	24	スギ(人)	58	内	外	3.88	1,383	-	間伐	H28	1.50	162	12%	226.77	10.71	-	-	○	津山市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が間伐が可能と判断する場合は考慮され、認識していたとしている。
24	津山市 (岡山県)	24	ヒノキ(人)	15	内	外	0.97	54	-	間伐	H26	0.97	11	20%	399.87	3.22	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。
25	真庭市 (岡山県)	24	クスギ(人)	20	内	外	0.80	51	-	間伐	H28	0.80	10	20%	73.21	0.90	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。
26	真庭市 (岡山県)	24	ヒノキ(人)	19	内	外	0.91	47	-	間伐	H27	0.91	14	30%	66.50	2.88	-	-	○	真庭市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画アシストシステム」による森林及び同県が当該森林とすることとならないと判断した「5林齢以下の森林」などの要件に該当しない森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林の制度の仕組みを十分に理解できていないこと、②個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していません。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				適合判定		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的伐採対象森林	伐採方法	伐採計画の内容				「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)			
								伐採予定時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)	(参考)伐採立木材積率(%)						A	B
27		25	スギ(人)	60	内	外	3.15	1,515	H23 (間伐 3.15ha)	間伐	H28	3.15	74.29	3.15	71.14	-2.78	×	熊本市では、「森林経営計画作成・認定文書システム」は、経営計画の作成者や認定申請を行う市町村等が利用しやすいものとなるように、簡易なプログラムによるシステムとしたため、経営計画の作成者や市町村等が、計画内容に応じて、適宜修正や設定変更をしながら利用できるように説明した上で、市町村等へ情報提供をしていた。「計画期間に間伐を実施する森林面積」の集計の設定が誤っていた点については、今後、プログラムの修正等を検討していくこととするが、これらの事例の内容をみると、計画的間伐対象森林でない森林とされたものが、計画的間伐対象森林の要件を満たさなかったこととなり、システムでの設定変更も行われなかったため、経営計画の作成者や市町村による制度の理解やシステムでの設定変更の必要性の認識が十分でなかったと考えられる。このため、例年に対して周知徹底を図るとともに、市町村を通じて経営計画の作成者に対して正しい理解が進むよう働きかけたいと考えている。」と
28	八代市 (熊本県)	25	スギ(人)	72	内	外	5.18	2,725	-	間伐	H28	9.17	24.85	9.17	15.68	4.14	○	八代市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林に限らず、経営計画の認定要件は数が多く、また、複雑なものがあるため、十分に理解できていないこと、②審査を行う職員がそれぞれの認定要件を満たしているかについて、業務負担が大きく、確認できていないことから、本事例も認識していなかったとされている。当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとしている。
29		24	スギ(人)	58	内	外	1.07	488	H17 (間伐 1.07ha)	間伐	H24	4.50	22.87	4.50	18.37	15.84	○	天草市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、本事例例については、経営計画の作成者により計画的間伐対象森林ではないと判断されたものでないかと考えられるが、審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかの確認までできておらず、本事例も認識していなかったとされている。当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとしている。
30	天草市 (熊本県)	24	スギ(人)	64	内	外	2.63	1,173	H18 (間伐 2.63ha)	間伐	H25	12.90	66.30	12.90	53.40	31.69	○	天草市では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、本事例例については、経営計画の作成者により計画的間伐対象森林ではないと判断されたものでないかと考えられるが、審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林についてそれぞれの認定要件を満たしているかの確認までできておらず、本事例も認識していなかったとされている。当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとしている。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況				森林経営計画の認定要件を判定するツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林面積」を含まず算出する設定をしていた道府県における見解					
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	伐採計画の内容		「計画期間内に間伐を実施する森林面積」(ha)	「計画期間内」に「計画期間」に含む	A	B	C		D=B-C	E=D-A	適合判定		
									伐採方法	伐採予定時期										伐採立木材積 (m ³)	(参考)伐採立木材積率 (%)
31	山都町(熊本県)	24	スギ(人)	66	内	6.32	3,230		間伐	H28	6.32	未記載				88.45	104.09	15.64	30.24	○	山都町では、計画的間伐対象森林であるか否かについては、熊本県が導入した「森林経営計画作成・認定支援システム」により、要件に該当する森林が自動的に表示されるものであるが、①計画的間伐対象森林でなくとも、経営計画の作成者が現地の状況等に応じて間伐が可能と判断する場合があると考えられること、②審査を行う職員が限られている中で、専門的知識があるわけではないため、個々の森林がそれぞれの認定要件を大きく、確認できていないことから、本事例も認識していなかったとしている。当該森林の面積を「計画期間内に間伐を実施する森林面積」に含めていたのは、「森林経営計画作成・認定支援システム」により、自動的に算出されたものであり、誤った算出が行われていたことは認識していなかったとしている。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「森林経営計画の内容」各欄の(「伐採計画の内容」各欄(「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。))については、調査対象186計画から抜粋したものである。
3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。
4 「森林経営計画の内容」の「樹種等」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。
5 「間伐の下限面積に係る認定要件の適合状況」の「(計画期間内に間伐を実施する森林面積)」欄において、「除く」は本事例の本事例の森林面積の取扱い」欄において、「除く」は本来の運用どおりに行われているものであり、「含む」は誤った運用が行われているものを示す。
6 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。
7 「森林経営計画の内容」欄において、「(計画期間内に間伐を実施する面積)」欄において、「含む」は本来の運用どおりに行われているものであり、「除く」は誤った運用が行われているものを示す。
8 『森林経営計画の認定要件の判定ツール等』において、「計画的間伐対象森林ではない森林」を含まず算出する設定をしていた道府県における見解は、森林経営計画の認定要件の判定ツール等において、「計画期間内に間伐を実施する面積」の中に、「計画的間伐対象森林ではない森林」を含まず算出する設定をしていなかった道府県である。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-④-Ⅳ 伐採を行う基準を満たさない間伐又は主伐が計画されていた例

1) 立木の材積割合が100分の35を超えている森林の間伐が計画されていた例(3市町村3計画)

森林経営計画の認定要件

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
 (植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
 第38条 法第11条第5項第二号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的伐採対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ニ (略)

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
 (2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(7) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内に間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以上」となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。
 (以下略)

(注) 下線は、当局が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容			(参考)伐採立木材積木材積率(%)	
1	矢板市(栃木県)	24	スギ(人)	51	内	内	1.50	544	-	間伐	1.50	245	45%	矢板市では、森林経営計画の作成者から、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により作成された森林経営計画を電子媒体で提出を受けた場合には、100分の35を超える森林が自動的に判定されるが、本事例については、制度発足当初に、紙媒体で森林経営計画の提出を受けたものであり、担当職員が一人で、専門的知識があるわけではない中では、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できていなかったとしている。
2	伊豆市(静岡県)	25	スギ(人)	50	内	内	0.65	254	-	間伐	0.39	73	29%	伊豆市では、本事例のように、一つの森林について時期を分けて間伐を実施する場合の材積割合については、同市が利用している「森林経営計画支援システム」(静岡県が導入)で自動的に判定されないため、担当職員が確認しなければならないが、一人の担当職員が、他の業務も処理しなければならない中では、個々の森林について計画内容の詳細を確認することができなかったとしている。
3	延岡市(宮崎県)	24	スギ(人)	43	内	内	3.70	1,500	-	間伐	3.70	585	40%	延岡市では、宮崎県が導入した「森林経営計画策定システム」で100分の35以内であることは自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、森林経営計画は、紙媒体で提出されたものであり、他の業務も処理しなければならない中では、個々の森林の材積率までは、業務負担が大きく、確認できていなかったとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「伐採計画の内容」の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。)については、調査対象186計画から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいや代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」の「(人)」は人工林であることを示す。

5 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

ii) 市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていた例(5市町村6計画)

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付1723林整計第230号林野庁長官通知。最終改正。平成26年3月18日付1725林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
- (2) 認定基準等

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- ① 市町村森林整備計画において定められている立木木の伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること
- ② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること
- ③～⑥ (略)

(注) 下線は、当省が行った。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容											森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等					
		認定年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画における施業基準		計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	伐採計画の内容							
					公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種別	施業方法(伐期齢)					伐採予定時期	(参考)伐採時の林齢		伐採面積(ha)	伐採立木材積(m ³)			
1	平内町(青森市)	25	スギ(A)	40	45	—	—	内	外	2.03	589	—	主伐(積伐)	未記載	40~45	2.03	589	平内町では、担当職員が一人で、①森林・林業に関する専門的知識があるわけではないこと、②森林経営計画の認定要件は数多く、また、複雑なものであるため、理解できていないことから、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないこと、また、森林経営計画の作成者から紙媒体で森林経営計画の提出を受けているため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについて詳細に確認することは、業務負担が大きく、困難であるとしている。
2	佐野市(栃木県)	25	スギ(A)	35	45	—	—	内	外	1.24	310	—	主伐(積伐)	未記載	35~40	1.24	310	佐野市では、栃木県が導入した「森林経営計画支援プログラム」により作成された森林経営計画を、森林経営計画の作成者から電子媒体で提出を受けた場合には、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が一人のため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、制度発足当初に、紙媒体で計画の提出を受けたものであり、確認漏れがあったとしている。
3	紀北町(三重県)	24	ヒノキ(A)	47	40	水源涵養	伐期延長(50)	内	外	0.49	126	—	主伐(皆伐)	H25	48	0.49	126	紀北町では、三重県が導入した「森林経営計画支援プログラム」において、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないかについては、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が一人のため、個々の森林がそれぞれの認定要件を満たしているかについては、業務負担が大きく、確認できなかったとしている。
4	丹波市(兵庫県)	24	ヒノキ(A)	41	40	水源涵養	伐期延長(50)	内	外	0.26	56	—	主伐(皆伐)	H29	46	0.26	56	丹波市では、確認漏れであったのかどうかを否め、認定審査時の経緯は不明であるとしている。兵庫県が導入した「森林経営計画支援システム」において、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないかについては、自動的に判定されないため、担当職員が確認することとなるが、担当職員が1人しかおらず、他の業務も処理しなければならない中で、個々の森林が認定要件を満たしているかについては、計画認定の処理期間内で確認を行うことは、業務の負担が大きく、困難であるとしている。
5	津山市(岡山県)	24	スギ(A)	40	40	土砂災害防止等	長伐期(80)	内	外	0.32	59	H4(間伐0.31ha)	主伐(皆伐)	H24	58	0.32	59	津山市では、市町村森林整備計画で定められた伐期齢に達しない主伐が計画されていないか否かについては、岡山県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に判定されるものであり、認定要件の審査に当たっては、森林経営計画の作成者から、紙媒体で森林経営計画とその判定結果が表示された一覧表の提出を受けているが、本事例については、他の業務も処理しなければならない中で、審査業務の負担が大きく、判定結果を十分に確認できなかったとしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄及び「伐採計画の内容」の「(参考)伐採時の林齢」欄を除く。)については、調査対象186計画から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きくないなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したのではない。

4 「森林経営計画の内容」の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄において、「(A)」は人工林であることを示す。

5 「森林経営計画の内容」の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種別」欄において、「水源涵養」は森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林、「土砂災害防止等」は同条第2項に規定する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林をそれぞれ示す。

6 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-②-1-イ-④-v 間伐の下限面積が満たされていない場合

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第38条 法第11条第5項第二号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合を、次のとおりとする。

四 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第

二の算式により算出される面積を超えないこと。

(森林法施行規則付録第二)

$$\left(\frac{F_1}{T_1} + \frac{F_2}{T_2} \right) \times 5$$

市町村森林整備計画において定める平均的間伐の実施時期の間隔	標準伐期が未済	標準伐期が済以上
計画的間伐(5年間)に必要な間伐面積の割合	5年間 × $\frac{1}{10} = \frac{1}{2}$ (計画的間伐) (間隔)	5年間 × $\frac{1}{15} = \frac{1}{3}$ (計画的間伐) (間隔)
間伐面積の下限	計画的間伐対象森林のうち標準伐期が未済の森林面積 × $\frac{1}{2}$	計画的間伐対象森林のうち標準伐期が済以上の森林面積 × $\frac{1}{3}$

※一定の間伐に間伐が実施された所要間隔のある森林の面積を除く。

【参考】「間伐の下限面積の考え方(農林水産省(林野庁)作成)

F1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林(以下この付録において「要整備森林」という))、復層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。)の面積
 T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)の面積で除して得た数値

F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前10年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。)の面積
 T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林(要間伐森林、要整備森林、復層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。)の面積で除して得た数値

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付1723林整計第230号林野庁長官通知。最終改正・平成26年3月18日付1725林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画の認定
- 2 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(ウ) (中略)
 規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小のもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合においては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複数の間隔が定められている場合は、その最小のもの)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみ定められている場合、標準伐期齢以上に除する間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合には、T1については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項(平成24年12月13日付1724林整計第162号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正・平成26年3月25日付1725林整計第885号)(抜粋)

- 1 森林経営計画の認定等について
- (7) 森林経営計画の認定基準等(施業の実施基準等)

ウ 計画的間伐対象森林の基準

(7) 長官通知1の(2)ア(ア)の「計画的間伐」に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前5年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が10分の8に満たない森林を含めることができるものとする。
 この場合、当該森林の面積は、規則付録第2の算式のF1及びF2に含めるものとする。

(注)下線は、本省が付した。

i) 当初の森林経営計画の認定から、間伐の下限面積を満たしていない場合(1市町村1計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況		適合判定	森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等	
			間伐の下限面積(ha)	計画的間伐の下限面積(ha)と「計画的間伐を実施する森林面積」の差(ha)			
1	平内町(青森県)	25	4.61	3.35	-1.26	×	平内町では、担当職員が一人のため、認定要件を満たしているかについて、十分に確認を行うことができていないとしている。

(注) 1 本省の調査結果による。
 2 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

ii) 森林経営計画の変更後、間伐の下限面積を満たしていなかった例(1市町村1計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況								
			当初の森林経営計画の認定時			森林経営計画の変更時					
			間伐の下限面積 (ha)	計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	適合判定	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	適合判定			
1	紀北町 (三重県)	25	A	B	C=B-A	○	A	B	C=B-A	×	
			104.81	110.54	5.73	○	117.30	109.86	-7.44	×	
			森林経営計画の認定要件を満たさないにもかかわらず、計画を認定した理由等 紀北町では、間伐の下限面積を満たしているかについては、三重県が導入した「森林経営計画認定支援プログラム」において、「下限面積」及び「計画期間内に間伐を実施する森林面積」を算出するための算式に、森林経営計画の作成者が必要な面積を入力することで自動的に算出・判定される仕組みとなっているが、本事例については、森林経営計画の作成者が計画変更後の面積を入力しなればならないところ、変更前の面積を入力したままであったものであり、森林経営計画の認定時において、判定結果の確認を行っていたが、森林経営計画の作成者が入力した面積が正しいものとなっていないかどうかについては、担当職員が一人で、他の業務を処理しなければならぬ中で、確認できなかつたとしている。								

(注)1 当省の調査結果による。
 2 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

iii) 算出方法の誤りにより、間伐の下限面積を満たしていなかった例(2市町村2計画)

事例番号	市町村名	当該森林経営計画の認定年度	間伐の下限面積の適合状況						適合判定		
			区分	間伐の下限面積 (ha)		計画期間内に間伐を実施する森林面積 (ha)	下限面積と計画期間内に間伐を実施する面積との比較 (ha)				
				森林経営計画の「施業履歴」欄において計画の始期前にかつ明らかな森林面積の算出に当たった取扱い	森林経営計画の「施業履歴」欄によつて計画の始期前に間伐が実施されたことか明らかでない森林面積の取扱い						
1	静岡市 (静岡県)	24	通知で示された運用による算出結果	66.76	含む	B	含む	-2.61	×	静岡県では、間伐の下限面積を満たしているかについては、静岡県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に算出・判定されるため、誤った算出が行われていたことは認識していません。	静岡県では、「間伐の下限面積」の算出に当たっては、森林法施行規則付録第二により、過去に間伐が実施されたことが明らかな森林(①標準伐期前未達であれば、森林経営計画の始期前5年以内の間伐が実施されたことが明らかな森林、②標準伐期前5年以内の間伐が実施されたことが明らかな森林)については、算式から除外されているため、このような森林が計画に、計画的間伐対象森林に設定されたとしても、当該森林が計画に「森林経営計画支援システム」において、当該森林面積を自動的に計算し、当該森林面積を計画の間伐対象森林から除き、「間伐の下限面積」を算出する設定になっていたとしていない。
2	八代市 (熊本県)	25	通知で示された運用における算出結果	73.92	含む	除く	含む	-2.78	×	八代市では、間伐の下限面積を満たしているかについては、熊本県が導入した「森林経営計画支援システム」により、自動的に算出・判定される仕組みとなっており、電子媒体で森林経営計画の提出を受け、その判定結果の確認を行っていたが、誤った算出が行われていたことは認識していません。	熊本県では、「森林経営計画作成・認定支援システム」は、森林経営計画の作成者や認定請求を行う市町村等が利用しやすいように、簡易なプログラムによるシステムとしたため、森林経営計画の作成者や市町村等が、計画内容に於いて、適宜修正や設定変更をしながら利用するように説明した上で、市町村等へ情報提供をしていた。「間伐の下限面積」や「計画期間」に関する点については、今後、プログラムの修正等を検討していくこととするが、森林経営計画の作成者や市町村による十分でなかったと考えられるため、例年実施している研修会の機会を活用し、市町村に対し周知徹底を図るとともに、市町村を通じて森林経営計画の作成者に対し正しい理解が進むよう働きかけていきたいと考えている。」としている。

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「間伐の下限面積の適合状況」の「区分」欄の「通知で示された運用による算出結果」とは、「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」において、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林については、森林法施行規則付録第二に規定する算式に含めるものとされている。
 3 「間伐の下限面積の適合状況」欄の「施業履歴」欄によつて計画の始期前に間伐が実施されたことが明らかな森林面積の算出に当たった取扱いとは、「間伐の下限面積」欄においては、森林法施行規則付録第二に規定する算式で除くこととされている。「計画始期」における林齢が標準伐期前5年以内の間伐が実施されたことが明らかである森林」及び「計画始期前5年以内の間伐が実施されたことが明らかな森林」に於いては、算式に含めない計画の間伐対象森林のうち、除かれているか、除いていないかの取扱いを示す。
 4 また、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」欄においては、これらの森林のうち計画期間内に間伐を実施する森林面積については、計画期間内に間伐を実施する森林面積(合計)の中に含まれているか、除かれているかの取扱いを示す。
 5 八代市においては、「計画期間内に間伐を実施する森林面積」の中に、計画の間伐対象森林ではない森林が含まれていたため、表中の「71.14ha」が含まれていたため、表中の「71.14ha」は当該森林面積を除いたものである(図表 1-1-②)イ④-iii-ii参照)。
 (注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-イ-⑤ 森林経営計画の作成等に必要な支援等に関する森林法の条文及び通知

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（協力の要請）

第 10 条の 12 市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

- I 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
（中略）

さらに、市町村の長は、法第 10 条の 12 の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等（森林総合監理士を含む。）が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

（以下略）

第 7 章 雑則

（農林水産大臣等の援助）

第 191 条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-(2)-イ-⑥ 調査対象とした道府県による市町村に対する森林経営計画の認定に係る
審査を支援する主な取組

道府県	主な取組内容
栃木県 長野県 岐阜県	<p>○ 森林経営計画の作成者による計画内容の質の向上と、市町村が行う認定に係る審査の負担の軽減を図ることを目的として、森林経営計画の作成者が森林経営計画を作成するに当たって、森林・林業に関する専門的知識を有する県の林業普及指導員^(※1)が認定要件を満たした内容となっているかなどを確認することとし、その確認後に、市町村に対し認定請求を行うことを促している^(※2)。</p> <p>※1 林業普及指導員とは、森林法第 187 条に規定する都道府県の職員をもって充て、森林所有者等に対し森林の施業に関する指導等を行う者をいう。</p> <p>※2 長野県においては、市町村及び経営計画を作成しようとする者の求めに応じて、こうした取組を行っている。</p>
静岡県	<p>○ 「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」^(※)における取組の一環として、県内の市町における森林経営計画の認定に係る審査及び森林所有者等に対する森林経営計画の作成促進に係る取組を支援するため、県の出先機関において、市町ごとに重点的に支援を行う担当職員のチームを編成している。</p> <p>この取組の一環として、伊豆市においては、森林経営計画の認定に係る審査を行うに当たって、認定要件を満たしているか判断に迷うことが多くあったため、平成 27 年度から、県の出先機関に協力を仰ぎ、県の担当職員とともに、認定請求を受けた森林経営計画の審査を行うこととしている。</p> <p>※ 平成 24 年度に開始された取組であり、平成 29 年に 50 万 m³の県産材生産を目指し、県産材の需要と供給を一体的に創造するために立ち上げたプロジェクト。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表においては、調査対象とした道府県が行う特徴的な支援の取組を取り上げており、これらのほか、市町村等の担当者に対する森林経営計画制度に関する研修や、市町村等の担当者からの照会があった場合の対応等の支援が行われていた。

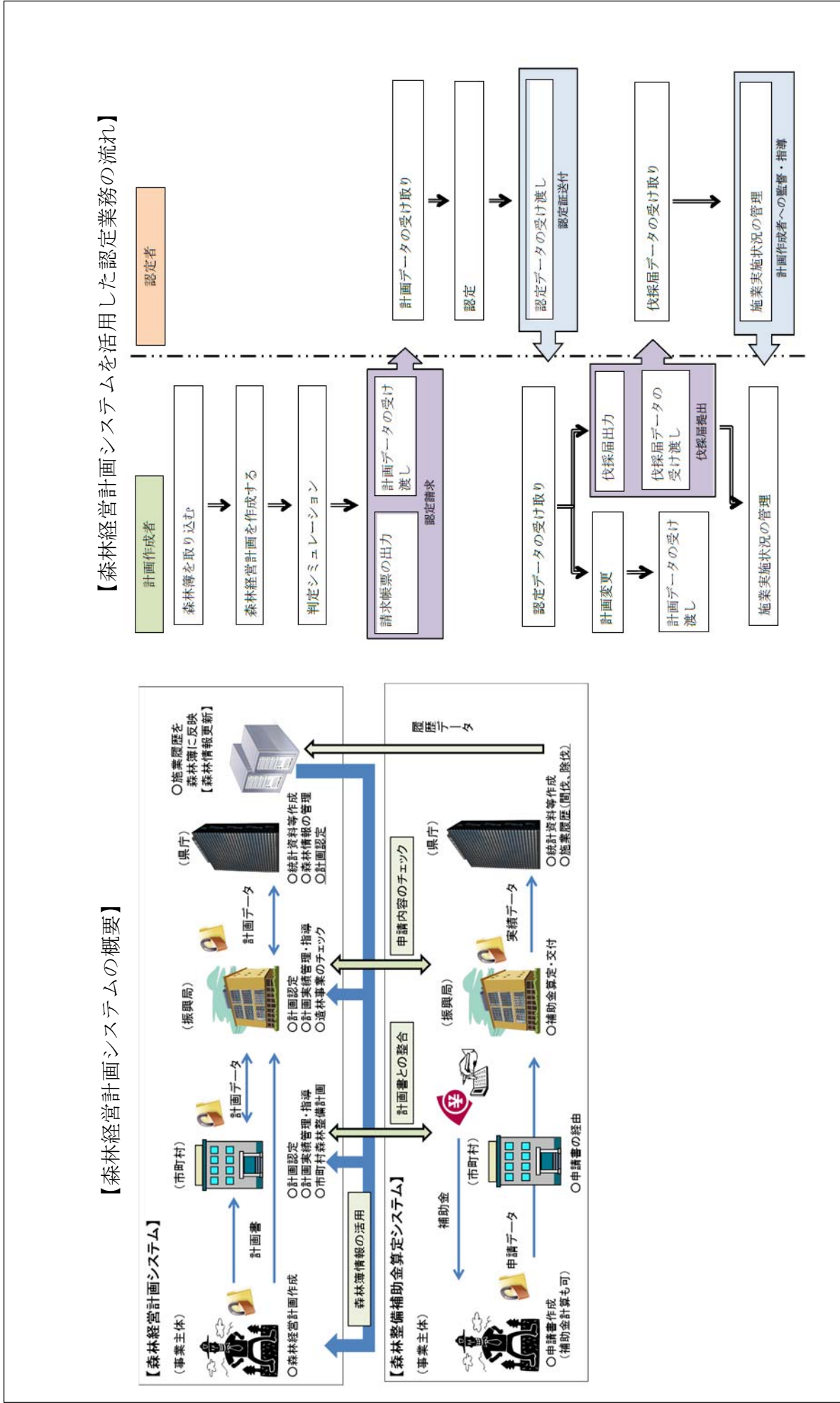
図表 1-(2)-イ-⑦ 調査対象とした17道府県及び39市町村における判定ツール等の導入状況

区分	導入道府県数	利用市町村数	調査対象とした道府県	名称	種別	概要
独自のツールを導入しているもの	7 (41.2)	15 (38.5)	栃木県	森林経営計画支援プログラム	Excel	森林経営計画の作成者が自動的に判定できるように設定しており、林野庁作成の認定ツールで判定できない認定要件についても、自動判定が可能となっている(例えば、伐期齢に達していない森林における主伐の計画、計画の伐採対象森林又は計画的間伐対象森林の要件を満たす森林を自動で表示するなど)。
			長野県	森林経営計画作成ツール	Excel	
奈良県	森林経営計画作成ソフト	Excel				
高知県	森林経営計画作成ソフト	Excel				
熊本県	森林経営計画作成・認定支援システム	Excel				
情報システムを導入しているもの	9 (52.9)	21 (53.8)	三重県	森林経営計画認定支援プログラム	Excel	森林経営計画の作成者が森林経営計画を作成する様式(Excel)の中に、一部の認定要件について手作業等により集計した森林面積等を入力すれば、自動で判定されるように設定されており、判定できる認定要件は、林野庁作成の認定ツールとほぼ同じとなっている(当該ツールでは、計画的伐採対象森林又は計画的間伐対象森林の要件を満たす森林が自動で表示されるよう設定されている)。 当該情報システムは、①森林経営計画の作成者が利用できる森林経営計画の作成を支援するシステムと、②森林経営計画の認定権者が利用できるシステムに分かれている。 認定要件を満たしているかどうかについては、①森林経営計画の作成者は、当該情報システムにおける判定機能を利用すること、②認定権者は、当該情報システムに認定請求を受けた森林経営計画の電子情報を取り込み、当該情報システムにおける判定機能を利用すること又は森林経営計画の作成者が利用した判定結果を紙媒体で提出を受けることにより、判定結果を確認することができる。 当該情報システムでは、林野庁作成の認定ツールや独自のものでは判定できない森林施業に関する認定要件全般について、自動で判定されるように設定されている。
			兵庫県	森林経営計画支援システム	Excel	
			北海道	森林経営計画認定プログラム	クラウド	
			岩手県	森林経営計画システム	Webシステム	
			新潟県	森林経営計画管理(作成支援)システム	Webシステム	
			静岡県	森林経営計画支援システム	クライアントサーバ(県内担当部局)・スタンドアロン(市町村、森林経営計画の作成者)	
			岐阜県	森林経営計画実行監理システム	クライアントサーバ	
			広島県	森林経営計画サブシステム	クライアントサーバ	
			宮崎県	森林経営計画策定システム	クライアントサーバ	
			京都府	森林経営計画作成支援システム	クライアントサーバ(府内担当部局)・スタンドアロン(市町村、森林経営計画の作成者等)	
岡山県	森林経営計画アシストシステム	クライアントサーバ				

(注) 1 当省の調査結果による。

- 本表における「林野庁作成の認定ツール」とは、Excelに間伐の下限面積などの一部の森林施業に関する認定要件を判定するための算式が入力されており、手作業により集計した森林面積等を入力することにより、認定要件を満たしているかどうかを判定することができるものをいい、「独自のツール」とは、森林経営計画を作成するExcelの機能を活用し、入力したデータを自動で集計等ができるように設定し、森林経営計画の認定要件を満たしているかどうかを判定することができるものをいう。
- また、「情報システム」とは、ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータや、その周辺機器並びにインターネットなどのネットワークを活用し、森林経営計画の作成だけでなく、認定要件を満たしているかどうかの判定や、森林経営計画に基づく森林施業の実施状況の管理などを行う機能が設定されたものをいう。
- 「導入道府県数」欄の()は、調査対象とした17道府県に占める割合を、「利用市町村数」欄の()は、調査対象とした39市町村に占める割合をそれぞれ示す。
なお、調査対象とした39市町村においては、独自のツール又は情報システムを導入している例はなく、いずれも道府県が導入したこれらのツール又は情報システムを利用していった。
- 「種別」欄の区分は、次のとおりである。
 - 「クラウド」とは、インターネット上でネットワーク、サーバー(ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータ)等を共有化して、Webブラウザ(ホームページを閲覧するためのソフトウェア)を必ずしも介することなく、インターネット上にある情報システムを利用するもの
 - 「Webシステム」とは、Webブラウザを介して、ホームページ上にある情報システムに接続できるようにし、当該情報システムの機能を利用するもの
 - 「クライアントサーバ」とは、情報システムを設定した複数のコンピュータをWebブラウザを介して当該情報システムのサーバに接続できるようにし、当該情報システムの機能を利用するもの
 - 「スタンドアロン」とは、単独のコンピュータに情報システムを設定し、当該コンピュータ上で当該情報システムの機能を利用するもの

図表 1-1-2-1-⑧ 判定ツール等のイメージ (岩手県の「森林経営計画システム」)



(注) 岩手県の資料による。

図表 1-(2)-イ-⑨ 判定ツール等を活用した森林経営計画の認定要件の判定結果の例(静岡県の「森林経営計画支援システム」)

認定基準判定書 I

受付番号: ● 計画期間: 平成●年●月●日～平成●年●月●日
 認定番号: ● 認定日: 平成●年●月●日

総合判定	適合
------	----

対象森林を含む小流域の面積 (a)	● ha	計画対象森林 (b)	● ha	(b)/(a)	● %
-------------------	------	------------	------	---------	-----

認定基準判定

X 総量判定		適合	
区分	判定	摘要	
適正な伐採立木材積	x	該当なし	伐採材積 m ³ 伐採可能量 (=Ew×5) ● m ³ Ew: 年間成長量(カメラルタキセ式補正) ● m ³ Z: 年間成長量 ● m ³ Vw: 始期立木材積 ● m ³ Vn: 基準立木材積 ● m ³ Ta: 更正期 ●
	y	該当なし	伐採材積(木材生産) m ³ 伐採可能量 (=Ew×5×1.2) ● m ³ Ew: 年間成長量(カメラルタキセ式補正) ● m ³ Z: 年間成長量 ● m ³ Vw: 始期立木材積 ● m ³ Vn: 基準立木材積 ● m ³ Ta: 更正期 ●
適正な間伐	z	適合	間伐面積(合計) ● ha 間伐下限面積 ● ha 標準伐期未済の間伐対象面積 ● ha 標準伐期済の間伐対象面積 ● ha 標準伐期未済の間伐対象面積の割合 2 標準伐期済の間伐対象面積の割合 3

I 通常伐期		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

II 伐期の延長		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢+10以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

III 長伐期		適合	
区分	判定	摘要	
A. 適正な伐採の方法	適合	【人工林】皆伐面積が市町村森林整備計画で定める面積を超えない	
	該当なし	【天然林】伐採率70%以下の伐採(造林計画あり、萌芽更新可能な樹種を除く)	
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢のおおむね二倍に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	
C. 適正な伐採立木材積			
D. 適正な間伐	適合	立木材積の35%以内の伐採	
	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽	
E. 適正な植栽	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽	
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後(伐採率40%以下の択伐)、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽	

認定基準判定書 I

受付番号：●
認定番号：●

計画期間：平成●年●月●日～平成●年●月●日
認定日：平成●年●月●日

認定基準判定

IV 複層林		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法	適合	伐採率70%以下の伐採
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上 (ただし、水源涵養機能維持増進林と重複する森林においては標準伐期齢+10)
C. 適正な伐採立木材積	適合	標準伐期齢における立木材積に、 10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること
	適合	【伐採後の造林を人工植栽による場合】 立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採
D. 適正な間伐	該当なし	立木材積の35%以内の伐採
	適合	【単層林】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	適合	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

V 複層林 (択伐)		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法	適合	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐
B. 適正な林齢での主伐	該当なし	標準伐期齢以上 (ただし、水源涵養機能維持増進林と重複する森林においては標準伐期齢+10)
C. 適正な伐採立木材積	適合	標準伐期齢における立木材積に、 10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること
	適合	【伐採後の造林を人工植栽による場合】 立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採
D. 適正な間伐	該当なし	立木材積の35%以内の伐採
	適合	【単層林】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	適合	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

VI 特定広葉樹		適合
区分	判定	摘要
A. 適正な伐採の方法		
B. 適正な林齢での主伐		
C. 適正な伐採立木材積	適合	【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること
	適合	【特定広葉樹以外】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の 1/2を超える立木材積で補正した材積以上
D. 適正な間伐		
E. 適正な植栽	適合	主伐後5年経過時に更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】主伐後2年以内に植栽
	該当なし	【植栽によらなければ更新困難】 主伐後（伐採率40%以下の択伐）、市町村森林整備計画で定める期間内に植栽

市町村森林整備計画等との照合

市町村数：1		適合	
市町村名	照合	市町村名	照合
●	適合		

(注) 静岡県の「森林経営計画支援システム」により出力されたものである。

区分	調査対象とした道府県	各種届出等の作成機能				認定要件の自動判定機能以外に設定されている主な機能の内容				情報システムを利用した電子申請・交付機能				補助事業実績との比較機能		GIS(地図情報システム)との連携機能
		森林経営計画の認定請求書の提出	森林経営計画の認定書の提出	伐採等の事後の届出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	森林経営計画の認定書の提出	
林野庁作成の認定システムを利用しているもの	青森県	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
独自のツールを導入しているもの	青森県	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
情報システムを導入しているもの	青森県	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
		×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×
×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	×		

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等(事例区分別)」及び「その他自動で判定できる主な認定要件の内容」欄の凡例は、次のとおりである。
○：自動で判定できる △：担当職員等が手作業等で集計した森林面積等を必要な算式に入力すれば、自動で判定できる ×：自動で判定できる機能なし
3 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等(事例区分別)」欄と他の図表との関係は、次のとおりである。
「(事例①)経営の委託期間が計画期間を包含しているか」⇒図表1-(2)-i、「(事例②)未記載となっている記載事項がないか」⇒図表1-(2)-ii、「(事例③)計画的間伐対象森林ではない森林で、間伐が計画されていないか」⇒図表1-(2)-iii、「(事例④)計画的間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」⇒図表1-(2)-iv、「(事例⑤)市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」⇒図表1-(2)-v、「(事例⑥)間伐の下限面積を満たさない計画となっていないか」⇒図表1-(2)-vi
4 「その他自動で判定できる主な認定要件の内容」欄の認定要件の根拠は、次のとおりである。
「計画対象森林の面積要件」：森林法施行規則第33条に規定する林班計画(林班の面積(複数の林班にあってはその合計面積)の2分の1以上)、区域計画(市町村長が定める区域内において30ha以上)、属人計画(同一の所有者が所有する面積が100ha以上)
「種裁に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第一号及び第二号に規定するもの
「間伐に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第五号及び第39条第二項第一号に規定するもの
「主伐に関する認定要件」：森林法施行規則第38条第七号から第九号まで及び第39条第二項第三号から第八号までに規定するもの
5 「調査結果でみられた事例に係る認定要件の判定機能等」欄で、「調査対象とした市町村での該当事例の有無」欄を、ゴシック体で「有」とした事例は、次のとおり、判定ツール等の導入前に紙媒体で審査を行っていた際等にみられた事例であり、該当する認定要件を自動で判定することができる機能と認定するものではない。
・栃木県内の市町村でみられた「計画的間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」及び「市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」の該当事例については、栃木県が独自の判定ツール等を導入する前の、紙媒体で審査を行っていた際の森林経営計画であり、当該判定ツール等の導入後は、これらの認定要件については自動で判定可能となっている。
・静岡県内の市町村でみられた「計画の間伐対象森林で間伐を計画する場合、立木の材積割合を超えていないか」の該当事例については、静岡県が導入した判定ツール等では、立木の材積割合を超えている森林の有無を自動で判定できる機能が設定されているが、本事例については、一つの森林に対し間伐の時期を複数年に分けて計画していたため、当該判定ツール等の機能では自動で判定できなかった例である。
・岡山県内の市町村でみられた「市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されていないか」の該当事例については、岡山県が導入した判定ツール等では、市町村森林整備計画で定められた伐期に達しない主伐が計画されている森林の有無を自動で判定できる機能と認定されているが、本事例においては、市町村において、森林経営計画の作成者から紙媒体で提出を受けた判定結果の一覧表の内容を確認していかかった例がある。
6 「認定要件の自動判定機能以外に設定されている主な機能の内容」(「森林経営計画の認定簿、実行簿、事業簿」とは、「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)に定められた、森林経営計画認定簿(森林経営計画の認定を受けた森林所有者等別に関係事項を整理したもの)、森林経営計画実行簿(森林経営計画の認定を受けた森林所有者等別に計画量、実行量及び届出書の提出状況を記録するもの)、森林経営計画事業簿(各年度の始期において、その日を計画期間に含む計画量を計画別に記録するもの)をいう。
7 「補助事業実績との比較機能」欄は、国、都道府県又は市町村が交付する森林の整備等のための補助事業の実績等を入力し、森林経営計画における伐採等の計画内容や伐採等の事後届の内容と比較できる機能が設定されたものに「○」を付している。

図表 1-(2)-イ-① 農林水産省(林野庁)作成の森林経営計画の認定要件を判定するためのツール

適否判定

対象森林面積_適否判定

経営計画対象森林面積	
林班面積計	
摘要除外面積	
対象林班面積×1/2	
適否	

※計画対象森林面積が対象森林面積の1/2以上

間伐面積_適否判定

間伐面積			
間伐対象面積			
標伐以上対象面積		間伐間隔	
標伐未満対象面積		間伐間隔	
間伐面積下限合計			
適否		間伐面積が間伐対象面積下限以上	

主伐伐採量_適否判定

施業方法	木材有無	立木材積	伐採材積	伐採上限
—				
—				
延				
延				
長				
長				
複				
合計				

超過伐採対象材積計		上限に加算	上限調整	主伐伐採量適否
調整対象材積計		上限から減算		

※伐採材積が上限調整以下

施業方法	伐採前材積	伐採材積	伐採後材積	要残存材積	伐採量適否
複					
択					
特					

※ 複、択、特のそれぞれ、立木材積から伐採材積を引いた値が残存材積以上であること

(注) 農林水産省(林野庁)が各都道府県に示した資料による。

図表 1-(2)-ウ-① 保安林を伐採する場合の届出等に関する森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 3 章 保安施設
第 1 節 保安林

（保安林における制限）

第 34 条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 次条第 1 項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第 34 条の 3 第 1 項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四～九 （略）

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 （略）

3～7 （略）

8 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 （略）

10 都道府県知事は、第 8 項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があった場合（同項の規定による届出にあつては、第 1 項第七号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められているものである場合は、この限りでない。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（伐採の許可）

第 4 条の 2 択伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の 30 日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

一 伐採箇所の所在

二 伐採樹種

三 伐採材積

四 伐採の方法

五 伐採の期間

六 その他農林水産省令で定める事項

2 皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定に

よる公表のあった日から 30 日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
 - 二 伐採樹種
 - 三 伐採面積
 - 四 伐採の方法
 - 五 伐採の期間
 - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3～5 (略)

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（伐採許可申請書の記載事項）

第 58 条 令第 4 条の 2 第 1 項第六号及び同条第 2 項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 伐採をしようとする立木の年齢
- 二 択伐による伐採にあつては、当該伐採箇所の面積
- 三 法第 34 条第 10 項ただし書に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

第 59 条～第 64 条 (略)

（許可に係る伐採の届出等）

第 65 条 法第 34 条第 8 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伐採の終わった日から 30 日以内に届出書（一通）を都道府県知事に提出してしなければならない。

2 (略)

第 66 条 (略)

（市町村の長への通知の方法）

第 67 条 法第 34 条第 10 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採箇所の面積
- 三 伐採の方法
- 四 伐採年齢
- 五 伐採樹種
- 六 伐採の期間

（保安林における択伐の届出等）

第 34 条の 2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第 3 項において同じ。）をしようとする者は、前条第 1 項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2～3 (略)

4 都道府県知事は、第 1 項の規定により択伐の届出書が提出された場合 (前項の規定により届出書の提出がなかったものとみなされる場合を除く。) には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画 (その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの) において定められているものである場合は、この限りでない。

5 (略)

(保安林における間伐の届出等)

第 34 条の 3 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第 34 条第 1 項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。 この場合において、同条第 2 項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

○ 森林法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 54 号) (抜粋)

(保安林の択伐及び間伐の届出)

第 68 条 法第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項 (これらの規定を法第 44 条において準用する場合を含む。) の届出書は、択伐又は間伐を開始する日前 90 日から 20 日までの間に提出しなければならない。

2 (略)

(保安林の択伐及び間伐の届出書の記載事項)

第 69 条 法第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 3 第 1 項 (これらの規定を法第 44 条において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 伐採樹種

二 伐採しようとする立木の年齢

三 伐採箇所の面積

四 伐採の期間

五 法第 34 条の 2 第 4 項ただし書 (法第 34 条の 3 第 2 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条において準用する場合を含む。) に規定する森林に係る伐採にあつては、その旨

(市町村の長への通知の方法)

第 70 条 法第 34 条の 2 第 4 項 (法第 34 条の 3 第 2 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条において準用する場合を含む。) の規定による通知については、第 67 条の規定を準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(2)－ウ－② 伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四 （略）

五 第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

六～十二 （略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第 1 項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第 8 条 法第 10 条の 8 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 伐採樹種

二 伐採の期間

三 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積

四 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

五 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、その供されることとなる用途

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第 9 条 法第 10 条の 8 第 1 項の届出書は、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

3 第 1 項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-2(1)ウ-③ 制度の誤解により、伐採等の事後届が未提出となっていた例

i 都道府県に保安林の伐採事後届を行えば、市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例(1市町村1計画)

事例 番号	保安林の伐採事後届の内容(抜粋)										森林経営計画の内容				伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、届出者に対し督促等の指導が行われなかった理由等								
	市町村名	届出年月 日	伐採期間	伐採方法	伐採種別	林齢	伐採面積 (ha)	伐採率	認定 年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画における 施業基準	公益的機能 別施業森林 区域の場 合、森林の 種別	施業方法 (伐期齢)		計画的 伐採対象 森林	面積 (ha)	立木材 積(m ³)	施業履歴	伐採予定 時期	伐採面 積(ha)	伐採立 木材積 m ³	(参考) 伐採立 木材積 m ³ 率
1	神河町 (兵庫県)	H27.4.30	H27.3.31	主伐 (皆伐)	スギ	52	4.00	100%	24	スギ (人)	50	35	水源涵養 (45)	伐期延長 (45)	内	4.00	1,572	H18 (間伐4.00ha)	H26	4.00	1,572	100%	神河町では、当該保安林について保安林の伐採事後届が提出されていることや、伐採が行われたことを把握していないであった。

ii 森林法第10条の8の規定に基づき伐採及び伐採後の造林の届出書を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例(4市町村4計画)

事例 番号	誤って届出された伐採及び伐採後の造林の届出書の内容(抜粋)											森林経営計画の内容											伐採等の事後届が未提出であるにもかかわらず、届出者に対し督促等の指導が行われなかった理由等
	市町村名	届出年月 日	伐採期間	伐採方法	伐採種別	林齢	伐採面積 (ha)	伐採率	認定 年度	樹種等	林齢	(参考)市町村森林整備計画における 施業基準	公益的機能 別施業森林 区域の場 合、森林の 種別	施業方法 (伐期齢)	計画的 伐採対象 森林	面積 (ha)	立木材 積(m ³)	施業履歴	伐採予定 時期	伐採面 積(ha)	伐採立 木材積 m ³	(参考) 伐採立 木材積 m ³ 率	
1	五戸町 (青森県)	H27.4.3	H27.5.11~ 10.30	間伐	スギ・アカ カマツ マツ・カラ マツ	45~58	7.32	30%	26	スギ・ア カマツ カラマツ (人)	52, 57, 62, 67, アカマツ47, 52, 67, カ マツ52	-	-	内	7.32	2,252	-	H26~31	7.2	763	34%	五戸町では、届出を受けた伐採及び伐採後の造林の届出書の内容の確認が十分でなく、届出に記載された森林が、森林経営計画の対象森林であることに気がつかずであった。	
2	宮古市 (岩手県)	H26.6.2	H26.7.9~ 27.7.2	主伐 (皆伐)	スギ・アカ マツ	45~60	2.00	100%	24	スギ・ア カマツ カラマツ (人)	41, 45, 50, 72, 92, キ45, アカ マツ40	-	-	内	2.88	1,366	H16, 21 (間伐1.67ha)	H26	2.88	1,366	-	宮古市では、森林経営計画の対象森林であったにもかかわらず、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の届出を受けていることが多く、森林経営計画の範囲内の伐採内容であれば、伐採等の事後届を改めて提出しなくても問題ないと考えられていた。	
3	岩手町 (岩手県)	H26.8.20	H26.9.20~ 27.9.31	主伐 (皆伐)	アカマツ・ カラマツ・ その他	約60	15.50	100%	27	アカマ ツ・カラ マツ (人)	アカマツ41, カラマツ63	水源涵養 (45)	伐期延長 (アカマツ 50, カラマ ツ45)	内	37.03	7,650	-	未記載	未記載	未記載	未記載	-	岩手町では、届出を受けた伐採及び伐採後の造林の届出書の内容の確認が十分でなく、届出に記載された森林が、森林経営計画の対象森林であることに気がつかずであった。
4	魚沼市 (新潟県)	H26.8.8	H26.9~ 27.2	主伐 (皆伐)	スギ	47	0.12の 内	100%	25	その他 広葉樹 (天)	48	水源涵養 (65)	伐期延長 (65)	内	0.14	16	-	未記載	未記載	未記載	-	魚沼市では、担当者間の連携が十分でなく、当該届出内容の確認や、伐採等の事後届の督促が行っていないであった。	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「森林経営計画の内容」欄の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄及び「伐採計画の内容」の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。については、調査対象とした森林経営計画から抜粋したものである。
 3 「森林経営計画の内容」欄の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄の「(天)」は人工林、「(人)」は天然林であることをそれぞれ示す。
 4 「森林経営計画の内容」欄の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種別」欄において、「水源涵養」は、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林を示す。
 5 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

図表 1ー(2)ーウー④ 森林法に基づく伐採等を行う場合の各種届出等の様式（抜粋）

10 規則第44条第2項の森林経営計画に係る伐採等の届出書の様式
森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住所 届出人 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印
認定番号第 号をもって認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。
記

所在場所		伐 採		造 林		譲 渡		作業路網の設置		備考
都道府県	市町村	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	造林面積 (ha)	造林本数 (本)	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	時 路	設置延長 (m)	

注意事項

- 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

14 規則第59条第1項の申請書の様式
保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印
次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的		伐採する立木の樹種及び年齢		伐採面積及び伐採立木材積 ha (m ³)		森林経営計画の有無	
森 林 の 所在場所 市 町 村 番 地 番	森林所有者 氏名又は名称 住 所		伐採の方法	伐採の樹種及び年齢	伐採面積 ha	伐採立木材積 m ³	森林経営計画の有無
	市 町 村 番 地 番	氏名又は名称 住 所					

注意事項

- 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものと最も年齢の高いものを「〇～〇」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合には伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
(1) 皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければならない確かな更新が困難と認められる伐採跡地の面積
(2) 伐採跡地について行う植栽の時期
(3) 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければならない確かな更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示すること。

15 規則第60条第2項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

都道府県知事殿

住所

届出人 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次とおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的		都道府県	市 郡	町大字 村	字	地番
森林の所在場所						
伐採の目的						
伐採を開始する日及び伐採を終了する日						
伐採面積						
伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢						
備考						

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 3 備考欄には、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の規定による届出に係る立木の伐採をしようとする場合にあつては、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 4 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の規定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - (1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載する

こと。
 (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。

(3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかかな場合（森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林の時期の」と記載することができる。

(4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかかな場合には、記載を省略することができること。

(5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかかな場合には、記載を省略することができること。

(6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。

5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の様式の申請書の様式に添付する図面の様式に準ずること。

16 規則第61条の申請書の様式

保安林（保安施設地区）内○○○○許可申請書

都道府県知事 殿

住所

年 月 日

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所	市 町 村 大字 地番
保安林（保安施設地区）の指定の目的	
行為の方法	
期 間	始 期
	終 期
備 考	

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び東数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行方地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 4 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

18 規則第65条第1項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

都道府県知事 殿

住所

年 月 日

届出人 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

次の森林（土地）において次のように立木を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定により届出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的					
森 林 の 所 在 場 所			伐採した立木の樹種及び年齢	伐採した面積及び立木材積	備 考
伐採の方法	地番				
市郡	町村	大字		ha (m ³)	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 4 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載は要しない。
- 5 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 6 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をした場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 7 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあっては、「（許可決定通知書のとおり）」と記載することができる。

20 規則第68条第1項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書

都道府県知事 殿

年 月 日

住所

届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 印

次とおり森林の立木を択伐（間伐）により伐採したいので、森林法第34条の2第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項）（森林法第34条の3第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項））の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的			
森林の 所在場所	伐採 しようとする立 木の年齢	伐採 立木 材積	伐採 箇所の面 積
市 郡 村 大字 小字	樹種	m ³	ha

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採箇所の面積は、小数第4位まで記載すること。
- 3 伐採方法欄には、択伐においては単木、帯状、群状等、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 4 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式の申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

4 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

年 月 日

住所

届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 印

次とおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡 村 大字 小字	町 大字 小字	地番

2 伐採の計画

伐採面積	ha	
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率
伐採樹種	%	
伐採年齢		
伐採の期間		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積	積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)		ha
植栽による面積(A)		ha
人工播種による面積(B)		ha
天然更新による面積(C+D)		ha
ぼう芽更新による面積(C)		ha
天然更新補助作業の有無 その他（地表処理・刈出し・植込み・その他）		
天然下種更新による面積(D)		ha

天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
-------------	------------------------

(2) 造林の方法別の造林の計画

人	工	造	林	造林の期間	造 林	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
天	然	更	新			ha	本
(ぼう非更新・天然下種更新)							
5年後において適確な更新がなされない場合							

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合には、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採率欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合には、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難

な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。

13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。

16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(注) 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和37年農林省告示第851号。最終改正：平成25年農林水産省告示第1420号)による。

図表 1-(2)-ウ-⑤ 伐採等の事後届において、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例

(単位:市町村、計画、届出、%)

区分	該当する森林経営計画						該当する例がみられた市町村
	市町村数		計画数		伐採等の事後届数		
	割合		割合		割合		
調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画	24	100.0	48	100.0	91	100.0	—
伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画	22	91.7	41	85.4	66	72.5	—
伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画	10	41.7	13	27.1	25	27.5	—
森林経営計画には林班等が設けられているが、伐採等の事後届においては、林班等が記載されていない森林経営計画	8	33.3	11	22.9	21	23.1	①静岡市 ②伊豆市 ③福知山市 ④神河町 ⑤五條市 ⑥宇陀市 ⑦津山市 ⑧西都市
森林経営計画及び伐採等の事後届ともに、林班等が設けられていなかった森林経営計画	2	8.3	2	4.2	4	4.4	①北広島町 ②庄原市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伐採等の事後届は、平成28年2月時点で提出されていたものの中から抽出したものである。

3 「割合」欄は、「調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画」欄の数に占める割合を示す。

4 同一の市町村において、「伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画」と「伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった森林経営計画」が含まれる場合があるため、各欄の合計は、「調査対象とした伐採等の事後届が提出されていた森林経営計画」欄の「市町村数」及び「計画数」と一致しない。

図表 1-(2)-ウ-⑥ 森林経営計画の変更、遵守及び認定取消しについて定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

I 森林経営計画

3 森林経営計画の変更

- (1) 法第 12 条第 1 項第 1 号に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第 3 条第 2 号で定める基準に適合するもの（林班計画にあっては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあっては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあっては認定請求書が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

- (ア) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合
- (イ) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等（認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。）のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合
- (ウ) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

- (ア) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に供することとなることが確実となった場合
- (イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合
- (ウ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結することにより、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不相当である森林、具体的には、

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林
- ② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林

については、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

(以下略)

(2) 法第 13 条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項第 7 号に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1)のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第 12 条第 2 項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を行うこととする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4)・(5) (略)

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）（抜粋）

2 森林経営計画の変更について

(1) 地域森林計画の変更等に伴う変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 13 条の規定による通知にあたっては長官通知 I の 3 の(2)によることとされているところであるが、長官通知 I の 3 の(2)のいずれかに該当する場合にあっては、市町村の長等は、法第 13 条の規定による通知を行う前に変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導することとする。

(2) その他の変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 16 条第 1 号に基づき、法第 12 条第 1 項第 2 号の変更の認定請求をせず、又は認定請求をしたが当該認定を受けられなかったときに該当することとして認定取消しを行うに際しては、事前に法第 13 条の規定に基づき市町村の長等が森林経営計画を変更すべき旨の通知を行うこととされているところであるが、その運用については、長官通知の I の 3 の(2)に定める場合のほか、次のとおりとする。

法第 13 条中、「森林経営計画」(変更があった場合、変更後のもの)の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」とは、森林経営計画の計画書に記載された施業及び保護の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる認定基準の全部又は一部に適合しておらず、市町村の長等が変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導しても認定請求をせず、かつ、地域森林計画に計画された林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由がある場合（災害その他やむを

得ない理由による場合（長官通知 I の 5 の(3)に同じ）を含む。）に該当しないときである。

したがって、認定権者は、認定森林所有者等が作成した森林経営計画について当該認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由があり認定基準の全部又は一部に適合しないこととなる旨の申告があった場合には、法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」に当たるか否かの判断を行い、必要に応じて変更認定請求を実施すべき旨の通知を行うものとする。

(3) 森林経営計画の変更に係る指導

長官通知 I の 3 の(3)の「一旦認定された森林経営計画の計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導する」とは、特段の理由なく計画対象森林の一部を除外する変更は行わないよう、また、林班計画から区域計画への移行や森林経営計画間の統合等に際して、変更前の全ての計画対象森林を含めて変更するよう指導することである。

4 森林経営計画の変更の認定

法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第 3 項において準用する法第 11 条第 5 項第 2 号の基準のうち規則第 38 条第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項第 4 号から第 8 号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）（抜粋）

3 森林経営計画の変更の認定

森林経営計画の変更の認定については、長官通知 I の 4 のとおり、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとされている。

ただし、計画期間中に新たに計画対象森林を追加するために森林経営計画を変更する場合（森林経営計画の変更の認定請求時に他の森林経営計画の対象森林となっている森林を追加する場合を除く。）の変更後の森林経営計画への規則第 38 条第 4 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該認定請求時の計画期間の残存年数を考慮し、付録第 2 の算式により算出される面積を次の算式により算出される面積とみなして同号の基準を適用することができるものとする。

なお、この場合において、新たに追加する計画対象森林のうち、当該森林経営計画の始期から変更の認定請求日を含む年の前年までに間伐を実施した森林は、同号に定める計画的間伐対象森林に含めないものとして取り扱うものとする。

$$K + k \times t / 5$$

K：変更前の規則付録第 2 の算式により算出される面積

k : 新たに追加する計画対象森林に係る規則付録第 2 の算式により算出される面積
t : 変更の認定請求日を含む年を含めた計画期間の残存年数

5 森林経営計画の遵守

法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。

しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。したがって、その判定基準については次のようにすることとする。

- (1) 森林経営計画を遵守するとは、法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を執行することである。
- (2) 認定森林所有者等が森林経営計画に従わなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。
- (3) 法第 14 条に規定する災害による場合とは、火災、風水害、病虫害その他の災害によって、森林経営計画に定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護をすることが必要となった場合である。

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に令第 3 条第 1 号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って、市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など規則第 36 条第 1 号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 6 号から第 8 号まで（規則第 40 条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じても法第 14 条のその他やむを得ない理由による場合を含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第 14 条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更するのに十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更の認定請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

○ 森林経営計画制度の運用上の留意事項について（平成 24 年 12 月 13 日付け 24 林整計第 152 号林野庁森林整備部計画課長通知。最終改正：平成 26 年 3 月 25 日付け 25 林整計第 885 号）（抜粋）

4 森林経営計画の遵守について

森林経営計画を遵守するとは、法第 14 条及び長官通知 I の 5 の (1) に従って森林経営計画（変更の認定があった場合にあっては変更後のものを含み、林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由により

必要な変更が行われていない場合のものを除く。)に定められた森林の施業及び保護を実施することである。

6 (略)

7 認定の取消し

(1) 法第 16 条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。

特に、間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第 2 の算式により算出される面積及び規則付録第 3 の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。

(2) 法第 16 条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう指導することとする。

(3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。

(4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活することとなることである。

なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 30 条の 2 第 5 項の規定により、取り消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど、当該措置の適用時に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨をあらかじめ認定森林所有者等に周知するよう努めることとする。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「令」とは森林法施行令を、「規則」とは森林法施行規則を、「認定権者」とは森林経営計画の認定を行う市町村長、都道府県知事及び農林水産大臣を、「認定森林所有者等」とは森林経営計画の認定を受けた森林所有者等を、「長官通知」とは「森林経営計画制度運営要領」をそれぞれいう。

図表 1-2)-ウ-①-i 立木の材積割合が100分の35を超える間伐が実施された例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
第38条 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。
- イ〜ニ (略)
- 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正:平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)
 - 1 森林経営計画
 - 2 森林経営計画の認定
 - (2) 認定基準等
 - ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。
 - (7) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内に間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積が、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積の百分の三十五以下とされている旨の旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。

(注)下線は、当事者が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に関する請求の有無	計画どおりに行う伐採ができなかった理由の有無の確認	伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等			
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容							
		区分	伐採等の事後届の届出年月日	伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	(参考)伐採立木材積率									
1	青森市(青森県)	伐採計画	26	カラマツ(人)	59	内	5.09	1,374	-	伐採計画	間伐	H26~31	5.09	412	30%	無	
		伐採等の事後届								伐採等の事後届	間伐	H26.8.22~26.10.2	5.09	605	44%		
2	矢板市(栃木県)	伐採計画	24	ヒノキ(人)	34	内	1.35	248	-	伐採計画	未記載					無	
		伐採等の事後届								伐採等の事後届	間伐	H27.3.20	1.35	176	71%		
3	静岡市(静岡県)	伐採計画	24	ヒノキ(人)	43~45	内	4.03	482	H14	伐採計画	間伐	H26.1.1~12.31	4.03	96	20%	無	
		伐採等の事後届								伐採等の事後届	間伐	H26.1.1~12.31	4.03	194	40%		
4	静岡市(静岡県)	伐採計画	25	スギ・ヒノキ(人)	47	内	0.70	167	H22	伐採計画	間伐	H25.6.1~12.31	0.70	49	29%	無	
		伐採等の事後届								伐採等の事後届	間伐	H25.9.23~12.31	0.70	84	50%		

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に関する請求の有無	計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の有無	伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等	
		「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容													
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積 (ha)	立木材積 (m ³)	施業履歴	区分	伐採等の事後届出年月日				伐採方法
5	伊豆市 (静岡県)	25	スギ (人)	59	内	3.33	1,508	-	伐採計画	/	間伐	H26.4.7~27.2.27	3.33	515	34%
		26	スギ (人)	53	内	1.63	540	-	伐採等の事後届	H27.3.2	間伐	H26.4.1~27.1.31	1.70	669	44%
6	伊豆市 (静岡県)	25	スギ (人)	59	内	3.33	1,508	-	伐採計画	/	間伐	H26.4.7~27.2.27	3.33	515	34%
		26	スギ (人)	53	内	1.63	540	-	伐採等の事後届	H27.3.2	間伐	H26.4.1~27.1.31	1.70	669	44%
7	川辺町 (岐阜県)	24	アカマツ、その他 (天)	61	内	2.19	323	-	伐採計画	/	間伐	H25.4~6	2.19	155	48%
		25	スギ (人)	33	内	17.80	5,281	H17 (間伐 17.8ha)	伐採計画	H27.4.27	間伐	H26.4~27.3	16.40	4,865	92%
8	郡上市 (岐阜県)	24	スギ (人)	44	内	0.48	130	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.48	39	30%
		25	スギ (人)	46	内	0.71	200	-	伐採等の事後届	H27.3.26	間伐 スギ・ヒノキ (人)	H26~31	0.71	60	30%
9	松阪市 (三重県)	24	スギ (人)	44	内	0.48	130	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.48	39	30%
		25	スギ (人)	46	内	0.71	200	-	伐採等の事後届	H27.3.26	間伐 スギ・ヒノキ (人)	H26~31	0.71	60	30%
10	松阪市 (三重県)	24	スギ (人)	44	内	0.48	130	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.48	39	30%
		25	スギ (人)	46	内	0.71	200	-	伐採等の事後届	H27.3.26	間伐 スギ・ヒノキ (人)	H26~31	0.71	60	30%
11	五條市 (奈良県)	24	スギ (人)	44	内	0.48	130	-	伐採計画	/	間伐	H26~31	0.48	39	30%
		25	スギ (人)	46	内	0.71	200	-	伐採等の事後届	H27.3.26	間伐 スギ・ヒノキ (人)	H26~31	0.71	60	30%

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採等の事後届において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等					
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容							
										区分	伐採等の事後届出年月日		伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m³)	(参考)伐採立木材積率
12	津山市 (岡山県)	24	ヒノキ (人)	36	内	内	2.31	501	H18(間伐 2.31ha)	伐採計画	/	間伐	H25	2.18	142	28%	津山市では、森林経営計画の作成者が計画作成に当たって対象森林を全て現地確認できるわけではないと考えられる中で、森林経営計画に記載した森林簿の情報に基づきも現地の状況と一致しているとは限らないと、現場の判断により間伐を実施しているのが実情であり、問題ないと判断している。
13	真庭市 (岡山県)	24	スギ・ヒノキ (人)	49、52、55、58	内	内	12.62	3,860	-	伐採計画	/	間伐	H26	12.62	773	20%	真庭市では、森林経営計画の作成者が計画作成に当たって対象森林を全て現地確認を行うことは負担が大きいと考えられる中で、森林経営計画に記載した森林簿の情報に基づきも現地の状況と一致しているわけではないと、届出者が現地の状況に応じて間伐を実施していると考えられるため、届出内容が森林経営計画どおりに実施されているかという観点で確認を行う必要性がないと考慮しており、本事例についても問題ないと判断している。
14	延岡市 (宮崎県)	24	ヒノキ (人)	21	内	内	3.66	683	-	伐採計画	/	未記載	-	-	-	-	延岡市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、森林経営計画と伐採等の事後届で当該森林の樹種が異なることにも、伐採等の事後届において100分の35を超えていたことについては、森林簿の情報と現地の状況が一致しなかったものと考えられるとしている。
15	西都市 (宮崎県)	24	スギ・ヒノキ (人)	15	内	内	0.87	170	-	伐採計画	/	未記載	-	-	-	-	西都市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、実質的な皆伐となつていることについては、届出者が、現地の状況からみて、間伐した材積の撤出が困難と判断し、材積を撤出しない切捨て間伐を実施したのではないかと考えられ、問題ないと認識していたとしている。

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄（「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容）については、調査対象とした経営計画及び伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいななど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものである。

4 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林、「(天)」は天然林であることをそれぞれ示す。

5 「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容の「伐採方法」に樹種等を記載しているものについては、森林経営計画上の樹種等と伐採等の事後届における樹種等が異なるものを示す。

6 「伐採計画」の変更に係る認定請求の有無欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の確認の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の報告を求めるなどにより個別に確認していたものには「有」、個別に確認していなかったものには「無」をそれぞれ記載している。

8 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合には、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 間伐が計画されていなかった森林であるにもかかわらず、間伐が実施された例(10市町村12計画)

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおりに行う伐採ができた理由の確認の有無		
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的間伐対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容					
										区分	伐採等の事後届の届出年月日			伐採方法	伐採時期
1	五戸町 (青森県)	25	スギ(人)	37	内	内	3.16	916	-	伐採計画	間伐	H25~26	3.16	275	30%
					外	外	1.05	299			未記載	未記載	4.22	262	-
2	佐野市 (栃木県)	24	ヒノキ(人)	45	内	内	3.48	883	H23 (間伐3.48ha)	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	1.35	248	未記載						
3	矢板市 (栃木県)	24	ヒノキ(人)	34	内	内	1.35	248	-	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	1.20	97							
4	矢板市 (栃木県)	24	ヒノキ(人)	58	内	内	1.20	97	-	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	1.20	27							
5	伊豆市 (静岡県)	24	スギ(人)	49	内	内	1.82	642	H18 (間伐1.82ha)	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	10.21	3,795	H27.3.20						
6	阿賀町 (新潟県)	24	スギ(人)	32、33	内	内	2.41	1,072	-	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	12.62	4,867							
7	伊豆市 (静岡県)	25	スギ(人)	100	内	内	21.00	14,385	-	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	2.19	323							
8	川辺町 (岐阜県)	24	アカマツ・ソノ他(天)	61	内	内	2.19	323	-	伐採計画	-	未記載	-	-	-
					外	外	2.19	155							

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	計画どおり伐採を行うことができなかった理由の有無			
		認定年度	樹種等	林齢	計画的伐採対象森林	計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容						
										区分	伐採等の事後届の届出年月日			伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)
9	宇陀市(奈良県)	25	スギ・ヒノキ(人)	41、46、71	内	内	6.45	1,807	-	伐採計画	H25.1.14	間伐	H25~29	6.45	257	14%
												スギ・ヒノキ(人)	31、39、43	内	内	3.35
10	山都町(熊本県)	24	スギ(人)	51	内	内	0.84	461	-	伐採計画	H27.3.30	間伐	H26.7	0.79	119	26%
												未記載				
11	延岡市(宮崎県)	24	ヒノキ(人)	21	内	内	3.66	683	-	伐採計画	H26.10.1	間伐	H26.6~9	12.66	499	73%
												未記載				
12	西都市(宮崎県)	24	スギ・ヒノキ(人)	15	内	内	0.87	170	-	伐採計画	H26.6.20	間伐	H26.4.1~6.20	0.75	170	100%
												未記載				

(注)1 当省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」及び「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容の「(参考)伐採立木材積率」欄を除く。)については、調査対象とした経営計画及び伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」欄において、「(人)」は人工林、「(天)」は天然林であることをそれぞれ示す。

5 「伐採計画」及び「伐採等の事後届」の内容の「伐採方法」に樹種等を記載しているものについては、森林経営計画上の樹種等と伐採等の事後届における樹種等が異なるものを示す。

6 「伐採計画の変更に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画どおり伐採を行ったものには「有」を、認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

8 網掛けは、経営計画の認定要件に照らした場合に、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-2(ウ)-⑦-iii 間伐が計画されていた森林であるにもかかわらず、主伐が実施された例

【森林経営計画の認定要件】

- 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)(抜粋)
(森林経営計画の記載事項)
第36条 法第14条第2項第8号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(森林経営計画の対象とする森林のうち、次に掲げる森林以外の森林をいう。以下同じ。)のうち、人工植栽に係るものの立木の樹高が
イ 法令又はこれに基づき処分された立木の伐採が禁止されている森林
ロ 竹林
ハ その他(当該森林に隣接している森林を含む。)の面積が著しく小さい森林
ニ イからハまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

- 第38条 法第5項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

- 三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。

- イ (略)
- ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。

ハ、ニ (略)

- 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
- (2) 認定基準等

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること

② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること
(注)下線は、本省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の内容										伐採計画の変更に係る認定請求の有無	伐採等事後に伐採等が行われていない理由等				
		樹種	林齢	公益的機能別施業標準伐期齢の場合、森林の種類		計画的伐採対象森林	面積(ha)	立木材積(m ³)	施業履歴	「伐採計画」及び「伐採等事後」の内容							
				伐期延長(60)	水源涵養					伐採等事後	伐採等事後			伐採等事後	伐採等事後		
1	矢板市(栃木県)	スギ(人)	76	35	-	内	0.86	395	H20(間伐0.86ha)	伐採計画	間伐	H26	0.86	98	25%	無	伐採等事後において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
2	矢板市(栃木県)	スギ(人)	58	35	-	内	0.99	397	-	伐採計画	間伐	H28	0.99	118	30%	無	伐採等事後において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
3	郡上市(岐阜県)	ヒキ(人)	34	50	水源涵養	内	5.84	1167	-	伐採計画	間伐	H27	5.84	350	30%	無	伐採等事後において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
4	郡上市(岐阜県)	スギ(人)	46	40	-	内	3.87	1181	H17(主伐3.87ha)	伐採計画	間伐	H27	3.87	354	30%	無	伐採等事後において、認定要件を満たさない伐採が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等

(注)1 本省の調査結果による。

2 「森林経営計画の内容」の各欄(「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」欄及び「伐採計画」欄)については、調査対象とした森林経営計画及び伐採等事後の事後に「(参考)伐採時の林齢、間伐」については、調査対象とした森林経営計画及び伐採等事後の事後に「(参考)伐採時の林齢、間伐」が記載されているものがあるが、計画上の林齢とは一致しないものを示す。

3 「森林経営計画の内容」欄においては、当該経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したものではない。

4 「森林経営計画の内容」の「樹種等」欄において、「(人)」は人工林であることを示す。

5 「森林経営計画の内容」の「(参考)市町村森林整備計画における施業基準」の「公益的機能別施業森林区域の場合、森林の種類」欄において、「水源涵養」は、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林を示す。また、「施業方法」欄の「伐期延長」は、標準伐期齢に10年を加えた林齢を示す。

6 「伐採計画の変更に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後の事後に「(有)」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

7 「計画」欄において伐採を行うことができなかった理由の報告の有無は、伐採等の事後の事後に「(有)」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

8 網掛けは、森林経営計画の認定要件に照らした場合には、問題となるなどの適切でない内容を示す。

(注) 本省の調査結果による。

図表 1-(2)-ウー⑦-iv 主伐又は間伐を実施した森林の一部が森林経営計画の対象となっていないかった例

【森林経営計画の認定要件】

○ 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。最終改正：平成26年3月18日付け25林整計第875号)(抜粋)

- 1 森林経営計画
- 2 森林経営計画の認定
 - (1) 認定請求の資格等
 - イ 計画対象森林の要件等

森林経営計画の計画対象森林は、法第11条第1項並びに令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの(以下「一体整備相当森林」という。)として認定森林所有者等(法第12条第1項の認定森林所有者等を含む。以下同じ。)が所有している森林及び森林の経営を受託している森林(認定森林所有者等及び認定森林所有者等に共有している森林を除く。)の全てであり、計画期間中に実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「属地計画」という。)にあっては自らから森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「属人計画」という。)にあっては自らから森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第3号に掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「林班計画」という。)にあっては同号イに基づき小流域内の自らから森林の経営を行う全ての森林、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる森林は、当該森林経営計画の対象とすることとする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。(以下略)

(注)下線は、当省が付した。

事例番号	市町村名	森林経営計画の認定年度	「伐採等の事後届」の内容						伐採計画の変更以外の認定請求の有無	森林経営計画において伐採を行うことができた理由の有無	
			伐採等の事後届の届出年月日	樹種	伐採方法	伐採時期	伐採面積(ha)	伐採立木材積(m)			
1	矢板市(栃木県)	24	H27.3.20	ヒノキ	間伐	H26.12	1.24	47	無	無	<p>経営計画の対象ではない森林について、主伐又は間伐が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等</p> <p>矢板市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおり伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。</p> <p>また、これまで、届出者に対し、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性について指導を行っていなかったとしている。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、矢板市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林実施を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者による「伐採等の事後届」の記載誤り(本来であれば、伐採計画に基づき、伐採した森林を記載すべきところを誤って、別の森林を記載してしまったこと)であり、実際には森林経営計画と異なる森林実施は行われていないという事実が判明している。</p>
2	伊豆市(静岡県)	25	H27.3.2	スギ・ヒノキ	間伐	H26.4.1~27.1.31	0.40	60	無	無	<p>伊豆市では、伐採等の事後届の内容を確認した際に、経営計画に該当する森林がなかったことを把握していたが、森林経営計画の対象ではない森林であるか、本来は森林経営計画に含まれるべき森林であったかの判断ができず、届出者に対する指導まで行っていないことが判明している。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、伊豆市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林実施を行った理由を確認したところ、次のような状況であったことが判明している。</p> <p>本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林簿上は「その他広葉樹」であったため、計画対象外としており、伐採計画には加えていなかった。しかし、現地調査を行ったところ、現況では、一部スギ・ヒノキが植生していたため、伐採してしまっ(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行うことなく伐採してしまっ)。</p>

事例番号	市町村名	森林経営計画の認定年度	「伐採等の事後届」の内容						伐採計画の変更に係る認定請求の有無	森林経営計画に伐採を行うことができなかった理由の有無	経営計画の対象ではない森林について、主伐又は間伐が実施されたにもかかわらず、届出者に対し、その理由の確認など、適切な指導が行われていない理由等
			伐採等の事後届の届出年月日	樹種	伐採方法	伐採時期	伐採面積 (ha)	伐採立木材積 (m)			
3	山都町 (熊本県)	24	H27.3.30	スギ	間伐	H26.8	0.22	37	無	無	山都町では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについて、これまで十分に確認できていなかったとしている。 また、これまで、計画内容と異なる伐採を行う場合の計画変更の必要性を判断できず、届出者に対し指導を行っていなかったとしている。 なお、当省の調査結果を受けて、山都町が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林施業を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林経営計画の対象森林に含めることを失念していた(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行わずに伐採してしまっ)ため、発生したことが判明している。
4	延岡市 (宮崎県)	24	H26.5.12	スギ	間伐	H26.2~4	0.38	166	無	無	延岡市では、伐採等の事後届において森林経営計画どおりに伐採が行われていたかについては、これまで十分に確認できていなかったとしている。 なお、当省の調査結果を受けて、延岡市が本件について、森林経営計画の認定請求者に、森林経営計画とは異なる森林施業を行った理由を確認したところ、本件は認定請求者が森林所有者等から森林経営の委託を受けていた森林であったが、森林経営計画の対象森林に含めることを失念していた(当該森林を伐採する場合、本来であれば、森林経営計画の変更認定請求を行った上で伐採する必要があったが、このような手続を行わずに伐採してしまっ)ため、発生したことが判明している。

(注)1 当省の調査結果による。

2 「「伐採等の事後届」の内容」欄については、調査対象とした伐採等の事後届から抜粋したものである。

3 「「伐採等の事後届」の内容」欄においては、当該森林経営計画の中で本事例に該当する森林が複数ある場合、面積が大きいなど代表的な森林を取り上げたものであり、本事例に該当する全ての森林をまとめて記載したわけではない。

4 「伐採計画の変更」に係る認定請求の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、計画変更に係る認定請求が行われたものには「有」を、計画変更に係る認定請求が行われていないものには「無」をそれぞれ記載している。

5 「森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の確認の有無」欄は、伐採等の事後届の受理後に、森林経営計画どおりに伐採を行うことができなかった理由の報告を求めるとにより個別に確認していたものには「有」、個別に確認していなかったものには「無」をそれぞれ記載している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(2)-ウ-⑧ 伐採等の事後届を受理した場合の対応を定めた通知

○ 森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知。最終改正：平成 26 年 3 月 18 日付け 25 林整計第 875 号）（抜粋）

I 森林経営計画

6 伐採等の届出

- (1) 法第 15 条の規定に基づく届出は、規則第 44 条第 1 項の規定によりの森林の伐採、造林、作業路網の設置等につき行うこととされているが、これらの届出は、この制度の適確な実施を図るための指導、助言その他の援助や認定の取消し等の資料となるので、当該届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認することとする。

○ 伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号林野庁計画課長通知。最終改正：平成 25 年 3 月 21 日付け 24 林整計第 263 号）（抜粋）

II 事務処理マニュアル

5 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）

森林経営計画の認定森林所有者等が、認定を受けた森林経営計画に従って立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合には、森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果を有することから、伐採及び伐採後の造林の届出の特例として二重手続き排除の観点から事前届出を不要としています。（法第 10 条の 8 第 1 項第 5 号）

一方、その森林経営計画に従った施業が行われているかどうかを確認し、森林経営計画が求める森林資源の保続培養等が図られるようにするため、事後届出を要することとされています。（法第 15 条）

森林経営計画は、森林所有者及び森林の経営の委託を受けた者による自発的意思に基づく計画の作成及びその計画に従った計画的な森林の施業及び保護を期待する制度であり、認定森林所有者等に対する各種の優遇措置が講じられていることから、当該森林経営計画に則した森林施業の実施が求められます。

- ① 森林所有者等から、森林経営計画対象森林について事前届出がなされた場合は、
- ア 森林所有者等に対して、森林経営計画対象森林である旨を指導するとともに、
 - イ 届出の内容が森林経営計画において定められている内容か否かを確認の上、
 - ウ 森林経営計画において定められていない伐採及び伐採後の造林である場合は、事前に森林経営計画の変更を行うことが必要である旨、
 - エ また、森林経営計画において定められている伐採及び伐採後の造林であっても、法第 15 条の規定により事後届出を要する旨を指導します。

- ② 認定森林所有者等から、事後届出がなされた場合は、
- ア 届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、
 - イ 万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します。

なお、認定森林所有者等が指導に従わず、森林経営計画を遵守する意志が無いと認められる場合は、最終的に森林経営計画の認定取消しの処分を行うこととなりますが、認定の取消

しは森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であることから、その事態が発生しないよう事前の指導に十分に努めるとともに、認定の取消しにより森林経営計画の始期に遡って優遇措置（税制・造林補助制度等）が不適用となる旨を、あらかじめ認定森林所有者等に周知しておくことが必要です。また、森林経営計画の認定の取消しは、行政手続法に基づく不利益処分となることから、同法の規定に従い、認定森林所有者等に対し十分な弁明の機会等を与えた上で判断することが必要です。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 表中の「法」とは森林法を、「規則」とは森林法施行規則を、「認定森林所有者等」とは森林経営計画の認定を受けた森林所有者等をそれぞれいう。

(3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用

勸告	説明図表番号
<p>森林は、木材生産機能だけではなく、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能も有し、我が国の国土を保全していく上で重要な役割を果たしている。</p> <p>平成 13 年に日本学術会議が農林水産大臣へ答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」^(注1)によると、森林の有する多面的機能^(注2)が発揮される分野は、生物多様性保全機能や水源涵養機能など 8 分野に及び、その貨幣評価額は年間約 67 兆円を超えると試算されている。</p>	図表 1-(3)-①
<p>また、森林は一度伐採すると、その再生には時間を要するため、無秩序な伐採は避けるべきであり、伐採を行う場合であっても、森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採後の造林が必要となるが、伐採跡地が放置され、裸地化^(注3)が進むと、雨水を浸透させる能力が低下し、降雨などによって土砂流出の危険性が高まる。さらに、森林は適度な間伐を実施しないと、林内が過密状態となるため、十分な光が届かず、樹木は幹や根を十分に発達させることができない、いわゆるモヤシのような状態となり、水資源の確保など森林の持つ公益的機能の発揮に影響を及ぼすおそれがある。</p>	図表 1-(3)-②
<p>森林法では、こういった森林の各種機能に着目し、民有林であっても公益的機能の発揮が特に要請される森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定し、立木の伐採等を規制しており、間伐等の森林施業が十分に行われておらず、保安林本来の目的が失われるおそれがある保安林については、都道府県知事が森林所有者等に自発的な森林施業の実施を促し、所有者等がこれに従わない場合は、最終的に同知事が、所有者に代わって必要な治山事業を行うことができる仕組みが設けられている。また、市町村長においても、市町村森林整備計画において、森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林の各機能に応じた伐期齢や伐採面積など推進すべき森林施業方法を定めた森林を「公益的機能別施業森林」として設定し、森林所有者等が立木を伐採する場合は、市町村に対し、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出させることによって、伐採等の計画が市町村の定めた施業方法に適合しているかどうかをチェックできる仕組みが設けられている。</p>	図表 1-(3)-③
<p>今回、調査対象とした 17 道府県及び 39 市町村における、保安林等の公益的機能を発揮するための森林施業の実施状況を調査した結果、以下のとおり、森林所有者等によって必要な森林施業が適切に実施されていないことにより、森林の公益的機能の発揮に影響を及ぼすおそれのある例がみられた。</p> <p>(注1) 農林水産省は、農業や森林の有する真の価値について正しい理解と社会的認知を得るため、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第4条の規定に基づき、平成12年12月に農林水産大臣から日本学術会議会長に対して、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の諮問を行い、同会議は、13年11月に答申を取りまとめている。</p> <p>(注2) 日本学術会議が取りまとめた「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）によると、森林の有する様々な機能について、林産物生産機能を含む全ての機能を「多面的機能」と称し、林産物生産機能を除く場合は「公益的機能」と称している。本細目では、林産物生産機能を除く「公益的機能」に重点を置き、整理を行ったことから、公益的機能という表現で統一した。</p> <p>(注3) 「裸地」とは、草木が生えておらず、岩や土がむきだしになっている状態の土地のことである。</p>	図表 1-(1)-⑩ (再掲)

勸告	説明図表番号
<p>ア 道府県知事が森林法に基づき選定した「要整備森林」の森林所有者等に対し、必要な森林施業の実施を適切に促していないことから、森林施業が実施されていない例</p> <p>森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定に基づき、指定された保安林は、平成 27 年 3 月末現在、全国で約 1,214 万 ha あり、全森林面積の約 5 割を占めている。このうち、森林面積が最も多い保安林は、水源かん養保安林の約 917 万 ha（全保安林の 75.5%）であり、次いで土砂流出防備保安林の約 258 万 ha（同 21.3%）となっている。</p> <p>保安林に指定されると、その所有者等は、立木を伐採する際には、森林法の規定に基づき、都道府県知事の許可を受け、又は事前の届出を行う必要があり、①保全措置が特に必要な保安林の場合は「禁伐」として伐採そのものが禁止され、②伐採が認められる場合であっても、保安林の種類によっては、森林の持つ公益的機能の著しい変化を避けるために、必要な立木を選定しながら伐採を行う「択伐」が必要となり、③全ての立木の伐採が認められる「皆伐」を行うことができる保安林の場合も、1 か所当たりの上限面積が 20ha に制限されるなど、厳しい伐採規制がかけられている。</p> <p>他方、森林は、伐採さえ行わなければ、その機能が十全に発揮されるといったものではなく、特に、人の手によって植林された人工林の場合、森林施業を定期的に行わないと、樹木の生長が十分に促進されず、その結果、そのような森林は、降雨などによる土砂の流出や、雪や風による倒木など災害の危険性が高まる。</p> <p>このようなことから、平成 16 年に森林法が改正され、森林施業が十分実施されていないことにより、水源の涵養や山地災害の防止等、保安林本来の目的である公益的機能の発揮に支障が生じていると判断される森林については、森林法第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が「特定保安林」として指定を行い、その区域内に地域森林計画の対象となっている民有林がある場合は、都道府県知事が、同法第 39 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域森林計画において「要整備森林」として選定し^(注 4)、同法第 39 条の 5 及び第 39 条の 7 の規定に基づき、森林所有者等に対して必要な森林施業の勸告を行い、勸告に従わない場合等には、森林所有者等に対して権利移転等の協議を勸告し、当該協議が調わない場合は、同知事が森林所有者等に代わって保安施設事業を行うことのできる制度が創設されている。</p> <p>林野庁では、要整備森林を選定した場合の森林所有者等に対する森林施業の勸告について、「要整備森林に係る施業の勸告等の実施について」（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 353 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林政企第 120 号。以下「要整備森林に係る勸告までの実施手順を定めた通知」という。）において、次のとおり、実施手順を定めている。</p>	<p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-ア -①</p> <p>図表 1-(3)-ア -②</p> <p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-ア -③</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 都道府県知事は、要整備森林を選定した際には、森林所有者等に対し、その所在、実施すべき施業の方法及び時期について、文書による通知を行うこと。</p> <p>② 上記通知後も通知に沿った施業が実施されていない又は実施される見込みがない場合は、林道又は作業路の被災等により要整備森林までの通行が困難になるなど施業を実施できない特段の理由が認められない限り、施業の勸告を行うこと。</p> <p>③ 要整備森林に係る施業の勸告は、造林、保育、伐採等の施業の区分ごとに実施期限を定めて行うものとし、その実施期限は、施業の時期、準備期間等を考慮して、おおむね6か月から1年までの範囲内で定めること。</p> <p>(注4) 森林法上は、「要整備森林の選定」という用語は用いられておらず、正確には、第39条の4第1項において、都道府県知事は、地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項（造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林（要整備森林）の所在など）を追加して定めなければならないと規定されているが、本文では、当該制度の説明の便宜上、「選定」という用語を用いることとした。</p>	
<p>調査対象とした17道府県が平成26年度末時点で選定していた要整備森林について、道府県の森林所有者等に対する必要な森林施業の働きかけの状況を調査したところ、次のとおり、必要な森林施業の実施を適切に促していないことから、依然として森林施業が実施されていない例がみられた。</p> <p>① 間伐等が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、相当期間が経過しているが、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができず（2県34事例）、中には、要整備森林を選定してから8年以上経過している例もみられた。（1県7事例）</p> <p>これについて、当該2県では、森林所有者等に対し事前の説明をせずに文書による通知を送ってしまうとトラブルを招く可能性があるなどとして、要整備森林の選定後、通知前の説明を森林組合に任せていたところ、双方の意思疎通が十分ではなかったこともあり、結果として県から森林所有者等への森林施業の通知を行うことができなかったが、今後は、森林組合とも十分に連携しつつ、森林所有者等に対し、必要な森林施業の働きかけを的確に実施したいとしている。</p> <p>② 間伐が十分に実施されていない土砂流出防備保安林を要整備森林として選定しているものの、選定後に森林所有者等の所在が不明であることが判明し、必要な森林施業の通知を行うことができず、その後も有効な措置を講ずることができないまま、10年以上の年月が経過している例がみられた。（1県2事例）</p> <p>保安林が、その指定の目的に即して機能しておらず、森林施業を早急に実施しなければならない状態となっているにもかかわらず、森林所有者等と権利の移転等の協議を行うことができない場合は、森林法第41条第3項に規定す</p>	<p>図表 1-(3)-ア -④- i ~ iii</p> <p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>る保安施設事業により、都道府県知事が森林所有者等に代わって、必要な整備を行うことも可能であることから、本件については、森林の現況に応じ、同事業の活用を含めた適切な対応を検討すべきであったと考えられる。</p> <p>これについて、当該県では、改めて現地調査を行った上で、保安施設事業を活用し、要整備状態を解消したいとしている。</p> <p>③ 間伐が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っているが、通知後約6年又は約8年が経過し、林道の被災等により要整備森林までの通行が困難になるなど施業を実施できない特段の理由がないにもかかわらず、森林の施業を行っていない森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勸告を行っていない例がみられた。(1県11事例)</p> <p>これについて、当該県では、要整備森林の選定時には、森林所有者等の間伐の実施の意向を確認できていたかもしれないが、その後の経済事情の変化により、間伐を実施できていないものが多く、勸告をちゅうちょしてしまったとしている。</p> <p>しかしながら、本件については、i) 要整備森林に選定され、施業の通知を行ってから、少なくとも6年以上が経過しているにもかかわらず、依然として施業が完了していないこと、ii) 林野庁が示した、要整備森林に係る勸告までの実施手順を定めた通知においても、施業の通知後も施業が実施されていない場合、特段の理由が認められない限りは、施業の勸告を行うとの考えが示されていること、iii) 要整備森林の森林所有者等の一部である町有林の担当者は、当省の調査により初めて、当該森林に選定されていることを認識したとしていることなどを踏まえると、森林所有者等に施業の勸告を行い、要整備森林の解消に向けた取組を一層推進するよう働きかける必要があったと考えられる。</p> <p>要整備森林は、森林法の規定に基づき、森林所有者等に森林施業を実施させ、早期に森林の機能の回復を図る必要があるとして都道府県が選定するものであるため、選定後、森林所有者等に必要な森林施業の実施を長期間促さず、放置しておくことは、森林の公益的機能の発揮に影響を及ぼすことが懸念される。一方で、都道府県が要整備森林を選定して長期間が経過し、現在までに特段の問題が生じていないのであれば、当時の選定が適切ではなかった可能性も考えられる。このため、林野庁は、全国の都道府県に対し、要整備森林を選定後に森林所有者等に必要な森林施業の実施を促していない例がないか点検させ、選定から長期間が経過している例がみられた場合は、保安林の目的に即した要整備森林の選定となっているのか、速やかに現地調査を行うなどして森林の荒廃の程度を把握させた上で、改めて森林所有者等に施業を行わせることが適当であるか適切に判断さ</p>	

勸告	説明図表番号
<p>せ、必要であれば、要整備森林の解消に向けて、確実に森林所有者等に森林施業の実施を促す必要があると考えられる。</p>	
<p>イ 市町村が設定した「公益的機能別施業森林」において、定められた森林施業の方法によらず、森林の伐採を行うことを計画しているなど、市町村森林整備計画に沿った適切な対応が行われていない例</p>	
<p>市町村長は、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとに市町村森林整備計画をたてなければならないとされており、同計画には、同条第2項の規定に基づき、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢のほか、「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」を定めなければならないとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p>
<p>林野庁が各市町村に示した「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知。最終改正：平成27年3月31日付け26林整計第883号。以下「市町村森林整備計画の運用に関する通知」という。)によると、公益的機能別施業森林区域について、①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵養機能森林」という。)、②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「土砂災害防止等機能森林」という。)、③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林といった四つの公益的機能に着目した森林が例示(注5)されており、市町村は、市町村森林整備計画において、これらの森林の種類別に適切な森林施業の方法を定め、該当する森林は、それぞれの機能別に林班及び小班により特定できるようにしておかななければならないとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -①</p>
<p>市町村森林整備計画の運用に関する通知では、公益的機能別施業森林区域ごとの具体的な森林施業の方法が示されており、例えば、①水源涵養機能森林については、水源かん養保安林やダム集水区域などの水源地周辺の水源涵養機能が高い森林について区域を設定し、森林施業は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とした上で、主伐を行う場合の下限時期として、標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めること、②土砂災害防止等機能森林については、土砂崩壊防備保安林や土砂流出防備保安林などの山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれのある森林について区域を設定し、森林施業は、原則として複層林施業(注6)を推進させることとし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後も機能の確保ができる森林については、主伐を行う場合の下限時期として、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めることとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -②</p>
<p>また、林野庁では、伐採後の造林方法について、人が苗木などを植栽する「人工造林」と、人工的な植栽を行わず、自然に落下した種子や残された根株の休眠芽などの生育を期待する「天然更新」の二つの造林方法を認めている。市町村森</p>	

勸告	説明図表番号
<p>林整備計画の運用に関する通知によると、市町村は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う場合の標準的な樹種別植栽本数や、天然更新を行う場合の更新が完了したとみなす期待成立本数を定めることとされているほか、天然更新が期待できず、人工的な植栽によらなければ適確な森林の育成が困難な森林については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として区域を定め、森林所有者等に必要な指導を行うこととされている。</p> <p>これに対し、森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く。）の立木を伐採する場合は、森林法第 10 条の 7 の規定に基づき、市町村森林整備計画に従って、森林の施業及び保護を実施しなければならない。また、同法第 10 条の 8 第 1 項の規定に基づき、伐採を開始する日の 90 日から 30 日前までに、市町村長に対し、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種等を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないとされている。</p> <p>さらに、市町村長は、森林法第 10 条の 9 第 1 項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採齢等に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合は、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずること（以下「伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令」という。）ができることとされている。林野庁では、「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知。最終改正：平成 24 年 3 月 28 日付け 23 林整計第 315 号。以下「伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知」という。）を発出し、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行う場合として、市町村森林整備計画において、例えば、①公益的機能別施業森林のうち人家、農地等の保全のため伐採の方法について択伐による複層林施業を推進すべきものと定められている森林、②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として人工造林の標準的な方法等が定められている森林などであるにもかかわらず、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された計画内容がこれらの事項に適合しない場合のほか、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された計画内容が市町村森林整備計画に定める標準的な方法と著しく異なり、森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれのある場合を挙げている。</p> <p>（注5） 林野庁が例示した四つの公益的機能別施業森林以外で、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林がある場合は、市町村が独自に区域を設定することも認められている。</p> <p>（注6） 「複層林施業」とは、全ての木を一斉に伐採するのではなく、必要な分だけ抜き伐りし、そこに新たに苗木を植林する又は既に自然に生育している稚樹を育成する施業方法のこと。このうち、択伐により複層林を育成する施業のことを「択伐による複層林施業」という。</p> <p>調査対象とした 39 市町村において、平成 26 年度に受理した伐採及び伐採後の造林の届出書のうち、皆伐する計画となっていた届出書を抽出し（注 7）、届け出られた森林施業の内容を確認したところ、次のとおり、水源涵養機能森林又は土</p>	<p>図表 1-(3)-③ （再掲） 図表 1-(3)-イ -③</p> <p>図表 1-(3)-イ -④</p>

勸告	説明図表番号
<p>砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合していないため、森林の公益的機能の低下が懸念される例がみられた。</p> <p>① 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた伐期齢に達していない森林を皆伐する計画の届出書であるにもかかわらず、必要な是正指導を特段行うことなく、届出書を受理している例があった（皆伐面積が1ha以上のものが3市町村8事例あり、最大のもので15haを超える事例あり）。また、この8事例の中には、標準伐期齢にすら達していない森林であるにもかかわらず、皆伐を計画する届出書を受理している例もあった。（2市町村3事例）</p> <p>当該3市町村では、伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令の対象になるかどうか、伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知をみても判然とせず、制度の枠組みが届出であるため、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないなどとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -⑤- i</p>
<p>② 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定していることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画する届出書を受理している例があった。（3市町村7事例）</p> <p>当該3市町村では、昨今は木材価格の低迷等によって、森林所有者等の経営意欲が減退しており、金銭的な負担を伴う人工造林は求めづらいことや、市町村内全域の民有林や人工林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定しているが、場所によっては、天然更新による造林が可能な場所があり得ることから、天然更新による造林計画があったとしても変更を求めることまではできないなどとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-イ -⑤- ii</p>
<p>私有林は私的財産であるため、森林所有者等に対する伐採等の規制は、必要最小限にとどめるべきである。一方で、①森林は、国民が様々な形で恩恵を受ける公的な財産としての性格を持ち、その中でも公益的機能別施業森林は、市町村が水源涵養機能森林等の公益的機能が特に発揮されるべき森林として設定するものであること、②「環境林整備事業」（国庫補助事業）の「公的森林整備」の補助金額の算出方法をみると、水源涵養機能森林等の公益的機能別施業森林については、他の森林に比べ2倍の査定係数^(注8)が設定されていることを踏まえると、市町村森林整備計画に適合しない計画内容について、森林の公益的機能への影響度を十分考慮することなく、単に届出制度であるからといった理由や専ら森林所有者等の経済的事情への配慮から、必要な是正指導を行わないといった市町村の対応は適切ではないと考えられる。</p> <p>(注7) 皆伐面積の大きいものから順に20件（20件に満たない場合は全件）を抽出した。</p> <p>(注8) 林野庁の「環境林整備事業」の補助金額は、「標準単価×実施面積×補助率×査定係数/100」の算定式によって算出されるが、「環境林整備事業」の実施要領によると、「公的森林整備」（自助努力等によって適切な森林整備が期待できない森林について、地方公共</p>	

勸告	説明図表番号
<p>団体と森林所有者による協定等に基づいて行う森林整備)を行う場合の査定係数は、公益的機能別施業森林の場合は「180」であるのに対し、その他森林は「90」とされている。</p> <p>また、公益的機能別施業森林は、民有林であっても公益的機能の発揮が特に期待される森林として、市町村がその目的に応じた森林区域を設定するものであるが、調査対象とした 39 市町村の中には、どのような森林であっても、少なからず水源涵養機能は有しているなどとして、市町村内に所在する全民有林を水源涵養機能森林に一律に設定している市町村が 11 市町村（平成 26 年度末時点）みられた。市町村森林整備計画の運用に関する通知によると、水源涵養機能森林の設定は、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源池周辺の森林など水源涵養機能が高い森林について定めるとされており、このような全民有林に対する一律の設定が森林の機能特性に適切に応じたものとなっているか検証を行う必要がある。さらに、調査対象とした 39 市町村の中には、前述のとおり、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定しているにもかかわらず、天然更新を認め、その理由として、民有林全域や人工林全域を当該森林区域に設定しており、場所によっては、天然更新可能なものが含まれていることを挙げている市町村がみられた。</p> <p>公益的機能別施業森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に設定されると、①例えば、水源涵養機能森林であれば、市町村森林整備計画の運用に関する通知に基づき、市町村森林整備計画において、主伐は、標準伐期齢に 10 年を加えた林齢以上で行うこととなること、②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であれば、人工造林を行うことが求められることから、森林所有者等にも影響が及ぶこととなる。市町村が現場の状況を十分に踏まえず、市町村森林整備計画において一律に森林施業の方法を示すことは、市町村森林整備計画の形骸化にもつながりかねないと考えられるため、公益的機能別施業森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の設定は必要な範囲内で適切に行うよう、厳格に運用すべきであると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、公益的機能を発揮するための森林施業を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県に対し、要整備森林を選定したにもかかわらず、森林所有者等に必要な森林施業の通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、当該通知や当該勧告を行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、当該森林の現況を把握した上で、施業の必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること。</p> <p>② 市町村に対し、森林所有者等から、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない計画内容の伐採及び伐採後の造林の届出書を受理したときは、届出内容の変更を促すための森林所有者等に対する指導を十分に行い、指導を行っても、なお届出内容の変更がなされない場合は、現地調査を行うなどし</p>	<p>図表 1-(3)-イ-⑥</p> <p>図表 1-(3)-イ-①（再掲）</p>

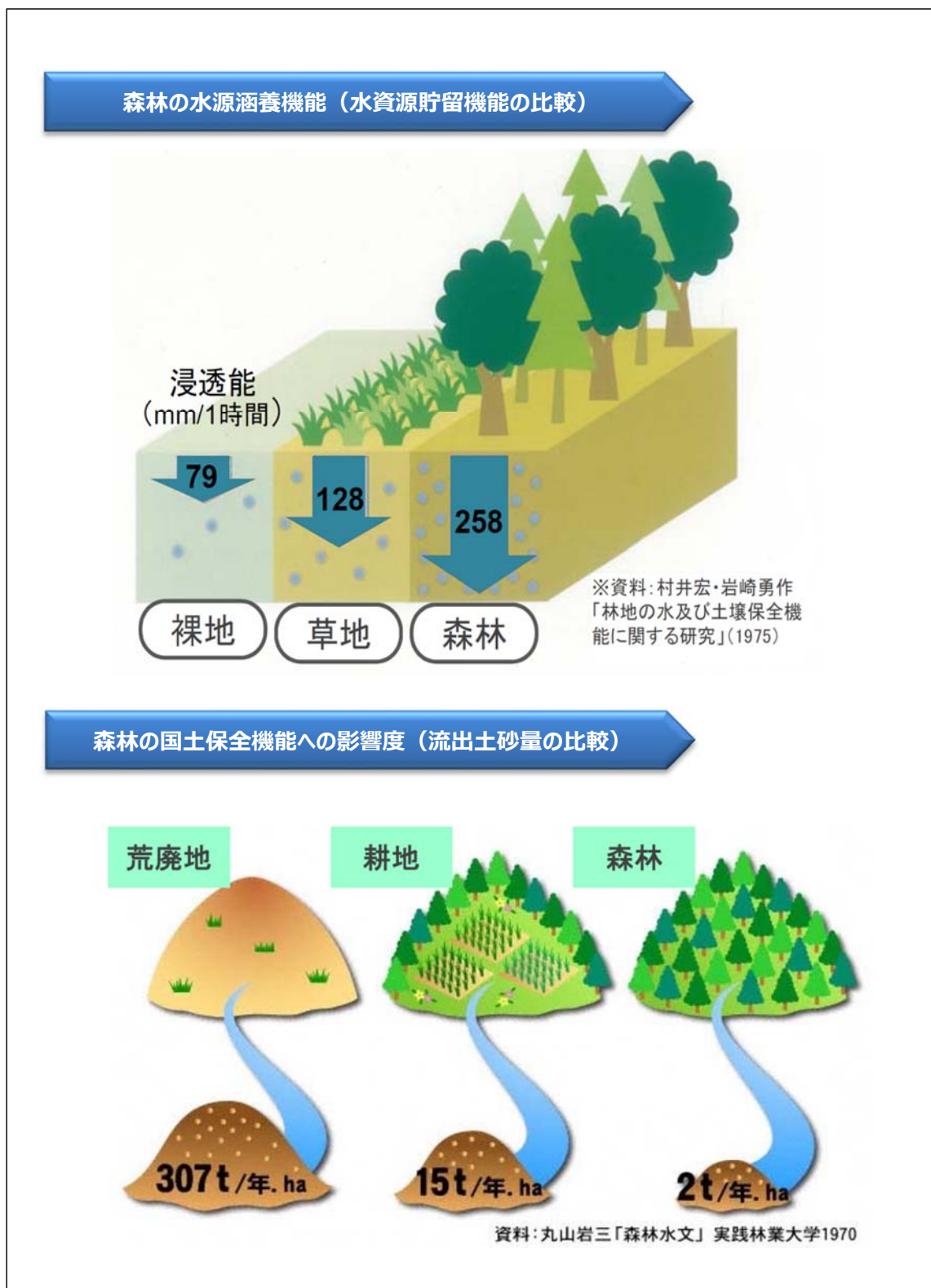
勸告	説明図表番号
<p>て、森林の公益的機能への影響度を確認し、必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出することを要請すること。</p> <p>さらに、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法が遵守されるよう市町村に対し、現状の公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検を行い、その結果を踏まえ、必要性を超えて設定しているところがあれば、市町村森林整備計画の次回改定時に当該森林の設定を見直すよう要請すること。</p>	

図表 1-(3)-① 森林の有する各種多面的機能と貨幣評価額

大分類	中分類	小分類	
1 生物多様性保全機能	(1) 遺伝子保全		
	(2) 生物種保全	① 植物種保全	火力発電所の二酸化炭素回収装置を代替財として評価 (1兆2,391億円/年)
		② 動物種保全(鳥獣保護)	
		③ 菌類保全	
	(3) 生態系保全	④ 河川生態系保全	
⑤ 沿岸生態系保全(魚つき)			
2 地球環境保全機能	(4) 地球温暖化の緩和	⑥ 二酸化炭素吸収	砂防ダムを代替財として評価 (28兆2,565億円/年)
		⑦ 化石燃料代替エネルギー	
	(5) 地球気候システムの安定化		
3 土砂災害防止機能 ／土壌保全機能	(6) 表面侵食防止		土留工を代替財として評価 (8兆4,421億円/年)
	(7) 表層崩壊防止		
	(8) その他の土砂災害防止	⑧ 落石防止	
		⑨ 土石流発生防止・停止促進	
		⑩ 飛砂防止	
	(9) 土砂流出防止		
	(10) 土壌保全(森林の生産力維持)		
	(11) その他の自然災害防止機能	⑪ 雪崩防止	治水ダムを代替財として評価 (6兆4,686億円/年)
		⑫ 防風	
		⑬ 防雪	
		⑭ 防潮など	
4 水源涵養機能	(12) 洪水緩和		利水ダムを代替財として評価 (8兆7,407億円/年)
	(13) 水資源貯留		
	(14) 水量調節		
	(15) 水質浄化		
	5 快適環境形成機能	(16) 気候緩和	
⑯ 木陰			
(17) 大気浄化		⑰ 塵埃吸着	
		⑱ 汚染物質吸収	
(18) 快適生活環境形成		⑲ 騒音防止	
		⑳ アメニティ	
6 保健・レクリエーション機能	(19) 療養	㉑ リハビリテーション	雨水利用施設及び水道施設を代替財として評価
	(20) 保養	㉒ 休養(休息・リフレッシュ)	
		㉓ 散策	
		㉔ 森林浴	
		㉕ 行楽	
	(21) レクリエーション	㉖ スポーツ	
		㉗ つり	
7 文化機能	(22) 景観(ランドスケープ)・風致		貨幣評価額の合計 約67兆7,831億円/年
	(23) 学習・教育	㉘ 生産・労働体験の場	
		㉙ 自然認識・自然とのふれあいの場	
	(24) 芸術		
	(25) 宗教・祭礼		
	(26) 伝統文化		
	(27) 地域の多様性維持(風土形成)		
8 物質生産機能	(28) 木材	⑳ 燃料材	貨幣評価額の合計 約67兆7,831億円/年
		㉑ 建築材	
		㉒ 木製品原料	
		㉓ パルプ原料	
	(29) 食料(きのこ等)		
	(30) 肥料		
	(31) 飼料		
	(32) 薬品その他の工業原料		
	(33) 抽出成分		
	(34) 緑化材料		
	(35) 観賞用植物		
	(36) 工芸材料		

(注) 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)に基づき、当省が作成した。

図表 1- (3) - ② 森林が失われることによる公益的機能の発揮への影響度



(注) 林野庁が作成した「森林・林業・木材産業の現状と課題」による。

図表 1－(3)－③ 森林の公益的機能を発揮するための森林施業に係る森林法の条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（市町村森林整備計画）

第 10 条の 5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5 年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10 年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

六～十 （略）

（市町村森林整備計画の遵守）

第 10 条の 7 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第 10 条の 8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～十二 （略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第 1 項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第 10 条の 9 市町村の長は、前条第 1 項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の命令があったときは、その命令があった後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかったものとみなす。
- 3 市町村の長は、前条第 1 項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
- 4 市町村の長は、前条第 1 項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
 - 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(施業の勧告等)

第 10 条の 10 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

2~8 (略)

第 3 章 保安施設

第 1 節 保安林

(指定)

第 25 条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第 3 条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

- 2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
- 3 農林水産大臣は、第1項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前2項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 (略)

第25条の2 都道府県知事は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

- 2 都道府県知事は、前条第1項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
- 3 (略)

(指定又は解除の通知)

第33条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあってはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件(立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。)、解除をするときにあってはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2~4 (略)

- 5 第1項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。
- 6 前各項の規定は、都道府県知事による保安林の指定又は解除について準用する。この場合において、第1項中「告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、第3項中「通知を受けた」とあるのは「告示をした」と、第4項及び前項中「通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

(保安林における制限)

第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一~九 (略)

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、

開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 (略)

- 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4～10 (略)

(保安林における択伐の届出等)

- 第34条の2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第3項において同じ。)をしようとする者は、前条第1項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2～5 (略)

(保安林における間伐の届出等)

- 第34条の3 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第34条第1項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 (略)

(保安林における植栽の義務)

- 第34条の4 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第38条第1項又は第3項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合(当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。)その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(監督処分)

- 第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条

第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。

(特定保安林の指定)

第39条の3 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林(当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。) を特定保安林として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。
- 3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第39条の4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であって、第6条第2項の規定により前2項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の1週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第3項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の

聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第 39 条の 5 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第 1 項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第 39 条の 7 都道府県知事が第 39 条の 5 第 2 項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときであって、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業（森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。）を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者（次項において「関係人」という。）は、その実施行為を拒んではならない。

- 2 都道府県は、その行った前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第 3 章 保安施設

第 2 節 保安施設地区

(指定)

第 41 条 農林水産大臣は、第 25 条第 1 項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第 25 条第 1 項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第 1 項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

- 4 第 25 条第 1 項但書及び第 2 項の規定は、第 1 項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第 25 条第 2 項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

(指定の有効期間)

第 42 条 前条の保安施設地区の指定の有効期間は、7 年以内において農林水産大臣が定める期間とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、3 年を限りその

有効期間を延長することができる。

(受忍義務)

- 第 45 条 保安施設地区の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者（以下この節において「関係人」という。）は、国又は都道府県が、その保安施設地区において、その指定の有効期間内に行う造林、森林土木事業その他の保安施設事業の実施行為並びにその期間内及びその期間満了後 10 年以内に行う保安施設事業に係る施設の維持管理行為を拒んではならない。
- 2 国又は都道府県は、その行った前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第 7 章 雑則

(立入調査等)

- 第 188 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。
- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3～6 (略)

(掲示)

- 第 189 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県若しくは市町村の公報に掲載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

第 8 章 罰則

- 第 206 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。
- 一・二 (略)
- 三 第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第 38 条第 2 項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者
- 第 207 条 次の各号のいずれかに該当する者は、150 万円以下の罰金に処する。
- 一 第 34 条第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
- 二 第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者

三 第 38 条第 1 項の規定による命令、同条第 2 項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。）又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令に違反した者

第 208 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 8 第 1 項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- 二 第 10 条の 9 第 3 項又は第 4 項の規定による命令に違反した者
- 三 第 31 条（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第 34 条の 2 第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- 五 第 34 条の 3 第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-ア-① 保安林の種類別の指定目的と面積の内訳

①水源かん養保安林(1号)



石川県加賀市

流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、渇水を防止したり、各種用水を確保したりします。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5,701	3,465	9,167	75.5

②土砂流出防備保安林(2号)



徳島県三好市

下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
1,078	1,499	2,578	21.2

③土砂崩壊防備保安林(3号)



北海道増毛町

崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
20	40	59	0.5

④飛砂防備保安林(4号)



秋田県由利本荘市

海岸の砂地を森林で被覆することにより飛砂の発生を防止し、飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止することにより、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
4	12	16	0.1

⑤防風保安林(5号)



長野県南牧村

林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺し、これを防止攪乱することにより風速を緩和して風害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
23	33	56	0.5

⑥水害防備保安林(5号)



京都府福知山市

河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及びろ過作用並びに樹根による侵食防止作用によって水害の防止軽減をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	1	1	0.0

⑦潮害防備保安林(5号)



沖縄県石垣市

津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して被害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5	8	14	0.1

⑧干害防備保安林(5号)



福井県池田町

洪水、渇水を防止し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
50	76	125	1.0

⑨防雪保安林(5号)



北海道稚内市

飛砂防備や防風保安林と同様の機能によって吹雪（気象用語では「飛雪」といいます。）を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	0	0	0.0

⑩防霧保安林(5号)



北海道厚岸町

森林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止したり、霧粒を捕捉したりすることで霧の害を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
9	53	62	0.5

⑪なだれ防止保安林(6号)



新潟県魚沼市

森林によって雪庇の発生や雪が滑り出すのを防いだり、雪の滑りの勢いを弱めたり、方向を変えたりする等により雪崩を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
5	14	19	0.2

⑫落石防止保安林(6号)



岐阜県白川町

林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止したり、転落する石塊を山腹で阻止したりすることで、落石による危険を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	2	2	0.0

⑬防火保安林(7号)



兵庫県赤穂市

耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火炎に対して障壁を作り、火災の延焼を防止します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
0	0	0	0.0

⑭魚つき保安林(8号)



愛媛県愛南町

水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助けます。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
8	52	60	0.5

⑮航行目標保安林(9号)



長崎県対馬市

海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標となって航行の安全をはかります。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
1	0	1	0.0

⑩保健保安林(10号)



群馬県みなかみ町

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
357	344	701	5.8

⑪風致保安林(11号)



山口県岩国市

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存します。

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計	比率(%)
13	15	28	0.2

(単位:万ha)

全森林面積 A	2,508
全国有林面積	767
全民有林面積	1,741

(単位:%)

全森林面積に占める保安林の割合(B/A)	48.4
----------------------	------

<全保安林の合計(延べ面積)>

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計
7,274	5,615	12,890

(注) 同一箇所でも2種類以上の保安林に指定されている場合あり

<全保安林の合計(実面積)>

(単位:千ha)

国有林	民有林	合計 B	比率(%)
6,919	5,224	12,143	100.0

(注) 2種類以上の保安林に指定されている場合の重複を排除したもの

- (注)1 林野庁が公表している資料に基づき、当省が作成した。
 2 各保安林の面積は、平成27年3月末現在の数値であるが、全森林面積、全国有林面積及び全民有林面積については、24年4月末現在の数値である。
 3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳は一致しない場合がある。
 4 保安林の名称の後にカッコ書きしている号数は、森林法第25条第1項各号において示された保安林の号数である。
 5 「比率(%)」は、全保安林の合計(実面積)に占める割合を示す。

図表 1－(3)－ア－② 保安林の伐採規制に係る森林法施行令及び森林法施行規則の条文

○ 森林法施行令（昭和 26 年法律第 276 号）（抜粋）

（指定施業要件を定める場合の基準）

第 4 条 法第 33 条第 5 項（同条第 6 項（法第 33 条の 3 において準用する場合を含む。）並びに法第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

（伐採の許可）

第 4 条の 2 択伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、その伐採を開始する日の 30 日前までに、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採樹種
- 三 伐採材積
- 四 伐採の方法
- 五 伐採の期間
- 六 その他農林水産省令で定める事項

2 皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、当該保安林又は保安施設地区内の森林につき次項の規定による公表のあつた日から 30 日以内に、都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した伐採許可申請書を提出しなければならない。

- 一 伐採箇所の所在
- 二 伐採樹種
- 三 伐採面積
- 四 伐採の方法
- 五 伐採の期間
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、伐採年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、その前伐採年度の 2 月 1 日並びに当該伐採年度の 6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日（これらの日が日曜日に当たるときはその翌日、これらの日が土曜日に当たるときはその翌々日）に、保安林及び保安施設地区内の森林の当該伐採年度における皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度を公表しなければならない。

4 前項の規定により公表する皆伐面積の限度は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林若しくはその集団又は保安施設地区若しくはその集団の森林（以下「同一の単位とされる保安林等」という。）ごとに、2 月 1 日又はその翌日若しくは翌々日に公表すべきものにあつては、当該同一の単位とされる保安林等の当該年の 4 月 1 日に始まる伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度（別表第 2 の第二号（一）イの基準に準拠して定められる皆伐面積の限度をいうものとする。以下この項において同じ。）たる面積とし、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日又はこれらの日の翌日若しくは翌々日に公表すべきものにあつては、その 2 月 1 日又はその翌日若しくは翌々日に公表した面積（当該年の 2 月 1 日から 11 月 30 日までに新たに指定された保安林又は保安施設地区内の森林については当該伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度、その期間内に指定

施業要件に定める皆伐面積の限度に変更があつた保安林又は保安施設地区内の森林については当該公表をすべき日の前日において効力を有する当該伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度) から、当該公表をすべき日の前日までに皆伐による立木の伐採につき法第 34 条第 1 項 (法第 44 条において準用する場合を含む。) の許可をした面積がある場合にはその面積を差し引いて得た面積 (以下この項において「残存許容限度」という。) とする。この場合において残存許容限度が存しない保安林又は保安施設地区内の森林については、前項の規定にかかわらず、当該期日に係る同項の規定による公表は、しないものとする。

5 (略)

(伐採面積等を縮減して許可する場合の基準)

第 4 条の 3 法第 34 条第 4 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 同一の単位とされる保安林等の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が 2 以上ある場合には、おおむね、次により、その申請に係る伐採の面積を当該同一の単位とされる保安林等につき前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度まで縮減する。
 - イ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度 (当該森林につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその年伐面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。以下この号において同じ。) を超えないものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、縮減しない。
 - ロ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度 (当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積) まで縮減する。
 - ハ ロの場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、ロの規定によつて伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、ロの規定にかかわらず、その達するまでの部分の面積をロの規定によつて縮減される伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積 (当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部) を当該申請につきロの規定によつて伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。
- 二 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施業要件として別表第 2 の第二号(一)ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が 2 以上ある場合には、当該箇所に係る当該一箇所当たりの面積の限度たる面積 (当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第 34 条第 1 項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一箇所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次

号において同じ。)を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。

三 同一の単位とされる保安林等の立木又は前号の森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が一である場合には、それぞれ、当該同一の単位とされる保安林等につき前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度又は当該箇所に係る一箇所当たりの面積の限度たる面積まで縮減する。

四 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区の森林でその指定施業要件として別表第2の第二号(一)ハの基準に準拠して皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木につき皆伐による伐採をしようとする申請については、その申請の内容を勘案して公正妥当な方法により当該残存部分に関する定めに適合するまで縮減する。

五 択伐による伐採をしようとする申請については、当該森林に係る指定施業要件として別表第2の第二号(一)ニの基準に準拠して定められている材積の限度まで縮減する。

2 前項第一号の年伐面積の限度は、農林水産省令で定めるところにより算出するものとする。

別表第2 (第4条—第4条の3関係)

事項	基準
一 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
二 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図</p>

	<p>必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20 メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号</p> <p>ロ イの樹冠疎密度が 10 分の 8 を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
<p>三 植栽</p>	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満 1 年以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

注 第三号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（樹冠疎密度）

第 53 条 令別表第 2 の第一号(二)イの樹冠疎密度は、おおむね 20 メートル平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出するものとする。

（伐採の限度を算出する基礎となる樹種の伐期齢）

第 54 条 令別表第 2 の第二号(一)イの規定による伐期齢は、標準伐期齢を下らない範囲内において、当該保安林又は保安施設地区の指定の目的、当該森林の立木の生育状況等を勘案して定めるものとする。

(皆伐することができる一箇所当たりの面積)

第 55 条 令別表第 2 の第二号(一)ロの規定による面積の指定は、20 ヘクタールを超えない範囲内において、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案してするものとする。

(択伐率)

第 56 条 令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。

2 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、前項の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率又は付録第 7 の算式により算出された率のいずれか小さい率とする。ただし、その率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

3 保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての令別表第 2 の第二号(一)ニの択伐率は、前二項の規定にかかわらず、10 分の 3 (伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については、10 分の 4) に当該森林につき指定施業要件を定める者が当該森林の立木の材積その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じて算出するものとする。ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、その算出された率が付録第 7 の算式により算出された率を超えるとときは、当該算式により算出された率とする。

(植栽本数)

第 57 条 令別表第 2 の第三号(一)の植栽本数は、保安林又は保安施設地区内の森林において植栽する樹種ごとに、付録第 8 の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が 3,000 本を超えるとときは、3,000 本とする。

2 択伐による伐採をすることができる森林についての令別表第 2 の第三号(一)の植栽本数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られた率を乗じて得た本数とする。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(3)－ア－③ 要整備森林に係る勧告までの実施手順を定めた通知

○ 要整備森林に係る施業の勧告等の実施について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 353 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林政企第 120 号）（抜粋）

1 要整備森林に係る施業の指導

(1) 地域森林計画を樹立又は変更したときの指導

都道府県知事は、地域森林計画を樹立又は変更したときは、要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期について、林業改良指導員の指導活動のほか、森林所有者等に対する別記様式第 1 号による通知により周知を図るものとする。

(2) 地域森林計画の計画期間中における指導

地域森林計画の計画期間中は、林業改良指導員が林業に関する技術及び知識について普及を行う機会等を利用して、実施すべき時期までに要整備森林の適切な施業が行われるよう指導するものとする。

2 要整備森林に係る施業の勧告

(1) 勧告に際して留意すべき事項

勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項について十分な検討を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(2) 施業の勧告

要整備森林に係る施業の勧告は、地域森林計画で定めた施業の方法に関する事項に従って地域森林計画に定める時期までに施業が実施されていない場合又は実施される見込みがない場合で、地域森林計画で定めた施業の方法及び時期に関する事項に従って施業を行わせる必要のある場合に行うものとする。

なお、この勧告は、別記様式第 2 号により当該要整備森林について定められている造林、保育、伐採その他の施業の区分ごとに実施期限を定めて行うものとし、その実施期限は、施業の時期、準備期間等を考慮して、概ね 6 か月から 1 年の範囲内で定めるものとする。

別記様式第1号

要整備森林通知書

番号
年月日

殿
(要整備森林の森林所有者等の
氏名又は名称及び住所)

都道府県知事 印

地域森林計画の相立(変更)に伴い、費額の保有する森林について、下記のとおり森林法(昭和26年法律第249号)第39条の4第1項第1号の要整備森林として定められたので通知する。

記

- 1 地域森林計画で定めた要整備森林の所在及び面積
- 2 地域森林計画で定めた実施すべき施業の方法及び時期
- 3 伐採が終了した日を含む伐採年度翌伐採年度の初日から起算して2年以内に造林を完了すべき旨その他必要な事項
(指定施業要件として備載の義務は定められていないが、地域森林計画において実施すべき施業が伐採及び造林につき一体として定められている場合のみ記載)

【注意事項】

- (1) この通知書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を書面により報告すること。
- (2) この通知書に定められた期日までにこの通知書に従った施業を実施しなかったときは、その理由等を書面により報告すること。

別記様式第2号

勧告書

番号
年月日

殿
(被勧告者の氏名又は
名称及び住所)

都道府県知事 印

森林法(昭和26年法律第249号)第39条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

記

- 1 勧告に係る森林の所在場所及び面積
- 2 勧告の内容(地域森林計画で定めた実施すべき施業の方法及び勧告に際し定める実施期限)
- 3 勧告の理由
- 4 その他必要な事項

【注意事項】

- (1) この通知書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を書面により報告すること。
- (2) この勧告書に定められた期日までにこの勧告書に従った施業を実施しなかったときは、その理由等を書面により報告すること。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-ア-④-i 間伐等が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定しているものの、その後の対応は森林組合に任せ、県が主体的に関与していなかったことから、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っていない例

道府県名	三重県		森林計画区名		南伊勢								
	特定保安林	要整備森林	指定年月	面積 (ha)	市町村名	公・私有 林別	選定年月	面積 (ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無
事例の概要	保安林の種類												
	番号												
	1	水源かん養	H18.5	136.13	松阪市	私有林	H19.2	10.29	間伐	無	無	無	無
	2	水源かん養	H18.5	298.99	松阪市	私有林	H19.2	27.04	間伐	無	無	無	無
	3	水源かん養	H18.5	294.3	松阪市	私有林	H19.2	4.67	間伐	無	無	無	無
	4	土砂流出防備	H19.6	14.77	松阪市	私有林	H21.4	5.41	間伐	無	無	無	無
	5	土砂流出防備	H19.6	7.26	松阪市	私有林	H21.4	4.96	間伐	無	無	無	無
	6	土砂流出防備	H19.6	8.18	松阪市	私有林	H21.4	1.54	間伐	無	無	無	無
	7	土砂流出防備	H19.6	4.39	松阪市	私有林	H21.4	1.08	間伐	無	無	無	無
	8	土砂流出防備	H19.6	41.18	松阪市	私有林	H21.4	6.09	間伐	無	無	無	無
	9	水源かん養	H18.5	52.02	南伊勢町	私有林	H19.2	16.51	間伐	無	無	無	無
	10	水源かん養	H18.5	25.28	南伊勢町	私有林	H19.2	10.87	間伐	無	無	無	無
11	土砂流出防備	H18.5	9.77	南伊勢町	私有林	H19.2	3.31	間伐	無	無	無	無	
12	土砂流出防備	H18.5	38.18	南伊勢町	私有林	H19.2	34.48	間伐	無	無	無	無	
計	—	—	930.45	—	—	—	126.25	—	—	—	—	—	

三重県では、今回調査対象とした松阪市を含む南伊勢森林計画区において、要整備森林を平成18年度から21年度にかけて、順次選定しており、平成27年12月現在で、次のとおり、126.25haの要整備森林が現存している。

同県では、地元の森林組合を通じて、要整備森林の適切な整備の周知に努めているが、同県は、森林組合に対し、要整備森林の選定時に森林所有者等に対し口頭での周知を依頼する程度で、文書により必要な森林施業の実施を促す取組は実施していない。

当省において、今回調査対象とした南伊勢森林計画区における松阪市の要整備森林(61.08ha)を担当する松阪市南森林組合に対し、森林所有者等への森林施業の指導状況を確認したところ、三重県からは、要整備森林を積極的に解消させたい旨の連絡はないと認識しており、要整備森林の解消を意識した取組は特段行っていないとしている。

このようにことから、南伊勢森林計画区において、要整備森林が解消した実績は、松阪市に所在していた4.69ha(平成21年度から25年度までの5年間で解消)にとどまっており、現存している要整備森林(126.25ha)は、いずれも当初の選定から、6年から8年以上を経過しているにもかかわらず、要整備状態が解消されていない状況がみられる。

要整備森林の森林所有者等に対し、文書などにより県が主体的に、必要な森林施業を促してこなかったことについて、三重県では、森林所有者等任何の連絡もせず、いきなり文書により施業の通知を送ると、無用な混乱を与えかねないため、これまででは、現場の実情をよく知る森林組合等にその対応を任せていたところがあり、解消の目処が立っていないものがあるが、今回の調査結果を踏まえ、今後は、担当者会議で管内の県農林事務所担当者に対し、改めて要整備森林の選定状況及び解消に向けた取組の必要性の周知を図るとともに、県農林事務所担当者を地元の森林組合に派遣し、森林組合と連携して、森林所有者等に対する森林施業の実施を積極的に働きかけていきたいとしている。

道府県名	岡山県	森林計画区名	吉井川	森林計画区名	旭川																																																																																																																																											
事例の概要	<p>岡山県では、今回調査対象とした津山市を含む吉井川森林計画区において、335.86haの要整備森林を選定し、真庭市を含む旭川森林計画区において、105.59haを選定している。このうち、今回調査対象とした津山市における要整備森林は、111.37ha、真庭市における要整備森林は、62.14haとなっている(いずれも平成27年12月末現在)。</p> <p>同県では、平成16年度から20年度にかけて、森林組合等の協力を得ながら現地調査を行い、林道や作業路網等の整備状況や森林所有者等の施業意欲も勘案し、要整備森林の選定を行い、県担当者間で情報共有を図るとともにその解消に努めていたが、森林所有者等に対し文書により必要な森林施業の実施を促す取組は実施していない。</p> <p>当省において、今回調査対象とした吉井川森林計画区における津山市の要整備森林については津山市森林組合に、旭川森林計画区における真庭市の要整備森林については真庭森林組合に対し、森林所有者等への森林施業の指導状況を確認したところ、両組合ともに県が選定した要整備森林の具体の所在を把握しておらず、森林所有者等に対し、要整備森林として選定された旨の連絡は特に行っていないとしている。</p> <p>県は、要整備森林制度が開始された当初の2～3年は、定期的に森林施業の実施状況を確認し、施業が実施されていれば、要整備森林の解除を行っているが、ここ最近(3～4年)は、他の業務に忙殺されて、その確認作業すら行うことができておらず、現存している要整備森林(吉井川森林計画区<津山市>:111.37ha、旭川森林計画区<真庭市>:62.14ha)の要整備状態を解消することができていないとしている。</p>																																																																																																																																															
	<p align="center">※津山市分のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">森林計画区名</th> <th colspan="2">吉井川</th> <th colspan="4">要整備森林</th> <th colspan="2">施業の通知の有無</th> <th colspan="2">施業の勧告の有無</th> </tr> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>市町村名</th> <th>公・私有林別</th> <th>選定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>施業種類</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>1.74</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>1.74</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>1.43</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>1.43</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>8.3</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>8.3</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水源かん養</td> <td>H19.11</td> <td>3.28</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>3.28</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>43.67</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>43.67</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>24.67</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>24.67</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>水源かん養</td> <td>H20.10</td> <td>10.98</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>10.98</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>水源かん養</td> <td>H21.11</td> <td>17.3</td> <td>津山市</td> <td>私有林</td> <td>H25.4</td> <td>17.3</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111.37</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>111.37</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					森林計画区名	吉井川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無		保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無	1	水源かん養	H19.11	1.74	津山市	私有林	H25.4	1.74	植栽	無	無	無	無	2	水源かん養	H19.11	1.43	津山市	私有林	H25.4	1.43	植栽	無	無	無	無	3	水源かん養	H19.11	8.3	津山市	私有林	H25.4	8.3	植栽	無	無	無	無	4	水源かん養	H19.11	3.28	津山市	私有林	H25.4	3.28	植栽	無	無	無	無	5	水源かん養	H20.10	43.67	津山市	私有林	H25.4	43.67	間伐	無	無	無	無	6	水源かん養	H20.10	24.67	津山市	私有林	H25.4	24.67	間伐	無	無	無	無	7	水源かん養	H20.10	10.98	津山市	私有林	H25.4	10.98	間伐	無	無	無	無	8	水源かん養	H21.11	17.3	津山市	私有林	H25.4	17.3	間伐	無	無	無	無	計	—	—	111.37	—	—	—	111.37	—	—	—	—
森林計画区名	吉井川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無																																																																																																																																							
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無																																																																																																																																				
1	水源かん養	H19.11	1.74	津山市	私有林	H25.4	1.74	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
2	水源かん養	H19.11	1.43	津山市	私有林	H25.4	1.43	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
3	水源かん養	H19.11	8.3	津山市	私有林	H25.4	8.3	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
4	水源かん養	H19.11	3.28	津山市	私有林	H25.4	3.28	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
5	水源かん養	H20.10	43.67	津山市	私有林	H25.4	43.67	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
6	水源かん養	H20.10	24.67	津山市	私有林	H25.4	24.67	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
7	水源かん養	H20.10	10.98	津山市	私有林	H25.4	10.98	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
8	水源かん養	H21.11	17.3	津山市	私有林	H25.4	17.3	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
計	—	—	111.37	—	—	—	111.37	—	—	—	—	—																																																																																																																																				
<p align="center">※真庭市分のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">森林計画区名</th> <th colspan="2">旭川</th> <th colspan="4">要整備森林</th> <th colspan="2">施業の通知の有無</th> <th colspan="2">施業の勧告の有無</th> </tr> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>市町村名</th> <th>公・私有林別</th> <th>選定年月</th> <th>面積(ha)</th> <th>施業種類</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> <th>有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水源かん養</td> <td>H16.8</td> <td>23.22</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>23.22</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.34</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.34</td> <td>間伐</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.53</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.53</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.51</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.51</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.75</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.75</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>水源かん養</td> <td>H17.9</td> <td>0.5</td> <td>真庭市</td> <td>私有林</td> <td>H26.4</td> <td>0.5</td> <td>植栽</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>					森林計画区名	旭川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無		保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無	1	水源かん養	H16.8	23.22	真庭市	私有林	H26.4	23.22	間伐	無	無	無	無	2	水源かん養	H17.9	0.34	真庭市	私有林	H26.4	0.34	間伐	無	無	無	無	3	水源かん養	H17.9	0.53	真庭市	私有林	H26.4	0.53	植栽	無	無	無	無	4	水源かん養	H17.9	0.51	真庭市	私有林	H26.4	0.51	植栽	無	無	無	無	5	水源かん養	H17.9	0.75	真庭市	私有林	H26.4	0.75	植栽	無	無	無	無	6	水源かん養	H17.9	0.5	真庭市	私有林	H26.4	0.5	植栽	無	無	無	無																																							
森林計画区名	旭川		要整備森林				施業の通知の有無		施業の勧告の有無																																																																																																																																							
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	有無	有無	有無	有無																																																																																																																																				
1	水源かん養	H16.8	23.22	真庭市	私有林	H26.4	23.22	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
2	水源かん養	H17.9	0.34	真庭市	私有林	H26.4	0.34	間伐	無	無	無	無																																																																																																																																				
3	水源かん養	H17.9	0.53	真庭市	私有林	H26.4	0.53	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
4	水源かん養	H17.9	0.51	真庭市	私有林	H26.4	0.51	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
5	水源かん養	H17.9	0.75	真庭市	私有林	H26.4	0.75	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				
6	水源かん養	H17.9	0.5	真庭市	私有林	H26.4	0.5	植栽	無	無	無	無																																																																																																																																				

図表 1ー(3)ーア④ーii 間伐が十分に実施されていない土砂流出防備保安林を要整備森林として選定しているものの、選定後に森林所有者等の所在が不明であることが判明し、その後も必要な措置を講ずることができていないことから、必要な森林施業の通知を10年以上行っていない例

道府県名	長野県	森林計画区名	中部山岳											
事例の概要	<p>長野県では、今回調査対象とした筑北村を含む中部山岳森林計画区において、次のとおり、10.37ha(平成27年12月末現在)の要整備森林を選定している(ただし、筑北村には要整備森林はない。)</p> <p>同県では、現地調査により間伐が適切に行われていない状況が確認できたとして、平成17年5月に、中部山岳森林計画区における池田町及び大町市内に所在する土砂流出防備保安林について、要整備森林の選定を行い、同年6月には、当該森林の所有者等に対し、必要な森林施業の通知を行っている。</p> <p>しかし、同県が要整備森林の所有者(登記簿上の名義人2人)に必要な森林施業の通知を行ったところ、いずれも宛先不明として返送されており、実際の森林所有者等には、必要な森林施業の通知が行うことができていない。県では、その後も、関係の市町村に森林所有者等の所在の照会を行うとともに、現地周辺の聞き取り調査を行うなどして、森林所有者等を特定しようとして試みているが、その所在はつかぬまま、約10年が経過し、現在(平成27年12月末現在)に至っている。</p>													
	要整備森林													
	番号	特定保安林 保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有 林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の有無	施業の通知の有無	有の場 合、実施 年月	施業の勧告の有無	有の場 合、実施 年月
	1	土砂流出防備	H17.5	77.3	池田町	私有林	H17.5	6.27	間伐	有	H17.6	無	無	—
2	土砂流出防備	H17.5	10.76	大町市	私有林	H17.5	4.1	間伐	有	H17.6	無	無	—	
計	—	—	88.06	—	—	—	10.37	—	—	—	—	—	—	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「要整備森林」の「選定年月」は、森林法第39条の4第1項の規定に基づき、地域森林計画を変更した年月である。
 3 「施業の通知」とは、都道府県知事が要整備森林を選定した場合に「要整備森林に係る施業の勧告等の実施について」(平成16年4月1日付け15林整計第353号)に基づき、行うこととされている森林所有者等への施業の通知のことを指し、「施業の勧告」とは、森林法第39条の5第1項の規定に基づく森林所有者等への勧告のことを指す。

図表1-(3)-ア-④-iii 間伐が十分に実施されていない水源かん養保安林等を要整備森林として選定し、森林所有者等に必要なる森林施業の通知を行っているが、通知後少なくとも6年以上が経過し、要整備状態が依然として解消されていず、森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていない例

道府県名	高知県	森林計画区分名	嶺北仁淀	森林計画区分名	四万十川							
事例の概要	高知県は、今回調査対象とした土佐町(嶺北仁淀森林計画区)及び四万十町(四万十川森林計画区)において、平成18年から20年にかけて要整備森林を選定している。土佐町内の要整備森林は9か所、計31.83haとなっており、四万十町の要整備森林は6か所、計21.59haとなっている(いずれも平成27年12月末現在)。同県では、要整備森林の森林所有者等に対し、選定後少なくとも3か月以内には、間伐の実施を促す通知を文書で行っているものの、平成27年12月末現在で、施業が完了した森林は、土佐町では要整備森林9か所(31.83ha)のうち、1か所(5.00ha、15.7%)、四万十町では要整備森林の6か所(21.59ha)のうち、3か所(8.67ha、40.2%)にとどまっており、次表のとおり、当該通知を行った後も施業が完了していない森林が、土佐町で8か所(26.83ha)、四万十町で3か所(12.92ha)現存しているにもかかわらず、実施期限を定めた森林施業の勧告を行っていない。											
	要整備森林の森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていないことについて、同県では、要整備森林の選定時には、間伐の実施の意向を確認できていたものと考えているが、その後の状況の変化により、経済的な理由から間伐を実施できていないものも多く、中には、間伐を行う旨の意向を示しているものもあったため、勧告を行うまでには至らなかつたとしている。											
	※土佐町分のみ											
	森林計画区分名	嶺北仁淀										
	特定保安林	要整備森林										
	保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の通知の有無 有の場 合、実施 年月	施業の勧告の有無 有の場 合、実施 年月	施業の完了の有無 有の場 合、実施 年月	
	1	水源かん養	H18.9		公有林	H18.12	3.72	間伐	有	H19.2	無	無
	2	水源かん養	H18.9	183.3	私有林	H18.12	1.00	間伐	有	H19.2	無	無
	3	水源かん養	H18.9		私有林	H18.12	0.71	間伐	有	H19.2	無	無
	4	水源かん養	H18.9		私有林	H18.12	14.13	間伐	有	H19.2	無	無
5	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	3.71	間伐	有	H21.2	無	無	
6	水源かん養	H20.11	213.03	私有林	H20.12	0.53	間伐	有	H21.2	無	無	
7	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	2.59	間伐	有	H21.2	無	無	
8	水源かん養	H20.11		私有林	H20.12	0.44	間伐	有	H21.2	無	無	
計			396.33			26.83						
森林計画区分名	四万十川											
特定保安林	要整備森林											
保安林の種類	指定年月	面積(ha)	市町村名	公・私有林別	選定年月	面積(ha)	施業種類	施業の通知の有無 有の場 合、実施 年月	施業の勧告の有無 有の場 合、実施 年月	施業の完了の有無 有の場 合、実施 年月		
1	土砂流出	H18.10	263.41	私有林	H18.12	9.63	間伐	有	H19.4	無	無	
2	土砂流出	H18.10		私有林	H18.12	3.21	間伐	有	H19.4	無	無	
3	水源かん養	H20.11	364.19	私有林	H20.12	0.08	間伐	有	H21.2	無	無	
計			627.60			12.92						

一方、土佐町の要整備森林の施業が完了していない箇所の中には町有林(1か所)が含まれていたため、当省が土佐町の担当者に、当該要整備森林の現況を確認したところ、当省の調査(平成28年1月)を契機として、県の担当者から連絡があり、町有林のうち一部が要整備森林に選定されている事実を初めて認識したとしており、町有林の施業を委託されている土佐町森林組合の担当者も、同町と同様の状況であった。

高知県では、要整備森林において施業が完了した場合、森林所有者等から「要整備森林施業終了届」が提出された後、県林業事務所が現地確認を行い、施業の完了を確認しているとしており、施業が完了しない(終了届が提出されない)ものについては、県林業事務所が、年1回程度、森林組合を通じて、森林所有者等に対し施業の働きかけを行うよう依頼しているが、①要整備森林に選定され、施業の通知を行ってからの長期間にわたって、施業が実施されていない場合、特段の施業が完了していないこと、②林野庁が示した「要整備森林に係る勧告までの実施手順を定めた通知」においても、施業の通知後も施業が実施されていない場合、特段の理由が認められない限りは、施業の勧告を行うとの考えが示されていること、③土佐町や同町から町有林の施業を委託されている土佐町森林組合において、町有林が要整備森林に選定されている事実を十分に認識していたことなどから、要整備森林の森林所有者等に対し、改めて施業の実施時期を適時適確に促すとともに、今後も長期間にわたって施業が完了しない状態が継続するような場合には、施業の勧告を行い、要整備森林の解消に向けた取組を一層推進するよう働きかける必要があると考えられる。

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「要整備森林」の「選定年月」は、森林法第39条の4第1項の規定に基づき、地域森林計画を変更した年月である。
 3 「施業の通知」とは、都道府県知事が要整備森林を選定した場合に「要整備森林に係る施業の勧告等の実施について」(平成16年4月1日付15林整計第353号)に基づき、行われるとされている森林所有者等への施業の通知のことを指し、「施業の勧告」とは、森林法第39条の5第1項の規定に基づく森林所有者等への勧告のことを指す。

図表 1－(3)－イ－① 市町村森林整備計画の運用に関する通知

○ 市町村森林整備計画制度等の運用について（平成 3 年 7 月 25 日付け 3 林野計第 305 号 林野庁長官通知。最終改正：平成 27 年 3 月 31 日付け 26 林整計第 883 号）（抜粋）

第 1 市町村森林整備計画制度

1 市町村森林整備計画の計画事項等について

(1)・(2) (略)

(3) 法第 10 条の 5 第 2 項第 3 号の「造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項」においては、人工造林及び天然更新に関する事項のほか、その他造林に関する事項として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準その他必要な事項を定めるものとする。

人工造林に関する事項は、人工造林の対象樹種、人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数等人工造林の標準的な方法並びに伐採跡地の人工造林をすべき期間について定めるものとする。

天然更新に関する事項は、天然更新の対象樹種、天然更新の対象樹種の期待成立本数、天然更新補助作業の標準的な方法（伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を含む。）等天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間について定めるものとし、天然更新は、天然更新の対象樹種がその期待成立本数に 10 分の 3 を乗じて得た本数以上成立すると見込まれる状態となることにより完了する旨を定めるものとする。

なお、天然更新の対象樹種については、後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限るとともに、対象樹種のうちぼう芽（根株における発芽をいう。）による更新が可能なものを区分して定めるものとする。

(4) (略)

(5) 法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号の「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、公益的機能別施業森林区域（法第 5 条第 2 項第 4 号の 3 に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。）及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の別に定めるとともに、その他必要な事項を定めるものとする。

水源涵養機能維持増進森林においては、伐期の間隔の拡大を図る森林施業を推進する旨を定めるものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養

機能維持増進森林以外の森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業、それ以外の森林については複層林施業を

推進する旨を定めるものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、当該森林を長伐期施業を推進すべき森林の区域として定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべきものについては、その旨を定めるものとする。

このほか、公益的機能別施業森林の整備に関する事項とあわせて、必要に応じて、法第10条の5第3項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」として、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を定めるものとする。

(6)～(12) (略)

2 市町村森林整備計画の樹立及び変更について

(1) 市町村森林整備計画の樹立は、別記様式により市町村森林整備計画書を作成してするものとする。

(2)～(5) (略)

3～8 (略)

第2 市町村森林整備計画に係る施業の指導及び勧告

1 市町村森林整備計画に係る森林の施業及び保護の指導

市町村の長は、森林所有者等が市町村森林整備計画を遵守して森林の施業及び保護を実施するよう次により指導を行うものとする。

(1) 市町村の長は、市町村森林整備計画を樹立又は変更したときは、その計画内容について説明会等の開催又は広報活動等による指導に努めるものとする。

特に、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のほか、森林法施行規則第39条第2項に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準が適用される水源涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林のうち次に掲げるものについては、当該森林の森林所有者等に対する通知等により周知を図る。

ア 長伐期施業を推進すべき森林

イ 複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を含む。）

ウ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

(2) 市町村森林整備計画の計画期間中は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があったとき等の機会を利用してその計画内容の周知を図り適正な施業を行うよう指導する。

(3) 都道府県知事は、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求め等に応じて、林業普及指導員等による技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 施業の勧告

法第10条の10第1項の施業の勧告（以下単に「勧告」という。）は、適正な森林の施業の実施について十分な指導を行ったにもかかわらず、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める森林施業の規範に従わず、これに反する施業を実施し、又は実施すべき施業を実施していないと認められる場合であって、市町村森林整備計画の達成に支障をきたすことが明らかなときに行うものとし、市町村の長は、次により森林所有者等に対して施業の勧告を行うものとする。

なお、法第39条の4の規定に基づき地域森林計画において要整備森林として指定された森林については、法第39条の6の規定により、勧告の対象とならない。

(1) 勧告は、次に掲げる場合等に行うものとする。ただし、その土地を木竹の育成以外の用途に供することが明らかであると認められる森林は、オに掲げる場合を除き、勧告の対象としない。

ア 第1の1の(5)により択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められた森林において、市町村森林整備計画に定める伐採方法以外の方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

イ 市町村森林整備計画に定める立木の伐採の標準的な方法（公益的機能別施業森林の区域内の森林にあつては、当該森林について第1の1の(5)により定められた立木の伐採方法）と著しく異なる方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

ウ 市町村森林整備計画の計画樹立時における伐採跡地及び計画期間中に伐採された箇所について、伐採後、市町村森林整備計画で定められた更新期間を経過した後なお伐採跡地の更新が行われない場合

エ 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出義務のある者が、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しないで立木を伐採した場合であつて、伐採跡地において伐採後の造林をしていない場合

オ 市町村森林整備計画に森林の保護に関する事項として定められた病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林において立木が伐採されておらず、伐採を促進させる必要がある場合

(2) 勧告に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項につき十分な検討を行い、必要に応じ現地につき調査を行うものとする。

イ 勧告に当たっては、その所有に係る森林の状況及び森林所有者等の経済的な事情を十分考慮するとともに、市場の動向等客観情勢を勘案するものとする。

第3～第5 (略)

別記様式
市町村森林整備計画の様式

様式	要領
<p>(表紙)</p> <p>〇〇市(町村)森林整備計画</p> <p>〇〇市(町村) 森林整備計画</p> <p>計画期間 [自 年 月 日] [至 年 月 日]</p> <p>△△(都道府) 県 〇〇市(町村)</p>	<p>計画書はA4版、縦長、左とじ、横書きとする。</p>

構造、森林の構成等を勘案する。野生生物の営巣
イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生物の営巣
ウ 等に重要な空洞木について、保残等に努める。
エ 森林の多面的機能の発達の観点から、伐採跡地が連続
するところがないよう、伐採跡地間の距離として、少なく
とも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切
な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うもの
とする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、
天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮
する。
カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害
の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保
護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項
1 及び2のほか、地域の森林の現況等から立木竹の伐採
について必要な事項を記載する。

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
(1) 人工造林の対象樹種
地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指
針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域にお
ける造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案
し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。なお、必
要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生
物多様性の保全にも留意する。
また、特定の区域に限り適用すべき人工造林の対象
樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示
する。さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しよう
とする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部
局とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を記載する。
(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法
地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する
指針に基づき、次の事項を定めるものとする。
イ 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数
人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位
等級の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の
指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタ
ール当たりの標準的な植栽本数を植栽する旨を記載す
る。

なお、特定の区域に限り適用すべき植栽本数につ

3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項
(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種		

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森 林 の 区 域	備 考

いては、備考欄に当該区域を表示する。
また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を記載する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すべき旨を記載する。

イ その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に記載する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	
植付けの方法	
植栽の時期	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

1. 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする旨を記載する。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う旨を記述するとともに、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
ぼう芽による更新が可能な樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

エ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	
刈出し	
植込み	
芽かき	

ウ その他天然更新の方法

(3) までの事項を定めるものとする。

- (1) 天然更新の対象樹種
 地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ。）を定めるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

エ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に 10分の3 を垂じた本数以上の本数を成立させざるべき旨を記載する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う旨を定めるものとする。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かきこし、枝条整理等の作業を行うこととする。
 ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
 ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ その他天然更新の方法
 地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認す

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考

注 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - イ 天然更新の場合
- (2) 生育し得る最大の立木の本数

る方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るべき旨を記載する。

- (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
 - 地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 地域森林計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、ぼうま更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。
 ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1の(1)による旨を記載する。
 - イ 天然更新の場合
 - 2の(1)による旨を記載する。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるべき旨を記

--	--

3 その他必要な事項

ついて定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項
局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行なったものでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。
また、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う旨を記載するほか、間伐又は保育に必要な事項について記載する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づき森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載する。
この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域

や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 森林施策の方法

森林施策の方法として、下層植生や樹木の根を琴達させる施策を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする旨を記載する。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

イ 森林施策の方法
以下の伐期齢の下限に従った森林施策を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種			
	年	年	年	年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地、表

土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮雪防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となつて優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となつて優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法
 アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種			
	年	年	年	年

イ 森林施業の方法
 森林施業の方法として、アの①に掲げる森林において、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のため特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する旨を記載する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によつては公益的機能の維持増進を図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨を記載する。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る旨を記載する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 (1) 区域の設定
 当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定
 林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合に

(注) 下線は、当省が付した。

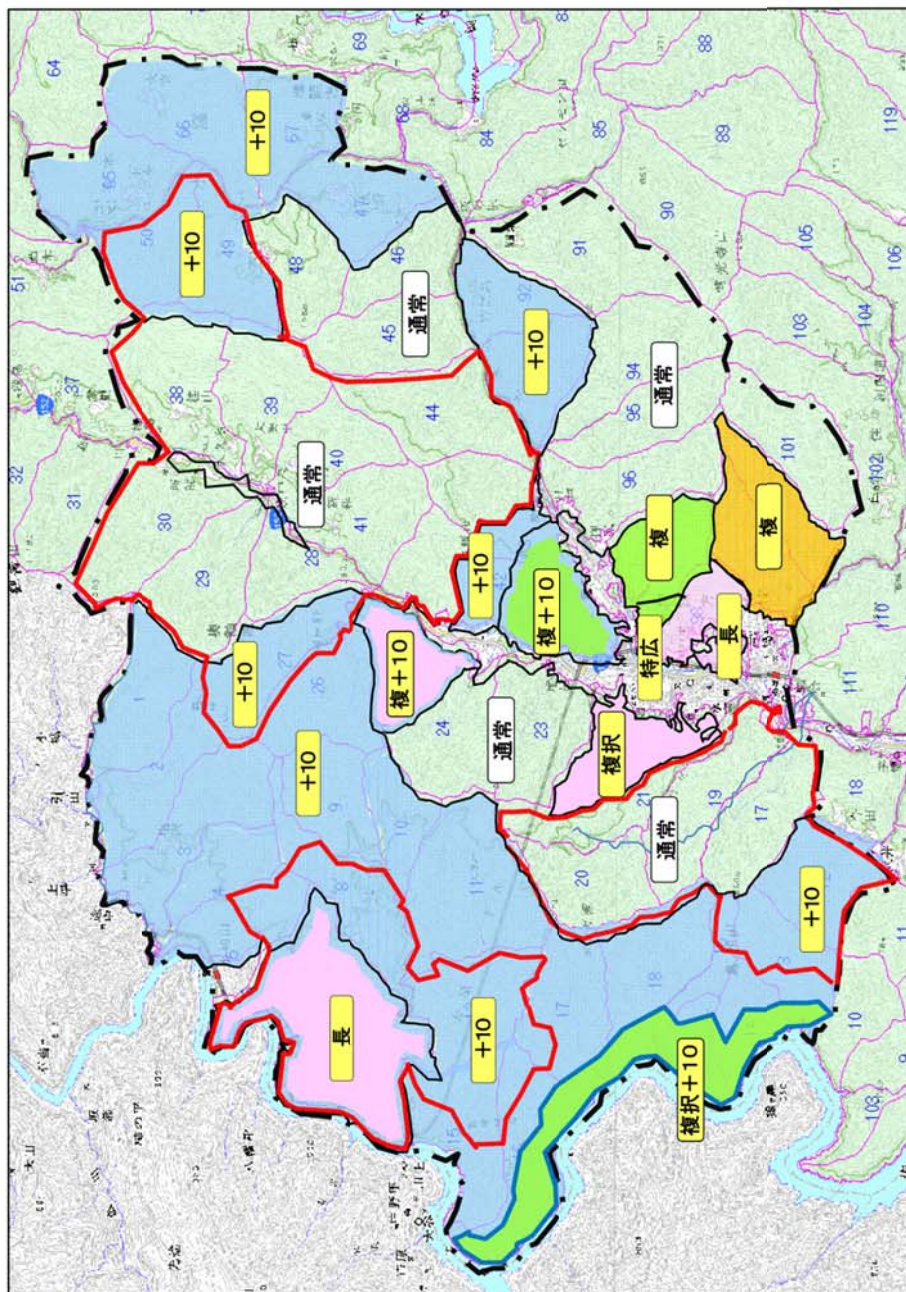
図表 1-1-(3)-1-1-2 市町村森林整備計画において定められることとなる公益的機能別施業森林区域ごとの森林施業方法のイメージ

○ゾーニングの凡例

ゾーニングの種類	
実公益施業基準を適用する区域	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
基礎的機能を適用する区域	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別施業区域	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
適用する区域	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生物多様性保全に係るもの)
適用する区域	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

○施業の方法

施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広



※ 伐期の延長と、長伐期施業、複層林施業及び択伐による複層林施業のいずれかの施業とは、重複して記載することも可能。

(注) 林野庁が作成した「新たな市町村森林整備計画の概要」(2012(H24)准フオレスター研修資料)による。

図表 1－(3)－イ－③ 伐採及び伐採後の造林の届出書の様式及び記載要領

届出書の記載要領

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

- 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			
- 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率		%
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				
- 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採の始期の30～90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

① 届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？

② 伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名となっているか？

法人の場合は法人登記印が、個人の場合は認印が押印されているか？(ただし、個人で自署の場合は押印省略可)

① 伐採箇所ごとに届出書を作成する。

② 複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

③ 必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

少数第2位まで記載されているか(第3位で四捨五入されているか)？

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

市町村森林整備計画に定める「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に指定されている場合、伐採方法が適合しているか？

伐採する森林が異齢林の場合、伐採する立木のうち最も多いものの林齢、最低林齢及び最高林齢が記載されているか？

① 始期は届出年月日以降30～90日となっているか？

② 伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

① 伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)

② 市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？

③ 伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされない場合				

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は1ha以下か？

4 備考

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
②合法性等の証明の希望の有無について記載する。(任意)
転用の場合は「確認通知書」、それ以外の場合は「適合通知書」

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びびふな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

(注) 林野庁が作成した「伐採及び伐採後の造林の届出書の記載要領」による。

図表 1－(3)－イ－④ 伐採及び伐採後の造林届出の運用に関する通知

○ 伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知。最終改正：平成 24 年 3 月 28 日付け 23 林整計第 315 号)(抜粋)

1 本制度の趣旨及び市町村森林整備計画の内容の周知

- (1) 森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため適正な森林施業を確保し、併せて森林資源の賦存状況等を掌握する上からも重要なことであるので、市町村の長は、伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨及び内容について森林所有者等に周知徹底し、法の遵守について協力を得られるよう配慮するものとする。

なお、法第 10 条の 8 第 1 項第 2 号の規定により、法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために伐採する場合には当該届出は不要とされているが、法第 10 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の許可を要しない国又は地方公共団体が行う場合、同項第 3 号の農林水産省令で定める事業の施行として行う場合又は同項の政令で定める規模以下の開発行為を行う場合にあっては、伐採及び伐採後の造林の届出は行う必要がある。

- (2) 適正な森林の立木の伐採及び伐採後の造林を確保するため、森林の施業勧告制度に加え、市町村森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等の制度が設けられていることにかんがみ、市町村の長は、森林所有者等に市町村森林整備計画の内容を周知するとともに、その確実な実施に努めるものとする。

2 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出者に対する指導等

- (1) 市町村の長は、伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「届出書」という。)の提出があった場合において、届出書の書式若しくは添付すべき書類に不備があり、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、届出書を提出した者に補正を求めるものとする。また、その内容を検討し、提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、十分指導を行い、必要に応じて法第 10 条の 10 第 1 項の規定による施業の勧告を行う等によりその適正化に努めるとともに、必要に応じて法第 10 条の 9 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行なうものとする。

(2)～(4) (略)

- (5) 伐採後の造林の計画については、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものであり、市町村森林整備計画に従い、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨として計画するよう指導するものとする。

この場合、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林について、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内に更新を計画するよう指導するものとする。

なお、当該森林以外の森林についても市町村森林整備計画に即して適切な造林の方法を選択して計画するよう指導するものとする。

3 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令

市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令は、次により行なうものとする。

(1) 変更命令に当たっての留意事項

ア 変更命令を行おうとする場合には、必要に応じ現地調査を行うなど命令すべき事項について十分検討を行うものとする。

イ 変更命令は、事前の指導等を行ってもなお適正な伐採及び伐採後の造林の計画に変更されない場合にするものとする。なお、変更命令があった後に行われる立木の伐採は、法第10条の9第2項の規定により届出書の提出がなかったものとみなされるため、届出書に記載された伐採の期間の始期までに変更命令及び当該命令に対する弁明の機会の付与の手続きを行い予定される命令の内容を通知することが望ましい。

ウ 変更命令のなされた伐採及び伐採後の造林の計画については、命令した事項を適正に変更したうえで改めて届出書を提出するよう指導監督するものとする。

(2) 変更命令を行う場合

変更命令は、届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間又は樹種等に関する計画事項が市町村森林整備計画に定める次の事項に適合しないと認められる場合のほか、市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある場合に変更すべき点とその理由を具体的に明示して行うものとし、その際、市町村森林整備計画に適合させるための方策を教示するなど市町村森林整備計画に即した伐採及び伐採後の造林が行われるよう指導に努めるものとする。ただし、市町村森林整備計画の達成上必要がないと認められる場合は、この限りではない。

ア 公益的機能別施業森林のうち特に公益的機能の発揮が求められており伐採の方法を定める必要のある森林として定められる次に掲げる森林のうち択伐による複層林施業を推進すべきものの区域における施業の方法

(ア) 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のための伐採の方法を定める必要がある森林

(イ) 自然環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林

(ウ) 生活環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林にあっては、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間

ウ イに掲げる森林以外の森林にあっては、届出書に記載された伐採後の造林の方法が人工造林である場合にあってはイに掲げる事項、当該造林の方法が天然更新である場合にあっては天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間

(3) (略)

(4) その他の事項

ア 公益的機能別施業森林においては、(2)のア以外の場合であっても当該公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に沿うよう適切に指導を行う必要がある。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(3)-イ⑤-i 市町村森林整備計画において定められた伐期齢に達していないにもかかわらず、1ha以上の森林の皆伐を計画している例

事例番号	市町村名	伐採及び伐採後の造林の届出書の記載内容 (伐採部分のみ抜粋)			森林簿の林齢		市町村森林整備計画に基づく公益的機能別施策森林区域の状況		(参考) 標準伐期齢	伐期齢の判定結果		市町村森林整備計画において定められた伐期齢に達していないにもかかわらず、森林の皆伐を行うことを計画している届出書を受理した理由等
		届出年月日	伐採期間 (伐採部分のみ抜粋)	面積(ha)	樹種	林齢	森林の種類	施策方法 (伐期齢)		公益的機能別施策	標準伐期	
1	宮古市 (岩手県)	H26.10.20	H26.12 ~H30.3	15.07	スギ	44	土砂災害 防止等	長伐期 (80年)	×	○	宮古市では、当時のメモや記録等が残っていないため、正確なことは不明であるが、届出に係る審査が十分ではなかったのではないかとしている。 一方で、宮古市では、伐採及び伐採後の造林の届出書を受理する段階では、既に素材生産事業者と森林所有者との間で、立木の売買契約が行われたものも多く、このようなケースでも伐採計画の変更命令を視野に入れた是正指導を行うべきか判断にちゅうちょしている。	
		H26.7.10	H26.8~ H27.8	14.88のうち 4.87(スギ、 アカマツ)	スギ アカマツ	43~47 43~49	水源涵養 水源涵養	伐期延長 (50年) 伐期延長 (50年)	×	○		
3	岩手町 (岩手県)	H26.5.29	H26.8~ H27.3	4.49のうち 1.36(スギ)	カラマツ	58		伐期延長 (45年)	○	○	岩手町では、当時のメモや記録等が残っていないため、正確な経緯や理由は不明であるとしているものの、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)までを行い、対応する必要があったか、現行の基準をみても判断とせず、是正指導が十分行えないまま、届出を受理してしまったのではないかとしている。	
					アカマツ	65	水源涵養	伐期延長 (50年)	○	○		
					その他広葉樹	60		伐期延長 (35年)	○	○		
4	岩手町 (岩手県)	H27.1.30	H27.3~ H28.4	3.88のうち 1.11(その 他広葉樹)	スギ	32~33		伐期延長 (55年)	×	×		
					その他広葉樹	30		伐期延長 (35年)	×	○		
5	庄原市 (広島県)	H26.5.29	H26.8~ H27.7	2.48のうち 1.22(アカ マツ、スギ)	カラマツ	70	水源涵養	伐期延長 (45年)	○	○		
					アカマツ	44	水源涵養	伐期延長 (50年)	×	○		
6	庄原市 (広島県)	H27.2.9	H27.2~ H27.6	2.00	スギ	28		伐期延長 (55年)	×	×	庄原市では、水源涵養機能森林区域で伐期齢に達していない森林を皆伐する計画であったとしても、伐採計画の変更命令(森林法第10条の9第1項)の対象になるかが判断とせず、制度の枠組みが届出である以上、森林所有者等の判断を優先せざるを得ないとしている。	
					広葉樹	50	水源涵養	伐期延長 (55年)	×	○		
7	庄原市 (広島県)	H26.9.25	H26.11~ H28.10	1.50	ナラ類	25	水源涵養	伐期延長 (55年)	×	×		
8		H26.12.26	未記載	1.20	ヒノキ	43	水源涵養	伐期延長 (50年)	×	○		

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-イ-⑤-ii 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林であることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画している例

事例番号	市町村名	伐採及び伐採後の造林の届出書の記載内容(関連部分のみ抜粋)								市町村森林整備計画に基づく公益的機能別施策森林区域の状況	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当しているにもかかわらず、伐採後に天然更新を計画している届出書を受理した理由等	
		届出年月日	伐採期間	伐採面積(ha)	伐採樹種	造林方法	造林期間	5年後において適確な更新がなされていない場合の造林計画	造林樹種			植栽本数(本)
1	紀北町 (三重県)	H26.10.24	H26.11～ H27.2	0.14	広葉樹	天然更新	未記載	未記載	広葉樹	未記載	水源涵養	紀北町では、町内の民有林全域を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、現在は、森林所有者等の施策に対する考え方や金銭的な問題もあるため、たとえ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当していたとしても人工造林を求めず、天然更新を認めた上で、5年後に天然更新による更新状況を確認することとしている。 一方、当省が抽出した2件の届出書には、造林期間や天然更新の5年後において適確な更新がなされていない場合の植栽本数が記載されていない、このことについて、紀北町では、未記載箇所の確認誤りとしている。
2		H26.10.30	H26.12	0.05	その他広葉樹	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4.1～ H33.3.31	その他広葉樹	150		
3	京都市 (京都府)	H26.7.1	H26.8～ H28.7	0.50	スギ、 ヒノキ	天然更新	H29～	H35～	スギ ヒノキ	未記載	水源涵養	京都市では、人工林については、植栽をしないと更新ができないとの認識から、市内全ての民有林で「針葉樹からなる人工林」を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、場所によっては、植栽によらなくても、更新が可能な場所があり、そのような場所については天然更新も認めているとしている。また、京都市では、本件については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林ではあるものの、伐採前の状態で下層に天然性のスギ・ヒノキの幼樹が定着している状態であったことを理由に天然更新を認めたいとしている。 一方、届出書に5年後において適確な更新がなされていない場合の植栽本数が記載されていないことについて、京都市では、既に下層に定着したスギ・ヒノキがあり、植栽を行うとしても補助的なものとなすと判断したためとしている。
4	南丹市 (京都府)	H26.8.20	H26.9～ H26.12	0.35	スギ	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	700	土砂災害防止等	南丹市では、市内全域の人工林による民有林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として設定しているが、昨今は伐採後に植栽してももうかる見込みが低く、植栽する場合でも鹿の食害防止柵を設置する必要があるため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林で天然更新による届出が出されたとしても、森林所有者等の負担感を考慮すると、受理せざるを得ないとしている。
5		H27.2.13	H27.3～ H27.4	0.18	スギ	天然更新	H27.4～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	360	土砂災害防止等	
6		H27.2.26	H27.3～ H27.4	0.03	スギ、 ヒノキ	天然更新	H27.5～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	60	土砂災害防止等	
7		H27.3.2	H27.4～ H27.5	1.30	スギ、 ヒノキ	天然更新	H27.5～ H32.3	H32.4～H34.3	広葉樹	2,600	水源涵養	

(注) 当省の調査結果による。

図表1-(3)-イ-⑥ 全民有林を水源涵養機能森林に設定している市町村

(平成26年度末時点)

道府県名	市町村名	民有林面積(ha)	水源涵養機能森林の面積(ha)
栃木県	矢板市	7,615	7,615
新潟県	魚沼市	51,749	51,749
	阿賀町	57,305	57,305
静岡県	静岡市	102,965	102,965
三重県	松阪市	41,299	41,299
京都府	京都市	59,232	59,232
奈良県	五條市	20,341	20,341
	宇陀市	18,289	18,289
広島県	庄原市	97,947	97,947
	北広島町	52,311	52,311
高知県	四万十町	40,099	40,099

(注)1 当省の調査結果による。

2 「民有林面積(ha)」とは、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、策定された市町村森林整備計画に基づく、地域森林計画(同法第5条第1項)の対象となっている民有林面積をいう。

3 「水源涵養機能森林」とは、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、策定された市町村森林整備計画に基づく、公益的機能別施業森林区域のうち、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林をいう。

2 新たな木材需要の拡大の推進

(1) 公共建築物における木造化の促進

勸告	説明図表番号
<p>我が国においては、戦後の復興に伴う大量伐採によって森林資源の枯渇が懸念されたことや、火災に強い街づくりの一環として建築物の不燃化が徹底されたことなどにより、公共建築物への木材の利用が抑制されていた時期があった。</p> <p>近年、戦後に植林された人工林を中心とした国内の森林資源が伐採適齢期となり、木材の積極的な利用が可能な段階を迎えることとなった。そのような中、公共建築物は、木造率が低く、潜在的な木材需要が期待できること、また、多くの人々が利用する公共建築物の木造化を進めれば、木の良さや木材利用の意義に対する理解を深めてもらうのに効果的であることなどから、公共建築物の木造化促進に向けた施策が必要との声が高まるようになった。</p>	図表 2-(1)-①
<p>このような状況を踏まえ、平成 22 年 10 月、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が施行され、国は、公共建築物における木材の利用に努めなければならない（第 3 条第 2 項）とされた。</p>	図表 2-(1)-②
<p>また、農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等木材利用促進法第 7 条第 1 項の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「木材利用促進基本方針」という。）を定めている。</p> <p>木材利用促進基本方針において、国は、原則として、次の公共建築物を除く低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進し、全て木造化を図ることとされている（注1）。</p>	図表 2-(1)-③
<p>① 公共建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの</p> <p>木材利用促進基本方針においては、その例として、「災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設」（以下「災害時の活動拠点室等」という。）、「刑務所等の収容施設」など 6 類型の施設（以下「木造化になじまない 6 類型の施設」という。）（注2）を挙げている。</p>	図表 2-(1)-④
<p>② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているもの（注3）</p> <p>上記①について、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、木造化になじまない 6 類型の施設に該当する公共建築物について、各省各庁（注4）と協議の上、「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）」（平成 24 年 7 月 30 日付け国営木第 6 号・林政利第 50 号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知）及び「用途により木造化になじまない施設の例について」（平成 24 年 7 月 30 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長事務連絡）（以下、これら発出文書をまとめて「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知」と総称する。）を発出し、各省各庁に対し、公共建築物を使用する省庁、地方支分部局等の行政機関ごと</p>	図表 2-(1)-⑤

勸告	説明図表番号
<p>に木造化になじまない 6 類型の施設の例を示しているほか、「その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設」が示されており、これらの施設に該当するかどうかは基本的に各省各庁の判断によることとされている。</p> <p>また、国が公共建築物を整備する場合、各省各庁の長は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、整備する前年度の 7 月 31 日までに財務大臣及び国土交通大臣に対し、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）を送付しなければならない^(注 5)、営繕計画書の送付を受けた国土交通大臣は、同条第 3 項の規定に基づき、営繕計画書に記載された建築物の規模、構造、工事費等について技術的な観点から、営繕計画書に関する意見（以下「大臣意見」という。）を 8 月 20 日までに各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならないとされている。</p> <p>国土交通大臣は、各省各庁の長から送付を受けた営繕計画書において木造以外で整備が計画されている場合であっても、木材利用促進基本方針に示された条件に照らし、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものについて、木材利用促進の観点から構造種別の検討を促す大臣意見（以下「木造化に関する大臣意見」という。）を送付している。各省各庁の長は、送付を受けた木造化に関する大臣意見を踏まえた上で公共建築物の整備に係る概算要求を行い、予算措置が講じられた後に設計、工事等を行うこととなる。</p> <p>(注1) 木材利用促進基本方針における「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。</p> <p>なお、各省各庁の長は、公共建築物等木材利用促進法第7条第2項第4号の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進のための計画を作成することとされており、調査対象とした5省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省。後述参照）が作成した同計画をみると、低層の公共建築物は原則として木造化を図ることとされている。</p> <p>(注2) 6類型の施設とは、「災害時の活動拠点室等」、「刑務所等の収容施設」のほか、「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物」、「博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設」である。</p> <p>(注3) ただし、木材利用促進基本方針においては、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとされている。</p> <p>(注4) 各省各庁とは、衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院並びに内閣府及び各省（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の定義）を指す（以下同じ）。</p> <p>(注5) 1件につき総額100万円を超えない修繕又は模様替を除く。</p> <p>今回、国が整備する公共建築物における木造化の状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>ア 農林水産省及び国土交通省が行った国の公共建築物における木造化のフォローアップ調査の状況</p>	<p>図表 2-(1)-⑥</p> <p>図表 2-(1)-⑦</p>

勸告	説明図表番号
<p>農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等木材利用促進法第7条第7項の規定に基づき、木材利用促進基本方針に基づく措置の実施状況について、毎年1回取りまとめ（以下「木造化のフォローアップ調査」という。）を行い、公表することとされている。</p> <p>平成23年度から27年度までにおける木造化のフォローアップ調査の結果によると、各省各庁が各年度において整備した低層（3階建て以下^{（注6）}）の施設（木造化になじまない6種類の施設及び耐火建築物等とすることが求められている施設を除く。以下同じ。）のうち木造で整備した施設の占める割合は、23年度は33%、24年度は43%、25年度は20%、26年度は32%、27年度は55%で推移しており、木材利用促進基本方針において、原則として全て木造化を図るとされている公共建築物であっても、木造化が必ずしも十分に図られていない状況がみられる。</p> <p>一方、各省各庁が整備した低層の施設のうち木造以外で整備した施設（「公共建築物等木材利用促進法施行前に予算化された公共建築物」、「各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物」の二つに区分）の占める割合は、「公共建築物等木材利用促進法施行前に予算化された公共建築物」は、平成23年度は67%、24年度は22%、25年度は20%、26年度は7%、27年度は6%と推移しており、「各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物」は、23年度は0%、24年度は35%、25年度は59%、26年度は61%、27年度は40%と推移している。</p> <p>農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、平成25年度以降に整備した施設については、木造化のフォローアップ調査の際に、木造化が可能であったか否かを検証し、その結果を各省各庁に対し周知するとともに、木造化が可能であったと判断した施設については、当該施設を整備した各省各庁に対して、今後、同様の公共建築物を整備する際は、可能な限り木造化を図るよう促している（平成25年度は各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断した70施設のうち28施設（40%）、26年度は同61施設のうち27施設（44%）、27年度は同44施設のうち20施設（45%）について木造化が可能であったと判断されている。用途別にみると、「自転車置場」、「車庫」、「倉庫」などがある。）。</p> <p>（注6） 「低層の公共建築物」について、木材利用促進基本方針においては、具体的に定義されていないが、木造化のフォローアップ調査では、3階建て以下の公共建築物を低層としている。低層の公共建築物を3階建て以下とした理由について、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、4階建て以上の建築物は、他の要件にかかわらず、建築基準法の規定に基づき耐火建築物等とすることが求められるためであるとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-② （再掲）</p> <p>図表 2-(1)-③ （再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ア</p>
<p>イ 国の公共建築物における木造化の実施状況</p> <p>上記アのとおり国が整備する公共建築物において木造化が図られていない施設が相当数ある状況を踏まえ、木造化が進まない要因を把握・分析するため、財務省が公表している「平成25年度国有財産一件別情報（行政財産）」^{（注7）}を基に、3階建て以下の低層の公共建築物が多い上位5省（法務省、財務省、厚生労働省、</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①</p>

勸告	説明図表番号
<p>農林水産省及び国土交通省（注8））を抽出し、これら5省において平成24年4月から28年5月までの間に整備された又は整備が計画されていた（注9）3階建て以下の低層の公共建築物の中から、次の施設を調査対象（注10）とした（整備された84施設及び整備が計画されていた111施設（以下「調査対象195施設」という。））。</p> <p>① 木造以外で整備された施設又は木造以外で整備が計画されていた施設（以下、これらの施設を合わせて「木造化が図られなかった施設」と総称する。）のうち、延べ面積や階数、用途（注11）等を勘案し、木造化していない理由を詳細に確認する必要があると考えられたもの 160施設</p> <p>② 木造で整備された施設又は木造で整備が計画されていた施設（以下、これらの施設を合わせて「木造化が図られた施設」と総称する。）のうち、木造化が図られなかった施設と用途が同じで、延べ面積等の施設規模に大きな違いがみられないと考えられたもの（木造化が図られなかった160施設と比較するため抽出したもの） 35施設</p> <p>（注7） 国有財産法（昭和23年法律第73号）第11条の規定に基づき、財務大臣は、国有財産の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならないとされていることを受けて、財務省が作成し、公表するもの。</p> <p>（注8） 調査対象とした5省の順序は、建制順である。</p> <p>（注9） 「整備が計画されていた」とは、施設の整備が終了していないものであり、工事中の施設を含む。</p> <p>（注10） 木造化のフォローアップ調査は棟単位で行われ、同じ敷地内に複数の棟を建築した場合はそれぞれを1棟として計上しており、今回の調査においては、同じ敷地内に「執務庁舎」、「車庫」、「自転車置場」など用途の異なる複数の建築物を整備する又は整備を計画している場合は、それぞれを1施設として計上している。</p> <p>（注11） 調査対象とした施設の用途は、「新営予算単価」（平成15年3月に開催された「官庁営繕担当基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において、営繕事務の合理化・効率化のため、技術基準や工事様式を統一基準とすることが決定されたことを受け、国土交通省（官庁営繕担当部局）が毎年度定めているもの）における建物の区分を参考として、①執務庁舎37施設（官公法第2条第2項において定義された、学校、病院、刑務所その他の収容施設等を除く国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（庁舎）のうち、執務を行うために整備された施設をいう。また、執務庁舎と車庫を一体化した施設等を含む。）、②宿舍等9施設（公務員宿舍のほか、寮を含む。）、③車庫34施設（車両を駐車する上屋や船舶保管施設、車庫と倉庫を一体化した施設等を含む。）、④倉庫35施設（物置、ごみ置場、機械設備等を保管する建屋、畜舎、倉庫と公衆便所を一体化した施設等を含む。）、⑤自転車置場41施設（駐輪場を含む。）、⑥渡り廊下12施設、⑦観測施設16施設（気象観測施設や検潮観測施設のほか、方位測定受信所を含む。）及び⑧その他11施設（①から⑦までに当てはまらない、学校、国営公園や道の駅の休憩施設、守衛所等を含む。）の8分類とした。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-②</p>
<p>調査対象 195 施設のうち、木造化が図られなかった 160 施設について、その要因等を分析したところ、施設によって複数の要因が関係している場合があったものの、要因別に整理すると、以下のとおりである。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-③</p>

表 調査対象とした5省における木造化が図られなかった施設の状況

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした施設	木造化が図られなかった施設
		195 (100.0)
木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	59 (30.8)	41 (21.0) <25.6>
うち各省が独自に木造化になじまないと判断した理由が妥当であるとは言い難い施設 (7)	2 (1.0)	2 (1.0) <1.3>
木造化になじまない6種類の施設であるとされた施設	113 (57.9)	96 (49.2) <60.0>
うち各省が6種類の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難い施設 (1) ①	15 (7.7)	15 (7.7) <9.4>
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6種類の施設に該当する施設	98 (50.3)	81 (41.5) <50.6>
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設 (1) ②	38 (19.5)	38 (19.5) <23.8>
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設 (7)	23 (11.8)	23 (11.8) <14.4>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査対象195施設に占める割合である。

3 < > は、木造化が図られなかった160施設に占める割合である。

(7) 木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当せず、各省独自の判断により木造化が図られなかったが、その判断の理由が妥当とは言い難いもの

木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている木造化になじまない6種類の施設にも、官公法において耐火建築物とすることが求められる施設(詳細は後述(ウ)を参照)にも該当しない施設で、各省が独自に木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断し、木造化が図られなかった施設は41施設(木造化が図られなかった160施設の26%)であった。

この41施設について、各省に対し木造化が図られなかった理由を確認したところ、このうち2施設(同1%)は、具体的な数字の比較等を行うことなく木造化に要する工事費等が増加することが懸念されるとしているなど、木造化に向けた十分な検討を行うことなく、木造化を図らないと判断しており、その理由が妥当であるとは言い難いものであった。

これに対し、この41施設の中には、木造と木造以外で整備する場合の性能等を比較した上で、木造化の可否を判断していた施設が3施設あった。

図表 2-(1)-イ
-① (再掲)

図表 2-(1)-イ
-③ (再掲)

図表 2-(1)-イ
-④

図表 2-(1)-イ
-⑤

勸告	説明図表番号
<p>国が整備する公共建築物において木造化が十分に進まない要因として、各省は木造化を図る上での専門的知識やノウハウ、情報の不足等を挙げており、特に、木造化になじまない6種類の施設に該当しない施設の整備を計画する際には、木材利用の意義を踏まえた十分な検討を行った上で木造化の可否を判断し、こうした検討を行うことにより木造化を図る上での専門的知識等や木造で整備する場合の性能等の情報を蓄積していくことが重要であると考えられる。</p> <p>なお、この2施設は、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による木造化のフォローアップ調査の検証においても、木造化が可能であったと判断されたものであった。</p> <p>木造化のフォローアップ調査は、整備後の施設が対象となるため、整備前にあっては、大臣意見の枠組みを積極的に活用するなどして、各省各庁が整備前の施設について安易に木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断しないよう、国土交通省（官庁営繕担当部局）は、必要に応じて木造化を検討すべき旨の助言を行うことが求められる。</p> <p>この2施設は、営繕計画書が送付されずに整備されていたことを踏まえると、営繕計画書が国土交通省（官庁営繕担当部局）に送付されないと、改善が望ましい内容であっても国土交通省（官庁営繕担当部局）が各省各庁に大臣意見を送付することができないため、各省各庁は、特別の事情がない限り、国土交通省（官庁営繕担当部局）に営繕計画書を送付すべきであり、国土交通省（官庁営繕担当部局）においても、各省各庁に一層の制度の周知を図る必要があると考えられる（詳細は後述ウを参照）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-④（再掲）</p>
<p>(イ) 木造化になじまない6種類の施設に該当するとされ、木造化が図られなかったが、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるもの</p> <p>木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設の例の中には、例えば、「災害時の活動拠点室等」の例として「地方農政局」のように関係する行政機関の名称のみが示され、各行政機関が使用するどのような公共建築物が木造化になじまないのか具体的に整理されていないものがみられる。木造化になじまない施設の範囲を定めた通知においては、なお書きで、「別表に記載された施設であっても、個々の公共建築物として機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要がある」とされているが、実際には、別表に記載された施設であるかどうかの判断にとどまり、個々の公共建築物として機能等の観点から木造化が可能かどうかの検討が十分に行われていない状況がみられる。</p> <p>調査対象 195 施設のうち、木造化になじまない6種類の施設であるとされ、木造化が図られなかった96施設（木造化が図られなかった160施設の60%）をみると、次のとおり、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるものがあつた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑤（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-③（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>① 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとして示されていない施設であるにもかかわらず、これに該当すると判断している（例えば、刑務所等の職員が入居する公務員宿舎^(注12)について、「刑務所等の収容施設」に該当しないと考えられるが、法務省は、緊急時にはその宿舎に入居している職員が非常参集しなければならない等、その機能上、収容施設と一体として整備されるべき建物という認識から、これに該当すると判断している。）など、各省が木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとした判断が妥当であるとは言い難いものが 15 施設（同 9%）あった。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑥-i</p>
<p>② 残りの 81 施設（同 51%）の中にも、次のとおり、木造化が図られた施設と比較すると、同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないものがあった。</p> <p>木造化が図られた 35 施設の中には、木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない 6 種類の施設に該当するものとして示されている施設であっても木造化が図られた施設が 17 施設あり、その 17 施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設が 38 施設（執務庁舎：3 施設、車庫：8 施設、倉庫：13 施設、自転車置場：13 施設、その他：1 施設）（同 24%）あった。</p> <p>このように、各省各庁が、個々の公共建築物が木造化になじまない施設であるかどうかを適切に判断しないと、木造化が積極的に推進されないおそれがあるため、木造化になじまない 6 種類の施設の範囲については、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）において、その施設の用途等に応じて、できるだけ具体的に示し、各省各庁が木造化になじまない 6 種類の施設をより適切に判断できるようにする必要がある。</p> <p>（注12） 公務員宿舎の敷地内に設置された倉庫及び自転車置場を含む。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑥-ii</p>
<p>(ウ) 国の庁舎については、建築基準法よりも厳格な耐火基準の規制があるとして、木造化が図られなかったもの</p> <p>国が整備する公共建築物においては、建築物一般を対象とする建築基準法の規定に加え、国家機関の建築物の構造等について定めた官公法の規定も適用される。</p> <p>耐火基準について、建築基準法では、病院、児童福祉施設、学校等の特殊建築物以外の建築物は、一般に延べ面積 3,000 m²を超える場合に耐火建築物としなければならないとされているのに対し、官公法では、一般に延べ面積が 1,000 m²を超える庁舎について、用途等にかかわらず、耐火建築物としなければならないとされているなど、建築基準法に比べて、建築物の耐火基準が厳格に規定されている。また、官公法第 2 条第 2 項においては、「庁舎」の定義について、「国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑦</p> <p>図表 2-(1)-イ -⑧</p>

勸告	説明図表番号
<p>物を除くもの」と規定されており、執務庁舎だけでなく、宿舎、車庫、倉庫、自転車置場等の施設を広く含むものとして運用されている。</p>	
<p>木材利用促進基本方針では、「建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすること」が求められていない公共建築物について、原則として木造化を図ることとされているため、建築基準法において耐火建築物とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とすることが求められている庁舎（例えば、一般に延べ面積が1,000 m²を超え、3,000 m²以下のもの）は、積極的な木造化促進の対象となっていない。</p>	<p>図表 2-(1)-③ (再掲)</p>
<p>調査対象 195 施設の中で、木造化が図られなかった 160 施設のうち、建築基準法において耐火建築物等とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とすることが求められている庁舎は、23 施設 (14%) ある。この 23 施設について、各省に対し木造化が図られなかった理由を確認したところ、いずれも官公法において耐火建築物とすることが求められていることも理由となり、木造化が可能とは判断されなかったものである。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -① (再掲) 図表 2-(1)-イ -③ (再掲) 図表 2-(1)-イ -⑨</p>
<p>他方、地方公共団体^(注 13)の庁舎には官公法の規定が適用されないため、国土交通省（官庁営繕担当部局）が公表している「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」（平成 25 年 6 月）等を基に、木造で整備された庁舎の延べ面積を確認したところ、岩手県住田町の役場庁舎（延べ面積 2,883 m²）のように、延べ面積が 1,000 m²を超えている場合であっても木造で整備された施設^(注 14)がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑩</p>
<p>木造の建築物に係る耐火基準の規制の変遷をみると、建築基準法においては、平成 4 年の改正で耐火建築物に準ずる耐火性能を有する準耐火建築物の規定が創設されており、同年以降の改正では、特殊建築物について、その用途等に応じて、一定の要件を満たす場合には耐火建築物とまでしなくても準耐火建築物とすることで足りるなど見直しが行われている。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑪ 図表 2-(1)-イ -⑫ 図表 2-(1)-④</p>
<p>特に、公共建築物等木材利用促進法第 3 条第 5 項に「国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されたことを受けて、平成 26 年には、従前、主要構造部を耐火構造とすることが義務付けられていた 3 階建ての学校等について、一定の延焼防止措置を講ずることによって、木造による準耐火構造とすることを可能とする建築基準法の改正が行われている。</p>	<p>(再掲) 図表 2-(1)-イ -⑬ 図表 2-(1)-イ -⑭ 図表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p>しかし、官公法においては、官公法が施行された昭和 26 年^(注 15)から耐火基準の見直しが行われておらず、建築基準法における準耐火建築物や特殊建築物といった用途等に応じた段階的な耐火基準の規定はなく、一定の面積規模を上</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑦ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>回れば一律に耐火建築物とすることが義務付けられており、当該面積規模の見直しも行われていない。</p> <p>官公法において、建築基準法よりも厳格な耐火基準が規定されていることについて、国土交通省（官庁営繕担当部局）では、国家機関の建築物自体が国民の財産として火災・震災その他の災害に対し安全・堅固であるべきであり、都市の防火上の安全性の向上に寄与するためであり、これまでも公共建築物の木材利用の促進に当たっては、有識者から現行制度下で対応可能な促進策について様々な意見を聴取し、これらを踏まえ利用促進に努めているとしている。</p> <p>一方で、当省が意見を聴取した有識者や木造の公共建築物の設計、施工等を行う建築会社からは、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば十分な耐火性等の性能を確保でき、他の建築物については木造化に関する規制が緩和されている中で、官公法において、建築基準法より厳格な耐火基準が適用されることについて、木材利用促進の観点から疑問の声がある。</p> <p>こうした状況を踏まえると、官公法において、国が整備する庁舎に対しては、用途等にかかわらず、建築基準法より厳格な耐火基準が規定されていることについて、現在の社会情勢、技術水準等からみて妥当であるか検証を行う必要がある。</p> <p>(注13) 地方公共団体は、公共建築物等木材利用促進法第4条において、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に努めなければならないとされている。</p> <p>(注14) 木造と木造以外の混構造により整備された施設を含む。</p> <p>(注15) 官公法は、昭和26年に制定された官庁営繕法（昭和26年法律第181号）が31年に名称変更されたものであるが、国が整備する庁舎のみ適用される厳格な耐火基準（第7条）は、官庁営繕法が制定された当時から存在している（制定当初は、「耐火構造」に関する規定であったが、昭和34年に、建築基準法において「耐火建築物」の定義が規定されたことを受け、「耐火構造」が「耐火建築物」に変更されている。）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -⑮</p>
<p>ウ 木造化に関する大臣意見の活用状況</p> <p>調査対象 195 施設のうち、平成 24 年度から 27 年度までの営繕計画書において木造で整備を計画していない施設について、木造化に関する大臣意見の送付状況、木造化に関する大臣意見の送付を受けた施設における対応状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(7) 合理的な理由がないにもかかわらず、財務大臣及び国土交通大臣に対し営繕計画書を送付せずに施設が整備されたもの</p> <p>調査対象 195 施設のうち 41 施設（21%）は、財務大臣及び国土交通大臣に営繕計画書を送付せずに整備されており、この中には、官公法を所管する国土交通省の内部部局及び地方支分部局が整備を計画した施設も含まれていた。</p> <p>この 41 施設について、各省に対し営繕計画書を送付しなかった理由を確認したところ、25 施設（営繕計画書が送付されなかった 41 施設の 61%）は、営繕計画書を送付する期限後に補正予算等により施設を整備することが決定するなど特別な事情があったと考えられる。官公法では、一件につき総額 100 万円を</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①（再掲）</p>

勸告	説明図表番号
<p>超えない修繕又は模様替を除き、前年度の7月31日までに営繕計画書を送付することとされているため、補正予算等で整備しようとする公共建築物は、営繕計画書を国土交通省（官庁営繕担当部局）に送付することができず、同省は当該建築物の構造等について、技術的観点からの確認を行うなどの関与をすることが困難な状況となっている。一方、残りの16施設（同39%）は、公共建築物の設計等を国土交通省（官庁営繕担当部局）に依頼せず自ら行う場合は営繕計画書を送付する必要がないと誤認していたものや営繕計画書の送付を失念していたものなど、合理的な理由がないにもかかわらず、営繕計画書が送付されなかったものである。この16施設のうち、木造以外の構造で整備されていた施設の中には、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による木造化のフォローアップ調査の検証においても、木造化が可能であったと判断された施設が4施設あった。</p> <p>なお、国土交通省（官庁営繕担当部局）においても、各省各庁に予算措置された事案の中に営繕計画書が送付されなかった事案があることを把握しており、毎年度、その件数や該当する公共建築物を公表しているが、各省各庁の合計で、平成24年度は216件、25年度は317件、26年度は148件、27年度は291件、28年度は153件と推移しており、依然として営繕計画書が送付されなかった件数が相当数みられる。</p> <p>営繕計画書を送付せずに公共建築物を整備することは、官公法に抵触するおそれがあるほか、大臣意見を送付することなく公共建築物の構造が決定されるため、上記のとおり、技術的な制約がない場合でも木造化が図られない可能性がある。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ -①- i、ii</p> <p>図表 2-(1)-ウ -②</p>
<p>(4) 木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていないもの</p> <p>調査対象195施設のうち154施設（79%）は、営繕計画書が送付されており、このうち12施設（営繕計画書が送付された154施設の8%）には、木造化に関する大臣意見が送付され、142施設（同92%）には、木造化に関する大臣意見が送付されなかった。</p> <p>当省において、木造化に関する大臣意見が送付された12施設と、木造化に関する大臣意見が送付されなかった142施設から木造化が図られた26施設を除く116施設とを比較したところ、次のとおり、木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていない状況がみられた。</p> <p>① 木造化に関する大臣意見が送付された施設と類似の施設があるにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていないもの</p> <p>公共建築物等木材利用促進法が施行された翌年度（平成23年度）以降における調査対象とした5省に対する木造化に関する大臣意見の送付状況をみると、法務省が所管する施設については、木造化に関する大臣意見は1件も送付されていなかった。</p>	<p>図表 2-(1)-イ -①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ウ -③</p>

勸告	説明図表番号
<p>国土交通省（官庁営繕担当部局）によると、平成 24 年度から営繕計画書の送付を受けた後に法務省に対し木造化できない理由を確認しているが、法務省から、検察庁や拘置所が入所する庁舎については、敷地内に所在する施設を全て治安維持施設と捉えており、木材利用促進基本方針において定められた木造化になじまない 6 種類の「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」や「刑務所等の収容施設」に該当すると考えているとの回答があったため、木材利用促進基本方針を踏まえると、木造化に関する大臣意見を送付する対象には該当しないと判断したことから、これまで 1 件も送付したことがないとしている。</p> <p>しかしながら、調査対象 195 施設のうち法務省が所管する施設は 65 施設あり、その中で木造化が図られた 7 施設のうち 3 施設^(注16)は、営繕計画書の時点では木造以外で整備が計画されていたが、その後自ら計画を変更し、木造で整備が計画されることとなったものであり、一度送付した営繕計画書の内容の見直しはできないとされているわけではないことを勘案すると、各省各庁がいったんは木造化になじまない 6 種類の施設に該当するとした施設の中にも木造化が可能な施設はあり得るため、国土交通省（官庁営繕担当部局）においては、より積極的に木造化に関する大臣意見を送付することが期待される。</p> <p>また、木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設から木造化が図られた施設を除く 116 施設のうち、法務省を除く 4 省の施設についてみると、木造化に関する大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、かつ、施設規模に大きな違いがみられない施設が 15 施設みられた（車庫：7 施設、自転車置場：5 施設、渡り廊下：3 施設）。</p> <p>(注16) 木造化が図られた残りの4施設は、法務総合庁舎や単独の事務庁舎における自転車置場で、営繕計画書の時点において木造で整備が計画されていたものである。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ-④</p> <p>図表 2-(1)-イ-①（再掲） 図表 2-(1)-ウ-⑤</p>
<p>② 木造化に関する大臣意見が送付された施設について、木造化に関する大臣意見を踏まえた木造化につながっていないもの</p> <p>木造化に関する大臣意見が送付された 12 施設のうち 8 施設は、構造が木造に変更されていない。</p> <p>この 8 施設について、各省に対し構造が木造に変更されていない理由を確認したところ、4 施設は、技術的には木造化を図ることが可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえた検討結果の報告も求められていなかったため、どのような対応を行うべきか判断できなかったなどとして、構造が木造に変更されなかった。なお、この 4 施設のうち 1 施設は、平成 25 年度営繕計画書に対し、木造化に関する大臣意見が送付されたが、予算措置が講じられず、翌年度以降に整備することとなり、26 年度以降の営繕計画書において構造等を変更しないまま送付し、それについて木造化に関する大臣意見が送付されず、28 年度には鉄骨構造により整備されている（厚生労働省向島労働基準監督署の自転車置場）。</p>	<p>図表 2-(1)-イ-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ウ-⑥-i</p>

勸告	説明図表番号
<p>残りの 4 施設は、営繕計画書の送付後に国土交通省（官庁営繕担当部局）からの依頼に基づき、同省に対し各省において木造化を図ることが困難であると判断した理由等を報告していたにもかかわらず、木造化が可能と考えられる具体的理由の明示がないまま木造化に関する大臣意見が送付されたため、木造化が可能であるかを含め木造化の必要性が理解されず、構造が木造に変更されなかった。</p> <p>こうした状況に対し、国土交通省（官庁営繕担当部局）では、大臣意見は、営繕計画書の内容や各省各庁に対し補足して確認を行った内容を踏まえ、専ら技術的な観点から意見を述べたものであって、大臣意見を受けた各省各庁が大臣意見を踏まえた対応を図ることが困難であると判断し概算要求を行った場合、国土交通省（官庁営繕担当部局）にはそれ以上各省各庁に対し大臣意見を踏まえた対応を求める権限はないとしている。</p> <p>しかしながら、大臣意見の枠組みが十分活用されないと、各省各庁において、木造化の検討が十分されずに、本来であれば技術的に木造化が可能な公共建築物が木造以外で整備されてしまうことにつながりかねない。そのため、木材利用促進基本方針において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとされていることを踏まえ、国土交通省（官庁営繕担当部局）においては、各省各庁の営繕計画書や補足確認の内容に的確に対応した木造化に関する大臣意見を積極的に送付するとともに、送付を受けた各省各庁は、その内容を十分に尊重し、改めて木造化の可否を検討すべきであると考えられる。</p>	<p>図表 2-(1)-ウ -⑥- ii</p>
<p>このように国が整備する公共建築物において木造化が図られていない施設が相当数ある状況に対し、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、各省各庁に木造化の事例の紹介や木造の公共建築物を整備するための方法や設計に当たっての留意事項等についてマニュアルを作成するなどの技術的支援を行っている。しかし、各省からは、公共建築物の木造化を図るに当たっての専門的知識やノウハウ、情報の不足を挙げる意見や、木造以外の構造による性能が十分に確保されており、工事費等も安価になると考えられる中で、木造化を優先する判断が難しいといった意見等が挙げられており、こうした技術的支援の内容や活用が十分とはいえ、木材利用の意義に対する理解も必ずしも浸透しているとは言い難い状況にある。また、国土交通省（官庁営繕担当部局）が制定する「新営予算単価」をみると、車庫及び自転車置場の場合は木造の単価が木造以外の構造の単価に比べて低く定められている一方で、執務庁舎の場合は木造の単価が木造以外の構造の単価に比べて高く定められている。国土交通省（官庁営繕担当部局）は、「新営予算単価」は公共建築物を整備する際の材料価格、労務賃金等の実情を踏まえて定めた標準的な予算単価であり、実際に設計等を行う段階で工事費を低減することができる場合があるとしているが、各省各庁において、木造の公共建築物を整備する際の専門的知識等が不足している中で、木造化は一般的に工事費が高くなってしまふと懸</p>	<p>図表 2-(1)-⑧</p> <p>図表 2-(1)-⑨</p> <p>図表 2-(1)-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>念し、木材利用の意義を踏まえた十分な検討を行わずに木造化を図る余地がないと判断してしまうことも木造化を阻害している要因となっていると考えられる。</p> <p>他方、地方公共団体においては、複数の設計や工法で木造と木造以外で整備する場合の工事費等を比較し、木造の方が安価で工期も短くなるとの試算を行っている例があり、今後、公共建築物の木造化を一層促進するためには、各省各庁が木造化を図るに当たっての木材利用の意義に対する理解を深め、総合的な判断ができるよう、農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）は、従来から行っている技術的支援に加え、実際に設計等の事務を遂行するに当たってのノウハウや木造化に要した費用等の実例を共有するなど一層の支援を行っていくことが望ましいと考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公共建築物等木材利用促進法の趣旨の理解が進むよう、各省各庁に対し、木造化になじまない6種類の施設について、単に行政機関名を例示するのではなく、施設を用途別に区分することを含め、可能な限り細分化して、その範囲や考え方を具体的に例示するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>また、各省各庁における公共建築物の木造化が一層促進されるよう、国や地方公共団体が整備した木造化が図られた公共建築物の例も参考として、設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウ、木造化に要する費用等の具体的な情報を共有するなど必要な支援を行うこと。（農林水産省及び国土交通省）</p> <p>② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること。（国土交通省）</p> <p>③ 各省各庁に対し、官公法に基づき、営繕計画書を確実に送付するよう一層の制度の周知を図るとともに、補正予算等により整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した上で、その積極的な支援に取り組むこと。</p> <p>また、原則として木造化を図ることとされている低層の公共建築物に該当するにもかかわらず、営繕計画書において木造化を計画していない公共建築物がみられた場合、各省各庁にその理由とともに、木材利用促進の観点からの検討結果の報告を求め、その報告内容を踏まえ、木造化に関する大臣意見を送付すべきか否かを適切に判断すること。</p> <p>さらに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を送付するに当たって、各省各庁が木造化を計画しなかった理由を踏まえ、必要に応じて技術的支援を行う</p>	<p>図表 2-(1)-⑪</p> <p>図表 2-(1)-⑧ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
とともに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を踏まえて講ずる措置について概算要求を行う前に報告を求めること。（国土交通省）	

図表 2-(1)-① 公共建築物の不燃化に係る経緯

○ 都市建築物の不燃化の促進に関する決議（衆議院：昭和 25 年 4 月）（抜粋）

我が国は、年々火災のためにばく大な富を喪失しているが、これは、我が国の建築物がほとんど木造であって、火災に対して全く耐抗力を有していないことに起因する（中略）

三 新たに建設する官公衛等は、原則として不燃構造とすること

○ 政府の木材資源利用合理化方策（昭和 30 年 1 月 21 日閣議決定）（抜粋）

一、 方針

我国における森林の過伐傾向は甚だしく、国土の保全を危殆に瀕せしめるのみならず、木材資源の枯渇を招来することは明らかであり、速やかにこれが対策を樹立しなければならぬ。（中略）木材資源の開発保全を図ると共に、重要産業及び民生安定に対する資材を確保するため、その利用合理化に関し、次の措置を協力を推進するものとする。

二、 措置

第一 木材代替資源の使用普及の促進

(1) 建築不燃化の促進

イ、 耐火建築の普及奨励を推進し、国及び地方公共団体は率先垂範すると共に、その建築費用の低下を図るため構造部材の規格化と設計の標準化を推進すること。

ロ、 防火地域の拡大及び防火建築帯造成の促進に努めると共に、用途規模により建築物の木造禁止の範囲を拡大すること。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2－(1)－② 公共建築物の木造化に係る公共建築物等木材利用促進法の条文

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

2・3 （略）

（国の責務）

第 3 条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第 1 項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3・4 （略）

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6・7 （略）

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

第 2 章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

（基本方針）

第 7 条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 二 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 四 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 六 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第 7 条第 2 項第四号に規定する「各省各庁の長」については、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項において、「衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣」と規定されている。

図表 2-(1)-③ 公共建築物の木造化に係る木材利用促進基本方針の内容

○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）（抜粋）

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義

(1) 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果

も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1 の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化^(注)を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(1) 国の取組

国は、法第 3 条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）を速やかに作成し、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

(中略)

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第 7 条第 7 項の規定に基づき、第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年 1 回取りまとめるとともに、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

(2) ～ (5) (略)

第 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) (略)

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもと

より、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に 3 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

(以下略)

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1 の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における 3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉」とされていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第 2 の 3 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

(以下略)

第 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項 (略)

第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 (略)

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(以下略)

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 木材利用促進基本方針は、平成29年6月16日付けで変更されている。

図表 2-(1)-④ 耐火建築物等に関する建築基準法の条文

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

第 1 章 総則

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～四 （略）

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500 平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1 階にあつては 3 メートル以下、2 階以上にあつては 5 メートル以下の距離にある建築物の部分を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（耐火性能に関する技術的基準）

第 107 条 法第 2 条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	建築物の階	最上階及び最上階から数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間

床	1 時間	2 時間	2 時間
はり	1 時間	2 時間	3 時間
屋根	30 分間		
階段	30 分間		

- 一 この表において、第 2 条第 1 項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
- 三 この表における階数の算定については、第 2 条第 1 項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- 二 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の 3 口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（準耐火性能に関する技術的基準）

第 107 条の 2 法第 2 条第七号の 2 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45 分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45 分間
柱		45 分間
床		45 分間
はり		45 分間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間
階段		30 分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを

除き、延焼のおそれのある部分に限る。第 129 条の 2 の 3 第 1 項において同じ。) にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏 (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。) にあっては、30 分間) 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間) 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能 (建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能 (通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の 2 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が (1) 又は (2) のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能 (外壁以外の主要構造部にあっては、(i) に掲げる性能に限る。) に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備 (その構造が遮炎性能 (通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第 27 条第 1 項において同じ。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること。

○ 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 238 号) (抜粋)

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

第 108 条の 3 法第 2 条第九号の 2 イ (2) の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ (外壁以外の主要構造部にあっては、イ) に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあっては、当該建築物の自重

及び積載荷重（第 86 条第 2 項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。）により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30 分間）加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度（当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度）以上に上昇しないものであること。

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2～5 (略)

九の 3 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

(以下略)

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

(主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)

第 109 条の 3 法第 2 条第九号の 3 ロの政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

- イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあつては、防火構造としたもの
- ロ 屋根にあつては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの
- ハ 床にあつては、準不燃材料で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、熔融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

第 2 章 建築物の敷地、構造及び建設設備

（大規模の建築物の主要構造部等）

第 21 条 高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第 2 条第九号の 2 イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。 ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が 3,000 平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第 2 条第九号の 2 イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 3,000 平方メートル以内としたものであること。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）

第 129 条の 2 の 3 法第 21 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 地階を除く階数が 3 以下であること。

ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間
柱		1 時間
床		1 時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）及び屋根の軒裏にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が 3 メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が 200 平方メートルを超えるものについては、床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二 第 46 条第 2 項第一号イ及びロ並びに第 115 条の 2 第 1 項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 法第 21 条第 1 項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

（屋根）

第 22 条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10 平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあつては、当該市町村都市計画審議会。第 51 条を除き、以下同じ。）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

（外壁）

第 23 条 前条第 1 項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第 21 条第 1 項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第 25 条及び第 62 条第 2 項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(大規模の木造建築物等の外壁等)

第 25 条 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルを超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。

(防火壁)

第 26 条 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 1,000 平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
- 二・三 (略)

第 3 章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第 5 節 防火地域

(防火地域内の建築物)

第 61 条 防火地域内においては、階数が 3 以上であり、又は延べ面積が 100 平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 延べ面積が 50 平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- 二 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- 三 高さ 2 メートルを超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- 四 高さ 2 メートル以下の門又は扉

(準防火地域内の建築物)

第 62 条 準防火地域内においては、地階を除く階数が 4 以上である建築物又は延べ面積が 1,500 平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が 500 平方メートルを超え 1,500 平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が 3 である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

(地階を除く階数が 3 である建築物の技術的基準)

第 136 条の 2 法第 62 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500 平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が 1 メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 14 項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件

を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々 0.2 平方メートル以内のものについては、この限りでない。

- 二 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が 5 メートル以下のものについて、当該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて国土交通大臣が延焼防止上必要があると認めて定める基準に適合していること。
- 三 外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 四 軒裏が防火構造であること。
- 五 主要構造部である柱及びはりその他国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 六 床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 七 屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 八 3 階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。

- 2 準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ 2 メートルを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の 1 階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

（屋根）

- 第 63 条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（外壁の開口部の防火戸）

- 第 64 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

（隣地境界線に接する外壁）

- 第 65 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-⑤ 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知

○ 「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）」（平成 24 年 7 月 30 日付け国営木第 6 号・林政利第 50 号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知）（抜粋）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 7 条第 7 項の規定に基づく公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 に掲げる国が整備する公共建築物における木材の利用の目標を達成するために、基本方針第 2 に掲げる積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について、別添のとおり整理しましたので通知します。

1. 趣旨

本資料は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づく公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 に掲げる国が整備する公共建築物における木材の利用の目標を達成するために、基本方針第 2 に掲げる積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について、より具体的に整理したものである。

2. 国が自ら整備する公共建築物の範囲

国が自ら整備する公共建築物（以下単に「公共建築物」という。）とは、次の各項のいずれにも該当するものをいう。

- ① 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項における行政財産のうち、公有財産（第 1 号）又は公共用財産（第 2 号）
- ② 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 1 条における国家機関の建築物。ただし、民間、地方公共団体等からの賃借等によるものを除く。

[解説]

① 法第 2 条第 1 項第 1 号の国が整備する公共の用又は公用に供する建築物とは、国有財産法の公共用財産又は公用財産であるものをいう。したがって、行政財産のうち皇室用財産及び企業用財産並びに普通財産は、公共建築物の範囲に含まれない。

② 官公法第 1 条における国家機関の建築物とは、各省各庁の長の所管に属する建築物であって、国が立法、司法、行政のために使用するすべての建築物をいう。

国家機関の建築物には、民間、地方公共団体等からの賃借等によるものが含まれるが、これらは国が自ら整備したものとはいえず、また、国の意思により「木造化」、「内装等の木質化」を行うことができないことから、公共建築物から除くものとする。

3. 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物のうち積極的に木造化を促進するものは、基本方針第 2 の 3 のとおり、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物であって、次の各項のいずれにも該当しないものをいう。

- ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 刑務所等の収容施設
- ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ④ 危険物を貯蔵又は使用する施設等

- ⑤ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
- ⑥ 博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ⑦ その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設

なお、①から⑦までの施設又は建築物に該当するものであっても、個々の公共建築物としての機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要がある。

[解説]

- I. 建築基準法（昭和 26 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること等が求められていない施設とは、建築基準法、官公法等において別添 1 の制限を受けていない公共建築物をいう。
- II. ①から⑦までに該当する、又は該当すると想定される公共建築物を次に示す。
 - ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年建設省告示第 2379 号。以下「位置規模構造基準」という。）別表（一）から（五）まで及び（七）に該当する公共建築物（別添 2）
 - ② 刑務所等の収容施設
 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）に規定する刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設）、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
 - ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
検察庁、入国管理局、公安調査庁、警察の機関、自衛隊の部隊又は機関及び裁判所が使用する公共建築物
 - ④ 危険物を貯蔵又は使用する施設等
位置規模構造基準の別表（十）及び（十一）に該当する公共建築物
 - ⑤ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等で文化財として指定され、若しくは登録されている公共建築物又はこれに準じて復元、移築若しくは改築される公共建築物
 - ⑥ 博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
 博物館、美術館又はこれに類する公共建築物
 - ⑦ その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設
各省各庁において該当すると判断された公共建築物

【別添 1】

耐火建築物とすることが求められる範囲

建築基準法等において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる範囲は、次のいずれにも該当する場合による。

1. 建設地による制限
 建築物の建設地（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定されている防火地域等の指定）等により、耐火建築物等とすることが求められる場合は、次による。
 - I. 官公法第 2 条第 2 項で規定する庁舎※において、次の①から③までのいずれかに該当する場合
 - ※ 「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

- ① 防火地域の場合
階数が3以上(地階を含む。) 又は 延べ面積が100㎡超
 - ② 準防火地域の場合
地上階数が4以上 又は 延べ面積が300㎡超
 - ③ 上記以外の区域の場合
地上階数が4以上 又は 延べ面積が1,000㎡超
- II. I以外の建築物(学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設、自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物並びに宿舍等)で、次の①から③までのいずれかに該当する場合
- ① 防火地域の場合
階数が3以上(地階を含む。) 又は 延べ面積が100㎡超え
 - ② 準防火地域の場合
地上階数が4以上 又は 延べ面積が1,500㎡超
 - ③ 上記以外の区域の場合
地上階数が4以上 又は 延べ面積が3,000㎡超

2. 用途による制限

建築物の用途等により、耐火建築物等とすることが求められる場合は、下表による。

用途	左記の用途に供する階	左記の用途に供する部分の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場	3階以上の階 又は主階が1階にないもの	客席床面積 200㎡以上
観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	(屋外観覧席の場合、1,000㎡以上)
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、共同住宅 ※、寄宿舎、下宿、児童福祉施設 等	3階以上の階	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツ練習場 等	3階以上の階	
百貨店、マーケット、展示場、飲食店、物品販売業を営む店舗 等	3階以上の階	3,000㎡以上
倉庫		200㎡以上 (3階以上の部分に限る。)
自動車車庫、自動車修理工場 等	3階以上の階	

※共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供する建築物

防火地域以外の区域において、3階建てで3階部分が次の技術的基準を満たすものについては、耐火建築物等とすることが求められない(詳細は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の2の2による。)

- ① 主要構造部を1時間準耐火構造とした準耐火建築物としたもの
 - ② 避難上有効なバルコニーを設置
 - ③ 3階の各宿泊室等に屋外の道から進入可能な開口部を設置
 - ④ 周囲に3m以上の通路を設置
- 等

【別添2】

●国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(抄)
(平成6年12月15日建設省告示第2379号)

別表

種 類
(一) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(二)から(十一)において同じ。)

- (二) 災害対策基本法第 2 条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設
- (三) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（二）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設
- (四) （二）及び（三）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所及び海上保安監部等が使用する官庁施設
- (五) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設
- (六) 病院であって、（五）に掲げるもの以外の官庁施設
- (七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
- (八) 学校、研修施設等であって、（七）に掲げるもの以外の官庁施設（（四）に掲げる警察大学校を除く。）
- (九) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設
- (十) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
- (十一) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
- (十二) （一）から（十一）に掲げる官庁施設以外のもの

備考

- 一 この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 12 条及び国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 258 条に規定する管区海上保安本部をいう。
- 二 この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 27 条に規定する警察大学校、同法第 29 条第 4 項に規定する皇宮警察学校、同法第 32 条に規定する管区警察学校並びに同法第 54 条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
- 三 この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 3 条に規定する機動隊をいう。
- 四 この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 15 条及び財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 83 条に規定する財務事務所及び財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 261 条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則（平成 13 年内閣府令第 4 号）第 94 条に規定する財務出張所をいう。
- 五 この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法（平成 13 年法律第 100 号）第 32 条及び地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び営繕事務所並びに内閣府設置法第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則第 94 条に規定する国道事務所をいう。
- 六 この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第 32 条及び地方整備局組織規則第 140 条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第 47 条及び沖縄総合事務局組織規則第 94 条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- 七 この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第 34 条に規定する開発建設部をいう。
- 八 この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第 39 条及び地方航空局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 25 号）第 35 条に規定される空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所、航空無線通信所及び航空衛星センターをいう。

- 九 この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第 40 条に規定する航空交通管制部をいう。
- 十 この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第 50 条第 1 項に規定する地方気象台をいう。
- 十一 この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第 50 条第 3 項に規定する測候所をいう。
- 十二 この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 13 条及び海上保安庁組織規則（平成 13 年国土交通省令第 4 号）第 118 条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、情報通信管理センター、海上交通センター、航空整備管理センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。

○ 「用途により木造化になじまない施設の例について」（平成 24 年 7 月 30 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室長事務連絡）（抜粋）

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について（通知）（平成 24 年 7 月 30 日国営木第 6 号、林政利第 50 号）（以下「通知」という。）における、3. 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に記載された①から⑦までに該当するものについて、具体的な施設の例を協議したところです。

このたび、協議した結果を別表のとおり送付します。

なお、通知のとおり、別表に記載された施設であっても、個々の公共建築物として機能等の観点から差し支えない場合には、木造化を妨げるものではないことに留意する必要があることを申し添えます。

別表

用途により木造化になじまない施設の例

主な理由一覧表

1	災害時の活動拠点施設等を有する災害応急対策活動に必要な施設
2	刑務所等の収容施設
3	治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
4	危険物を貯蔵又は使用する施設
5	伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
6	博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
7	その他機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設

※1 災害対策基本法第 2 条の指定行政機関（平成 21 年 8 月 28 日内閣府告示第 344 号）に指定されたものである場合に○印を記載

※2 災害対策基本法第 2 条の指定地方行政機関（平成 19 年 10 月 1 日内閣府告示第 634 号）に指定されたものである場合に○印を記載

※3 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）別表(1)～(5)、(7)、(9)、(10)に該当する施設である場合に○印を記載

※4 用途により木造化になじまない施設である場合の主な理由を一覧表から記載

1. 立法（国会）関係 （略）
2. 司法（裁判所）関係 （略）
3. 行政関係

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
内閣	総理大臣官邸 迎賓館	○			3 5	
内閣本 府	沖縄総合事務局	○	○		1 1	
会計検 査院						
人事院						
宮内庁						
公正取 引委員 会						
国家公 安委員 会		○				
警察庁	管区警察局 皇宮警察本部 警察大学校 管区警察学校 警視庁警察学校 道府県警察学校 皇宮警察学校 機動隊 科学警察研究所	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 4	
金融庁		○			1	
消費 者 庁		○			1	
復興庁						
総務省	総合通信局 沖縄総合通信事務所	○	○ ○		1 1 1	
消防庁	消防大学校	○			1	
法務省	刑務所 少年鑑別所 拘置所 少年院 婦人補導院 入国者収容所	○			1 2 2 2 2 2	
検察庁					3	H22 法令協議
公安審 査委員 会					3	H22 法令協議

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位 置 規 模 構 造 基 準	※4 主 な 理 由	主な理由の具体的な内容
公安調 査庁					3	H22 法令協議
外務省	在外公館	○			1 3	
財務省	財務局 財務事務所 財務出張所 沖縄総合事務局財務出 張所	○	○	○ ○ ○	1 1 1 1	
国税庁						
文部科 学省	水戸原子力事務所	○	○		1 1	
文化庁	日本芸術院	○			1 6	美術作品の収蔵及び展示を実施し ているため
厚生労 働省	地方厚生局 都道府県労働局 国立感染症研究所 国立医薬品食品衛生研 究所	○	○ ○		1 1 1 4 4	病原菌類を使用する試験研究施設 ”
農林水 産省	地方農政局（本局） 北海道農政事務所 東京地域センター	○	○ ○		1 1 1 1	災害時に本省庁舎が使用できない 場合の代替施設として震災対応マ ニュアル（農水省 H24 年 3 月）で 規定
林野庁	森林管理局		○		1	
水産庁						
経済産 業省	経済産業局 経済産業研究所	○	○	○	1 1 1	広域避難所に指定
資源エ ネルギ ー庁	原子力安全・保安院 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務 所	○ ○	○ ○		1 1 1 1	
特許庁					1	経産省 BCP において、特許庁舎を 経産本省の代替施設として位置づ け
中小企 業庁		○			1	
国土交 通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局	○	○ ○ ○		1 1 1 1	

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
	地方航空局 国営公園事務所		○		1 1	災対法に基づく国交省防災業務計画で「防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進する」としている。
	河川国道事務所 砂防国道事務所 復興事務所			○ ○	1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	河川事務所 砂防事務所			○	1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	ダム砂防事務所 ダム工事事務所 総合開発工事事務所 導水工事事務所				1 1 1 1	// // // //
	国道事務所 営繕事務所 技術事務所			○ ○	1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	調査事務所 ダム統合管理事務所 広域ダム管理事務所 管理所				1 1 1 1	// // // //
	港湾事務所 港湾・空港整備事務所 空港整備事務所 航路事務所 港湾空港技術調査事務所			○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認
	開発建設部 空港事務所・出張所 空港・航空路監視レー ダー事務所 航空無線標識所 航空無線通信所 航空衛星センター 航空交通管制部 災害情報通信施設			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確認 航空交通管制部のバックアップ施設
	システム開発評価・危 機管理センター				1	
観光庁						
気象庁	管区气象台 気象研究所	○	○		1 1 4	危険物を使用する実験を行っている。

省庁名	機関名・施設名	※1 指定 行政 機関	※2 指定 地方 行政 機関	※3 位置 規模 構造 基準	※4 主な 理由	主な理由の具体的な内容
	気象衛星センター 高層気象台 地磁気観測所 気象大学校 沖縄気象台 地方気象台（含む海洋 気象台） 測候所 地震観測施設等		○	○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1	災害応急対策業務を行うことを確 認 〃 〃 地域の広域避難所に指定 「等」は主に以下のとおり多岐に わたり、今後の観測機器の技術革 新等により、各施設が統合される こと等を想定し、現状の表記とす る。 ・地震観測施設 ・検潮観測施設 ・気象レーダー観測施設 ・地域気象観測施設 ・高層気象観測施設・・・等
海上保 安庁	管区海上保安本部 海上保安監部 海上保安部 海上保安署 海上保安航空基地 海上交通センター 航空基地 特殊警備基地 特殊救難基地 機動防除基地 ロランセンター 航路標識事務所	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
国土 理院		○			1	
環境省	地方環境事務所	○	○		1 1	
防衛省	地方防衛局 部隊や機関が使用する 施設	○	○		1 1 3	
共通	合同庁舎					

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-⑥ 営繕計画書の概要

○ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（抜粋）

（用語の定義）

第 2 条 この法律において「営繕」とは、建築物の建築、修繕又は模様替をいう。

2～4 （略）

5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

6 （略）

（営繕計画書）

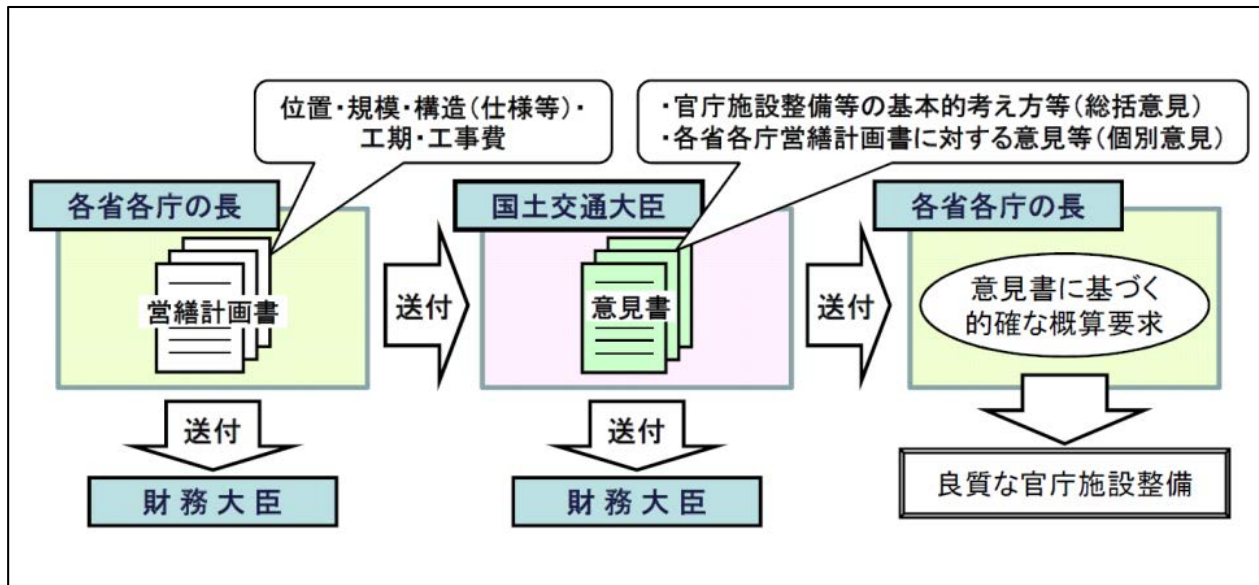
第 9 条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）を前年度の 7 月 31 日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、一件につき総額 100 万円をこえない修繕又は模様替については、この限りでない。

2 前項の営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。

3 第 1 項の規定により営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を 8 月 20 日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

○ 営繕計画書に対する国土交通大臣の意見制度の概要



（注） 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-⑦ 調査対象とした 5 省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」
における公共建築物の木造化に関する内容

省名	区分	旧計画	新計画
法務省	策定期期 (計画期間)	平成 23 年 11 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 3 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(3)ア 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(3)ア 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を促進することとする。</u>
	目標	2(1) その所管予算により整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、刑務所等の収容施設、治安上又は国民の権利保護上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>	2(1) その所管予算により整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、刑務所等の収容施設、治安上又は国民の権利保護上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>
財務省	策定期期 (計画期間)	平成 23 年 6 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 23 年度予算を要求している案件のうち、木造化のための予算を別途要求していない案件については、本計画の対象外とする。	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 28 年度予算を要求している案件のうち、木造化のための予算を別途要求していない案件については、本計画の対象外とする。
	方針	1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り合法性が証明された木材又は間伐材での木造化を図ることとする。</u>
	目標	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を</u>	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は法令等の制限により木造化を図ることが</u>

省名	区分	旧計画	新計画
		<p><u>図る。</u></p>	<p><u>困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u> <u>法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ木造化を図るよう努めるものとする。</u></p>
厚生労働省	策定期間 (計画期間)	<p>平成 23 年 7 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 23 年度予算を要求している案件のうち、木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。</p>	<p>平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)</p>
	方針	<p>1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、<u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u></p>	<p>1(2)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、<u>関係法令、コスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化を図ることとする。</u></p>
	目標	<p>2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u></p>	<p>2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は法令等の制限により木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u> また、建築基準法その他の法令に基づく基準において<u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ、木造化を図るよう努めるものとする。</u></p>

省名	区分	旧計画	新計画																		
農林水産省	策定期期 (計画期間)	平成22年12月 (平成22年度から27年度まで)	平成28年4月 (平成28年度から32年度まで)																		
	方針	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、<u>(a)低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図る、(b)木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進する</u>という方針の下、以下により取り組むこととし、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <p>① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、間伐材又は合法性が証明された木材での木造化に努める。</p>	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、 <u>(a) 低層の公共建築物は原則として全て木造化を図る</u> <u>(b) 耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材を積極的に活用すること</u> <u>(c) 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進すること</u></p> <p>を基本とし、以下により取り組むこととする。 また、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <p>① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化に努める。</p>																		
	目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>施設の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所</td> <td>庁舎 宿舍 研修施設 倉庫</td> <td>木造率 100%</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	施設の種類	目標	施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%	地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>施設の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所</td> <td>庁舎 宿舍 研修施設 倉庫</td> <td>木造率 100%</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	施設の種類	目標	施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%	地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所		
組織	施設の種類	目標																			
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%																			
地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・消費センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所																					
組織	施設の種類	目標																			
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率 100%																			
地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所																					

省名	区分	旧計画	新計画
国土交通省	策定期間 (計画期間)	平成 23 年 5 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木造化が困難なものについては、本計画の対象外とする。
	方針	1(3)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>	1(3)① 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、 <u>可能な限り木造化を図ることとする。</u>
	目標	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</u>	2(1) 整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないもの又は法令等の制限により木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</u> 建築基準法その他の法令に基づく基準において <u>耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、コスト等を考慮しつつ、木造化を図るよう努めるものとする。</u>

(注) 1 法務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、財務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、厚生労働省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、農林水産省の「新農林水産省木材利用推進計画—公共建築物等木材利用促進法に基づく計画—」、国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「基本方針」とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」をいう。

図表 2-(1)-ア 農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)による「木造化のフォローアップ調査結果」での国が整備する公共建築物における木造化の状況

(単位:棟、%)

区分	年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
整備済みの低層(3階建て以下)の公共建築物	A (A)	506 (100.0)	462 (100.0)	484 (100.0)	265 (100.0)	370 (100.0)
木材利用促進基本方針において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であるとされ、木造以外で整備済みの公共建築物	B=a+b (B/A)	412 (81.4)	364 (78.8)	366 (75.6)	165 (62.3)	260 (70.3)
耐火建築物等とすることが求められる公共建築物	a (a/A)	— (—)	45 (9.7)	60 (12.4)	38 (14.3)	34 (9.2)
木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると木材利用促進基本方針に例示されている公共建築物	b (b/A)	— (—)	319 (69.0)	306 (63.2)	127 (47.9)	226 (61.1)
木材利用促進基本方針において積極的に木造化を促進することとされている公共建築物	C=c+d (C/A) (C)	94 (18.6) (100.0)	98 (21.2) (100.0)	118 (24.4) (100.0)	100 (37.7) (100.0)	110 (29.7) (100.0)
木造で整備済みの公共建築物	c (c/A) (c/C)	31 (6.1) (33.0)	42 (9.1) (42.9)	24 (5.0) (20.3)	32 (12.1) (32.0)	60 (16.2) (54.5)
木造以外で整備済みの公共建築物	d=e+f (d/A) (d/C)	63 (12.5) (67.0)	56 (12.1) (57.1)	94 (19.4) (79.7)	68 (25.7) (68.0)	50 (13.5) (45.5)
公共建築物等木材利用促進法施行(平成22年10月1日)前に予算化された公共建築物	e (e/A) (e/C)	63 (12.5) (67.0)	22 (4.8) (22.4)	24 (5.0) (20.3)	7 (2.6) (7.0)	6 (1.6) (5.5)
各省各庁において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断された公共建築物	f (f/A) (f/C)	0 (0.0) (0.0)	34 (7.4) (34.7)	70 (14.5) (59.3)	61 (23.0) (61.0)	44 (11.9) (40.0)

- (注) 1 農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)が公表する「公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ(平成23年度から27年度まで)」(木造化のフォローアップ調査結果)及びこれら2省に対する調査結果に基づき、当省が作成した。
- 2 表中の()内について、i)明朝体の数は、「国が整備する低層(3階建て以下)の公共建築物(A)」欄の棟数に占める割合、ii)ゴシック体の数は、「木材利用促進基本方針において積極的に木造化を促進することとされている公共建築物(C)」欄の棟数に占める割合をそれぞれ示す。
- 3 「木材利用促進基本方針において木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であるとされ、木造以外で整備済みの公共建築物(B)」欄の棟数は、農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)が、次に該当すると判断した公共建築物である。
- ① 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物(表中のa欄が該当)
- ② 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている次の公共建築物(表中のb欄が該当)
- ・ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ・ 刑務所等の収容施設
 - ・ 治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 - ・ 危険物を貯蔵又は使用する施設等
 - ・ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 - ・ 博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
- 4 平成23年度の「耐火建築物等とすることが求められる公共建築物」欄及び「木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると木材利用促進基本方針に例示されている公共建築物」欄については、農林水産省(林野庁)及び国土交通省が、平成23年度実績を取りまとめた当時、両欄の区分により把握、集計しておらず、計上ができなかったため、「—」とした。

図表 2-2(1)-1-1-① 調査対象195施設の概要

番号	所管省名	用途	施設名称	所在地 都道府県	防火地域又は 準防火地域の指定状況	構造、階数及び面積	施設の整備状況	不道化に なさない 6類型又は 官公法で 耐火建築物 とするこ とが求めら れる施設 のいずれ にも該当し ない施設	不道化に なさない 6類型の施 設である とされた施 設	うち各省が 6類型に該 当するとし た判断が 妥当であ るとは言 えない施設	不道化に なさない 6類型の施 設の範 囲を定め た通知に おいて示 されている 6類型の施 設に該当 する施設	うち不道化 が図られ た施設と 同じ用途 で施設規 模にも大き な違いが みられない 施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらず、 営繕計画 書を送付 せずに整 備された 施設	不道化に 関する大 臣意見の 送付状況	うち当該大 臣意見が 送付され た施設と 類似の施 設がある にもかかわらず、 当該大臣 意見が送 付されて いない施 設	うち当該大 臣意見が 送付され たが、構 造を更 改しな ければ ならない との 認識が ない施 設	うち各省が 不道化を 図ることが 困難であ ると判断 した施設 に該当し ない施 設
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m							
法01	法務省	執務庁舎	網走法務総合庁舎(執務庁舎)	北海道		RC構造2階:1,187㎡	平成26年度 整備済み		治		○	送付							
法02	法務省	執務庁舎	宇都宮法務総合庁舎(執務庁舎)	栃木県	準防火	S構造3階:1,140㎡	未整備		治		○	送付							
法03	法務省	執務庁舎	八丈島区検察庁(執務庁舎)	東京都		RC構造1階:558㎡	未整備		治		○	送付							
法04	法務省	執務庁舎	佐渡法務総合庁舎(執務庁舎)	新潟県		RC構造3階:2,317㎡	未整備		取・治		○	送付							
法05	法務省	執務庁舎	神戸地方検察庁明石支部・区検察庁 (執務庁舎)	兵庫県		RC構造3階:1,358㎡	平成27年度 整備済み		治		○	送付							
法06	法務省	執務庁舎	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (執務庁舎)	広島県	準防火	RC構造3階:1,457㎡	未整備		治		○	送付							
法07	法務省	執務庁舎	人吉法務総合庁舎(執務庁舎)	熊本県		RC構造3階:1,747㎡	未整備		治		○	送付							
法08	法務省	宿舎等	名寄法務総合庁舎(公務員宿舎)	北海道		W構造2階:631㎡	未整備	○	取	○		送付							
法09	法務省	宿舎等	帯広少年院(公務員宿舎)	北海道		RC構造:1,864㎡	未整備		取	○		送付							
法10	法務省	宿舎等	石巻拘留支所(公務員宿舎)	宮城県		RC構造:720㎡	未整備		取	○		送付							
法11	法務省	宿舎等	黒羽刑務所(公務員宿舎)	栃木県		RC構造3階:1,868㎡	平成24年度 整備済み	○				送付							
法12	法務省	宿舎等	多摩少年院(公務員宿舎)	東京都		RC構造:546㎡	未整備		取	○		送付							
法13	法務省	宿舎等	長野法務総合庁舎(公務員宿舎)	長野県	準防火	RC構造:880㎡	未整備		取	○		送付							
法14	法務省	車庫	帯広少年院(車庫)	北海道		RC構造:192㎡	未整備		取		○	送付							
法15	法務省	車庫	宮城刑務所(車庫)	宮城県		RC構造:392㎡	未整備		取		○	送付							
法16	法務省	車庫	石巻拘留支所(車庫)	宮城県		RC構造:32㎡	未整備		取		○	送付							
法17	法務省	車庫	多摩少年院(車庫)	東京都		RC構造:161㎡	未整備		取		○	送付							
法18	法務省	車庫	長野法務総合庁舎(車庫)	長野県	準防火	RC構造:32㎡	未整備		取・治		○	送付							
法19	法務省	車庫	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (車庫)	広島県	準防火	W構造1階:28㎡	未整備		治		○	送付							
法20	法務省	車庫	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁 (身障者用駐車庫)	広島県	準防火	S構造1階:17㎡	未整備		治		○	送付							
法21	法務省	車庫	田川法務総合庁舎(車庫)	福岡県		RC構造:32㎡	未整備		取・治		○	送付							
法22	法務省	倉庫	名寄法務総合庁舎(公務員宿舎物置)	北海道		W構造1階:32㎡	未整備	○				送付							

番号	所管省名	用途	施設の名称	所在地 都道府県	防火地域又は準防火地域の指定状況	構造、階数及び面積	施設の整備状況	木造化に なじまない 6類型又は 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設 のいずれに も該当し ない施設	木造化に なじまない 6類型の施 設である とされた施 設	うち各省が 独自に木 造化にな じまない と判断した 理由が妥 当であると は言い難 い施設	うち各省が 6類型に該 当するとし た判断が 妥当であ ることは 言い難 い施設	木造化に なじまない 施設の内 容を定め た通知に おいて示 されている 6類型の施 設に該当 する施設	うち木造化 が図られ た施設と 同じ用途 棟にも大 きな違い がみられ ない施設	官公法で 耐火建築 物とするこ とが求めら れる施設	営繕計画 書の送付 状況	うち合理的 な理由が ないにもか かわらず、 営繕計画 書を送付 せずに行 われた施 設	木造化に 関する大 意の送付 状況	うち当該大 意が送付 された施 設がある にもかかわらず、 当該大 意が送付 されていない 施設	うち当該大 意が送付 されたが、 構造等 を要する 変更がな されない ことな り、木 造化に ついて は、木 造化に ついて ない 施設	うち各省が 木造化を 図ることが 困難であ ると判断 した施設 に該当し ない施設
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m								
法23	法務省	倉庫	名寄法務総合庁舎(公務員宿舍フロア) ンボン(倉庫)	北海道		S構造1階:8㎡	未整備	○						送付						
法24	法務省	倉庫	帯広少年院(倉庫)	北海道		RC構造:45㎡	未整備		○					送付						
法25	法務省	倉庫	帯広少年院(公務員宿舍物置)	北海道		CB構造:96㎡	未整備			○				送付						
法26	法務省	倉庫	宮城刑務所(倉庫)	宮城県		S構造1階:505㎡	平成24年度 整備済み			○				送付						
法27	法務省	倉庫	宮城刑務所(倉庫)	宮城県		RC構造:1,478㎡	未整備			○				送付						
法28	法務省	倉庫	宮城刑務所(公務員宿舍物置)	宮城県		S構造1階:27㎡ S構造1階:30㎡ S構造1階:36㎡ S構造1階:81㎡	平成24年度 整備済み			○				送付						
法29	法務省	倉庫	石巻拘置支所(倉庫)	宮城県		RC構造:14㎡	未整備			○				送付						
法30	法務省	倉庫	黒羽刑務所(公務員宿舍フロア) ンボン(倉庫)	栃木県		RC構造1階:18㎡	平成24年度 整備済み	○						送付						
法31	法務省	倉庫	(仮称)国際法務総合センター(倉庫)	東京都	準防火	RC構造1階:6㎡	未整備				○			送付						
法32	法務省	倉庫	多摩少年院(倉庫)	東京都		RC構造:122㎡	未整備			○				送付						
法33	法務省	倉庫	長野法務総合庁舎(倉庫)	長野県	準防火	RC構造:19㎡	未整備				○			送付						
法34	法務省	倉庫	長野法務総合庁舎(公務員宿舍物置)	長野県	準防火	CB構造:44㎡	未整備			○				送付						
法35	法務省	倉庫	神戸拘置支所(倉庫)	兵庫県		S構造1階:26㎡	平成25年度 整備済み				○			送付						
法36	法務省	倉庫	田川法務総合庁舎(倉庫)	福岡県		RC構造:16㎡	未整備				○			送付						
法37	法務省	倉庫	福岡拘置支所(倉庫)	福岡県		S構造1階:15㎡	平成24年度 整備済み				○			送付						
法38	法務省	自転車置場	帯広少年院(自転車置場)	北海道		S構造:28㎡	未整備				○			送付						
法39	法務省	自転車置場	宮城刑務所(自転車置場)	宮城県		S構造:143㎡	未整備				○			送付						
法40	法務省	自転車置場	宮城刑務所(公務員宿舍自転車置場)	宮城県		S構造:228㎡	未整備			○				送付						
法41	法務省	自転車置場	石巻拘置支所(自転車置場)	宮城県		S構造:8㎡	未整備				○			送付						
法42	法務省	自転車置場	石巻拘置支所(公務員宿舍自転車置場)	宮城県		S構造:36㎡	未整備			○				送付						

図表 2-1-1-1-2 調査対象195施設における用途別の木造化の状況

(単位:施設、%)

区分	調査対象 とした施設	用途別								その他
		執務庁舎	宿舎等	車庫	倉庫	自転車 置場	渡り廊下	観測施設	その他	
調査対象とした施設	A=a+b =B+C (A)	195 (100.0)	9 (100.0)	34 (100.0)	35 (100.0)	41 (100.0)	12 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)	
うち整備済みの施設	a=c+e (a/A)	84 (43.1)	3 (33.3)	12 (35.3)	21 (60.0)	7 (17.1)	3 (25.0)	15 (93.8)	6 (54.5)	
うち整備が計画されていた施設	b=d+f (b/A)	111 (56.9)	6 (66.7)	22 (64.7)	14 (40.0)	34 (82.9)	9 (75.0)	1 (6.3)	5 (45.5)	
木造化が図られた施設	B=c+d (B/A)	35 (17.9)	1 (11.1)	9 (26.5)	3 (8.6)	16 (39.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	
うち木造で整備済みの施設	c (c/A)	8 (4.1)	0 (0.0)	1 (2.9)	2 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	
うち木造で整備が計画されていた施設	d (d/A)	27 (13.8)	1 (11.1)	8 (23.5)	1 (2.9)	16 (39.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
木造化が図られなかった施設	C=e+f (C/A)	160 (82.1)	8 (88.9)	25 (73.5)	32 (91.4)	25 (61.0)	12 (100.0)	16 (100.0)	8 (72.7)	
うち木造以外で整備済みの施設	e (e/A)	76 (39.0)	3 (33.3)	11 (32.4)	19 (54.3)	7 (17.1)	3 (25.0)	15 (93.8)	3 (27.3)	
うち木造以外で整備が計画されていた施設	f (f/A)	84 (43.1)	5 (55.6)	14 (41.2)	13 (37.1)	18 (43.9)	9 (75.0)	1 (6.3)	5 (45.5)	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の()内の数は、「調査対象とした施設(A)」欄の施設数に占める割合を示す。

3 「整備済みの施設」とは、当省が調査した平成28年2月から5月時点において工事が完了していた施設をいい、「整備が計画されていた施設」とは、営繕計画書の送付や設計が行われていたが、整備が終了していないものであり、工事中の施設を含む。

図表 2-(1)-イ-③ 調査対象195施設における木造化の状況

(単位:施設、%)

区分		調査対象とした施設	木造化が図られなかった施設	木造化が図られた施設
調査対象とした施設	A=B+C+D	195	160	35
	(A)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
木造化になじまない6種類の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	B	59	41	18
	(B/A)	(30.3)	(25.6)	(51.4)
	(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
うち各省が独自に木造化になじまないと判断した理由が妥当であるとは言い難い施設	a	2	2	0
	(a/A)	(1.0)	(1.3)	(0.0)
	(a/B)	(3.4)	(4.9)	(0.0)
木造化になじまない6種類の施設であるとされた施設	C=b+c	113	96	17
	(C/A)	(57.9)	(60.0)	(48.6)
	(C)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
うち各省が6種類の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難い施設	b	15	15	0
	(b/A)	(7.7)	(9.4)	(0.0)
	b/C	(13.3)	(15.6)	(0.0)
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6種類の施設に該当する施設	c	98	81	17
	(c/A)	(50.3)	(50.6)	(48.6)
	(c/C)	(86.7)	(84.4)	(100.0)
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設	d	38	38	0
	(d/A)	(19.5)	(23.8)	(0.0)
	d/C	(33.6)	(39.6)	(0.0)
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設	D	23	23	0
	(D/A)	(11.8)	(14.4)	(0.0)

【用途別】

区分	用途	執務庁舎		宿舍等		車庫		倉庫					
		木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設	木造化が図られた施設 図られなかった施設				
調査対象とした施設	A=B+C+D (A)	37 (100.0)	34 (100.0)	9 (100.0)	8 (100.0)	1 (100.0)	34 (100.0)	25 (100.0)	9 (100.0)	35 (100.0)	32 (100.0)	3 (100.0)	
	B (B/A)	9 (24.3)	7 (20.6)	5 (55.6)	4 (50.0)	1 (100.0)	13 (38.2)	7 (28.0)	6 (66.7)	12 (34.3)	11 (34.4)	1 (33.3)	
	(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
	a (a/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (4.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (3.1)	0 (0.0)
	(a/B)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.7)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(8.3)	(9.1)	(0.0)
	C=b+c (C/A)	8 (21.6)	7 (20.6)	4 (44.4)	4 (50.0)	0 (0.0)	19 (55.9)	16 (64.0)	3 (33.3)	3 (100.0)	22 (62.9)	20 (62.5)	2 (66.7)
	(C)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	b (b/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	4 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (14.3)	5 (15.6)	0 (0.0)
	(b/C)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(22.7)	(25.0)	(0.0)
	c (c/A)	8 (21.6)	7 (20.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (55.9)	16 (64.0)	3 (33.3)	3 (100.0)	17 (48.6)	15 (46.9)	2 (66.7)
	(c/C)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(77.3)	(75.0)	(100.0)
	d (d/A)	3 (8.1)	3 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (23.5)	8 (32.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (37.1)	13 (40.6)	0 (0.0)
	(d/C)	(37.5)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(42.1)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(59.1)	(65.0)	(0.0)
D (D/A)	20 (54.1)	20 (58.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (5.9)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (3.1)	0 (0.0)	

【用途別】

区分	用途	自転車置場		渡り廊下		観測施設		その他			
		木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設	木造化が図られた施設 かつた施設		
調査対象とした施設	A=B+C+D (A)	41 (100.0)	25 (100.0)	16 (100.0)	12 (100.0)	0 (100.0)	16 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)	8 (100.0)	3 (100.0)
	B (B/A)	13 (31.7)	5 (20.0)	8 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	4 (50.0)	0 (0.0)
木造化になじまない6類型の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設のいずれにも該当しない施設	(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	a (a/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
うち各省が独自に木造化になじまない理由が妥当であるとは言い難い施設	(a/B)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	C=b+c (C/A)	28 (68.3)	20 (80.0)	8 (50.0)	9 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (100.0)	7 (63.6)	4 (50.0)	3 (100.0)
木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設	(C)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	b (b/A)	5 (12.2)	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	0 (0.0)
うち各省が6類型の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言い難い施設	b/C	(17.9)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(25.0)	(0.0)
	c (c/A)	23 (56.1)	15 (60.0)	8 (50.0)	9 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (100.0)	6 (54.5)	3 (37.5)	3 (100.0)
うち木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において示されている6類型の施設に該当する施設	(c/C)	(82.1)	(75.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(85.7)	(75.0)	(100.0)
	d (d/A)	13 (31.7)	13 (52.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	0 (0.0)
うち木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない施設	d/C	(46.4)	(65.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(25.0)	(0.0)
	D (D/A)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
官公法で耐火建築物とすることが求められる施設											

(注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の()内について、明朝体の数は、「調査対象とした施設(A)」欄の施設数に占める割合を示す。
また、ゴシック体の数は、i)「木造化になじまない6類型の施設又は官公法で耐火建築物とすることが求められる施設(B)」欄の施設数に占める割合、又はii)「木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設(C)」欄の施設に占める割合をそれぞれ示す。
3 官公法で耐火建築物とすることが求められる施設については、全て「官公法で耐火建築物とすることが求められる施設(D)」欄に計上しているため、木造化になじまない6類型の施設であるとされた施設(C)「欄に計上していない」。

図表 2- (1) -イ-④ 各省独自の判断により木造化が図られなかったが、その判断が妥当とは言えないもの

事例 番号	該当する施設			木造化を図らなかった主な理由等
	番号	厚 07	用途	
1	整備を計画した機関	新潟労働局	車庫	<p>新潟労働局は、当該車庫について、工事の施工業者に口頭で確認したところ、木造以外の構造で整備する方が、木造で整備する場合に比べて、工事費が安価になるとの回答を受けたとして、木造化を図らなかったとしている。</p> <p>しかし、具体的にどの程度の差があるかを確認しておらず、また、木造で整備する場合の性能等の比較も行いうることなく、その判断に至っており、木造化を図らなかった判断が妥当とは言えないものとなっている。</p>
	施設の名称	佐渡公共職業安定所 (車庫)		
	構造等	S 構造 1 階:15 m ² S 構造 1 階:15 m ² (営繕計画書未送付)		
2	番号	厚 08	用途	<p>北海道労働局は、書類を保管する当該倉庫について、積雪地に設置するため、冬期の積雪量に耐えうる構造とするには、木造とするよりも、木造以外の組立式のものにした方が、工事費が安価になり、また、腐食等にも強いと考えられ、より長期間にわたって使用できると判断したとして、木造化を図らなかったとしている。</p> <p>しかし、木造化に向けて、工事費を削減させる措置や、積雪に耐えうる措置を十分に検討しておらず、また、木造で整備する場合の性能や工事費等の比較も行いうることなく、その判断に至っており、木造化を図らなかった判断が妥当とは言えないものとなっている。</p>
	整備を計画した機関	北海道労働局	倉庫	
	施設の名称	旭川公共職業安定所 (倉庫)		
構造等	S 構造 2 階:72 m ² (営繕計画書未送付)			

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、木造化にならない施設の範囲を定めた通知で木造化にならないと判断した理由が妥当であるとは言えない施設を記載している。
 3 「構造等」欄において、「S」は鉄骨造を示す。なお、いずれの施設についても、防火地域又は準防火地域に指定されていない。

図表 2-(1)-イ-⑤ 木造と木造以外による場合の性能等について比較を行っている例

[事例 1]

施設の概要				性能、工事費等の比較結果
番号	農 04	用途	執務庁舎	<p>当該執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所は、浜ノ瀬ダム管理所の設計に当たって、木造を含めた各種構造で整備を行った場合の性能や工事費等を比較している。</p> <p>比較の結果、木造は工期が短く、1 m²当たりの建築単価が安価であるものの、耐用年数を考慮すると安価とはいえない状況であったこと^(※)や性能の比較結果から、木造ではなく RC 構造により整備を行っている。</p> <p>※ 耐用年数を考慮した建築単価をみると、木造の場合、整備を行った RC 構造に比べて、約 1.6 倍高くなっている。</p>
施設の名称	浜ノ瀬ダム管理所			
整備状況	平成 24 年度整備済み			
構造等	RC 構造 2 階：494 m ²			
工事費の比較結果	【1 m ² 当たりの建築単価】			
	木造	156,332 円		
工事費の比較結果	木造以外			
	S 構造	171,527 円		
工事費の比較結果	RC 構造	218,058 円		
	SRC 構造	261,234 円		
工事費の比較結果	【耐用年数を考慮した建築単価】			
	※RC 造を 1.00 とした場合			
工事費の比較結果	木造 (20 年)	1.61		
	木造以外			
工事費の比較結果	S 構造 (35 年)	1.01		
	RC 構造 (45 年)	1.00		
工事費の比較結果	SRC 構造 (45 年)	1.20		
	【変形】			
性能等の比較結果	大きい：木造、S 構造			
	小さい：RC 構造、SRC 構造			
性能等の比較結果	【遮音性】			
	低い：木造、S 構造			
性能等の比較結果	高い：RC 構造、SRC 構造			
	【気密性】			
性能等の比較結果	低い：木造、S 構造			
	高い：RC 構造、SRC 構造			
性能等の比較結果	【工期】			
	短い：木造、S 構造、			
性能等の比較結果	長い：RC 構造、SRC 構造			

[事例 2]

施設の概要				性能、工事費等の比較結果
番号	農 05	用途	執務庁舎	<p>当該執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所は、西諸農業水利事業所中央管理所の設計に当たって、木造を含めた各種構造で整備を行った場合の性能や工事費等を比較している。</p> <p>比較の結果、木造は工期が短く、1 m²当たりの建築単価が安価であるものの、耐用年数を考慮すると安価とはいえない状況であったこと^(※)や性能の比較結果から、木造ではなく S 構造により整備を行っている。</p> <p>※ 耐用年数を考慮した建築単価をみると、木造の場合、整備を行った S 造に比べて、約 1.8 倍高くなっている。</p>
施設の名称	西諸農業水利事業所中央管理所			
整備状況	平成 26 年度整備済み			
構造等	S 構造 1 階：380 m ²			
工事費の比較結果	【1 m ² 当たりの建築単価】			
	木造	157,000 円		
工事費の比較結果	木造以外			
	S 構造	156,000 円		
工事費の比較結果	RC 構造	198,000 円		
	SRC 構造	237,000 円		

	【耐用年数を考慮した建築単価】 木造（20年） 79,000円/年 木造以外 S構造（35年） 45,000円/年 RC構造（45年） 44,000円/年 SRC構造（45年） 52,000円/年	
性能等の比較結果	【遮音性】 低い：木造、S構造 高い：RC構造、SRC構造	
	【気密性】 低い：木造、S構造 高い：RC構造、SRC構造	
	【工期】 短い：木造、S構造、RC構造 長い：SRC構造	

【事例3】

施設の概要			性能、工事費等の比較結果
番号	農10	用途 倉庫	<p>当該倉庫の整備を行った淀川水系土地改良調査管理事務所は、地質調査により採取した岩盤、土砂等を一時的に保管することを想定していたため、木造によらず、設置及び移動が簡便な組立式により整備を行っている。</p> <p>しかし、長期にわたって土砂等を保管することとなった場合には木造での整備を検討しており、その参考とするため、当該倉庫の整備に当たって、木造で整備を行う場合の工事費の見積りを徴収している。</p> <p>見積り結果によると、木造の場合は、最も安価であった木造以外による場合（A社）に比べて約1.5倍高くなっている。</p>
施設の名称	淀川水系土地改良調査管理事務所（倉庫）		
整備状況	平成26年度整備済み		
構造等	S構造1階：9㎡		
工事費の比較結果	木造 1,350,000円 木造以外 A社 914,760円 B社 1,907,280円 C社 1,749,600円		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表において、「S」は鉄骨構造、「RC」は鉄筋コンクリート構造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート構造を示す。

3 調査対象とした木造化が図られなかった160施設のうち、木造と木造以外による場合の性能等の比較が行われていた施設は、これらの施設のほか、木造化になじまない6種類の施設の中で「災害時の活動拠点室等」に該当する2施設（国営滝野すずらん丘陵公園（資材庫及び同救護所））あり、これらの2施設においては、工期と工事費の比較の結果、i) 工期については、木造の場合は木造以外による場合に比べて1か月長く、工事を予定する公園の閉園期間（2か月）内に完了しない可能性があること、ii) 工事費については、木造の場合は木造以外による場合に比べて、救護所は約1.5倍、資材庫は約2倍となっていることを踏まえ、木造以外の構造で整備が行われている。

図表 2- (1) - イ - ⑥ - i 各省が木造化になじまない6 類型の施設に該当するとした判断が妥当であるとは言えないもの

事例番号	番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等	木造化になじまない6 類型の施設に該当すると判断した理由等
1 (12施設)	法 09	宿舎等	法務省	帯広少年院 (公務員宿舎)	RC 構造 : 1,864 m ²	刑務所等の職員が入居する公務員宿舎 (その敷地内の倉庫及び自転車置場を含む。) については、「刑務所等の収容施設」に該当しないと考えられるが、法務省は、緊急時にはその宿舎に入居している職員が非常参集しなければならぬ等、その機能上、収容施設と一体として整備されるべき建物という認識から、これに該当するとしていた。 なお、法務省においては、現在、「公務員宿舎」を一律に「刑務所等の収容施設」とする運用を改め、施設の機能等を踏まえ、木造化の可否を判断しているとして、拘置所が入署する名寄法務総合庁舎の公務員宿舎 (2 階 : 631 m ²) 及び同公務員宿舎物置 (1 階 : 32 m ²) について木造化の整備を計画しており、これらの施設について木造化を図ることができない合理的な理由があったとは言えないものとなっている。
	法 10	宿舎等	法務省	石巻拘置支所 (公務員宿舎)	RC 構造 : 720 m ²	
	法 12	宿舎等	法務省	多摩少年院 (公務員宿舎)	RC 構造 : 546 m ²	
	法 13	宿舎等	法務省	長野法務総合庁舎 (公務員宿舎)	RC 構造 : 880 m ² <準防火>	
	法 25	倉庫	法務省	帯広少年院 (公務員宿舎物置)	CB 構造 : 96 m ²	
	法 28	倉庫	法務省	宮城刑務所 (公務員宿舎物置)	S 構造 1 階 : 27 m ² 、 30 m ² 、36 m ² 、81 m ²	
	法 34	倉庫	法務省	長野法務総合庁舎 (公務員宿舎物置)	CB 構造 : 44 m ² <準防火>	
	法 40	自転車置場	法務省	宮城刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 228 m ²	
	法 42	自転車置場	法務省	石巻拘置支所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 36 m ²	
	法 44	自転車置場	法務省	黒羽刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 1 階 : 20 m ² (計 3 施設)	
	法 45	自転車置場	法務省	栃木刑務所 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 1 階 : 4 m ² 、6 m ² 、14 m ²	
	法 48	自転車置場	法務省	多摩少年院 (公務員宿舎自転車置場)	S 構造 : 24 m ²	

事例番号	番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等	木造化になじまない6類型の施設に該当すると判断した理由等
2 (2施設)	国38	倉庫	釜石港湾事務所	釜石港湾事務所松倉宿舎 (公務員宿舎物置)	S構造1階：26㎡ (計2施設)	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、「国家危険物を貯蔵又は使用する施設等」については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」の別表「(十)放射線物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設」及び「(十一)石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設」とされているにもかかわらず、これらの機関は、公務員宿舎の敷地に設置する物置に、入居者が灯油等の可燃危険物を保管することが想定されることを理由として、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」であるとしていた。 なお、これらの施設については、農林水産省(林野庁)及び国土交通省(官庁営繕担当部局)による木造化のフォローアップ調査での木造化の検証においても、木造化が可能であったとされている。
	国45	倉庫	高知港湾・空港整備事務所	高知港湾・空港事務所瀬戸宿舎(公務員宿舎物置)	S構造1階：5㎡ (計4施設)	
3 (1施設)	国79	その他	海上保安学校	海上保安学校(教舎増築)	RC構造2階：1,456㎡	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」の別表「(八)学校、研修施設等であつて、(七)に掲げるもの以外の官庁施設(四)に掲げる警察高等学校等を除く。)」については「災害時の活動拠点室等」とされていないにもかかわらず、同基準の(八)に該当する当該学校を「災害時の活動拠点室等」としていた。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表は、木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されていない施設について、各省が木造化になじまない6類型に該当すると判断した理由が妥当であるとは言い難い施設を記載している。
3 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。また、階数を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。

図表 2-1 (1) -イ-⑥-ii 木造化になじまない 6 類型の施設について、木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないもの

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17 施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38 施設)				
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	
執務庁舎	国 13	北九州港湾・空港整備事務所 新門司出張所 (執務庁舎)	W 構造 2 階:370 m ²	災害	国 04	塩釜港湾・空港整備事務所 石巻港出張所 (執務庁舎)	S 構造 1 階:114 m ²	災害	
	国 01	釧路航空基地 (執務庁舎)	RC 構造 2 階:422 m ²	災害	国 05	江戸川河川事務所中川出張所 (執務庁舎)	RC 構造 2 階:429 m ²	災害	
小計: 1 施設									
車庫	国 30	奈良地方気象台 (車庫)	W 構造 1 階:13 m ² <準防火>	災害	法 20	広島地方検察庁尾道支部・区 検察庁 (身障者用駐車 場)	S 構造 1 階:17 m ² <準防火>	治安	
	法 19	広島地方検察庁尾道支部・区 検察庁 (車庫)	W 構造 1 階:28 m ² <準防火>	治安	国 28	宮津海上保安署 (車庫)	CB 構造 1 階:18 m ²	災害	
					法 16	石巻拘置支所 (車庫)	RC 構造:32 m ²	収容	
					法 18	長野法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m ² <準防火>	収容	
					法 21	田川法務総合庁舎 (車庫)	RC 構造:32 m ²	治安	
					国 20	釜石港湾事務所宮古港出張所 (車庫)	S 構造 1 階:33 m ²	災害	
					国 25	新潟航空基地 (車庫)	RC 構造 1 階:37 m ²	災害	
					国 22	江戸川河川事務所中川出張所 (車庫・倉庫)	S 構造 1 階:48 m ²	災害	
	小計: 3 施設								
	小計: 8 施設								

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
倉庫	農09	近畿農政局 (倉庫)	W構造1階:33㎡	災害	国39	熊谷地方気象台 (電源室)	RC構造1階:24㎡	災害
	国43	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区農体験活動施設 (トイレ・倉庫棟)	W構造1階:144㎡	災害	法35	神戸拘置所 (倉庫)	S構造1階:26㎡	収容
					法24	帯広少年院 (倉庫)	RC構造:45㎡	収容
					国36	国営滝野すずらん丘陵公園 (資材庫)	S構造1階:79㎡	災害
					法32	多摩少年院 (倉庫)	RC構造:122㎡	収容
					国41	三重河川国道事務所 (ブロー室棟)	RC構造1階:5㎡	災害
					法31	(仮称) 国際法務総合センター (倉庫)	RC構造1階:6㎡ <準防火>	収容
					国37	留萌特別地域気象観測所 (機材庫)	S構造1階:6㎡	災害
					法29	石巻拘置支所 (倉庫)	RC構造:14㎡	収容
					法37	福岡拘置所 (倉庫)	S構造1階:15㎡	収容
					法36	田川法務総合庁舎 (倉庫)	RC構造:16㎡	収容 治安
					国40	新潟航空基地 (ボイラー庫)	RC構造1階:16㎡	災害
					法33	長野法務総合庁舎 (倉庫)	RC構造:19㎡ <準防火>	収容 治安
					小計:2施設			
					小計:38施設			
					小計:13施設			

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設 (17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設 (38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
自転車置場					法 56	福岡第一法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:4 m ² <準防火>	治安
	国 54	奈良地方気象台 (自転車置場)	W 構造 1 階:11 m ² <準防火>	災害	法 58	田川法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:5 m ² S 構造:8 m ²	収容 治安
	国 48	江戸川河川事務所中川出張所 (自転車置場)	W 構造 1 階:16 m ²	災害	法 46	(仮称) 国際法務総合センター (自転車置場)	S 構造 1 階:7 m ² S 構造 1 階:13 m ² S 構造 1 階:18 m ² <準防火>	収容
					法 41	石巻拘置支所 (自転車置場)	S 構造:8 m ²	収容
					法 52	岡山法務総合庁舎 (自転車置場、駐輪場)	【自転車置場】 S 構造 1 階:9 m ² S 構造 1 階:11 m ² S 構造 1 階:14 m ² S 構造 1 階:16 m ² S 構造 1 階:16 m ² S 構造 1 階:16 m ² S 構造 1 階:108 m ² 【駐輪場】 S 構造 1 階:19 m ² <準防火>	治安
					法 49	長野法務総合庁舎 (自転車置場)	S 構造:9 m ² S 構造:44 m ² <準防火>	収容 治安
					法 54	広島地方検察庁尾道支部・ 区検察庁 (自転車置場)	S 構造 1 階:10 m ² <準防火>	治安

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設(17施設)				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6類型の施設に該当するものとして示されている施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設(38施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
自転車置場(続き)	国 46	帯広第2地方合同庁舎 (自転車置場)	W構造1階:37㎡ <準防火>	災害	国 53	宮津海上保安署 (自転車置場)	S構造1階:10㎡	災害
	法 50	奈良法務総合庁舎 (自転車置場)	W構造1階:37㎡	治安	法 38	帯広少年院(自転車置場)	S構造:28㎡	収容
	国 51	横浜地方合同庁舎 (自転車置場)	W構造1階:47㎡ <準防火>	災害 治安	国 50	横須賀地方合同庁舎 (自転車置場)	S構造1階:31㎡ S構造1階:33㎡	災害 治安
	国 52	高山地方合同庁舎 (自転車置場)	W構造1階:63㎡ <準防火>	治安	法 47	多摩少年院(自転車置場)	S構造:37㎡	収容
	法 55	徳島法務総合庁舎 (自転車置場)	W構造1階:64㎡ <防火>	治安	法 57	福岡第二法務総合庁舎 (自転車置場)	S構造:86㎡<準防火>	治安
	国 56	小倉地方合同庁舎 (自転車置場)	W構造<防火>	災害 治安	法 43	宇都宮法務総合庁舎 (自転車置場)	S構造1階:89㎡ <準防火>	治安
	小計:8施設				小計:13施設			
その他	国 82	国営飛鳥歴史公園事務所キト ヲ古墳周辺地区農体験活動施設 (休憩・団らん棟)	W構造1階:86㎡	災害	国 77	国営滝野すずらん丘陵公園 (救護所)	S構造1階:36㎡	災害
	国 83	国営飛鳥歴史公園事務所キト ヲ古墳周辺地区(体験工房)	W構造1階:152㎡	災害				
	国 81	国営飛鳥歴史公園事務所キト ヲ古墳周辺地区 (情報案内施設棟)	W構造1階:229㎡	災害				
	小計:3施設				小計:1施設			

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「W」は木造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、〈防火〉は防火地域に、〈準防火〉は準防火地域にそれぞれ指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない）ことを示す。また、階数又は延べ面積を記載していないものは、当省の調査時点で未定となつていたことを示す。
- 3 「該当する類型」欄において、「災害」は災害時の活動拠点室等、「収容」は刑務所等の収容施設（刑事施設、留置施設等の刑事収容施設、少年院等）、「治安」は治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設（検察庁、入国管理局、公安調査庁等が使用する公共建築物）を示す。
- 4 「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設（38 施設）」欄の施設は、「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない 6 類型の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設（17 施設）」欄の施設の延べ面積と比べて、1.5 倍以内の延べ面積に該当する施設を記載している。

図表 2-(1)-イ-⑦ 耐火建築物等に関する官公法の条文

○ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 （略）

2 この法律において「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

3～6 （略）

（建築基準法との関係）

第 3 条 国家機関の建築物については、この法律で定めるものの外、建築基準法の定めるところによる。

（庁舎の構造）

第 7 条 左の各号の一に該当する庁舎を建築するときは、これを耐火建築物としなければならない。

一 都市計画法第 8 条第 1 項第五号の準防火地域内で延べ面積が 300 平方メートルをこえる庁舎

二 延べ面積が 1,000 平方メートルをこえる庁舎

2 前項に掲げる以外の庁舎を建築するときは、その外壁及び軒裏を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

3 都市計画法第 8 条第 1 項第五号の防火地域又は準防火地域以外の地に庁舎を建築する場合において、その周囲に公園、広場、道路その他の空地又は防火上有効な施設があつて、特定行政庁が延焼のおそれがないと認めるときは、前 2 項の規定によらないことができる。

4 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-イ-⑧ 官公法と建築基準法との耐火基準に係る規制の違い

(防火地域及び準防火地域における耐火基準)						
区分 階数	防火地域		準防火地域			
	建築基準法のみ		官公法	建築基準法		
4階以上	耐火建築物		(建築基準法による) ※1	耐火建築物	耐火建築物	
3階					一定の防火措置等 ※2	準耐火建築物
2階						
1階					準耐火建築物	
100㎡超		300㎡超		500㎡以下	1,500㎡超	
(防火地域又は準防火地域の指定にかかわらず、建築物の規模に応じた耐火基準)						
高さ・軒高	階数	官公法		建築基準法		
高さ13m超 又は 軒高9m超	4階以上	(建築基準法による) ※4	耐火建築物	耐火構造		
	3階			1時間準耐火構造等 ※5	耐火構造	
	2階					30分の加熱に耐える措置等※6
	1階			その他 ※3	耐火構造 ※7	
高さ13m以下 かつ 軒高9m以下	—	(建築基準法による) ※4	耐火建築物	その他 ※3	耐火構造 ※7	
1,000㎡超			3,000㎡超			

※1 官公法においては、階数に関する規定がないため、300㎡以下の場合は、建築基準法の規定による。

※2 「一定の防火措置等」とは、建築基準法施行令第136条の2の規定に基づき、軒裏を防火構造とすることなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※3 「その他」とは、耐火建築物、準耐火建築物、一定の防火措置等、1時間準耐火構造又は30分の加熱に耐える措置等のいずれにも該当しない場合をいい、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造にすることなどが求められる場合をいう。

※4 官公法においては、階数、高さ又は軒高に関する規定がないため、1,000㎡以下の場合は、建築基準法の規定による。

※5 「1時間準耐火構造等」とは、建築基準法施行令第129条の2の3第1項第一号ロの規定に基づき、主要構造部が準耐火構造であり、このうち壁、柱、床、はりが、加熱開始後1時間構造耐力上支障のある破壊等を生じないことなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※6 「30分の加熱に耐える措置等」とは、建築基準法施行令第129条の2の3第1項第二号の規定に基づき、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1階及び2階の床の構造が、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある破壊等を生じないことなどの技術的基準に適合する場合をいう。

※7 平成26年の建築基準法の改正により、防火設備等で3,000㎡以内に区画することで、3,000㎡を超えた準耐火構造でも建築できることとされた。

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 表中の耐火基準に係る規制は、特殊建築物を除く建築物を想定したものである。

図表2-2(1)-イ-⑨ 官公法において耐火建築物とすることが求められているため、木造化が図られなかったもの

区分	番号	用途	施設の名称	構造等
準防火地域内 で延べ面積が 300㎡を超え、 1,000㎡以下の 施設 (6施設)	厚01	執務庁舎	真岡労働基準監督署(執務庁舎)	RC構造2階:546㎡<準防火>
	農02	執務庁舎	動物検疫所神戸支所(検査棟)	RC構造2階:806㎡<準防火>
	国07	執務庁舎	湘南海上保安署(執務庁舎)	RC構造3階:801㎡<準防火>
	農07	車庫	信濃川水系土地改良調査管理事務所(車庫・倉庫増築)	S構造2階:150㎡(既存執務庁舎との合計955㎡)<準防火>
	国18	車庫	帯広第2地方合同庁舎(車庫)	RC構造:765㎡<準防火>
	農11	倉庫	動物検疫所神戸支所(荊藻検疫場畜舎)	RC構造1階:546㎡<準防火>
	法01	執務庁舎	網走法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造2階:1,187㎡
	法02	執務庁舎	宇都宮法務総合庁舎(執務庁舎)	S構造3階:1,140㎡<準防火>
	法04	執務庁舎	佐渡法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造3階:2,317㎡
	法05	執務庁舎	神戸地方検察庁明石支部・区検察庁(執務庁舎)	RC構造3階:1,358㎡
	法06	執務庁舎	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁(執務庁舎)	RC構造3階:1,457㎡<準防火>
	法07	執務庁舎	人吉法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造3階:1,747㎡
延べ面積が 1,000㎡を超 え、3,000㎡以 下の施設 (17施設)	財01	執務庁舎	名寄税務署(執務庁舎)	RC構造2階:1,171㎡
	財02	執務庁舎	姫路税務署(執務庁舎増築)	RC構造3階:532㎡(既存執務庁舎との合計2,993㎡)
	財04	執務庁舎	阿南税務署(執務庁舎)	RC構造3階:1,361㎡
	厚02	執務庁舎	朝霞公共職業安定所(執務庁舎)	RC構造2階:1,350㎡
	厚04	執務庁舎	八代公共職業安定所(執務庁舎)	RC構造2階:1,187㎡<準防火>
	農03	執務庁舎	南近畿土地改良調査管理事務所庁舎(執務庁舎増築)	RC構造2階:196㎡(既存執務庁舎との合計1,215㎡)
	国02	執務庁舎	南三陸国道事務所(執務庁舎)	S構造2階:2,602㎡
	国03	執務庁舎	塩釜港湾・空港整備事務所(執務庁舎)	RC構造3階:1,038㎡
	国06	執務庁舎	神奈川運輸支局(執務庁舎)	RC構造3階:2,910㎡
	国11	執務庁舎	奈良地方気象台(執務庁舎)	RC構造2階・地下1階:1,466㎡<準防火>
	国12	執務庁舎	岡山運輸支局(執務庁舎)	RC構造2階:1,804㎡

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、「準防火」は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。また、階数を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。

3 「農07:信濃川水系土地改良調査管理事務所(車庫・倉庫増築)」、「国18:帯広第2地方合同庁舎(車庫)」及び「農11:動物検疫所神戸支所(荊藻検疫場畜舎)」について、官公法を所管する国土交通省は、官公法第2条第2項における「庁舎」を、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除く国家機関がその事務を処理するために使用することから、車庫又は倉庫であつても、この定義に該当する場合は「庁舎」に区分し、本表に記載したものである。

4 「厚02 朝霞公共職業安定所(執務庁舎)」については、当省調査後の平成29年2月に、RC構造とS構造の混構造2階1,350㎡で整備されている。

図表 2- (1) - イ - ⑩ 延べ面積が1,000 m²を超えている場合であっても、地方公共団体において木造化が図られたもの

区分	所在都道府県	公共建築物の名称	整備時期	構造等
延べ面積が1,000 m ² を超え、公共建築物(8施設)	岩手県	二戸市浄法寺総合支所庁舎	平成13年12月	W構造3階:2,319 m ²
	岩手県	住田町役場庁舎	平成26年7月	W構造2階:2,883 m ²
	静岡県	浜松市天竜区役所庁舎及び天竜消防署庁舎	平成23年12月	W構造とRC構造の混構造2階:2,518 m ²
	静岡県	浜松市春野地域自治センター	平成19年3月	W構造とRC構造の混構造2階:1,563 m ²
	高知県	土佐町役場庁舎	平成24年3月	W構造2階:1,539 m ²
	熊本県	中央家畜保健衛生所庁舎	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造1階:1,704 m ²
	熊本県	フーンドバレーアグリビジネスセンター	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造2階:1,134 m ²
	熊本県	南小国町役場庁舎	平成27年3月	W構造とRC構造の混構造2階:2,404 m ²

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「W」は木造を示し、いずれも防火地域又は準防火地域には指定されていない。

図表 2-(1)-イ-⑪ 建築基準法及び官公法における耐火基準に係る規制の主な改正内容

建築基準法	官公法
<p>昭和 25 年 法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高さ 13m 超、軒の高さ 9m 超、又は延べ面積 3,000 m²超は「木造禁止」 ○ 耐火構造とする特殊建築物を規定 ○ 防火地域及び準防火地域で耐火構造とする要件^(※)を規定 <p>※ 防火地域で延べ面積 100 m²超、準防火地域で階数が 3 以上又は延べ面積 500 m²超</p>	
	<p>昭和 26 年 法施行（当時は、「官庁営繕法」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐火構造とする庁舎を規定 <p>※ 現行と同じ要件（延べ面積 1,000 m²超、準防火地域で延べ面積 300 m²超）</p>
	<p>昭和 31 年 法改正（法律名を変更）</p>
<p>昭和 34 年 法改正（耐火基準に係る規制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「耐火建築物」及び「簡易耐火建築物」を規定。これを踏まえ、特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火構造とする要件^(※)を改正 <p>※ 防火地域で、階数 3 以上又は延べ面積 100 m²超を耐火建築物（この他は、耐火建築物又は簡易耐火建築物）</p> <p>準防火地域で、階数 4 以上又は延べ面積 1,500 m²超を耐火建築物（階数 3、又は延べ面積 500 m²超 1,500 m²以下を耐火建築物又は簡易耐火建築物）</p>	<p>昭和 34 年 法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「耐火構造」を「耐火建築物」に変更
<p>昭和 62 年 法改正（木造建築物の規制緩和：準防火地域で木造 3 階が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の「木造禁止」について、例外（技術的基準に適合）を規定 ○ 準防火地域で耐火建築物及び簡易耐火建築物とする要件^(※)を改正 <p>※ 準防火地域で階数 4 以上又は延べ面積 1,500 m²超を耐火建築物（延べ面積 500 m²超 1,500 m²以下を耐火建築物又は簡易耐火建築物、階数 3 を耐火建築物、簡易建築物又は技術的基準に適合）</p>	
<p>平成 4 年 法改正（木造建築物の規制緩和：防火地域又は準防火地域以外の地域で、木造 3 階の共同住宅等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「簡易耐火建築物」を廃止し、「準耐火構造」及び「準耐火建築物」を規定。これを踏まえ、特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火建築物等とする要件を改正 	
<p>平成 10 年 法改正（木造建築物の規制緩和：準防火地域で木造 3 階の共同住宅等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「耐火構造」、「準耐火構造」、「耐火建築物」の定義を改正 ○ これを踏まえ、i) 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超、延べ面積 3,000 m²超における「木造禁止」を、耐火構造又は技術的基準に適合、ii) 特殊建築物、防火地域及び準防火地域で耐火建築物等とする要件をそれぞれ改正 	
<p>平成 26 年 法改正（木造建築物の規制緩和：木造 3 階の学校等が建設可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延べ 3,000 m²超、特殊建築物の要件^(※)を改正 <p>※ i) 延べ面積 3,000 m²超の木造建築物は耐火構造等とされていたが、防火設備等で 3,000 m²以内に区画する場合、ii) 3 階以上の特殊建築物は耐火建築物とされていたが、3 階で一定の延焼防止措置を講じた場合、準耐火構造等とすることが可能</p>	

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-イ-⑫ 建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物との違い

耐火建築物 外部からの延焼のおそれがほとんどなく、また、通常の火災により倒壊することのない建築物

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**耐火構造**※としたもの(仕様規定)
- ② 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、建築物全体の性能が**耐火性能検証**により確かめられたもの(性能規定)
- ③ 主要構造部が火災が終了するまで耐えるものとして、各主要構造部において**国土交通大臣の認定**を受けたもの(性能規定)

※**耐火構造**：**耐火性能**(原則1～3時間(階数により異なる。屋根及び階段は30分間)の火熱に対する非損傷性、(法第2条第七号)遮熱性、遮炎性)を有する**鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

耐火構造

- 対象:壁、柱、床、はり、屋根、階段
- 性能:通常の火災(屋内・屋外ともに)による**倒壊・延焼を防止**するために必要な性能【耐火性能】
- 「耐火性能」の技術的基準(令第107条)

	間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	階段	
	耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
非損傷性	2～4階	1時間	なし	1時間	なし	1時間	1時間	1時間	30分間	30分間
	5～14階	2時間	なし	2時間	なし	2時間	2時間	2時間	30分間	30分間
	15階～	2時間	なし	2時間	なし	3時間	2時間	3時間	30分間	30分間
遮熱性		1時間	1時間	1時間	30分間	なし	1時間	なし	なし	なし
遮炎性		なし	なし	1時間	30分間	なし	なし	なし	30分間	なし

- 構造方法:大臣認定(FP)、告示仕様(H12-1399号)

準耐火建築物 外部からの延焼が少なく、内部からの火災に対しても容易に倒壊することのない、耐火建築物に準じた性能を有する建築物で、以下のいずれかに該当するもの

- ① 主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)を**準耐火構造**としたもの
- ② **外壁を耐火構造**としたもの
- ③ **軸組を鉄骨等の不燃材料**としたもの

※**準耐火構造**：**準耐火性能**(加熱開始後45分間(屋根及び階段は30分間)の非損傷性、遮熱性、遮炎性)を有する**木造等の構造**。告示で定められたものと国土交通大臣の認定を受けたものとがある。

準耐火構造

- 対象:壁、柱、床、はり、屋根、軒裏、階段
- 性能:通常の火災(屋内・屋外ともに)による**延焼を抑制**するために必要な性能【準耐火性能】
- 「準耐火性能」の技術的基準(令第107条の2)

	間仕切壁		外壁		柱	床	はり	屋根	軒裏	階段
	耐力壁	非耐力壁	耐力壁	非耐力壁						
非損傷性	45分間	なし	45分間	なし	45分間	45分間	45分間	30分間	なし	30分間
遮熱性	45分間	45分間	45分間	45分間※	なし	45分間	なし	なし	45分間※	なし
遮炎性	なし	なし	45分間	45分間※	なし	なし	なし	30分間	なし	なし

※「延焼のおそれのある部分」以外の部分の場合は、30分間

- 構造方法:大臣認定(QF)、告示仕様(H12-1359号)

※ 耐火建築物・準耐火建築物ともに、外壁の延焼のおそれのある部分の開口部には防火設備を設ける必要がある。

(注) 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-イ-⑬ 建築基準法における特殊建築物の耐火基準に係る規制の概要

○ 建築物の用途上の特殊性(避難困難性や火災の際の周囲への危険性)に応じ、一般の建築物と区分して「特殊建築物」との区分を設けた上で、一定規模以上の建築物について階数及び当該用途の床面積に応じ、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを義務付け。

用途に応じた規制(法第27条)

<耐火建築物とする建築物の考え方>

- 主に避難困難性が大きい用途(下表①~④) : 3階以上に当該用途部分を有する場合
 - ← 避難・救助活動が困難となるおそれ大きい場合
 - 特に不特定多数が同一場所に集中して利用する用途(下表①④)で一定床面積以上の場合
 - ← 避難が困難となるおそれ大きい場合
- 主に周囲への危険性が大きい用途(下表⑤⑥) : 3階以上に当該用途部分を有する場合
 - ← 火災による倒壊等のおそれ大きい場合

<準耐火建築物とする建築物の考え方>

- 耐火建築物に準じた考え方により、各用途の避難困難性や火災の際の周囲への危険性に鑑みた規模に応じ、準耐火建築物とすることを義務付け。

用途	耐火建築物		準耐火建築物
	当該用途に供する階	当該用途の床面積合計	当該用途の床面積合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階	200㎡以上 ※客席床面積	
病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等 ※1			300㎡以上 ※2階の病室部分等の床面積合計
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スポーツの練習場等 ※2			2,000㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、カフェー、飲食店、物品販売業を営む店舗等		3,000㎡以上	500㎡以上 ※2階部分の床面積合計
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ等			150㎡以上
倉庫		200㎡以上 ※3階以上の部分に限る	1,500㎡以上

※1 防火地域以外の区域内の、3階建ての下宿、共同住宅又は寄宿舎は、一定の基準を満たす1時間準耐火建築物とすることができる。

※2 建築基準法改正(平成27年6月1日施行)により、柱、はり等の主要構造部は、在館者が避難するまで建築物の倒壊及び延焼を防止できる構造とすること等と見直し。(具体的仕様として、3階建て学校を1時間準耐火構造等とすることとした。)

(注) 国土交通省の資料による。

図表 2-(1)-イ-⑭ 特殊建築物の耐火基準に係る規制に係る建築基準法の条文

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

（以下略）

第 2 章 建築物の敷地、構造及び建設設備

（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）

第 24 条 第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

一 学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場の用途に供するもの

二 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの

三 百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が 2 であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一 別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもの

二 別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表（一）項の場合にあつては客席、同表（二）項及び（四）項の場合にあつては 2 階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表（は）欄の当該各項に該当するもの

三 別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上のもの

四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

○ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 238 号）（抜粋）

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第 110 条 主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 （耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間（特定避難時間が 30 分間未満である場合にあっては、特定避難時間。以下この号において同じ。）
階段		30 分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第 110 条の 2 法第 27 条第 1 項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

- 一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第 86 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）
- 二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準）

第 110 条の 3 防火設備の遮炎性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準

は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第 115 条の 3 別表第一（い）欄の（二）項から（四）項まで及び（六）項（法第 87 条第 3 項において法第 27 条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 （二）項の用途に類するもの 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）
- 二 （三）項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- 三 （四）項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 平方メートル以内のものを除く。）
- 四 （六）項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

（自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物）

第 115 条の 4 法第 27 条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第 109 条の 3 第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

- 一 別表第一（い）欄（五）項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が同表（は）欄（五）項に該当するもの
- 二 別表第一（ろ）欄（六）項に掲げる階を同表（い）欄（六）項に掲げる用途に供するもの

3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物（別表第一（い）欄（六）項に掲げる用途に供するものにあつては、第 2 条第九号の三口に該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。）としなければならない。

- 一 別表第一（い）欄（五）項及び（六）項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表（に）欄の当該各項に該当するもの
- 二 別表第二（と）項第四号に規定する危険物（安全上及び防火上支障がないものとして政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。）

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第 6 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条～第 35 条の 3、第 90 条の 3 関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（（一）項の場合にあつては客席、（二）項及び（四）項の場合にあつては 2 階、（五）項の場合にあつては 3 階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計

(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	200 平方メートル（屋外観覧席にあっては、1,000 平方メートル）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	300 平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	2,000 平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	500 平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200 平方メートル以上	1,500 平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階		150 平方メートル以上

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第 35 条 別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(特殊建築物等の内装)

第 35 条の 2 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が 1,000 平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(1)-イ-⑮ 官公法において建築基準法よりも厳格な耐火基準が規定されていることなど、公共建築物の木造化に関する主な意見

有識者等	意見の内容
<p>東京大学名誉教授 (安藤 直人氏)</p>	<p>【官公法における耐火基準に対する意見】</p> <p>○ 耐火建築物や準耐火建築物であっても、工夫次第で、木造以外の構造とする場合と同等程度の費用で建築することが可能であるが、耐火建築物と準耐火建築物を比べた場合、求められる技術水準は耐火建築物の方が明らかに高くなる。</p> <p>しかし、いずれの場合であっても、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば、耐火性、耐震性等の性能について、木造以外の構造と同等以上の性能を確保できるため、国の庁舎のみに、建築基準法よりも厳格な耐火基準を適用することに疑問を感じる。</p> <p>また、木造の公共建築物については、大都市圏等の様々な建築物が密集している地域よりもむしろ地方都市で建築する方が地方の活性化にもつながると考えており、地方都市では、病院、保育所、老人ホーム等の木造の建築物も増加しているため、国の庁舎についても、地域や用途に応じた規制を設けることで、木造化の可能性が広がると考えられる。</p> <p>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</p> <p>○ 「木造化」について、我が国では構造を全て木造としなければならないとする極端な考えになりがちだが、木材の利用を促進する観点からは、建築物の構造や使用する木材の特性を踏まえ、最も性能が発揮できるふさわしい箇所に木材を使用することが重要であり、建築に要する費用も木造以外の構造と同等程度（場合によっては同等以下）とすることが可能のため、主要構造部の一部を木造とすることや、木造と木造以外の混構造とすることが、より推奨されるべきである。</p> <p>木造であることの展示効果を求めるばかりに、必要以上に木材を使用していることを明らかにしようとする、高度な技術が必要となり、建築に要する費用の増加につながるため、展示効果を期待するのであれば、内装や外装の木質化で対応することも検討すべきである。</p> <p>○ 我が国における製材、集成材、合板等の建築用木材の供給体制をみると、加工工場等が少ないなど十分に確保されているとは言い難い地域がある。</p> <p>木造の公共建築物の建築に当たっては、木材の調達先を特定の地域や都道府県・市町村に限定するのではなく、複数の地域や広域単位で調達した方が、調達費用の増加を防ぐことができるため、発注に当たって留意すべきである。</p>

有識者等	意見の内容
<p>東京大学大学院農学生命科学研究科教授 (稲山 正弘氏)</p>	<p>【官公法における耐火基準に対する意見】</p> <p>○ 地方公共団体の庁舎や、学校等の特殊建築物の中には、延べ面積が1,000㎡を超える場合や準防火地域で延べ面積が300㎡を超える場合であっても、耐火建築物によらずとも、建築基準法に定められた技術基準を満たし、準耐火建築物で建築した例はあり、官公法において、延べ面積が1,000㎡を超える場合や準防火地域内で延べ面積が300㎡を超える場合に耐火建築物とする根拠は不明である。</p> <p>また、現行の建築基準法に定められた技術基準を満たせば、木造の準耐火建築物であっても、十分な性能を確保でき、地方公共団体の庁舎等でも既に木造で建築した例があるため、建築基準法に準じて、「延べ面積1,000㎡から延べ面積3,000㎡まで」、「準防火地域内で延べ面積300㎡から1,500㎡まで」について準耐火建築物を可能とすることや、特殊建築物のように用途に応じた耐火基準を設けることも考えられるのではないか。</p> <p>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</p> <p>○ 木造技術の性能や可能性を理解していないことにより、木造の建築物は高額になるという認識が広がっているが、木造の建築物に要する費用については、「使用した木材をどこまで見せるか」に大きく左右される。</p> <p>木材の利用を促進するという観点に立てば、木材を使用することが重要のため、建築物に使用した木材を見せることに重点を置く必要はない。例えば、せっこうボード^(※1)等により木材に対し防火被覆を行う方法は、外見上、木材を使用したことが分からなくなるが、それほど費用を増加することなく、十分な性能を確保できる。</p> <p>また、材料となる製材、集成材、木材の接合部の金具等の費用については、建築する公共建築物に応じたものを特注で調達する場合は、費用が増加するが、例えば、木造住宅用として広く流通し、全国で調達可能な中断面集成材^(※2)を、工法を工夫して使用すれば、大幅に費用を抑えることができる。</p> <p>木材の特性を理解し、工法を工夫し、適する箇所に木材を使用すれば、木造以外の構造と同等程度の費用で木造の建築物を建築することが可能であるが、そうした木材の特性等を理解し、設計・建築を企画できる人材がほとんどいないことが課題であると考えている。</p> <p>※1 せっこうを芯材とし両面を専用の板紙で被覆成型した建築用内装材料をいう。 ※2 構造用の集成材のうち、大断面集成材(短辺が15cm以上で、断面積が300c㎡のもの)以外のもので、短辺が7.5cm以上で、長辺が15cm以上のもの。</p>

有識者等	意見の内容
木造の公共建築物の設計、施工等を受注する建築会社 (2社)	<p>【官公法における耐火基準に対する意見】</p> <p>○ 建築基準法においては、不特定多数の者が利用する病院、児童福祉施設、学校等の特殊建築物について、全て耐火建築物とされているわけではなく、一定の要件を満たす場合に準耐火建築物とすることが可能とされ、建築物の用途に応じた耐火規制が定められている。また、条例等により建築基準法よりも厳しい耐火性能が求められる場合もあるが、いずれにしても実際に準耐火建築物等で建設した例がある。</p> <p>国が整備する公共建築物であっても、建築物の用途や建設する地域により火災が発生した場合の周囲への影響は異なると考えられるため、一定の面積を超える場合に一律に耐火建築物とするのではなく、建築物の用途等に応じた耐火規制とすることが可能ではないか。</p> <p>【その他、公共建築物の木造化に関する意見】</p> <p>○ 耐火建築物とする場合には、不燃材で木を覆うなど高度な耐火木造技術が必要となるため、同じ規模の建設物を RC 構造や S 構造で建築する場合に比べ、建築に要する費用が増加し、また、木材を使用したことが分からなくなるなど RC 構造等との差別化が難しく、展示効果が低くなってしまう。近年、各社の技術開発により様々な耐火木造技術が開発され、耐火建築物の建築に要する費用は低減しているが、依然として割高となっている。</p> <p>しかし、準耐火建築物であれば、耐火建築物に比べて割安で建築することができ、条件によっては、RC 構造や S 構造と同等程度の費用で建築できる場合があるため、国が整備する公共建築物においても、準耐火建築物で建築できる場合が増えれば、より木造化が促進されるのではないか(※)。</p> <p>※ 木造の建築物の建築に要する費用については、木材費用に加え、別途工事費等が必要となり、木材費用の差のみでは単純に比較できないものの、2社によると、集成材等を準耐火建築物に使用する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物のいずれにも該当しない建築物に使用する場合に比べて価格差はほとんど出ないのに対し、耐火建築物に使用する場合は4倍から10倍程度の差が生じるとしている。</p> <p>○ 公共建築物の発注において一般的に採用される設計・施工分離発注方式の場合、次のとおり、開発した耐火木造技術の活用が難しくなっている。</p> <p>i) 設計においては、仕様書に基づき、決められた内容に従って基本となる設計を行うこととなり、設計の内容に差をつけることが難しい中で、入札価格によって落札業者が決まってしまう傾向がある。</p> <p>ii) 設計業者は、各社が開発した耐火木造技術を必ずしも承知しているわけではないことや、仮に耐火木造技術を承知していたとしても、設計と施工が分割されることから、設計の中で耐火木造技術を反映することが難しい。</p> <p>iii) 木造の建築物においては、木材の接合部の金具等の規格が統一されておらず、専用のもを特注しなければならないなど木造以外の構造で建築する場合にはない手間や負担がかかるが、設計の段階では、これらの内容や提案費用に反映することが難しい。</p> <p>このため、例えば、発注時に建築物に求められる性能等を明示し、提案を募集する設計・施工一括発注方式が採用される機会が増えれば、各社が施工を見据え、耐火木造技術を反映し提案できるだけでなく、設計から施工までを一括して受注できることにより提案費用を下げることも可能となる場合があるため、開発した耐火木造技術を活用できる機会が増えるのではないか。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) -ウ-①- i 営繕計画書を送付する必要がないと誤認していたもの

事例番号	施設の概要			営繕計画書を送付しなかった理由等
	番号	厚 07	用途	
1 (1 施設)	施設の名称	厚 07	車庫	当該車庫の整備（建て替え）を行った新潟労働局が、公共建築物の設計等を国土交通省北陸地方整備局に依頼せずに自ら行う場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	佐渡公共職業安定所（車庫）		
	構造等	平成 26 年度整備済み		
		S 構造 1 階：15 ㎡、S 構造 1 階：15 ㎡ （整備費用 1,310,040 円）		
2 (1 施設)	施設の名称	厚 08	倉庫	当該倉庫の整備を行った北海道労働局が、公共建築物の設計等を国土交通省北海道開発局に依頼せずに自ら行う場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	旭川公共職業安定所（倉庫）		
	構造等	平成 26 年度整備済み		
		S 構造 2 階：72 ㎡ （整備費用 31,479,446 円）		
3 (1 施設)	施設の名称	農 10	倉庫	当該倉庫の整備を行った淀川水系土地改良調査管理事務所が、当該倉庫は地質調査により採取した岩盤、土砂等を一時的に保管するために設置したものであり、当該倉庫のように設置及び移動が簡便な公共建築物を整備する場合は、営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	淀川水系土地改良調査管理事務所（倉庫）		
	構造等	平成 26 年度整備済み		
		S 構造 1 階：9 ㎡ （整備費用 914,760 円）		
4 (2 施設)	施設の名称	国 20	車庫	当該車庫の整備（建て替え）を行った釜石港湾事務所が、営繕計画書は新たに公共建築物を設置する場場合に送付するものであり、東日本大震災により被災したこれらの公共建築物を再設置する場合は送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	釜石港湾事務所宮古港出張所（車庫）		
	構造等	平成 24 年度整備済み		
		S 構造 1 階：33 ㎡ （整備費用 2,702,779 円）		
5 (2 施設)	施設の名称	国 38	倉庫	これらの公共建築物の整備を行った国営滝野すずらん丘陵公園事務所が、国営公園等事業費により公共建築物を整備する場合は営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	釜石港湾事務所松倉倉庫（公務員宿舍物置）		
	構造等	平成 25 年度整備済み		
		S 構造 1 階：26 ㎡（計 2 施設） （整備利用 4,019,144 円）		
	施設の名称	国 36	倉庫	
	整備状況	国営滝野すずらん丘陵公園（資材庫）		
	構造等	平成 24 年度整備済み		
		S 構造 1 階：79 ㎡ （整備費用 5,941,000 円）		
	施設の名称	国 77	その他	
	整備状況	国営滝野すずらん丘陵公園（救護所）		
	構造等	平成 24 年度整備済み		
		S 構造 1 階：36 ㎡ （整備費用 7,308,000 円）		

事例番号		施設の概要			営繕計画書を送付しなかった理由等
6 (4施設)	番号	国 43	用途	倉庫	これらの公共建築物の整備を行った国営飛鳥歴史公園事務所が、国営公園内で他省庁との合築により整備を行う場合は営繕計画書を送付するが、同事務所が単独で整備を行う場合は送付する必要がないと誤って認識していた。
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 農体験活動施設（トイレ・倉庫棟）			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：144 m ² （整備費用 65,599,336 円）			
	番号	国 81	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 情報案内施設棟			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：229 m ² （整備費用 126,613,761 円）			
	番号	国 82	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区 農体験活動施設（休憩・団らん棟）			
7 (2施設)	整備状況	平成 27 年度整備済み			土地改良区に管理委託する土地改良財産（国営造成施設）については官公法に基づき営繕計画書を送付しなければならぬ「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設」に含まれるにもかかわらず、これらの執務庁舎の整備を行った西諸農業水利事業所が、土地改良財産については営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	構造等	W 構造 1 階：86 m ² （整備費用 35,132,512 円）			
	番号	国 83	用途	その他	
	施設の名称	国営飛鳥歴史公園事務所キトラ古墳周辺地区体験工房			
	整備状況	平成 27 年度整備済み			
	構造等	W 構造 1 階：152 m ² （整備費用 69,568,036 円）			
	番号	農 04	用途	執務庁舎	
	施設の名称	浜ノ瀬ダム管理所（執務庁舎）			
	整備状況	平成 24 年度整備済み			
	構造等	RC 構造 2 階：494 m ² （整備費用 100,000,000 円）			
番号	農 05	用途	執務庁舎		
施設の名称	西諸農業水利事業所中央管理所（執務庁舎）				
整備状況	平成 26 年度整備済み				
構造等	S 構造 1 階：380 m ² （整備費用 126,000,000 円）				

事例番号	施設の概要			営繕計画書を送付しなかった理由等
	番号	国86	用途	
8 (1 施設)	施設の名称	道の駅「都農」(休憩施設)	その他	道路法に基づく道路の付属物については官公法に基づき営繕計画書を送付しなければならぬ「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設」に含まれているが、当該施設の整備を行った宮崎河川国道事務所が、道の駅のような公共用財産は営繕計画書を送付する必要がないと誤って認識していた。
	整備状況	平成24年度整備済み		
	構造等	RC 構造 1階:347 m ² (整備費用 165,000,000 円)		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造を示し、「準防火」は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。

3 表中の「整備費用」について、ゴシック体は、関係資料の文書保存期間が満了していたなどにより予算要求時の金額を確認することができなかつたため、支払金額を記載したことを示す。

図表 2- (1) - ウ - ① - ii 営繕計画書の送付を失念していたもの

事例番号	施設の概要			営繕計画書を送付していない理由等
	番号	用途	用途	
9 (1 施設)	施設の名称	農 03	執務庁舎	当該執務庁舎の増築を行った南近畿土地改良調査管理事務所が、営繕計画書の送付を失念していたとしている。
	整備状況	南近畿土地改良調査管理事務所(執務庁舎増築)		
	構造等	平成26年度整備済み		
		RC 構造 2階:196 m ² (既存執務庁舎との合計 1,215 m ²) (整備費用 78,343,200 円)		
10 (1 施設)	番号	農 07	車庫	当該車庫・倉庫の増築を行った信濃川水系土地改良調査管理事務所が、営繕計画書の送付状況やその経緯を確認することができず、当時の担当者が営繕計画書の送付を失念していた可能性が高いとしている。
	施設の名称	信濃川水系土地改良調査管理事務所(車庫・倉庫増築)		
	整備状況	平成26年度整備済み		
	構造等	S 構造 2階:150 m ² (既存執務庁舎との合計 955 m ²) (整備費用 39,000,000 円) <準防火>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、「準防火」は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。

3 表中の「整備費用」について、ゴシック体は、関係資料の文書保存期間が満了していたなどにより予算要求時の金額を確認することができなかつたため、支払金額を記載したことを示す。

図表 2-(1)-ウ-② 国土交通省が把握する各省各庁から営繕計画書が送付されなかった事案の件数の推移

(単位:件数、%)

年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数	216 (100.0)	317 (100.0)	148 (100.0)	291 (100.0)	153 (100.0)
うち法務省	24 (11.1)	22 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
うち財務省	56 (25.9)	33 (10.4)	51 (34.5)	1 (0.3)	3 (2.0)
うち厚生労働省	5 (2.3)	1 (0.3)	2 (1.4)	6 (2.1)	4 (2.6)
うち農林水産省	9 (4.2)	2 (0.6)	1 (0.7)	29 (10.0)	4 (2.6)
うち国土交通省	53 (24.5)	21 (6.6)	28 (18.9)	56 (19.2)	9 (5.9)
うち調査対象とした5省の合計	147 (68.1)	79 (24.9)	82 (55.4)	92 (31.6)	20 (13.1)
うち調査対象とした5省以外の各省各庁からの合計	69 (31.9)	238 (75.1)	66 (44.6)	199 (68.4)	133 (86.9)

(注)1 当省の調査結果による。

- 「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄については、国土交通省の「各省各庁営繕計画書に関する意見書」(平成25年度から29年度まで)に記載されている件数であり、表中の「平成24年度」欄は24年度当初予算、「25年度」欄は25年度当初予算、「26年度」欄は25年度予算又は26年度当初予算、「27年度」欄は26年度予算又は27年度当初予算、「28年度」欄は27年度予算又は28年度当初予算で予算措置された事案のうち、国土交通大臣及び財務大臣に対し営繕計画書が送付されなかった事案の件数を示す。
- 「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄は、官公法第9条第1項の規定に基づき、営繕計画書を送付しなければならないとされている国家機関(11省のほか、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣、人事院、復興庁、内閣府を含む。)において、営繕計画書が送付されなかった件数を計上している。
- 表中の()内については、各年度における「各省各庁から営繕計画書が送付されなかった件数」欄の件数に占める割合を示す。

図表 2-(1)-ウ-③ 調査対象とした 5 省に対する木造化に関する大臣意見の送付状況

意見送付先 意見を送付した営繕計画書	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省
平成 24 年度 営繕計画書	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
平成 25 年度 営繕計画書	0 施設	3 施設 車庫 1 施設 自転車置場 2 施設	10 施設 執務庁舎 1 施設 車庫 3 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 1 施設 その他 3 施設	1 施設 執務庁舎 1 施設	0 施設
平成 26 年度 営繕計画書	0 施設	3 施設 車庫 1 施設 自転車置場 2 施設	11 施設 宿舍等 2 施設 車庫 1 施設 自転車置場 4 施設 その他 4 施設	0 施設	13 施設 執務庁舎 1 施設 車庫 7 施設 倉庫 1 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 2 施設
平成 27 年度 営繕計画書	0 施設	4 施設 車庫 3 施設 自転車置場 1 施設	0 施設	1 施設 執務庁舎 1 施設	14 施設 執務庁舎 2 施設 車庫 5 施設 自転車置場 3 施設 渡り廊下 3 施設 観測施設 1 施設
平成 28 年度 営繕計画書	0 施設	2 施設 車庫 2 施設	0 施設	1 施設 自転車置場 1 施設	7 施設 車庫 2 施設 自転車置場 2 施設 渡り廊下 2 施設 観測施設 1 施設
計	0 施設	12 施設 車庫 7 施設 自転車置場 5 施設	21 施設 執務庁舎 1 施設 宿舍等 2 施設 車庫 4 施設 自転車置場 6 施設 渡り廊下 1 施設 その他 7 施設	3 施設 執務庁舎 2 施設 自転車置場 1 施設	34 施設 執務庁舎 3 施設 車庫 14 施設 倉庫 1 施設 自転車置場 7 施設 渡り廊下 7 施設 観測施設 2 施設

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 表中の施設数については、国土交通省の「各省各庁営繕計画書に関する意見書」（平成 24 年度から 28 年度まで）に記載されている施設数であり、例えば、「平成 24 年度営繕計画書」欄の場合は 23 年 7 月 31 日までに各省が送付した営繕計画書を示すなど、表中の時点の前年度に各省から営繕計画書が送付されている施設を示す。
 3 表中の用途は、①執務庁舎（官公法第 2 条第 2 項において定義された、学校、病院、刑務所その他の収容施設等を除く国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（庁舎）のうち、執務を行うために整備された施設をいう。）、②宿舍等（国立療養所の居住施設又は宿泊施設を含む。）、③車庫（車両を駐車する上屋や船舶保管施設、車庫と倉庫を一体化した施設等を含む。）、④倉庫（書庫を含む。）、⑤自転車置場（駐輪場を含む。）、⑥渡り廊下、⑦観測施設、⑧その他（①から⑦までに当てはまらない、国立療養所の施設や公衆便所を含む。）による。
 4 同じ施設に対し複数年度にわたって木造化に関する大臣意見が送付されている場合があるため、「計」欄の施設数は延べ施設数を計上している。

図表 2- (1) -ウ-④ 法務省において木造化が図られたもの

番号	用途	整備を計画した機関	施設の名称	構造等
法 08	宿舎等	法務本省	名寄法務総合庁舎 (公務員宿舎)	W 構造 2 階 : 631 m ²
法 19	車庫	法務本省	広島地方検察庁尾道支部・区検 察庁 (車庫)	W 構造 1 階 : 28 m ² <準防火>
法 22	倉庫	法務本省	名寄法務総合庁舎 (公務員宿舎物置)	W 構造 1 階 : 32 m ²
法 50	自転車置場	法務本省	奈良法務総合庁舎 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 37 m ²
法 51	自転車置場	法務本省	奈良地方法務局橿原出張所 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 15 m ² <防火>
法 53	自転車置場	法務本省	岡山地方法務局 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 23 m ² <準防火>
法 55	自転車置場	法務本省	徳島法務総合庁舎 (自転車置場)	W 構造 1 階 : 64 m ² <防火>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「W」は木造を示し、<防火>は防火地域に、<準防火>は準防火地域にそれぞれ指定されている (未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない) ことを示す。

図表 2- (1) - ウ - ⑤ 木造化に関する大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、かつ、延べ面積等の施設規模に大きな違いがみられないにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていないもの

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)				
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画書送付年度
車庫	国 28	宮津海上保安署 (車庫)	CB 構造 1 階 : 18 m ²	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	財 10	博多税務署 (車庫)	S 構造 1 階 : 19 m ² < 準防火 >	24 年度 25 年度
	財 09	川崎税関支署 (車庫)	S 構造 1 階 : 33 m ² < 準防火 > (S 構造 1 階 : 29.94 m ²)	26 年度 27 年度	27 年度	国 25	新潟航空基地 (車庫)	RC 構造 1 階 : 37 m ²	24 年度
	国 23	神奈川運輸支局 (車庫)	S 構造 1 階 : 36 m ² (W 構造 1 階 : 36 m ²)	26 年度 27 年度 28 年度	26 年度	国 22	江戸川河川事務所 中川出張所 (車庫・倉庫)	S 構造 1 階 : 48 m ²	28 年度
	国 33	北九州港湾・空港整備事務所新門司出張所 (車庫)	S 構造 1 階 : 52 m ² (W 構造 1 階 : 52 m ²)	27 年度 28 年度	27 年度	国 31	岡山運輸支局 (封印上屋)	S 構造 1 階 : 51 m ²	24 年度 25 年度 26 年度
	国 24	神奈川運輸支局 (職権打刻上屋)	S 構造 1 階 : 119 m ² (W 構造 1 階 : 119 m ²)	26 年度 27 年度 28 年度	26 年度	厚 05	札幌東公共職業安定所 (車庫)	RC 構造 1 階 : 56 m ² < 準防火 >	24 年度
						国 34	熊本地方合同庁舎 (車庫)	S 構造 1 階 : 201 m ² < 準防火 >	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)					
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画画書送付年度	
自 転 車 場	国 29	海上保安学校 (艇庫上屋)	S 構造 1 階:253 m ²	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	国 26	高山地方合同庁舎 (車庫)	RC 構造 1 階:261 m ² <準防火>	28 年度	
	小計:6 施設									
	国 53	宮津海上保安署 (自転車置場)	S 構造 1 階:10 m ²	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	26 年度 27 年度 28 年度	国 55	岡山運輸支局 (自 転車置場)	S 構造 1 階:5 m ²	24 年度 25 年度 26 年度	
	厚 12	向島労働基準監督 署 (自転車置場)	S 構造 1 階:36 m ² <準防 火> (S 構造 1 階:6 m ²)	25 年度 26 年度 27 年度	25 年度	財 17	博多税務署 (自転 車置場)	S 構造 1 階:14 m ² <準 防火>	24 年度 25 年度	
	厚 13	八代公共職業安定 所 (自転車置場)	S 構造 1 階:58 m ² <準防 火> (W 構造 1 階:14 m ²)	25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	25 年度	国 50	横須賀地方合同庁 舎 (自転車置場)	S 構造 1 階:31 m ² S 構造 1 階:33 m ²	24 年度	
	小計:3 施設									
	小計:5 施設									

用途	木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)				木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)				
	番号	施設の名称	営繕計画書における構造等	各省による営繕計画書送付年度	木造化に関する大臣意見送付年度	番号	施設の名称	構造等	各省による営繕計画書送付年度
渡り廊下	国 73	釧路航空基地 (渡り廊下)	S 構造 1 階: 20 m ²	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度		国 74	三重河川国道事務所 (渡り廊下)	RC 構造 1 階: 18 m ²	27 年度 28 年度
	国 76	海上保安学校 (女子寮渡り廊下、本館・教舎渡り廊下)	女) S 構造 1 階: 70 m ² 本) S 構造 1 階: 40 m ²	24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度	27 年度 26 年度 27 年度 28 年度	財 18	姫路税務署 (渡り廊下)	S 構造 1 階: 24 m ²	24 年度
						国 75	海上保安学校 (青葉寮渡り廊下、第二厚生棟渡り廊下)	青) S 構造 1 階: 68 m ² 厚) S 構造 1 階: 62 m ²	26 年度
						小計: 2 施設			
						小計: 3 施設			

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)」欄において、「観測施設」については、1 施設に対し木造化に関する大臣意見が送付されたが、当該観測施設を除く 15 施設は営繕計画書を送付しておらず、比較できなかったため、対象から除外した。
- 3 本表は、法務省を除く 4 省の施設について整理しており、「木造化に関する大臣意見が送付されなかった施設 (15 施設)」欄は、営繕計画書 (平成 24 年度から 28 年度まで) が送付されたものの、木造化に関する大臣意見が送付されておらず、木造化が図られていなかった施設のうち、「木造化に関する大臣意見が送付された施設 (11 施設)」欄の施設の延べ面積と比べて、1.5 倍以上の延べ面積に該当する施設である。
- 4 「営繕計画書における構造等」欄及び「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造、「W」は木造を示し、「防火」は防火地域に、「準防火」は準防火地域に、(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない) ことを示す。また、階数又は面積を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。
- 5 「営繕計画書における構造等」欄は、木造化に関する大臣意見が送付された直近の営繕計画書の内容を記載し、() 内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。
- 「構造等」欄は、木造化のフォローアップ調査 (平成 24 年度から 26 年度まで) の結果、「平成 25 年度国有財産一件別情報 (行政財産)」及び「営繕計画書」のほか、当省の調査時点 (平成 28 年 2 月から 5 月まで) において設計、工事等が行われ、構造等が直近の営繕計画書から変更されている場合は変更後の内容を記載した。
- 5 「各省による営繕計画書送付年度」及び「木造化に関する大臣意見送付年度」欄について、例えば、「25 年度」の場合は 24 年 7 月 31 日までに送付された営繕計画書に対する意見を示しているように、表中の時点の前年度に送付された営繕計画書に対する意見を示す。

図表 2- (1) - ウ - ⑥ - i 技術的には木造化を図ることが可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえ構造を変更しなければならぬとの認識がなかったもの

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	用途	車庫 自転車置場	
1 (2 施設)	国 28 国 53	宮津海上保安署 (車庫、自転車置場)		これらの施設の整備を計画した第八管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、海上保安署が使用する施設は「災害時の活動拠点室等」と位置付けられており、積極的に木造化を促進することとされていないためであるとしている。
	施設の名称	宮津海上保安署 (車庫、自転車置場)		
	整備状況	未整備		これらの施設については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第八管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、①26 年度営繕計画書については、構造上等问题がなければ木造とすることが可能、②27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第八管区海上保安本部及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 27 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。
	年度	構造等	送付状況	
	24 年度	車)CB 構造 1 階:18 m ² 自)S 構造 1 階:3 m ²	未送付	
	25 年度	(24 年度と同じ)	未送付	
	26 年度	(24 年度と同じ)	送付	
	27 年度	(24 年度と同じ)	送付	
	28 年度	車)CB 構造 1 階:18 m ² 自)S 構造 1 階:10 m ²	送付	この結果、第八管区海上保安本部は、整備する敷地を確保する目的が立っていないため、整備予定が具体となった後に改めて木造化の可否を検討すればよいと理解していたとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造化以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。
				なお、これらの施設については、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書において、構造が木造に変更されている。

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	国	用途	
2 (1 施設)	施設の名称	海上保安学校	車庫	当該車庫の整備を計画した海上保安学校は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、壁がなく柱のみで屋根を支えることを計画しているが、木造化する場合に工事費用を増加することなく整備するノウハウがなく、整備予定が具体となった後に改めて木造化の可否を検討すればよいと理解していたためであるとしている。
	整備状況	未整備	未整備	
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			当該車庫については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、海上保安学校及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、①26 年度営繕計画書については、構造上等问题がなければ木造とすることが可能、②27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。
	年度	構造等	送付状況	
	24 年度	S 構造 1 階：240 m ²	未送付	
	25 年度	(25 年度と同じ)	未送付	
	26 年度	S 構造 1 階：205 m ²	送付	
	27 年度	(26 年度と同じ)	送付	
	28 年度	S 構造 1 階：253 m ²	送付	国土交通省（官庁営繕担当部局）は、海上保安学校及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 27 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。 この結果、海上保安学校は、上記のとおり、整備予定が具体となった後に木造化の可否を検討すればよいと理解していたなどとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造化以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。 なお、当該車庫については、当省の実地調査後に、総合実習棟と合築し、木造化以外の構造により整備することが検討されている。

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	厚12 用途	自転車置場	
3 (1 施設)	施設の名称	向島労働基準監督署 (自転車置場)		<p>当該自転車置場の整備を計画した東京労働局は、公共建築物の整備に係る専門知識を持った技術職の職員が配属されていないため、国土交通省関東地方整備局に対し営繕計画書の作成支援、公共建築物の設計等を依頼している。</p> <p>営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①関東地方整備局は、東京労働局から営繕計画書の作成支援依頼を受けた際や、東京労働局に対し、営繕計画書の作成に係る相談を受け、設計の内容を示した際に、木造化について要望を受けなかったためである、②東京労働局は、関東地方整備局から示された営繕計画書等の内容について変更を求める専門知識を持たないため、関東地方整備局が作成した内容のまま、上部機関である厚生労働本省に対し営繕計画書を送付したとしている。</p> <p>当該自転車置場については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 25 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、東京労働局及び厚生労働本省は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、木造とすることが可能と回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、東京労働局及び厚生労働本省に対し、木造化の検討を求める理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況や平成 26 年度以降の営繕計画書において構造を変更しなかった理由の確認、木造化について検討を促すことまでは行っていない。</p> <p>また、国土交通省（官庁営繕担当部局）は、平成 26 年度以降の営繕計画書において構造が木造に変更されていないにもかかわらず、木造化に関する大臣意見を送付しなかった理由について、東京労働局及び厚生労働本省が 25 年度営繕計画書に対し木造とすることが可能と回答しており、その後、木造化に向けた検討が適切に行われ、結果として木造とすることが困難と判断したと考えており、改めて木造化に関する大臣意見を送付する必要がないと判断したとしている。</p> <p>しかし、東京労働局は、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見により木造化の検討を求められた理由や木造化に関する大臣意見を踏まえどのような対応を行うべきか具体的に明示されず、判断できなかったとして、平成 25 年度営繕計画書と同じ構造により 26 年度営繕計画書及び 27 年度営繕計画書を送付し、結果として、当該自転車置場は木造以外の構造で設計及び工事を行っており（平成 28 年度整備予定）、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	未整備（平成 28 年度整備予定）		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
	25 年度	S 構造 1 階：36 m ²	送付	
26 年度	同上	未送付		
27 年度	同上<準防火> (S 構造 1 階：6 m ²)	未送付		

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「構造等」欄において、「S」は鉄骨造、「CB」はコンクリートブロック造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていないこと）を示す。また、（ ）内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。

図表 2-1(1)-ウ-⑥-ii 各省が木造化を図ることが困難であると判断した理由等を国土交通省に対し報告していたにもかかわらず、木造化が可能と考えられる具体的な理由の明示等がないまま、木造化に関する大臣意見が送付されたもの

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	用途	車庫	
1 (1 施設)	財 09	川崎税関支署 (車庫)		<p>当該車庫の整備を計画した横浜税関は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、整備予定地が石油化学プラントから排出される余剰ガスを空中で燃焼処理するフレアースタックに隣接するため、防火性能がより高い構造等とする必要があり、費用対効果を考慮すると、木造以外の構造で整備することが最も適していると判断したためであるとしている。</p> <p>当該車庫については、国土交通省 (官庁営繕担当部局) から平成 27 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、横浜税関及び財務本省は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省 (官庁営繕担当部局) から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、既存車庫の改修であり、木造とすることは困難であると回答している。</p> <p>国土交通省 (官庁営繕担当部局) は、横浜税関及び財務本省に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認や、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>この結果、横浜税関は、上記の理由により木造化になじまないと判断したとして、平成 27 年度に、組立式の車庫 (S 構造 1 階 29.94 m²) の整備を行っており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
		平成 27 年度整備済み		
営繕計画書の内容及び意見の送付状況				
	年度	構造等	送付状況	
	26 年度	S 構造 1 階 : 43 m ²	未送付	
	27 年度	S 構造 1 階 : 33 m ² <準防火> (S 構造 1 階 : 29.94 m ²)	送付	

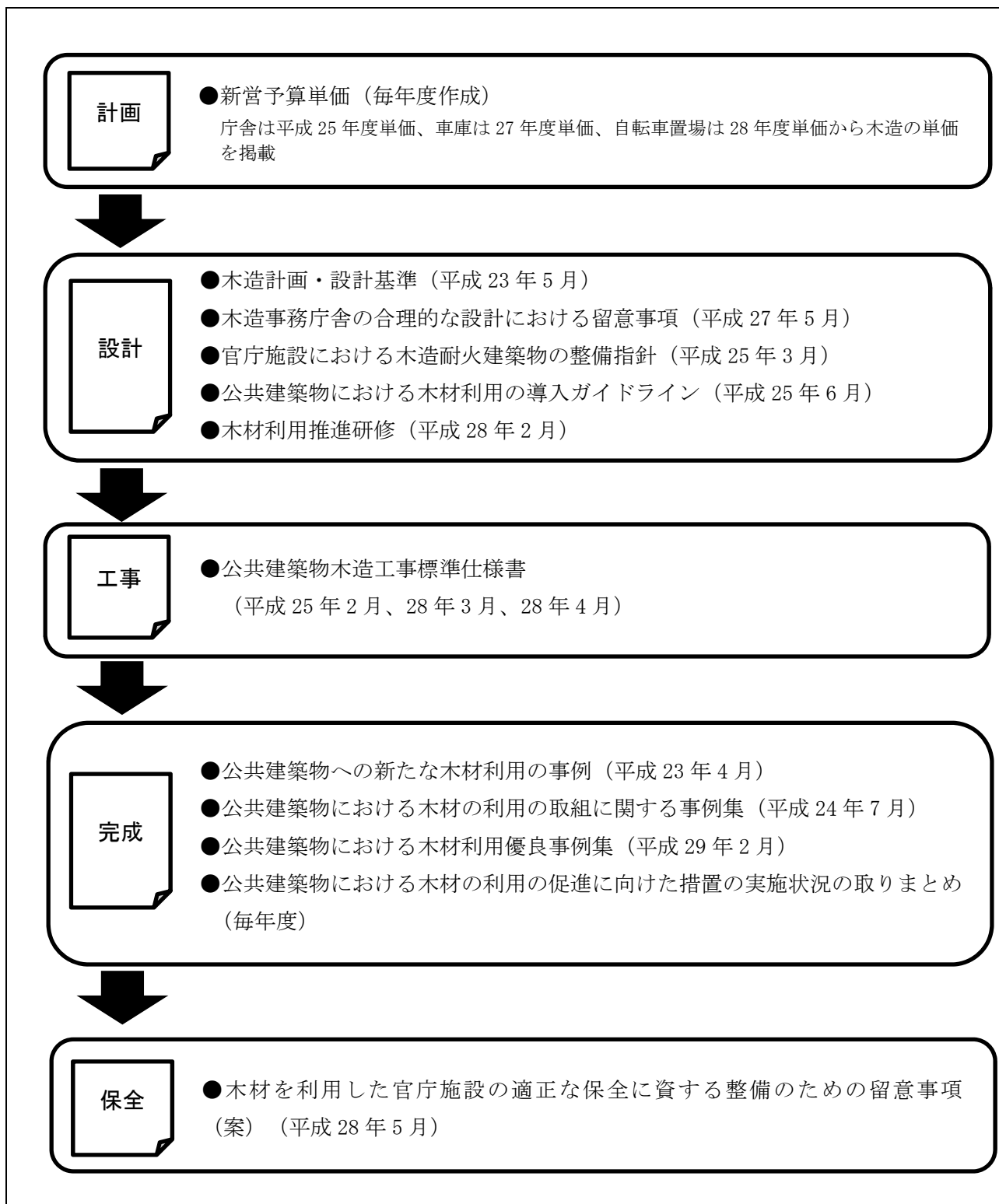
事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	国	用途	
2 (1 施設)	施設の名称	国 73	渡り廊下	<p>当該渡り廊下の整備を計画した第一管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、航空基地が使用する施設は「災害時の活動拠点室等」と位置付けられており、積極的に木造化を促進することとされていない、②当該渡り廊下は、既存の庁舎（通信・司令室、危機管理室等を設置）と増築する庁舎（事務室、電気機械設備等を設置）を接続するもので、往来等のほか、電気、通信網等のケーブルを敷設しており、木造よりも耐震性等が高い構造等にする必要があると判断したためであるとしている。</p> <p>当該渡り廊下については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 27 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第一管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、「災害時の活動拠点室等」に必要な室を連絡するための通路であり、木造化になじまないと回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第一管区海上保安本部及び海上保安庁に対し、木造化の検討を求めるとともに、木造化に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>この結果、第一管区海上保安本部は、上記の理由により木造化になじまないと判断したとして、平成 27 年度に、当初から検討していた S 構造により整備を行っており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	平成 27 年度整備済み		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
	24 年度	S 構造 1 階：20 m ²	未送付	
25 年度	(同上)	未送付		
26 年度	(同上)	未送付		
27 年度	(同上)	送付		

事例番号		施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況	
3 (1 施設)	番号	国 76	用途	渡り廊下	これらの渡り廊下の整備を計画した海上保安学校は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、①渡り廊下を既存の庁舎（RC 構造 4 階の耐火建築物）の一部として考えた場合に、既存の庁舎と同じ RC 構造の耐火建築物としなければならぬことと、②渡り廊下を既存の庁舎と別棟とみなすには、主要構造部を不燃材料とすることなど、どの要件を満たすほか、延焼のおそれのある部分はないものとするところが求められることから、木造とすることが困難であると判断したためであるとしている。	
	施設名称	海上保安学校 (女子寮渡り廊下、本館・教舎渡り廊下)				
	整備状況	未整備			これらの渡り廊下については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 26 年度、27 年度及び 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、海上保安学校及び海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、① 26 年度営繕計画書については、構造上等問題がなければ木造とすることが可能、② 27 年度及び 28 年度営繕計画書については、海が近く、自然環境の厳しい地域に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。	
営繕計画書の内容及び意見の送付状況						
	年度	構造等		送付状況		
	24 年度	女) S 構造 1 階: 70 m ² 本) RC 構造 1 階: 40 m ²		未送付		
	25 年度	(24 年度と同じ)		未送付		
	26 年度	女) S 構造 1 階: 70 m ² 本) S 構造 1 階: 40 m ²		送付		
	27 年度	(26 年度と同じ)		送付		
	28 年度	(26 年度と同じ)		送付		
この結果、海上保安学校は、上記の理由により木造とすることが困難であると判断したとして、平成 26 年度営繕計画書と同じ木造以外の構造により 27 年度及び 28 年度営繕計画書を送付し、その都度、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化に関する大臣意見が送付されており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。						
なお、これらの渡り廊下については、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書において、整備位置の変更に伴い、整備予定がなくなっている。						

事例番号	施設の概要			木造化に関する大臣意見を踏まえた対応状況
	番号	用途	観測施設	
4 (1 施設)	施設の名称	国 67	観測施設	<p>当該観測施設の整備を計画した第三管区海上保安本部は、公共建築物の整備に係る専門知識を持った技術職の職員が配属されていないため、国土交通省関東地方整備局に対し営繕計画書の作成支援、公共建築物の設計等を依頼している。</p> <p>第三管区海上保安本部は、営繕計画書において構造を木造としなかった理由について、当該観測施設は津波、高潮等防災に必要な潮汐データを観測するため、関東地方整備局に対し、塩害による構造物の劣化や津波等の発生時における観測への影響が少ない RC 構造とすることを要望したとしている。</p> <p>当該観測施設については、国土交通省（官庁営繕担当部局）から平成 28 年度営繕計画書に対し木造化に関する大臣意見が送付されており、第三管区海上保安本部及びその上部機関である海上保安庁は、木造化に関する大臣意見の送付を受ける前に、国土交通省（官庁営繕担当部局）から木造化を図ることができない理由等の報告を求められたため、海岸に整備予定のため、耐久性が必要となり、木造とすることが困難であると考えるが、今後、設計の段階で検討すると回答している。</p> <p>国土交通省（官庁営繕担当部局）は、第三管区海上保安本部に対し、木造化の検討を求め理由を具体的に明示することなく、木造化に関する大臣意見を送付しており、また、送付後も、木造化の検討状況の確認や、木造化について検討を促すなどの個別の技術的支援を行っていない。</p> <p>第三管区海上保安本部は、当省の実地調査後に送付された平成 29 年度営繕計画書においても同じ木造化以外の構造により整備することとしており、木造化に関する大臣意見が木造化の検討に十分に活用されていない状況となっている。</p>
	整備状況	横須賀実験潮所 未整備		
	営繕計画書の内容及び意見の送付状況			
	年度	構造等	送付状況	
27 年度	RC 構造 1 階：8 m ²	未送付		
28 年度	(同上)	送付		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を示し、〈準防火〉は準防火地域に指定されている（未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていないこと）を示す。
 また、() 内には、当省の調査時点での直近の構造等を記載した。

図表 2-(1)-⑧ 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）による公共建築物の木造化を促進するために行う技術的支援



(注) 農林水産省（林野庁）及び国土交通省（官庁営繕担当部局）の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑨ 調査対象とした機関における公共建築物の木造化に当たっての課題等に係る
主な意見

区分	意見の内容
公共建築物の木造化に係る知識やノウハウ、情報の不足を挙げているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物について、木造の整備実績だけでなく、整備実績自体がほとんどないことや、専門知識を持った技術職の職員が配属されていないことから、 <ul style="list-style-type: none"> i) 木造化による効果や支障、木造以外の構造との費用（工事費及び維持管理費）や性能の差に関する情報を十分に把握していない、 ii) 工事費及び維持管理費の見通しが見つからない、 iii) 災害が発生した場合等にどの程度の耐火性や耐久性、耐震性を有しているか分からない <p>など木造化を推奨するための知識やノウハウ、情報が不足している。</p>
公共建築物の木造化を優先する判断が難しいことを挙げているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造以外の構造による性能が十分に確保されており、工事費も安価になると考えられる中で、木造での整備を優先する判断が難しい。 ○ 工事費及び維持管理費について、木造の場合は、木造以外による場合に比べて増加することが懸念されるが、どの程度の範囲であれば、木造が許容されるか判断することができない。 ○ 木造以外による場合は、木造の場合に比べて建築、取壊し等の期間が短縮化される一方で、木造の場合は、検討等に時間を要するため、工期等を踏まえると、木造以外での整備を優先せざるを得ない。 ○ 木造化に関する大臣意見が送付されるなど本省からの指示等がない限り、出先機関が木造化の可否を判断することができない。
公共建築物の木造化に対応できる事業者の確保が難しいことを挙げているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物の木造化に対応できる設計事業者や工事事業者を把握しておらず、また、仮に対応できる事業者であっても入札参加資格を有していない可能性があるため、仮に木造化を行うこととした場合であっても入札が不調に終わることが懸念される。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑩ 木造で整備を行う場合の予算単価

(単位:円)

建物別	執務庁舎										車庫			自転車置場			
	木造1階:200㎡					木造2階:750㎡					木造1階:100㎡			木造1階:10㎡			
構造、階数、概略延べ面積	平成25年度 新営予算単価 算単価	平成26年度 新営予算単価 算単価	平成27年度 新営予算単価 算単価	平成28年度 新営予算単価 算単価	平成29年度 新営予算単価 算単価	平成25年度 新営予算単価 算単価	平成26年度 新営予算単価 算単価	平成27年度 新営予算単価 算単価	平成28年度 新営予算単価 算単価	平成29年度 新営予算単価 算単価	平成27年度 新営予算単価 算単価	平成28年度 新営予算単価 算単価	平成29年度 新営予算単価 算単価	平成27年度 新営予算単価 算単価	平成28年度 新営予算単価 算単価	平成29年度 新営予算単価 算単価	
建築 工事	(1)地業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)躯体	63,300	66,040	70,550	71,480	74,460	55,800	59,600	64,510	65,570	68,210	94,270	57,380	60,740	55,500	58,980	
	(3)仕上	147,900	153,230	152,340	158,040	165,150	104,800	109,010	108,140	111,640	115,960		41,950	44,920	19,030	20,690	
	(4)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小計	211,200	219,270	222,890	229,520	239,610	160,600	168,610	172,650	177,210	184,170	94,270	99,330	105,660	74,530	79,670	
電気設 備工事	木造以外の構造	158,120	185,590	201,700	207,700	218,200	114,860	141,610	154,080	158,690	164,740	83,600	86,190	130,790	82,700	79,720	
	差	53,080	33,680	21,190	21,820	21,410	45,740	27,000	18,570	18,520	19,430	10,670	13,140	-25,130	-8,170	-50	
	(1)電力設備	29,350	29,650	30,160	31,600	35,070	20,780	21,140	21,510	22,580	24,700	3,000	3,180	4,890	-	-	
	(2)受変電自家発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3)通信設備	12,930	13,290	13,610	14,250	14,970	6,880	7,110	7,390	7,770	8,150	2,140	2,270	2,480	-	-	
機械設 備工事	(4)電話交換設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(5)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小計	42,280	42,940	43,770	45,850	50,040	27,660	28,250	28,900	30,350	32,850	5,140	5,450	7,370	0	0	
	木造以外の構造	17,710	30,990	32,340	34,240	38,940	17,370	26,860	28,130	30,070	32,980	5,140	5,450	7,370	0	0	
	差	24,570	11,950	11,430	11,610	11,100	10,290	1,390	770	280	-130	0	0	0	0	0	
合計	(1)空気調和等設備	33,400	34,240	36,360	37,540	39,520	31,140	31,650	33,200	34,640	36,530	1,440	1,510	9,900	-	-	
	(2)給排水衛生設備	17,340	18,010	18,530	19,450	21,000	25,650	25,740	26,320	27,960	29,410	5,280	5,540	7,680	-	-	
	(3)消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
	(4)エレベーター設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5)その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小計	50,740	52,250	54,890	56,990	60,520	56,790	57,390	59,520	62,600	65,940	6,720	7,050	17,580	0	0		
合計	木造以外の構造	52,110	41,020	40,560	42,220	46,270	61,390	54,970	56,790	59,150	63,660	6,720	7,050	17,580	0	0	
	差	-1,370	11,230	14,330	14,770	14,250	-4,600	2,420	2,730	3,450	2,280	0	0	0	0	0	
	(1)電力設備	304,220	314,460	321,550	332,360	350,170	245,050	254,250	261,070	270,160	282,960	106,130	111,830	130,610	74,530	79,670	
	(2)受変電自家発電設備	227,940	257,600	274,600	284,160	303,410	193,620	223,440	239,000	247,910	261,380	95,460	98,690	155,740	82,700	79,720	
	差	76,280	56,860	46,950	48,200	46,760	51,430	30,810	22,070	22,250	21,580	10,670	13,140	-25,130	-8,170	-50	

(注)1 国土交通省が公表している「平成25年度新営予算単価」(平成24年5月30日付け国営計第21号)、「平成26年度新営予算単価」(平成25年5月29日付け国営計第23号)、「平成27年度新営予算単価」(平成26年5月25日付け国営計第21号)に基づき、当省が作成した。
 26年5月29日付け国営計第31号)、平成28年度新営予算単価(平成27年5月27日付け国営計第29号)及び平成29年度新営予算単価(平成28年5月25日付け国営計第21号)に基づき、当省が作成した。

2 各欄の数は、東京(地域別工事費指数100)における建物延べ面積1㎡当たりの標準予算単価(消費税相当分は除く。)を円単位で示したものである。
 3 「-」は、通常その建物に不要と考えられるものであるが、特殊な場合が必要があれば、実情に応じて補正計上することとされていることを示す。
 4 「○」は、通常その建物に必要と考えられるものであるが、標準単価として算出し難いため、実情に応じて別途計上することとされていることを示す。
 5 「小計」欄及び「合計」欄について、i)「木造以外の構造」欄(中段)は執務庁舎が鉄筋コンクリート造、車庫及び自転車置場の場合の予算単価を示し、ii)「差」欄(下段)は木造の予算単価から木造以外の構造の予算単価を差し引いた金額の差を示す。

図表 2-(1)-⑪ 木造と木造以外による場合の工事費等について比較を行っている例

北海道においては、2階建て420㎡程度の小規模な仮想のモデル執務庁舎について木造及び鉄筋コンクリート造の工事費の比較を行った結果、次のとおり、木造の方が、工事費や1㎡当たりの単価が下がり、また、工期についても短くなることを試算している。

(単位：千円)

区分	標準内装・陸屋根			木質内装・陸屋根		木質内装・落雪屋根	
	CB	W	RC	W	RC	W	RC
床面積 (㎡)	420.50	414.52	421.67	414.52	421.67	414.52	421.67
工期 (月)	5.7	5.0	7.3	5.0	7.3	5.0	7.3
直接工事費 A	41,733	38,896	40,761	45,151	45,696	47,209	47,769
率 (%) B	3.54%	3.45%	3.76%	3.40%	3.71%	3.38%	3.70%
共通仮設費 C=A×B	1,477	1,341	1,532	1,535	1,695	1,595	1,767
純工事費 D=A+C	43,210	40,237	42,293	46,686	47,391	48,804	49,536
率 (%) E	11.17%	10.59%	13.00%	10.07%	12.51%	9.92%	12.32%
現場管理費 F=D×E	4,826	4,261	5,498	4,701	5,928	4,841	6,102
工事原価 G=D+F	48,036	44,498	47,791	51,387	53,319	53,645	55,638
率 (%) H	10.25%	10.29%	10.25%	10.22%	10.21%	10.20%	10.19%
一般管理費等 I=G×H	4,923	4,578	4,898	5,251	5,443	5,471	5,669
工事価格 J=G+I	52,959	49,076	52,689	56,638	58,762	59,116	61,307
㎡当たりの単価	126	118	125	137	139	143	145
予算単価 (CB 構造) との比	100.0%	94.0%	99.2%	108.5%	110.7%	113.2%	115.4%

【モデル庁舎の条件】

- ・建設地は札幌市内
- ・基礎は直接基礎
- ・木造庁舎の構造材は地域材を利用
- ・木質内装は標準内装と比較して、床仕上げをビニールタイルから木質床に、壁仕上げをビニールクロスから天然木化粧合板にそれぞれ変更している（天井仕上げは変更なし。）。
- ・電気設備工事費及び暖房・衛生設備工事費は含まない。

(注) 1 北海道の「地域材を利用した公共建築物設計ガイドライン」（平成25年11月）に基づき、当省が作成した。

2 表中の「CB」はコンクリートブロック造、「W」は木造、「RC」は鉄筋コンクリート造を示す。

(2) 合法木材製品の調達の推進

勸告	説明図表番号
<p>森林の違法伐採^(注1)は、木材生産国における森林の減少や森林生態系の破壊など環境に大きな負荷がかかることに加え、違法に伐採された木材やその木材を加工した製品が安価で我が国の市場に流通すれば、国内の健全な森林経営に影響を及ぼし、森林資源が有効に活用されないおそれがある。</p> <p>我が国においては、平成12年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が制定され、国は、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等^(注2)の種類（以下「特定調達品目」という。）やその判断の基準、同基準を満たす物品等（以下「グリーン購入法適合製品」という。）の調達の推進に関する事項等に関し、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「グリーン購入法基本方針」という。）を定めなければならないとされており、物品等の調達に当たっては、グリーン購入法第3条第1項の規定に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならないとされている。</p> <p>グリーン購入法基本方針では、特定調達品目ごとに複数の判断基準が定められており、木材製品については、製品の主要原料が紙の場合には古紙パルプ配合率が一定の割合以上であることなどの基準と並んで、製品に使用される紙の原料に含まれるバージンパルプ^(注3)や製品の材料に含まれる木質の原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであることという基準（以下「合法性の判断基準」という。）^(注4)が定められているが、間伐材や古紙パルプなどの再生資源により製造されたものについては、合法性の判断基準が適用されないこととされている。したがって、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品以外の木材製品については、グリーン購入法適合製品であれば合法性の判断基準を満たした木材製品（以下「合法木材製品」という。）であるほか、古紙パルプ配合率の基準などを満たさないためグリーン購入法適合製品にはならないが合法木材製品であるものもあることになっている。</p> <p>また、木材製品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者（以下「木材製品事業者」という。）が合法性の判断基準を満たしていることの証明を行う際に留意すべき事項等については、林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月。以下「木材製品の合法性証明ガイドライン」という。）に次のとおり定められており、グリーン購入法基本方針によると、国が木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合も、木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うこととされている。</p> <p>① 合法性の証明を行うための方法としては、i) 森林認証制度及びCoC認証制度^(注5)を活用する、ii) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を活用して木材製品事業者が証明を行う（以下「団体認定による証明方法」という。）、iii) 木材製品事業者独自の取組により証明を行うという三つの方法が考えられること。</p>	<p>図表2-(2)-① 図表2-(2)-② 図表2-(2)-③ 図表2-(2)-④ 図表2-(2)-⑤ 図表2-(2)-⑥</p>

勸告	説明図表番号
<p>② i) 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用する証明方法の場合、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明される必要があること。</p> <p>また、ii) 団体認定による証明方法及びiii) 木材製品事業者独自の取組により証明を行う方法の場合、木材製品事業者は、森林の伐採段階から加工・流通段階に至る各段階において、合法性が証明されたものであり、かつ、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等が混じらないよう分別管理されていることを証明する書類を直近の納入先の関係事業者に対し交付し、これを各段階の納入ごとに繰り返して証明を行い、調達者への納入段階においては、当該調達者等の要求により、納入する木材製品等が合法性の証明がなされたものである旨を書類に記載する必要があること。</p> <p>③ 木材製品事業者は、合法証明書（上記②の方法により合法性が証明されたものであることを示す書類等をいう。以下同じ。）を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要があること。</p> <p>なお、グリーン購入法第 12 条において、物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとされており、当該事業者の自主的な取組として、製造等を行う物品等についてグリーン購入法基本方針における判断の基準を全て満たすと自ら判断した場合に、グリーン購入法適合製品であることを表示することができることとされている。</p> <p>今回、合法木材製品の普及を図る上で果たすべき役割が大きい、国における合法木材製品の調達状況に着目し、特定調達品目のうち、調達実績が比較的多いと考えられる木材製品 7 品目（①コピー用紙、②鉛筆、③ファイル、④ノート、⑤事務用封筒、⑥いす及び⑦机。以下「木材製品 7 品目」という。）を抽出した上で、調査対象とした 5 省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）^{（注 6）}の 69 機関が平成 27 年 1 月から 12 月までの間に調達した木材製品 7 品目のうち、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品を除いた 179 木材製品（以下「調査対象 179 製品」という。）^{（注 7）}について、調査対象とした機関による合法性の確認状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>（注1） 「違法伐採」の定義について、国際的に確立されたものは存在しないが、一般的には、各国の法令に基づく正規の手続を経ない伐採や伐採禁止地域における伐採などを指す。</p> <p>（注2） グリーン購入法第2条第1項に規定される環境への負荷の低減に資する製品、役務等をいう。なお、「特定調達品目」については、グリーン購入法基本方針（平成27年2月）によると、21分野270品目が定められている。</p> <p>（注3） 原料として古紙を使用したものではなく、木材を使用して製造されたパルプをいう。</p> <p>（注4） 合法性の判断基準は、「G8グレンイーグルズ・サミット」（平成17年7月6日から7月8日）において違法伐採対策に合意したことを受けて、平成18年2月のグリーン購入法基本方針の改定により追加されたものである。</p> <p>（注5） 「森林認証制度」とは、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証する制度のことである。また、「CoC認証制度」とは、Chain-of-Custodyの略で、独立した第三者機関が一定の基準等を基</p>	<p>図表 2-(2)-② (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>に、森林認証を受けた木材が製造・加工・流通段階において、認証を受けていない木材と混在しないよう、適切に管理されていることなどを認証する制度のことである。</p> <p>(注6) グリーン購入法第8条第1項の規定に基づき公表されている「環境物品等の調達の実績」(平成25年度)を基に、調査対象とした木材製品7品目の各省の調達量を比較し、上位の省(「項目2(1) 公共建築物における木造化の促進」における調査対象の5省と同じ省)を調査対象とした。</p> <p>(注7) 「調査対象179製品」は、調査対象とした69機関が調達した木材製品7品目に係る製品の種類数であり、木材製品事業者が同じで、同じ原材料を用いた木材製品については、サイズや色等で型番が異なる木材製品の場合でも、同一の木材製品(種類)として整理している。</p>	
<p>調査対象とした5省において、グリーン購入法第7条の規定に基づき作成している環境物品等の調達の推進を図るための方針(平成26年度及び27年度)をみると、木材製品7品目に係るグリーン購入法適合製品の調達目標(注8)をいずれも100%と設定しており、これは、各省の合法木材製品の調達の推進に資する目標にもなっている(注9)。</p>	<p>図表2-(2)-⑦</p> <p>図表2-(2)-⑧</p> <p>図表2-(2)-⑨</p>
<p>調査対象とした69機関において、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法による木材製品調達時の合法性の確認状況をみると、一部の製品について、当該方法により木材製品の合法性の確認を行っていた機関はみられたが、全ての製品について当該方法により合法性の確認を行っていた機関はみられなかった(注10)。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>調査対象とした69機関に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により合法性の確認を行わなかった木材製品がみられた理由を確認したところ、①グリーン購入法適合製品との表示がある木材製品であれば、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことにはならず、改めて合法性の確認を行っていない、②合法証明書の提示を求めるとは事務的な負担が大きく、契約時の仕様書等にグリーン購入法適合製品や合法木材製品である旨を明記することによって足りるのではないかと考えていた、③グリーン購入法基本方針においては、木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合に木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うものとするとしてのみで、制度上、調達の都度、合法証明書の提示までを義務付けているものではないと認識しているなどとしていた。</p> <p>(注8) 特定調達品目ごとに定められた総調達量に占めるグリーン購入法適合製品の調達量の目標をいう。</p> <p>(注9) 項目2(1)の木材利用促進基本方針においては、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、公共建築物において使用される机、いす等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとされ、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法適合製品とすることを目標とすると定められている。また、調査対象とした5省は、木材利用促進基本方針に基づき作成した公共建築物における木材の利用の促進のための計画においても、特定調達品目に該当するものについてはグリーン購入法適合製品とすることを原則とすることや、合法木材製品を調達することを定めている。</p> <p>(注10) 調査対象とした69機関のうち、23機関(33%)においては、少なくとも1製品について、調達時に、伝票等に押印された認証マークにより森林認証を受けた木材製品であることを確認する方法や、契約した事業者等からコピー用紙の原料の内訳が分かる資料を提出させ、同資料に合法木材製品であることを記載する方法など、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により合法性の確認を行っていたが、全ての木材製品について確認を行っていたわけではなかった。</p>	<p>図表2-(2)-⑪</p>

勸告	説明図表番号
<p>また、残りの 46 機関（67%）の中には、調達する全ての木材製品をグリーン購入法適合製品とすることで合法木材製品を調達するとの考え方に基づく運用を徹底していた機関（10 機関）があったが、木材製品の合法性について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により確認を行っている機関はなかった。</p> <p>このように、調査対象とした 69 機関における確認結果のみでは、調査対象 179 製品のうち、実際に合法木材製品がどの程度あるかを把握することができない状況であったため、次のとおり調査を実施した。</p> <p>① まず、調査対象 179 製品が掲載されているホームページやカタログ等により当該木材製品事業者以外の第三者機関・団体が合法木材製品であることの確認を行っていることを表示しているなど、より信頼性の高い表示の有無（注 11）を確認した。</p> <p>この結果、事務用封筒のうち、印刷契約と併せて調達したため、使用された紙の型番等を調査対象とした機関が確認できず、合法木材製品であるか不明であったもの（注 12）（詳細は後述ウ参照）を除いた 178 製品についてみると、108 製品（61%）は、ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった（注 13）が、残りの 70 製品（39%）は、そのような表示がなかった。</p> <p>② このため、ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった 70 製品について、木材製品事業者に対し、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか問い合わせるなどにより、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性を証明することができるかを確認した。</p> <p>この結果、以下のとおり、一部の木材製品については、合法証明書の提示が不可能であるとされたという状況であった。</p> <p>（注11） 調査対象179製品について、調査対象とした機関が合法証明書を入手していた場合や、木材製品事業者のホームページ等で森林認証を受けた木材製品であり、その認証マークを公表している場合などのほか、グリーン購入ネットワーク事務局（公益財団法人日本環境協会）が運営する「エコ商品ねっと」（http://www.gpn.jp/econet/）において、合法木材製品である旨又はグリーン購入法適合製品である旨の掲載があった製品については、それぞれの表示があった製品として整理した（「エコ商品ねっと」における合法木材製品である旨又はグリーン購入法適合製品である旨の掲載については、グリーン購入ネットワーク事務局が、掲載を希望する木材製品事業者において合法性の判断基準を満たした取組が行われているか確認を行っている。）。</p> <p>なお、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいては、木材製品事業者に合法木材製品であることを表示する義務は課せられていない。</p> <p>（注12） 印刷契約と併せて調達した事務用封筒については、41機関において封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握しておらず、合法木材製品であるか不明の製品を調達していた。これらの機関が調達していた事務用封筒にはサイズ等が異なる複数の製品があったが、便宜上、製品数を「1製品」、木材製品事業者を「1木材製品事業者」として計上した。</p> <p>（注13） ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった108製品のうち、106製品はグリーン購入法適合製品との表示があり、残りの2製品は、「エコ商品ねっと」において、グリーン購入法適合製品に該当しないことを示しつつ、合法木材製品であるとの表示があった製品であった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫</p> <p>図表 2-(2)-⑬</p>

表 調査対象 179 製品における合法性の表示及び証明書の提示状況
(単位：製品、木材製品事業者、機関、%)

区分	木材製品 7 品目		
	製品数	木材製品事業者数	調達機関数
	179	48	69
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品	108 (60.7)	31 (66.0)	69 (100.0)
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品	70 (39.3)	29 (61.7)	48 (69.6)
木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品	50 (28.1)	19 (40.4)	39 (56.5)
ア (提示までに時間を要した例あり)			
木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品 イ	20 (11.2)	12 (25.5)	21 (30.4)
うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品	4 (2.2)	4 (8.5)	5 (7.2)
うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	16 (9.0)	8 (17.0)	16 (23.2)
印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒 ウ	1	1	41

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () は、調査対象 179 製品 (48 木材製品事業者。69 機関が調達) から、印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒を除いた 178 製品 (47 木材製品事業者。69 機関が調達) に占める割合を示す。
 3 「木材製品事業者数」及び「調達機関数」は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数の「区分」欄に計上される場合があるため、各「区分」欄の数を合計しても一致しない場合がある。
 4 「うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品」は、当省の調査対象を合法性の判断基準が適用される木材製品に限定したことを踏まえると、木材製品事業者が合法木材製品として販売していたことになる製品である。

ア 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書の提示が可能であるとされたもの

ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった 70 製品のうち、当省に対して合法証明書が提示されたものは 50 製品あったが、それまでに要した日数には開きがあり、13 製品 (26%) は提示までに 15 日以上^(注14) 要し、中には、57 日 (約 2 か月) 以上要したものも 3 製品 (6%) あった。

合法証明書の提示に 15 日以上要した 13 製品の製造等を行う 9 木材製品事業者に対し、その理由を確認したところ、合法証明書については問合せがあった場合に原材料の調達元の事業者等から入手することとしており、これまで木材製品の調達者から合法証明書の提示を求められた場面がほとんどなかったため、必ずしも全ての合法証明書をあらかじめ入手・保管しているわけではないとのことであった。

前述のとおり、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいては、木材製品事業者は、合法証明書を一定期間保管し、その根拠を求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要があるとされており、実際に合法木材製品の調達が行われた際に合法証明書の提示に時間を要することは、調達期間の長期化を招くことにつながりかねない。このため、合法木材製品として製品を販売する木

図表 2-(2)-⑫
(再掲)

図表 2-(2)-⑭

勸告	説明図表番号
<p>材製品事業者においては、合法証明書を一定期間保管し、問合せがあった場合は、速やかに提示することができるようにしておく必要がある。特に、木材製品をグリーン購入法適合製品と表示する木材製品事業者においては、政府として、グリーン購入法適合製品の調達が進んでいることを踏まえると、木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用が徹底されるべきである。</p> <p>また、木材製品事業者に確認したところ、合法証明書の提示が可能であるとされた木材製品の中には、古紙パルプ配合率の基準などを満たさないためグリーン購入法適合製品ではないものが含まれていた。仮に、グリーン購入法適合製品ではない木材製品を調達する際には、合法木材製品の調達を推進する観点から、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品調達時の合法性を確認することが重要と考えられる。</p> <p>(注14) 当省が、木材製品事業者に対し7日程度(約1週間)を目途に合法証明書の提示を依頼した結果、約7割の製品が14日以内に提示されたことを踏まえ、15日以上要したものを区分した。</p>	
<p>イ 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であったもの</p>	
<p>ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった70製品のうち、木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であった製品は20製品(後述ウの事務用封筒を除く178製品の11%)あり、これらは、i)グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品が4製品、ii)グリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品が16製品であった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p>
<p>上記 i) の 4 製品の製造等を行う 4 木材製品事業者において、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由等は、次のとおりである。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p>
<p>① 3 製品の製造等を行う 3 木材製品事業者においては、原材料の調達元の事業者等から、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理を行っていることなどについて、森林・林業・木材産業関係団体から認定を受けた旨の書類を入手することにより、合法性は担保されると誤認し、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいて必要とされている合法証明書(注15)を入手していなかった。</p> <p>当該 3 木材製品事業者に対し、その理由を確認したところ、これまで国等の調達担当者から、合法証明書の提示を求められた場面がほとんどなかった、木材製品の合法性証明ガイドラインで示された証明方法の解釈に違いがあったなどとしている。</p> <p>(注15) 分別管理体制の証明に加え、分別管理体制の下で、納入した木材製品等は合法性が証明されているものに限定されていることを証明する合法証明書が必要となる。</p>	<p>図表 2-(2)-⑬</p>
<p>② 残りの 1 製品の製造等を行う 1 木材製品事業者においては、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>木材製品事業者においては、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法による合法性の証明や問合せがあった場合の対応を適切に行うことが求められる。また、合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品以外の木材製品については、木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠した対応ができない木材製品をグリーン購入法適合製品と表示することは、適切ではない。</p> <p>一方、上記 ii) の 16 製品を調達した 5 省 16 機関は、当該木材製品を調達した理由について、①業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとしていたもの、②契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していた^(注16)が、納入時等の確認が不十分であったと考えられるもの、③納入すべき製品をグリーン購入法適合製品に限定すると消耗品であっても調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかったものがあつたとしている。</p> <p>また、これら 16 機関は、いずれもグリーン購入法適合製品であるか否かの表示とは別に木材製品の合法性の確認を行う必要性の認識はなく、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法を十分理解していなかった。</p> <p>(注16) 「グリーン購入法適合製品を指定していた」とは、契約時の仕様書のほかに、入札公告等に明記されていた場合を含む。また、仕様書等に明記されていない場合でも、予め納入を希望する製品について、参考商品一覧として、木材製品事業者や型番を特定し、当該一覧にグリーン購入法適合製品であることが明記されている場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していた」と整理した。</p> <p>これら 16 製品の中には、鉛筆やノートのように、グリーン購入法適合製品と比べて仕様の水準等の差がほとんどないと考えられる品目も含まれており、調査対象とした機関の中にこれらの品目についてグリーン購入法適合製品を調達していた機関が多数みられたことを踏まえると、これらの品目についてはグリーン購入法適合製品を調達することが可能であったと考えられる。</p> <p>ウ 印刷契約と併せて調達したため、使用された紙の型番等を調査対象とした機関が確認できず、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒</p> <p>事務用封筒については、製品そのものを調達する他の 6 品目とは異なり、封筒そのものを調達する場合のほか、封筒に行政機関名や住所、連絡先等を印刷することを含め契約し、調達する場合がある。</p> <p>その場合も、合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品を除き、封筒用紙に使用する紙を合法木材製品とすることが求められるが、今回の調査において、事務用封筒を調達した 64 機関のうち 41 機関 (64%) は、封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握していなかったため、合法木材製品であるか、確認することができなかった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑬ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑭ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑮ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>これらの機関が合法木材製品であるかを確認することなく事務用封筒を調達した理由については、事務用封筒について印刷を含め契約する場合、消耗品等を販売する事業者でなく印刷事業者等に発注することが多いため、仕様書等に封筒用紙に使用する紙の合法性に関する条件を明記していなかった、封筒用紙に使用している紙が仕様書どおりであったかどうかの確認までは行っていなかったなどとしている。</p> <p>違法に伐採された木材は使用しないとする姿勢を率先して示すべき国の機関においては、木材製品の合法性の確認は確実に行うべきであると考えられるが、以上のような状況を踏まえると、そのような確認を行う意識が必ずしも十分でない状況がみられた。</p> <p>グリーン購入法適合製品である木材製品を調達することは、結果として合法木材製品の調達の推進につながり、また、仮にグリーン購入法に適合していない木材製品を調達する場合も、木材製品事業者に対し合法証明書の提示を求めるなどにより合法性の確認を確実に行うことが重要であると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省及び環境省は、国による合法木材製品の調達をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 木材製品事業者に対し、合法木材製品として販売する場合には、合法証明書を一定期間保管し、その証明の根拠を求められた場合は速やかに提示することなど、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内容を改めて周知した上で、合法性の証明を行うことができない木材製品を合法木材製品として販売することがないように木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用を徹底させること。（農林水産省）</p> <p>② 木材製品事業者に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないように、周知徹底すること。（環境省）</p> <p>③ 各省各庁に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法に基づく特定調達品目に該当する木材製品（印刷契約と併せて調達する事務用封筒を含む。）の調達に当たっては、グリーン購入法適合製品の調達などにより、合法木材製品を確実に調達するため、契約時の仕様書等への記載や納入時等の確認を適切に行わせるよう周知徹底すること。（環境省）</p>	

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条、第8条） （国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・ 毎年度、調達方針を作成
- ・ 調達方針に基づき調達推進
（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を
増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

- 物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境
情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情
報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

（注） 環境省の資料による。

図表 2-(2)-② グリーン購入法適合製品の調達に係るグリーン購入法の条文

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務（以下略）

2～3 （略）

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第 3 条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 （略）

（環境物品等の調達の基本方針）

第 6 条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3～6 （略）

（環境物品等の調達方針）

第 7 条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作

成しなければならない。

- 2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標
 - 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
 - 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項
- 3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第1項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第1項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第8条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 (略)

(環境大臣の要請)

第9条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

第11条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(環境物品等に関する情報の提供)

第12条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

(国による情報の整理等)

第14条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前2条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-③ グリーン購入法基本方針の主な内容

【特定調達品目の分野及び主な品目の一覧】

分野 (21 分野)	品目 (270 品目)
紙類	7 品目 (コピー用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど)
文具類	83 品目 (鉛筆、ファイル、事務用封筒 (紙製)、ノート、付箋紙など)
オフィス家具類	10 品目 (いす、机、棚など)
画像機器等	10 品目 (コピー機、プリンター、ファクシミリなど)
電子計算機等	4 品目 (電子計算機、ディスプレイ、記録用メディアなど)
オフィス機器等	5 品目 (シュレッダー、掛時計、電子式卓上計算機など)
移動電話等	3 品目 (携帯電話、PHS、スマートフォン)
家電製品	6 品目 (電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジなど)
エアコンディショナー等	3 品目 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ)
温水器等	4 品目 (ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、ガス調理機器など)
照明	5 品目 (蛍光灯照明器具、LED 照明器具、電球形のランプなど)
自動車等	5 品目 (自動車、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ など)
消火器	1 品目 (消火器)
制服・作業服	3 品目 (制服、作業服、帽子)
インテリア・寝装寝具	11 品目 (カーテン、タイルカーペット、毛布、ふとんなど)
作業手袋	1 品目 (作業手袋)
その他繊維製品	7 品目 (集会用テント、ブルーシート、モップ)
設備	6 品目 (太陽光発電システム (公共・産業用)、燃料電池、節水機器など)
災害備蓄用品	10 品目 (ペットボトル飲料水、缶詰、乾パン、フリーズドライ食品など) ※ 上記のほか毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池など 5 品目が、他の分野と同品目
公共工事	68 品目 (高炉セメント、透水性コンクリート、製材、集成材、合板など)
役務	18 品目 (印刷、食堂、庁舎管理、清掃、クリーニングなど)

【環境物品等の調達の推進に関する基本方針】

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩と

なるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使用の促進〕の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点から考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあつては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

(以下略)

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

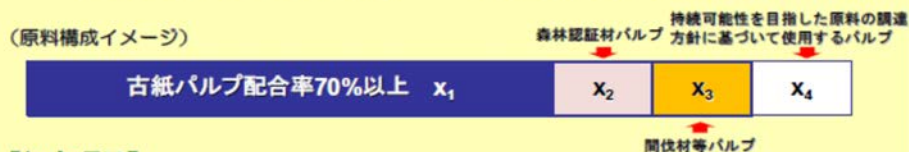
ウ・エ. (略)

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準

品目	判断の基準
コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等^(※1)パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合^(※2)、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値^(※3)が80以上であること。</p> <p>※1 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>※2 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>※3 総合評価値の概要は次のとおりである。</p>

【基本項目】

- 1. 古紙パルプ配合率 (x₁) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
- 2. 森林認証材パルプ利用割合 (x₂) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
- 3. 間伐材等パルプ利用割合 (x₃) : 吸収源、資源有効利用、生物多様性保全
- 4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ (x₄) : 持続可能な森林経営、資源有効活用



【加点項目】

- 5. 白色度 : 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
- 6. 坪量 : 省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

指標内容と総合評価値の計算式<コピー用紙>

指標項目	評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目 古紙パルプ配合率 (%)	x ₁ y ₁ = x ₁ - 20	70 ≤ x ₁ ≤ 100	1	50 ≤ y ₁ ≤ 80
基本項目 森林認証材パルプ利用割合 (%)	x ₂ y ₂ = x ₂ + x ₃	0 ≤ x ₂ + x ₃ ≤ 30	1	0 ≤ y ₂ ≤ 30
基本項目 間伐材等パルプ利用割合 (%)			1	
基本項目 その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)	x ₄ y ₃ = 0.5 · x ₄	0 ≤ x ₄ ≤ 30	0.5	0 ≤ y ₃ ≤ 15
加点項目 白色度 (%)	x ₅ y ₄ = -x ₅ + 75	60 ≤ x ₅ ≤ 75	-	0 ≤ y ₄ ≤ 15
加点項目 坪量 (g/m ²)	x ₆ y ₅ = -2.5 · x ₆ + 170	62 ≤ x ₆ ≤ 68	-	0 ≤ y ₅ ≤ 15

■ コピー用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

表示例

総合評価値 83

総合評価値の内訳

- ・ 古紙パルプ配合率 : 80% 60
- ・ その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 : 20% 10
- ・ 白色度 : 62% 13

【参照先】 <http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka>

(環境省の「グリーン購入法基本方針説明会資料」による)

- ② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

文具類共通

文具類に定める特定調達品目については、共通して次の「○印」の判断の基準を適用する。ただし、個別の特定調達品目について「●印」の判断の基準を定めているものについては、「○印」の判断の基準に代えて、当該品目について定める「●印」の判断の基準を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ判断の基準を適用する。

- 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる

	<p>場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>② <u>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</u></p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、<u>間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p>
鉛筆	(個別の判断の基準は定められていない)
ファイル	<p>● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、<u>紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u>それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
事務用封筒(紙製)	<p>● <u>古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p>
ノート	<p>● <u>古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p> <p>● 塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p>
いす机	<p>○ 大部分の材料が金属類^(※4)である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、<u>主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</u></p> <p>※4 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p> <p>① 表1(略)に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件</p>

- を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。
- ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。
- イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。
- ウ. 表2(略)の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。
- ② 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。
- ③ 次の要件を満たすこと。
- ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。
- ④ (略)
- ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

※ 調査対象とした7品目に関する内容である。

※ 上記の各品目の備考においては、「紙(又は木質)の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。」と定められている。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等 (略)

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) ~ (5) (略)

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(注) 1 「グリーン購入法基本方針」は毎年2月に定められており、調査対象とした調達期間(平成27年1月から12月まで)に係る平成26年度(平成26年2月閣議決定)と27年度(平成27年2月閣議決定)のグリーン購入法基本方針は、おおむね同じ内容となっている。

また、特定調達品目の判断の基準に、木材製品の合法性に関する内容が定められた平成18年度(平成18年2月閣議決定)のグリーン購入法基本方針は、27年度のグリーン購入法基本方針に比べて、合法性の判断基準の内容について文言等が異なるが、同旨の内容となっているため、本表は、27年度のグリーン購入法基本方針に基づき、当省が作成した。

2 特定調達品目の分野及び品目は、平成26年度が19分野267品目であったが、27年度は21分野270品目となっている。なお、平成28年度(平成28年2月閣議決定)においては、27年度と同じ21分野270品目、29年度(平成29年2月閣議決定)においては、21分野274品目となっているが、木材製品の合法性の判断基準が適用される品目については、変更はない。

図表 2-(2)-④ 「G8 グレンイーグルズ・サミット」(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日)における違法伐採対策に関する内容

○ グレンイーグルズ行動計画(気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発)(抜粋)

1. 我々は、以下の主要な分野において、前向きな行動をとる。

- ・ エネルギー利用方法の転換
- ・ 将来に向けたクリーン電力の推進
- ・ 研究開発の促進
- ・ クリーン・エネルギーへの移行のための資金調達
- ・ 気候変動の影響への対処
- ・ 違法伐採への取組

違法伐採への取組

36. 我々は、違法伐採が、アフリカ及びその他すべての地域における最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響を認識する。我々は、特にコンゴ盆地、アマゾン地域を含む、世界的な炭素吸収源の重要性を認識する。

37. 我々は、違法伐採に取り組むことが、森林の持続可能な管理に向けた重要な一歩であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。

38. 我々は、G8 環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する。この分野における我々の目的を更に推進するため、我々は同会合において支持された結論を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。

○ G8 環境・開発閣僚声明(2005 年 3 月 18 日)(抜粋)

1. G8 諸国の環境・開発大臣、欧州委員会の環境・開発担当委員、EU 議長並びに国際連合、世界銀行及び国際自然保護連合の上級職員は、2005 年 3 月 17 日から 18 日までダービシャーで一堂に会した。我々は、違法伐採対策とアフリカの開発に対する気候変動の影響の 2 つのテーマについて議論した。我々は、市民社会の代表と議論する良い機会を得た。

違法伐採対策

2. 我々は、違法伐採に関する以下の声明を、サミット諸国の首脳に関心を引くよう、グレンイーグルズ・サミットの議長に送付することに合意した。

3. 我々は、違法伐採に取り組むことは持続可能な森林経営及び持続可能な開発に向けた重要なステップであることに合意する。我々は、違法伐採とそれに関連する貿易及び汚職が環境の悪化、生物多様性の喪失、森林破壊、さらには気候システムに与える影響を認識する。また、違法伐採は、最貧国における生活を損ない、政府の歳入減少の原因となり、市場及び取引を歪曲し、紛争を継続させる。

4. 我々は、アフリカの開発における森林の重要性を強調したアフリカ委員会の活動を歓迎する。

5. 我々は、また、森林法の施行及びガバナンスに関する地域閣僚プロセス、アジア森林パートナーシップ、コンゴ川流域森林パートナーシップ、森林法の施行、ガバナンス及び貿易に関する EU 行動計画といった国によるイニシアティブ及び地域的なプロセスを通じた違法伐採及びそれに関連する貿易に対処する現行の活動を歓迎する。また、我々は、国連森林フォーラム、生物多様性条約、国連食糧農業機関及び国際熱帯木材機関による取組を

歓迎する。

6. 我々は、違法伐採への取組には、木材の生産国及び消費国双方による行動が求められることに合意する。我々は、それぞれの国が最も効果的に貢献できるよう、以下のような幅のある様々な措置をとることを約束する。我々は、また、他の主要な木材消費国と連携する。
7. 我々は、既存の森林法の施行及びガバナンスのプロセスへの支援を増強し、この支援を他の地域にも拡大することにより、木材生産国を支援することを約束する。これは、違法伐採への取組に対し、より広い認識、理解及びコミットメントを築くことに資するであろう。
8. 我々は、透明性の強化や情報、特に森林伐採の権利と歳入の配分に関する情報へのアクセスの強化を通じた汚職との闘い、森林法、野生生物法及び関連法規の施行能力の強化、これらの行動への市民社会及び地域社会への参加、紛争後の状況における法施行及び行政体制の再構築、並びにワシントン条約の義務に適合しようとする国を補助することにより、違法伐採及びこれに関連する貿易に取り組もうとする生産国の努力に対する支援を増強することに合意する。
9. 我々は、技術的知見を共有し、違法伐採の発見や防止、犯罪者の逮捕や起訴にこれらの技術を適用するための手段の開発や能力の構築を支援する。これには、リモートセンシング、地理情報システム、その他森林の活動と状態をモニターするためのシステムが含まれる。
10. 我々は、我々自身の国で行動する。例えば、WTO ルールに合致した自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて国境管理当局に適切な権限を付与することによって、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための措置を取る。
11. 我々は、WTO ルールに合致した貿易に関する二国間協定及び地域的な取り決めを通じて、野生生物の違法売買を含む、違法伐採とこれに関連する貿易の規制のために取られる措置を支援する。
12. 我々は、民間部門における合法に伐採された木材の使用に対して影響を与えることができる場合には、合法的な木材を優先して使用する木材公共調達政策を奨励、採択又は拡大する。我々は、我々の経験を他国と共有する。
13. 我々は、合法的な出所の木材製品を開発・促進するため、生産国及び消費国における木材加工業者、輸出業者、輸入業者、市民社会団体等の民間部門と協力して取り組むとともに、民間部門に対してこれらの活動を奨励する。我々は、また、民間部門が自主的な行動規範、模範的商業慣行及び市場の透明性の改善を採択・実施することを支援する。
14. 我々は、違法伐採による問題を消費者に伝えるために、市民社会と協力して取り組む。
15. 我々は、また、我々の専門家に対して、我々が行ったコミットメントに向けての進展状況を評価するとともに、違法伐採対策の取組の教訓を共有し、その結果を公表するために、2006年に会合を開くよう要請する。

(注) 1 外務省ホームページに掲載された内容（仮訳）による。

2 下線は、当省が付した。

図表 2－(2)－⑤ 日本政府の気候変動イニシアティブ(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日 G8 グレンイーグルズ・サミット)(抜粋)

日本は、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8 森林行動プログラムのフォローアップを通じて違法伐採対策に取り組みます。

- ・ 「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入します。
- ・ アジア森林パートナーシップ、日インドネシア共同声明、アクションプランの実施等を通じ、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各国への働きかけを行います。
- ・ 日・インドネシア二国間協力や国際熱帯木材機関（ITTO）を通じた協力により、履歴追跡システムの開発、ガバナンスの向上、腐敗防止のための教育、普及啓発、貧困対策、合法性の基準や確認・監視システムの構築、貿易統計の分析による違法木材取引の把握等総合的な取組を推進します。
- ・ G8 森林行動プログラムのフォローアップとして、2006 年中に G8 各国の専門家による議論を進めます。

(注) 1 外務省ホームページに掲載された内容による。

2 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-⑥ 木材製品の合法性証明ガイドラインの内容

○ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月林野庁)
(抜粋)

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

また、平成 17 年 7 月に英国で開催された G8 グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的な行動に取り組むことに合意した G8 環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) CoC (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及び CoC 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。(参考 1)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が CoC 認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(参考 1 森林認証及び CoC 認証を活用した証明方法のイメージ図)



(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。

自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。（参考 2）

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

(ア) 合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされた旨を証明書に記載すること。

(イ) 持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、

持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

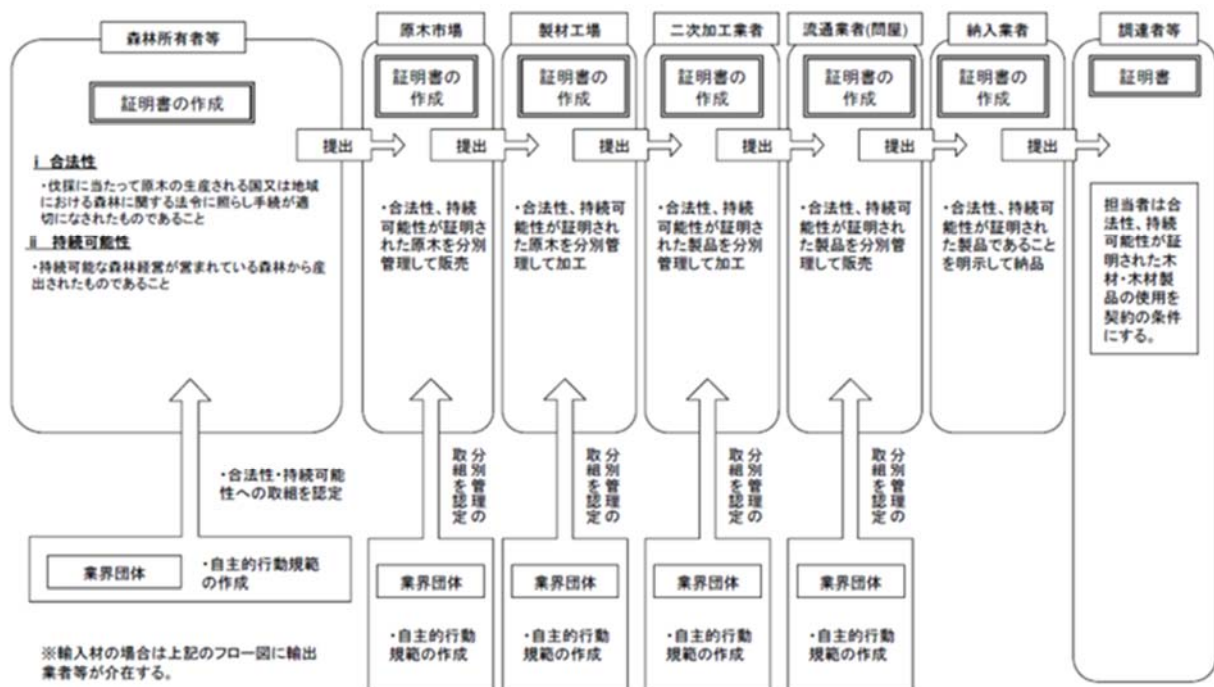
納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

(ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。

(イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

(参考 2 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図)



(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

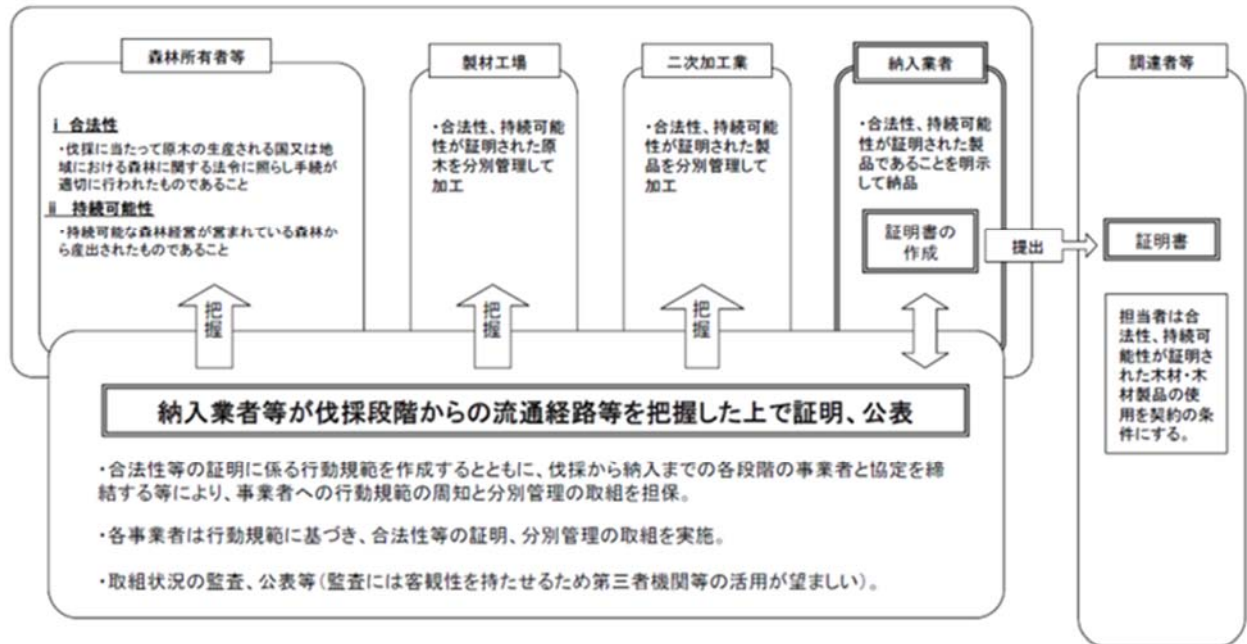
規模の大きな企業等が上記 (1) 又は (2) の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。(参考 3)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

(参考3 個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図)

個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージはその一例



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出業者等が介在する。

4. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境 NGO 等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-⑦ 調査対象とした 5 省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」における
木材製品 7 品目に係るグリーン購入法適合製品の調達目標とその実績

(単位：%)

区分		法務省		財務省		厚生労働省		農林水産省		国土交通省	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
コピー 用紙	26 年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
	27 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
鉛筆	26 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	96.7	100.0	99.7
ファイ ル	26 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
	27 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.3	100.0	99.9
事務用 封筒	26 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.6	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.8	100.0	99.8
ノート	26 年度	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	98.1	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.3	100.0	100.0	100.0	90.8	100.0	97.8	100.0	99.6
いす	26 年度	100.0	98.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	98.3
	27 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.6	100.0	99.4	100.0	99.5
机	26 年度	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3
	27 年度	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	99.4

(注) 1 調査対象とした 5 省の資料に基づき、当省が作成した。

2 コピー用紙は調達重量 (kg)、鉛筆は調達本数 (本)、ファイルは調達冊数 (冊)、事務用封筒は調達枚数 (枚)、ノートは調達冊数 (冊)、いすは調達脚数 (脚)、机は調達台数 (台) に対する割合を示し、当省が調査対象とした規格 (コピー用紙 (A4)、鉛筆 (HB・B)、ファイル (A4/紙製品)、事務用封筒 (角 2・長 3)、ノート (A4・B5)、いす (材料に木質が含まれる製品)、机 (材料に木質が含まれる製品)) に限定した数値ではない。

なお、本表においては、小数点第 2 位以下を四捨五入すると「100.0%」となる場合があるため、小数点第 2 位以下を切り捨てている。

3 国土交通省における調達方針には、その他環境物品等の調達の推進に関する事項として、「すべての木質及び紙 (間伐材、古紙を除く。) が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン (平成 18 年 2 月 15 日作成) に準拠して行うよう努める。」と明記されている。

4 農林水産省の調達方針には、品目ごとの調達目標のほか、次のとおり明記されている。

- ・ コピー用紙については、間伐材等 (間伐材又は竹) 又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
- ・ 鉛筆、いす及び机については、間伐材等 (間伐材又は竹) の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
- ・ 紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を優先的に選択する。
- ・ 事務用封筒については、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。

図表 2－(2)－⑧ 木材利用促進基本方針における木材製品の利用の促進に関する内容

○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）（抜粋）

第 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向
(中略)

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

(以下略)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

(中略)

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、(中略)、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び (1) の方針を踏まえ、(中略)、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

(以下略)

第 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

(中略)

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(以下略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 木材利用促進基本方針は、平成 29 年 6 月 16 日付けで変更されている。

図表 2-(2)-⑨ 調査対象とした 5 省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」における木材製品の利用の促進に関する内容

省名	区分	旧計画	新計画
法務省	策定時期 (計画期間)	平成 23 年 11 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 3 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(3)イ・ウ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、<u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u>ことを原則とする。 	1(3)イ・ウ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、<u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u>ことを原則とする。
	目標	2(2) <u>所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品については、購入コスト、木材利用の意義や効果等を総合的に判断した上で、間伐材等を使用した製品の調達を仕様書に明記することにより、その使用を促進する。</u>	2(2) <u>所管に属する公共建築物において使用される備品及び消耗品について、購入コスト、木材利用の意義や効果等を総合的に判断した上で、木材を原材料として使用した製品の調達を仕様書に明記することにより、その利用を促進する。</u>
財務省	策定時期 (計画期間)	平成 23 年 6 月 (平成 23 年度から 27 年度まで)	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、その整備する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。

省名	区分	旧計画	新計画																		
		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、<u>その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、<u>その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u> 																		
	目標	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所</td> <td>事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署</td> <td>文具類</td> <td>コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 物品の種類のうち「印刷物」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。</p>	組織	物品の種類	目標	財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。	地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所</td> <td>事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署</td> <td>文具類</td> <td>コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 物品の種類のうち「印刷物」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。</p>	組織	物品の種類	目標	財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。	地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。
組織	物品の種類	目標																			
財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。																			
地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																			
組織	物品の種類	目標																			
財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。																			
地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																			
厚生労働省	策定期間（計画期間）	平成 23 年 7 月 (平成 23 年度から 27 年度まで)	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)																		
	方針	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を 	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を 																		

省名	区分	旧計画	新計画																
		<p>考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、公共建築物の整備において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び<u>所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u> 	<p>考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、公共建築物の整備において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び<u>所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u> 																
	<p>目標</p>	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1" data-bbox="371 974 892 1926"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 974 608 1037">組織</th> <th data-bbox="608 974 722 1037">物品の種類</th> <th data-bbox="722 974 892 1037">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 1037 608 1294" rowspan="2">厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会</td> <td data-bbox="608 1037 722 1294">事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td data-bbox="722 1037 892 1294">事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1294 722 1926">文具類</td> <td data-bbox="722 1294 892 1926">コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	物品の種類	目標	厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1" data-bbox="920 974 1441 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="920 974 1157 1037">組織</th> <th data-bbox="1157 974 1272 1037">物品の種類</th> <th data-bbox="1272 974 1441 1037">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="920 1037 1157 1294" rowspan="2">厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会</td> <td data-bbox="1157 1037 1272 1294">事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td data-bbox="1272 1037 1441 1294">事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 1294 1272 2092">文具類</td> <td data-bbox="1272 1294 1441 2092">コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その</td> </tr> </tbody> </table>	組織	物品の種類	目標	厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その
組織	物品の種類	目標																	
厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。																	
	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																	
組織	物品の種類	目標																	
厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。																	
	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その																	

省名	区分	旧計画		新計画			
						調達に努める。	
農林水産省	策定期間 (計画期間)	平成 22 年 12 月 (平成 22 年度から 27 年度まで)		平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)			
	方針	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するという方針の下、以下により取り組むこととし、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、<u>間伐材等（間伐材又は合法性が証明された木材）を使用した木製品の導入を積極的に推進する。</u> <p>5 (2)</p> <p><u>グリーン購入法においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、間伐材等を使用した物品の調達に努めなければならないとされており、更に促進されるよう取り組む。</u></p>		<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進することを基本とし、以下により取り組むこととする。</p> <p>また、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、<u>合法木材等（合法性が証明された木材又は間伐材）を使用した木製品の導入を積極的に推進する。</u> <p>5 (2)</p> <p><u>グリーン購入法においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、合法木材等を使用した物品を調達するよう努めなければならないとされており、更に促進されるよう取り組む。</u></p> <p>また、我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成 32 年度までの間における森林の間伐の実施を促進するため、間伐材の利用促進に努めることとする。</p>			
	目標	対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。		対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。			
		組織	物品の種類	目標	組織	物品の種類	目標
		農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品 検査所 農林水産研 修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%)	農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品 検査所 農林水産研 修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%)
			文具 類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。		文具 類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。

省名	区分	旧計画		新計画	
		策研究所 森林技術総合研修所 地方出先機関 地方農政局 事業所、事務所、地方農政事務所、統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	のとする。 (目標 100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%) その他の文具類についても、間伐材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。	策研究所 森林技術総合研修所 地方出先機関 地方農政局 事業所、事務所、支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	る。 (目標 100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%) その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。
		(注) 物品の種類のうち「印刷物」及び「各種会議における飲料」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。		(注) 物品の種類のうち「印刷物」及び「各種会議における飲料」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。	
国土交通省	策定期間(計画期間)	平成 23 年 5 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。		平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。	
	方針	1(3)②・③ ・ 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 ・ 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、 <u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u> ことを原則とする。		1(3)②・③ ・ 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 ・ 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、 <u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u> ことを原則とする。	
	目標	2(2) ・ 待合室及び会議室の机、書棚等で直		2(2) ・ 待合室及び会議室の机、書棚等で直	

省名	区分	旧計画	新計画
		<p>接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</u> 	<p>接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</u>

- (注) 1 法務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、財務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、厚生労働省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、農林水産省の「新農林水産省木材利用推進計画―公共建築物等木材利用促進法に基づく計画―」及び国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づき、当省が作成した。
- 2 表中の「基本方針」とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」をいう。

図表 2-2(2)-⑩ 調査対象とした69機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法による木材製品の合法性の確認状況

区分	該当機関数等					該当機関	
	調査対象とした木材製品7品目を調達した機関	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省		国土交通省
少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関	A (A)	69 (100.0)	9 (100.0)	11 (100.0)	10 (100.0)	29 (100.0)	
少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関	B-a+b (B/A)	23 (83.3)	5 (100.0)	3 (27.3)	1 (10.0)	11 (37.9)	
うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行った機関	a (a/A)	18 (26.1)	3 (33.3)	3 (27.3)	1 (10.0)	8 (27.6)	<ul style="list-style-type: none"> 法務省: 栃木刑務所、広島法務局、岡山地方方法務局 財務省: 中国財務局、宇都宮財務事務所、横浜税関 厚生労働省: 長野労働局、三重労働局、岡山労働局 農林水産省: 動物検疫所神戸支所 国土交通省: 東北地方整備局(港湾空港関係)、関東地方整備局(港湾空港関係)、北陸地方整備局(港湾空港関係)、九州地方整備局(港湾空港関係)、塩釜港湾・空港整備事務所、北九州港湾・空港整備事務所、関東運輸局、第九管区海上保安本部
うちコピー用紙の原料の内訳が分かる資料に合法木材製品であることを記載させることにより確認を行った機関	b (b/A)	6 (8.7)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.3)	<ul style="list-style-type: none"> 法務省: 広島法務局 財務省: 札幌国税局、熊本国税局 国土交通省: 中国地方整備局(港湾空港関係以外)、国営飛鳥歴史公園事務所、高知港湾・空港整備事務所
木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった機関	c-c+d (C/A)	46 (66.7)	4 (100.0)	8 (72.7)	9 (90.0)	18 (62.1)	
うち全てグリーン購入法適合製品であることを表示があった製品のみを調達した機関	c (c/C)	10 (21.7)	1 (42.9)	0 (0.0)	2 (22.2)	4 (22.2)	<ul style="list-style-type: none"> 法務省: 福岡簡所、岐阜地方方法務局、高知地方方法務局 財務省: 仙台国税局 農林水産省: 中国四国農政局、三陸北部森林管理署 国土交通省: 北陸地方整備局(港湾空港関係以外)、九州地方整備局(港湾空港関係以外)、江戸川河川事務所、延岡河川国道事務所
うちグリーン購入法適合製品と表示がなかった製品又は合法木材製品であるか不明の製品を調達した機関	d (d/A)	36 (52.2)	4 (40.0)	3 (33.3)	7 (70.0)	14 (48.3)	<ul style="list-style-type: none"> 法務省: 宮城刑務所、長野刑務所、神戸拘置所、津地方方法務局 財務省: 東京国税局、広島国税局、福岡国税局 厚生労働省: 北海道労働局、栃木労働局、東京労働局、新潟労働局、奈良労働局、岐阜労働局、熊本労働局 農林水産省: 近畿農政事務所、信濃川水系土地改良調査管理事務所、淀川水系土地改良調査管理事務所、南近畿土地改良調査管理事務所、西諸農水理事業所、中部森林管理局、四国森林管理局 国土交通省: 東北地方整備局(港湾空港関係以外)、関東地方整備局(港湾空港関係以外)、中国地方整備局(港湾空港関係以外)、南三陸国道事務所、三重河川国道事務所、高崎河川国道事務所、釜石港湾事務所、北海道開発局、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、海上保安学校

(注)1 当省の調査結果による。
 2 表中の()内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目を調達した機関(A)」欄の機関数に占める割合、ii) ゴシック体の数は、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(B)」欄の機関数に占める割合又は「木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった機関(C)」欄の機関数に占める割合をそれぞれ示す。
 3 「うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行ったため、各欄の数を合計しても、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(a)」欄及び「うちコピー用紙の原料の内訳が分かる資料に合法木材製品であることを記載させることにより確認を行った機関(b)」欄には、同一の機関(広島法務局)が複数の欄に重複計上されているため、各欄の数を合計しても、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(B)」欄の機関数と一致しない場合がある。
 4 調査対象とした69機関のうち、調達した木材製品が全てグリーン購入法適合製品であるとの表示があった機関は、「うち全てグリーン購入法適合製品であるとの表示があった製品のみを調達した機関(c)」欄の10機関に加え、「うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行った機関(a)」欄に含まれる岡山労働局及び塩釜港湾・空港整備事務所を含む12機関であった。
 5 「うちグリーン購入法適合製品と表示がなかった製品又は合法木材製品であることを表示できなかった製品又は合法木材製品であるか不明の木材製品に対する合法性の確認を行ったことが確認できなかったものを計上した。
 なお、東京国税局については、調達する全ての製品について、グリーン購入法適合製品と表示の有無の確認等、グリーン購入法適合製品に区分される機関(c)欄に区分される機関)であったもの、今回の調査(木材製品事業者への確認)において判明した、「グリーン購入法適合製品であるとの表示があったが、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法を提示できなかった」製品を調達していたため、d)欄に区分している。

図表 2-(2)-① 調査対象とした機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった主な理由

- グリーン購入法適合製品であるとの表示があった木材製品のため、グリーン購入法基本方針に基づく判断の基準の一つである合法性の判断基準も満たすことになるはずであり、改めて合法性の確認を行っていない。
- 合法証明書の提示を求めるのは事務的な負担が大きく、しっかいで求めることは困難であるため、契約した事業者を信頼し、契約時の仕様書等にグリーン購入法適合製品や合法木材製品である旨を明記することによって、対応できるのではないかと考えていた。
- グリーン購入法基本方針においては、木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合に木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うものとするとしているのみで、制度上、調達之都度、合法証明書の提出までを義務付けているものではないと認識している。
- 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書がどのようなものを示すか、また、どのように入手すればよいか把握していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ 調査対象179製品における合法性の表示及び証明書の提示状況

(単位:製品、木材製品事業者、機関、%)

区分	木材製品7品目				
	製品数	木材製品事業者数	調達機関数		
調査対象179製品	A	179	48	69	
調査対象179製品から、「印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒」を除いた製品	B=A-E	178	47	69	
	(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
	ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品	C	108	31	69
		(C/B)	(60.7)	(66.0)	(100.0)
		(C)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	グリーン購入法適合製品との表示があった製品	a	106	30	69
		(a/B)	(59.6)	(63.8)	(100.0)
		(a/C)	(98.1)	(96.8)	(100.0)
	グリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	b	2	2	2
		(b/B)	(1.1)	(4.3)	(2.9)
		(d/C)	(1.9)	(6.5)	(2.9)
	ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品	D	70	29	48
		(D/B)	(39.3)	(61.7)	(69.6)
	(D)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品	c	50	19	39	
	(c/B)	(28.1)	(40.4)	(56.5)	
	(c)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
	グリーン購入法適合製品	d	31	11	30
		(d/B)	(17.4)	(23.4)	(43.5)
		(d/c)	(62.0)	(57.9)	(76.9)
	うち合法証明書の提示までに15日以上要した製品	e	7	6	7
		(e/B)	(3.9)	(12.8)	(10.1)
		(e/c)	(14.0)	(31.6)	(17.9)
	グリーン購入法適合製品ではない製品	f	19	10	24
(f/B)		(10.7)	(21.3)	(34.8)	
	(f/c)	(38.0)	(52.6)	(61.5)	
うち合法証明書の提示までに15日以上要した製品	g	6	3	5	
	(g/B)	(3.4)	(6.4)	(7.2)	
	(g/c)	(12.0)	(15.8)	(12.8)	
木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品	h	20	12	21	
	(h/B)	(11.2)	(25.5)	(30.4)	
	(h)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品	i	4	4	5	
	(i/B)	(2.2)	(8.5)	(7.2)	
	(i/h)	(20.0)	(33.3)	(23.8)	
うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	j	16	8	16	
	(j/B)	(9.0)	(17.0)	(23.2)	
	(j/h)	(80.0)	(66.7)	(76.2)	
印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒	E	1	1	41	
				(64.1)	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の()内について、i)明朝体の数は、調査対象179製品(48木材製品事業者、69機関が調達)から「印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒」を除いた、178製品(47木材製品事業者、69機関が調達)に占める割合を示す。

また、ゴシック体の数は、i)ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品(C)欄(108製品(31木材製品事業者、69機関が調達))に占める割合、ii)「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品(c)」欄(50製品(19木材製品事業者、39機関が調達))に占める割合、又はiii)「木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品(h)」欄(20製品(12木材製品事業者、21機関が調達))に占める割合を、それぞれ示す。

なお、「印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒(E)」欄の数は、事務用封筒を調達した64機関に占める割合を示す。

3 「グリーン購入法適合製品(d)」の中には、木材製品事業者の販売方針等により、販売に当たり、グリーン購入法適合製品であることを公表していなかった製品を含む。

4 「うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品」は、当省の調査対象を合法性の判断基準が適用される木材製品に限定したことを踏まえると、木材製品事業者が合法木材製品として販売していたことになる製品である。

5 印刷契約と併せて調達した事務用封筒については、41機関において封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握しておらず、合法木材製品であるか不明の製品を調達していた。これらの機関が調達していた事務用封筒にはサイズ等が異なる複数の製品があったが、便宜上、製品数を「1製品」、木材製品事業者を「1木材製品事業者」として計上した。

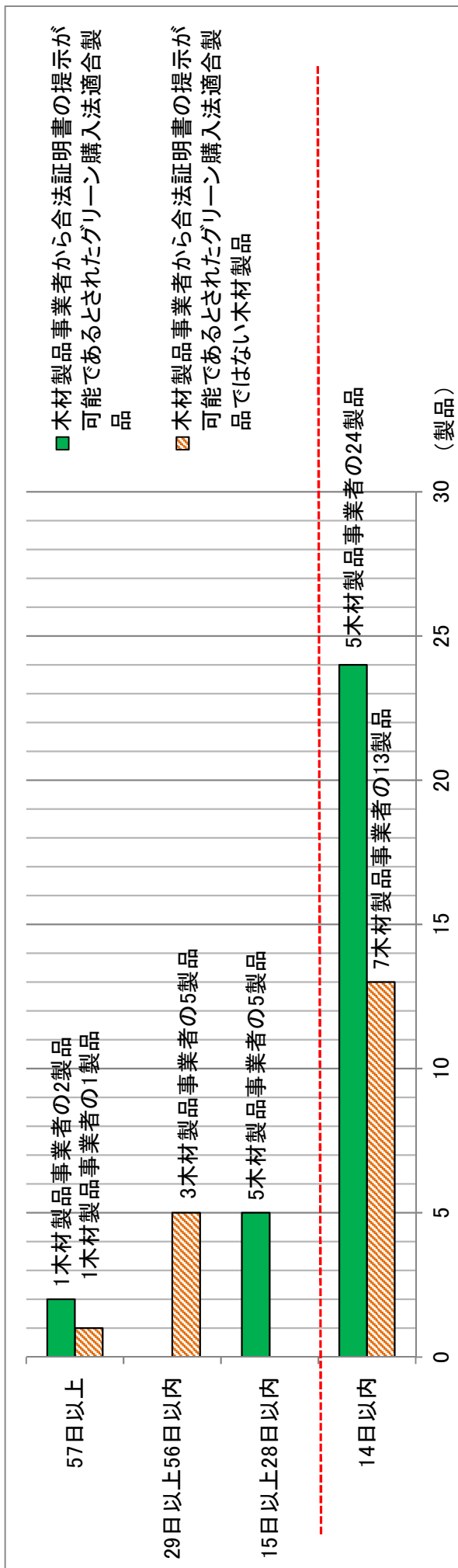
6 「木材製品事業者数」及び「調達機関数」は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数の「区分」欄に計上される場合があるため、各「区分」欄の数を合計しても一致しない場合がある。

図表 2-2(2)-⑬ 調査対象179製品における合法性の表示及び証明書の提示状況の内訳

製品区分 品目	調査対象179製品				ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があつた製品				ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があつた製品				木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品				木材製品事業者から合法証明書 の提示が不可能であるとされた製品				印刷契約と併せて調達したた め、合法木材製品であるか不明 であつた事務用封筒			
	木材製 品事業 者数		調達機関		木材製 品事業 者数		調達機関		木材製 品事業 者数		調達機関		木材製 品事業 者数		調達機関		木材製 品事業 者数		調達機関		木材製 品事業 者数		調達機関	
	製品数	機関数	所管省	機関数	製品数	機関数	所管省	機関数	製品数	機関数	所管省	機関数	製品数	機関数	所管省	機関数	製品数	機関数	所管省	機関数	製品数	機関数	所管省	機関数
木材製品7品目 (計)	179	10	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	9	108	31	10	6	19	50	6	7	20	12	2	1	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	1	1	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	69	5省計	29	(60.3)	(64.6)	69	18	(39.1)	(71.4)	15	39	(28.6)	(41.4)	5省計	(-)	(-)	5省計	8	(0.6)	(2.1)	19	5省計	
	24	8	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	8	11	7	0	0	4	6	0	2	7	3	0	0	0	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	24	5省計	23	(45.8)	(58.3)	23	3	(54.2)	(46.2)	2	6	(29.2)	(25.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	2	(-)	(-)	-	5省計	
	3	1	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	1	1	1	1	2	2	1	1	0	1	0	0	0	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	1	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
(100.0)	4	5省計	2	(33.3)	(50.0)	2	1	(66.7)	(100.0)	1	2	(50.0)	(50.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	0	(-)	(-)	-	5省計		
鉛筆	77	10	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	9	69	12	3	8	5	8	3	10	9	0	0	0	0	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	68	5省計	28	(89.6)	(75.0)	68	19	(38.1)	(93.8)	13	68	(100.0)	(100.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	0	(-)	(-)	-	5省計	
	42	10	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	9	25	13	6	6	9	16	4	6	15	8	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	1	1	1	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	64	5省計	25	(59.5)	(72.2)	37	6	(38.1)	(93.8)	19	64	(100.0)	(100.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	0	1	1	1	5省計	
	8	3	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	3	1	1	0	3	7	5	3	3	4	3	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
(100.0)	29	5省計	13	(12.5)	(20.0)	11	9	(87.5)	(100.0)	9	18	(57.1)	(60.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	0	(-)	(-)	-	5省計		
事務用封筒	14	3	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	0	0	0	2	7	14	3	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	1	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	12	5省計	6	(0.0)	(0.0)	11	6	(100.0)	(100.0)	20	20	(57.1)	(60.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	5	(42.9)	(40.0)	5	5省計	
	11	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	1	1	1	2	5	10	2	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	4	5省計	4	(9.1)	(16.7)	7	4	(90.9)	(83.3)	7	7	(57.1)	(57.1)	5省計	(-)	(-)	5省計	7	(42.9)	(40.0)	7	5省計	
	8	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	1	1	0	2	5	10	2	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
(100.0)	8	5省計	4	(9.1)	(16.7)	7	4	(90.9)	(83.3)	7	7	(57.1)	(57.1)	5省計	(-)	(-)	5省計	7	(42.9)	(40.0)	7	5省計		
ノート	8	5	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	6	1	1	0	3	7	14	3	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	29	5省計	13	(12.5)	(20.0)	11	9	(87.5)	(100.0)	9	18	(57.1)	(60.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	5	(42.9)	(40.0)	5	5省計	
	14	7	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	0	0	0	2	7	14	3	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	1	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	12	5省計	6	(0.0)	(0.0)	11	6	(100.0)	(100.0)	20	20	(57.1)	(60.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	5	(42.9)	(40.0)	5	5省計	
	11	6	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	1	1	0	2	5	10	2	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
(100.0)	4	5省計	4	(9.1)	(16.7)	7	4	(90.9)	(83.3)	7	7	(57.1)	(57.1)	5省計	(-)	(-)	5省計	7	(42.9)	(40.0)	7	5省計		
机	11	6	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	2	1	1	0	3	7	14	3	8	8	4	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	12	5省計	6	(9.1)	(16.7)	7	4	(90.9)	(83.3)	7	7	(57.1)	(57.1)	5省計	(-)	(-)	5省計	7	(42.9)	(40.0)	7	5省計	
	42	10	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	9	25	13	6	6	9	16	4	6	15	8	4	4	4	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	1	1	1	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
	(100.0)	64	5省計	25	(59.5)	(72.2)	37	6	(38.1)	(93.8)	19	64	(100.0)	(100.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	0	1	1	1	5省計	
	8	3	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	3	1	1	0	3	7	5	3	3	4	3	2	2	2	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	0	-	-	-	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	
(100.0)	29	5省計	13	(12.5)	(20.0)	11	9	(87.5)	(100.0)	9	18	(57.1)	(60.0)	5省計	(-)	(-)	5省計	5	(42.9)	(40.0)	5	5省計		

(注)1 当省の調査結果による。
 2 表中の()内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目」欄の「製品数」欄又は「木材製品事業者数」欄の数に占める割合、ii) ゴシック体の数は、「ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかつた製品」欄の「製品数」欄又は「木材製品事業者数」欄の数に占める割合をそれぞれ示す。
 3 「木材製品事業者」欄及び「機関数」欄は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数の欄に重複計上される場合があるため、各欄の数を合計しても一致しない場合がある。

図表 2-2(2)-⑭ 合法証明書の提示が可能であるとされた木材製品事業者における提示までに要した日数



(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が木材製品事業者に対し7日程度(約1週間)を目的に提示を依頼した結果、約7割の製品が14日以内に提示を受けたことを踏まえ、「14日以内」と「15日以上」に区分することとし、15日以上については、さらに「15日以上28日以内」(約1か月)、「29日以上56日以内」(約2か月)及び「57日以上」(約2か月以上)に区分し、合法証明書の提示までに要した日数の傾向を整理したものである。

3 「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品」の中には、木材製品事業者の販売方針等により、販売に当たり、グリーン購入法適合製品であることを公表していなかった製品を含む。

4 ①「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品」について、i) 57日以上要した2製品は「ファイル」、ii) 15日以上28日以内要した5製品は「鉛筆」、「ファイル」、「事務用封筒」及び「いす」であり、②「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品ではない木材製品」について、iii) 57日以上要した1製品は「事務用封筒」、iv) 29日以上56日以内要した5製品は「事務用封筒」及び「いす」であった。

図表 2-(2)-⑮ 調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示があったが、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの

事例の内容			
<p>ホームページ等でグリーン購入法適合製品との表示があったものの、合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品について、当該製品の製造等を行う木材製品事業者に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性が証明されているかを確認するため、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか確認を求めたところ、1 製品（事務用封筒）の製造等を行う 1 木材製品事業者からは、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。</p> <p>また、3 製品の製造等を行う 3 木材製品事業者は、次表のとおり、原材料の調達元の事業者等から、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理を行っていることなどを示す、森林・林業・木材産業関係団体から認定を受けた旨の認定書類を入手していたが、当該認定書類には、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法性の証明がなされたものである旨の記載がなく、また、当該認定書類のほかに合法証明書を入手していなかったため、納入を受けた原材料が、合法性が証明されたものであるか確認することができない状況となっていた。</p>			
<p>表 3 木材製品事業者が原材料の調達元の事業者等から入手した、合法性が証明されている旨の記載がない認定書類の内容</p>			
木材製品事業者	木材製品		認定書類の内容 (いずれも合法性が証明されている旨の記載なし)
	品目	原材料	
A 木材製品事業者	いす	成型合板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間 ・ 当該成型合板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地
B 木材製品事業者	机	ナラ突板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間 ・ 当該ナラ突板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地
C 木材製品事業者	机	合板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間 ・ 当該合板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地
<p>※ B 木材製品事業者及び C 木材製品事業者が製造した木材製品において、表中の原材料以外に使用されていた他の原材料については、原材料の調達元の事業者等から森林認証マークが押印された証明書を入手し、合法性が証明されていた。</p>			
<p>当該 3 木材製品事業者は、原材料の調達元の事業者等から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書を入手していなかった理由について、次のとおり、回答しており、いずれも合法性の証明がなされたものである旨の記載がない森林・林業・木材産業関係団体の認定書類をもって、合法性が担保されると誤認し、グリーン購入法適合製品と表示していた。</p> <p>① 原材料の調達元の事業者等とは、グリーン購入法適合製品であることを条件として納入を受ける場合や、森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けていればその認定書類の提出を求める場合があるが、合法証明書については、これまで国等の調達担当者から提示を求められた場面がほとんどないため、問合せがあった場合に原材料の調達元の事業者等から入手することとしていた。</p>			

事例の内容

② 原材料の調達元の事業者等が森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けたことを示す認定書類を入手していれば、原材料の調達元の事業者等は、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理等を行っており、合法性が証明されている木材製品等のみを納入するはずであると考えているが、木材製品の合法性証明ガイドラインは、分かりにくく、認定書類に合法性の証明がなされたもの等である旨を記載する必要性が明記されていないため、原材料の調達元の事業者等の負担を考慮し、認定書類にその旨を記載させることや改めて合法証明書の提出を求めることは必要がないと認識していた。

また、当該 3 木材製品事業者は、自らが森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け、当該団体の自主的行動規範に基づき、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理等を行っているため、木材製品の合法性は担保されているとしている。

しかし、森林・林業・木材産業関係団体による認定は、分別管理等の取組が自主的行動規範に基づき行われていることを認定するものであり、合法性が証明されていない木材製品等を一切取り扱っていないことを保証するものではないため、木材製品事業者が木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた団体認定による証明方法により合法性の証明を行う場合は、森林・林業・木材産業関係団体の認定書類に合法性の証明がなされたものである旨を確実に記載し、合法性が証明されたものであることを明らかにすることが重要であると考えられる。

他方、これら 4 製品を調達した 5 機関（東京国税局、岐阜労働局、近畿農政局、南近畿土地改良調査管理事務所及び四国森林管理局）は、ホームページ等で公表されていたグリーン購入法適合製品である旨の表示を信頼したとして、合法証明書を入手するなどにより木材製品の合法性を確認することなく、当該製品を調達していたが、グリーン購入法適合製品の表示がある製品についても合法性の確認を行うことについては、次のとおり、課題があるとしている。

- ① グリーン購入法適合製品の表示がある全ての木材製品について、調達の都度、木材製品事業者に対し合法性の証明状況の確認を行い、表示が適切であるかを判断することは業務負担が過大となり、調達業務に支障が生じる。
- ② 木材製品事業者における合法性の証明方法やその証明方法が妥当であるかを判断することができる情報は公表されていないことが多いため、木材製品についてグリーン購入法適合製品との表示があれば、合法性の証明が当然なされていると判断せざるを得ない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑯ 調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示がなかった製品で、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの

事例の概要

合法性の判断基準は、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つであるため、合法性の判断基準を満たしても、その他の基準（古紙パルプ配合率など）を満たさなければ、グリーン購入法適合製品と表示することができない場合がある。

ホームページ等でグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品で、合法木材製品であることの信頼性が高い表示もなかった製品について、当該製品の製造等を行う木材製品事業者に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性が証明されているかを確認するため、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか確認を求めたところ、3 製品（コピー用紙）の製造等を行う 1 木材製品事業者からは、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。

また、13 製品の製造等を行う 7 木材製品事業者は、表 1 のとおり、木材製品の原料となる原木の合法性を証明できないことや、グリーン購入法適合製品であるとの表示がない場合は木材製品の原料となる原木の合法性を確認していないことから、原材料の調達元の事業者等から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書を入手していなかったため、グリーン購入法適合製品ではない木材製品として販売しているとしていた。

表 1 7 木材製品事業者における合法証明書を提示できなかった理由

木材製品事業者	木材製品の品目と製品数	合法証明書が提示できなかった理由
D 木材製品事業者	鉛筆（1 製品）	木材製品の原料となる原木の合法性を証明できないため。
E 木材製品事業者	いす（1 製品）	
F 木材製品事業者	いす（1 製品）	
G 木材製品事業者	いす（2 製品）	
H 木材製品事業者	コピー用紙（1 製品）	グリーン購入法適合製品ではない木材製品の場合は、木材製品の原料となる原木の合法性を確認していないため。
I 木材製品事業者	コピー用紙（3 製品）	
	ノート（1 製品）	
	いす（1 製品）	
J 木材製品事業者	ノート（2 製品）	

当該 7 木材製品事業者は、木材製品の原料となる原木についての合法性の証明を行うことが困難である場合について、次のとおり、回答している。

- ① 海外から原材料となる木材等を調達する場合や海外で製造された製品を輸入し販売する場合、国や地域によっては、複数の事業者や工場等を経由するため、原料となる原木の合法性を特定できないことや外国語の翻訳が難しいこと、信ぴょう性が疑わしい合法証明書を入手する場合があることなどから、合法性の証明が困難である。
- ② 木材製品を製造するまでに経由する事業者や工場等の中には、合法証明書の提示を求めた場合に、入手できる事業者等と入手できない事業者等があり、確実に合法性が担保されるとは言えない場合がある。
- ③ 自社のカタログ等に掲載する木材製品の多くは他社が製造した製品であり、また、製品数が多数あるため、全ての木材製品についてグリーン購入法適合製品であるか、合法性が担保されているかなどを把握できていないわけではない。

事例の概要

- ④ グリーン購入法適合製品と表示する場合は合法性の証明を行っているが、合法性の証明作業の負担が大きいと、グリーン購入法適合製品として表示しない場合は、合法性証明を行う対象から除外している。

これら 16 製品を調達した理由について、調達した 16 機関に確認したところ、表 2 のとおり、業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとする機関がみられた。一方で、16 機関の中には、①契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していた^(※)が、納入された木材製品がグリーン購入法適合製品であるとの表示を確認していなかったもの、②納入すべき製品をグリーン購入法適合製品に限定すると調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかったとする機関もみられ、これらの機関は、本来であればグリーン購入法適合製品であると表示の確認を行うべきであったと考えられる。

※ 「グリーン購入法適合製品を指定していた」とは、契約時の仕様書のほかに、入札広告等に明記されていた場合を含む。また、仕様書等に明記されていない場合でも、予め納入を希望する製品について、参考商品一覧として、木材製品事業者や型番を特定し、当該一覧にグリーン購入法適合製品であることが明記されている場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していた」と判断した。なお、仕様書等を作成していなかった場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していなかった」として整理した。

表 2 調査対象とした機関がグリーン購入法適合製品との表示がなく、合法性の証明もされていない木材製品を調達した主な理由

区分	主な理由の概要
業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとしていたもの (6 機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家試験で使用する地図の印刷のため、白色度が高い製品でなければ、色の違いにより試験に影響が生じかねないなど、業務に支障があるため。 ※白色度とは、コピー用紙等の紙の白さを表す指標をいう。 <コピー用紙：新潟労働局、長野労働局、熊本労働局、関東地方整備局（港湾空港関係以外）、関東運輸局> ○ 調達時に確認したカタログの中で仕様を満たす製品の価格を比較したところ、グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品とグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品の価格差が大きく、予算の範囲内ではグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達せざるを得なかった。 <いす：関東地方整備局（港湾空港関係以外）> ○ 修理が必要になった場合に、近隣で修理を行うことができる製品を優先して調達した。<いす：南三陸国道事務所>
本来であればグリーン購入法適合製品であることの確認を行うべきであるが、契約時や納入時における確認が不十分であったと考えられるもの (10 機関)	<ul style="list-style-type: none"> 【契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していたが、納入時における確認が不十分であったもの（6 機関）】 ○ 本来であればグリーン購入法適合製品との表示があった木材製品を調達すべきところ、調達時にグリーン購入法適合製品であるとの表示があるか確認を行うことなく、調達した。 <ノート：東京労働局、関東地方整備局（港湾空港関係）> ○ 安価な製品を優先して調達しており、調達時に確認したカタログには、グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品の中で、複数の冊数をまとめて購入できるものがなかった。 <ノート：第三管区海上保安本部> ○ 木材製品事業者のホームページに「グリーン購入法にも対応」と表示されていたため、掲載されている製品が全てグリーン購入法適合製品であると誤って認識し、個別の製品がグリーン購入法適合製品との表示があるか確認を行うことなく、調達した。 <コピー用紙：動物検疫所神戸支所>

事例の概要

- 民間人が使用することを想定して随意契約により調達したが、調達時にグリーン購入法適合製品の表示があるか確認を行わなかった。
〈いす：長野刑務所〉
 - 上部機関が調達品目を決定し、契約しており、上部機関によりグリーン購入法適合製品であるとの表示があるか、合法性が証明されているかの確認が行われているものと理解していた。
〈鉛筆：宮城刑務所〉
- 【契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしておらず、契約時における確認が不十分であったもの（4機関）】**
- 安価な製品はグリーン購入法適合製品ではない製品が多く、また、予算の制約が厳しいため、納入すべき製品をグリーン購入法適合製品との表示がある製品に限定すると調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、グリーン購入法適合製品との表示がある製品よりも安価な製品であることを優先して調達した。
〈ノート：第九管区海上保安本部〉
〈いす：第二管区海上保安本部、横浜税関〉
 - 本来であればグリーン購入法適合製品を調達すべきところ、調達時にグリーン購入法適合製品との表示があるか確認を行うことなく、随意契約により当該製品を調達した。
〈ノート：九州地方整備局（港湾空港関係）〉

(注) 〈 〉内は、調達した木材製品の品目と調達した機関を示す。

なお、これら 16 製品を調達した 16 機関は、いずれもグリーン購入法適合製品との表示があれば、合法性の判断基準も満たすことになるはずとの認識はあったが、グリーン購入法適合製品であるか否かの表示とは別に木材製品の合法性の確認を行う必要性の認識はなく、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法も十分理解していなかったため、合法性の確認を行うことなく、これらの製品を調達していた。

(注) 当省の調査結果による。

(3) 木質バイオマスの活用の推進

勸告	説明図表番号
<p>戦前・終戦直後の我が国において、薪や木炭は日常的に利用される重要なエネルギー源の一つであったため、間伐等により発生した、製材や合板に適さない低品質の材木であっても一定の需要があったが、高度経済成長に伴う、いわゆる「エネルギー革命」^(注1)によって、我が国の主要なエネルギー源は石油などの化石燃料に転換したことから、その需要は減少した。</p> <p>しかし、石油などの化石燃料は、大部分を輸入に頼っており、その資源量も有限であることや、エネルギーを得る燃焼の段階で大気中に多くの二酸化炭素を放出し、地球温暖化に影響を及ぼす温室効果ガスの濃度を高める原因となっているとの指摘もある^(注2)ことから、近年では、発電時や熱利用時にも二酸化炭素を排出しない太陽光や風力、カーボンニュートラルなバイオマス（化石燃料以外の再生可能な生物由来の有機性資源）^(注3)などの再生可能エネルギー源^(注4)に注目が集まっている。</p>	
<p>このような中、平成23年8月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）が成立し、24年7月から、再エネ特措法に基づき、経済産業大臣が認定した再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）により発電された電気については、電気使用者が電気料金の一部として支払う賦課金を原資として、電気事業者に一定の期間、固定の価格（以下「調達価格」という。）で買い取ることを義務付ける制度（以下「固定価格買取制度」という。）の運用が開始されており、木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）も、固定価格買取制度における再生可能エネルギー源の一つとされている。</p>	<p>図表 2-(3)-① 図表 2-(3)-②</p>
<p>この木質バイオマスについては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）第3条において、その種類が規定されており、具体的には、①森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）（再エネ特措法施行規則第3条第24号及び第25号。以下「間伐材等由来のバイオマス」という。）、②木質バイオマス（再エネ特措法施行規則第3条第26号及び第27号。以下「一般木質由来のバイオマス」という。）</p>	<p>図表 2-(3)-③</p>
<p>^(注5)、③建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第2項に規定する建設資材廃棄物^(注6)をいう。）（再エネ特措法施行規則第3条第28号。以下「建設資材廃棄物由来のバイオマス」という。）の3種類とされている。</p>	<p>図表 2-(3)-④</p>
<p>これらの木質バイオマスの発生量と利用率については、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第20条第1項の規定に基づき策定した「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月16日閣議決定）によると、一般木質由来のバイオマスに相当する製材工場等残材^(注7)や、建設資材廃棄物由来のバイオマスに相当する建設発生木材^(注8)は、製紙原料などの既存の用途での利用が進んでおり、いず</p>	<p>図表 2-(3)-⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>れも年間発生量に対して 90%以上の高い割合で利用されているのに対し、間伐材等由来のバイオマスに相当する林地残材^(注9)は、年間約 800 万トン発生しているものの、その約 9%しか利用されていない状況となっている。</p>	
<p>このようなことから、政府は、同計画において、林地残材の利用率を、現状の約 9%から、発電燃料の利用を拡大することなどによって、平成 37 年までに約 30%（年間約 240 万トン）以上とする目標を設定している。</p>	<p>図表 2-(3)-⑥ 図表 2-(3)-⑦</p>
<p>再エネ特措法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた木質バイオマスを主燃料とする発電設備（以下「木質バイオマス発電設備」という。）の認定件数の推移をみると、年々増加しており、平成 24 年度末時点で 8 設備（1 設備が運転開始済み）であったものが、27 年度末時点では、222 設備（87 設備が運転開始済み）^(注10)となり、このうち 75 設備（35 設備が運転開始済み）は、間伐材等由来のバイオマスを主燃料とする発電設備となっている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑧</p>
<p>また、経済産業省では、関係省庁や調達価格等算定委員会^(注11)の意見を尊重して、毎年度策定している「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 1 項及び同法附則第 6 条で読み替えて適用される同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件」（平成 24 年経済産業省告示第 139 号。以下「再エネ特措法に基づく告示」という。）において、再生可能エネルギー源ごとの調達価格及び調達期間を設定している。平成 28 年度における木質バイオマスの 1kwh（キロワットアワー）^(注12)当たりの調達価格及び調達期間をみると、調達期間は 20 年で、調達価格（消費税を除く。以下同じ。）は、①間伐材等由来のバイオマスが発電規模に応じ 40 円又は 32 円^(注13)、②一般木質由来のバイオマスが 24 円、③建設資材廃棄物由来のバイオマスが 13 円となっており、間伐材等由来のバイオマスの調達価格が木質バイオマスの中で最も高い価格とされている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑨</p>
<p>林野庁では、木質バイオマスの種類により調達価格の設定が異なっていることを踏まえ、当該種類の適切な識別、証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される等として、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月。以下「木質バイオマス証明ガイドライン」という。）を策定し、木質バイオマス発電設備の燃料となる間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスについて、伐採段階及び加工・流通段階における当該種類ごとの由来の証明や分別管理の際に留意すべき事項等を定めている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑩ 図表 2-(3)-⑪</p>
<p>このように、固定価格買取制度の導入に伴い、従来、用途が限られていた間伐材が、木質バイオマス発電設備の燃料としての利用が拡大されることによって、手入れの遅れている森林の間伐が促進され、未利用となっていた森林資源の活用にもつながることが期待されている。</p>	
<p>(注1) 「エネルギー革命」とは、一般的には、主要なエネルギー資源が他の資源に急激に移行することを指すが、我が国の場合、高度経済成長期における、低廉かつ安定的なエネルギーの供給を目指して、従前の石炭中心のエネルギー資源から石油中心のエネルギー資源へ転換したことを指すことが多い。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>(注2) 「温室効果ガス」とは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など、大気中において、太陽光により暖められた地表面から宇宙空間に向かって放射される赤外放射を吸収し、それを地表面に向かって再放射することによって、地球の気温を温暖に保つ役割を持つ気体の総称である。温室効果ガスの濃度が高まり過ぎると、地球の平均気温が上昇し、いわゆる「地球温暖化」に影響を及ぼすといわれている。我が国においては、温室効果ガスの中でも、二酸化炭素の排出量が最も多く、これを大幅に削減することが求められている。</p> <p>(注3) 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉を足し合わせた造語であり、一般的には、再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く。) のことを指す。バイオマスを燃焼させることにより放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。</p> <p>(注4) 「再生可能エネルギー源」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成21年法律第72号) によると、エネルギー源として継続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。</p> <p>(注5) 再エネ特措法施行規則第3条第26号及び第27号では、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスについても規定されているが、当該バイオマスは、木質バイオマスではなく、今回は調査の対象としていないため、本文では記載を省略した。</p> <p>(注6) 「建設資材廃棄物」とは、建設リサイクル法第2条第2項において、土木建築に関する工事に使用する資材 (建設資材) が廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第2条第1項) となったものとされている。 廃棄物には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によると、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第2条において具体的に規定されており、建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くずについては、産業廃棄物と規定されている。</p> <p>(注7) 「製材工場等残材」とは、一般的に製材工場等から発生する端材や樹皮などの残材のことをいう。</p> <p>(注8) 「建設発生木材」とは、一般的に土木工事の建設現場や住宅などを解体する時に発生する木材のことをいう。</p> <p>(注9) 「林地残材」とは、間伐や主伐により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等のことをいう。</p> <p>(注10) 本文中で紹介した平成24年度末時点及び27年度末時点における木質バイオマス発電設備の件数 (運転開始済みを含む。) は、資源エネルギー庁が「固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト」に掲載している設備認定件数に関するデータを引用したが、同庁では、一般木質由来のバイオマスを主燃料とする発電設備と農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを主燃料とする発電設備を区分していないため、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを主燃料とする発電設備の件数を含む数である。</p> <p>(注11) 「調達価格等算定委員会」とは、再エネ特措法第67条の規定に基づき、資源エネルギー庁に設置された審議会等である。経済産業大臣は、調達価格及び調達期間を定めようとするときは、再エネ特措法第3条第7項の規定に基づき、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p>(注12) 「kwh (キロワットアワー)」とは、1時間当たりの電力量を表す単位であり、1キロワットは1,000ワットに相当する。</p> <p>(注13) 間伐材等由来の木質バイオマスの調達価格は、発電規模に応じて、異なった価格が設定されており、2,000kw未満の場合は、1kwh 当たり40円、2,000kw以上の場合は、同32円とされている。</p>	
<p>今回、平成28年1月末時点において運転開始済みであった主に間伐材等由来のバイオマスを用いて発電する設備の中から、21設備を抽出し、当該発電設備を保有する21発電事業者及び当該発電設備に燃料チップを納入する38チップ加工事業者等において、当該発電設備における間伐材等由来のバイオマスを加工した燃料チップ (以下「間伐材等由来の燃料チップ」という。) の調達状況、木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>ア 発電設備における間伐材等由来の燃料チップの調達状況</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気を電気事業者に対し供給しようとする者は、再エネ特措法第9条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができ、バイオマスを電気に変換する設備（以下「バイオマス発電設備」という。）については、再エネ特措法施行規則第4条の2第2項第8号の規定に基づき、発電に利用されるバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の使用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類（以下「バイオマス燃料の使用計画書」という。）を添付し、同省に申請することとされている。</p> <p>バイオマス発電設備の認定に係る申請書を受理した経済産業省においては、再生可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること（再エネ特措法施行規則第5条第1項第1号）などの認定基準に適合しているかの審査が行われるほか、①発電に係るバイオマス比率を毎月1回以上定期的に算定し、かつ、バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること（再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号イ）、②発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること（再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ロ）、③発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること（再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハ）<small>（注14）</small>などの認定基準に適合しているかの審査を行うこととされている。</p> <p>また、バイオマス発電設備については、再エネ特措法第9条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成23年政令第362号）第1条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が認定を行うに当たって、他産業への影響を確認する観点から、関係大臣と事前の協議を行うこととされている。このため、経済産業省では、木質バイオマス発電設備の認定に係る申請があった際には、農林水産省や環境省等と事前協議を行っているが、木質バイオマス発電設備の安定稼働を確保するために、当該協議を受けた農林水産省（林野庁）では、認定申請を行った事業者に、関係する都道府県の林務部局等を交えたヒアリングを行うなどして、燃料となる当該バイオマスが安定的に供給されることや、認定により製紙パルプなど当該バイオマスの既存の用途への影響が少ないことなどを確認している。</p> <p>さらに、再エネ特措法の規定に基づき再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた発電事業者は、再エネ特措法施行規則第5条第1項第7号の規定に基づき、毎年度1回、発電量等を経済産業大臣に報告しなければならないが、発電事業者の中でもバイオマス発電設備の認定を受けた事業者については、燃料種ごとの単価、総額、使用量等を報告しなければならないとされている（以下「経済産業大臣への定期報告」という。）。</p>	<p>図表 2-(3)-① （再掲） 図表 2-(3)-③ （再掲） 図表 2-(3)-ア-①</p> <p>図表 2-(3)-ア-②</p> <p>図表 2-(3)-③ （再掲） 図表 2-(3)-ア-③</p>

勸告	説明図表番号
<p>調査対象とした 21 発電事業者が保有する 21 発電設備において、間伐材等由来の燃料チップの年間使用予定数量^(注 15)と年間使用実績量^(注 16)を比較したところ、12 発電設備では、年間使用予定数量どおり又はそれを上回る年間使用実績量であったが、残りの 9 発電設備では、最少で 0.2 万トンから最大で 3.1 万トン^(注 17)の範囲で年間使用実績量が年間使用予定数量を下回っていた。</p>	<p>図表 2-(3)-ア -④</p>
<p>当該 9 発電設備を保有する 9 発電事業者のうち 6 発電事業者では、周辺地域に相次いで開設された発電設備や既存の製紙工場と調達競合し、買取価格が上昇したことなどにより、計画どおり間伐材等由来の燃料チップを調達できなかったとしており、この中には、周辺の発電設備との競合によって、間伐材等由来の燃料チップが思うように調達できなかったため、発電設備の運転を 1 か月間停止させたのみならず、当初の計画にはなかった他県の新たな調達先から代替の燃料チップを確保せざるを得なかった発電事業者（1 発電事業者）もみられた。</p>	<p>図表 2-(3)-ア -⑤</p>
<p>また、間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通し等について、調査対象とした 21 発電事業者を確認したところ、19 発電事業者では、同業他社との調達の競合が顕在化又は激化することを懸念している。</p>	<p>図表 2-(3)-ア -⑥</p>
<p>なお、林野庁では、従前から、再エネ特措法に基づき、経済産業省から協議を受けた際は、関係者にヒアリングを行うなどして、素材生産事業者等との供給に関する協定の締結状況を確認し、燃料チップが安定的に調達できるか等の確認を行っているが、これに加え平成 27 年 7 月以降は、より円滑な確認を行うため、「未利用間伐材等を燃料とする木質バイオマス発電設備認定の申請をされる事業者の方へ」及び「FIT^(注 18)設備認定における事前チェックについて」を公表し、発電設備の認定申請を行う事業者に対して、事前に都道府県の林務部局等に当該発電計画を説明し、燃料となる木材の賦存状況との整合性等の確認を促すとともに、都道府県林務担当者、木材供給者等と調整の上、発電計画の内容や供給先ごとの調達予定数量の内訳などを求めるなどの対応を行っているとしている。</p>	<p>図表 2-(3)-ア -⑦</p>
<p>上記のとおり、既存用途との競合で計画どおり間伐材等由来の燃料チップを調達できなかった発電事業者がみられ、今後、同業他社との調達の競合が顕在化・激化し、更に調達が困難になると懸念されている状況を踏まえると、発電事業者における安定的な燃料調達を図り、持続的な間伐材等の利用を促す観点から、関係事業者において地域における木材の需給状況に応じた発電規模を検討するために参考となるような情報を提供することが有効と考えられる。そのため、農林水産省及び経済産業省は、既に周辺地域で運転開始済みの発電設備のバイオマス燃料の使用計画書における年間予定数量等と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等の情報を共有することにより、地域におけるバイオマス燃料のより精確な需給状況を把握し、その結果を、木質バイオマス発電設備の認定申請をしようとする者や既存の発電事業者等に対し提供することが求められる。</p>	
<p>(注14) バイオマス発電設備の認定基準の一つである「発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること」については、電気事業者による再生可能エネルギー電</p>	

勸告	説明図表番号
<p>気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）の公布に伴い、平成28年7月に公布された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）において追加された新たな認定基準であり、同基準は29年4月以降に認定を受ける発電事業者に適用される。</p> <p>(注15) 「年間使用予定数量」については、調査対象とした発電事業者が保有する発電設備が、再エネ特措法施行規則第4条の2第2項第8号（平成28年の改正前は再エネ特措法施行規則第7条第2項第5号）の規定に基づき、経済産業大臣に対し、木質バイオマス発電施設の認定を受けた際に提出した「バイオマス燃料の使用計画書」に基づく数値である。</p> <p>ただし、調査対象とした発電事業者が保有する発電施設が運転開始前までに燃料チップの種類を追加を行うため、再エネ特措法第10条第1項（平成28年の改正前は再エネ特措法第6条第4項）の規定に基づき、経済産業大臣に変更認定申請を行っている場合は、同申請時に提出した「バイオマス燃料の使用計画書」に基づく数値である。</p> <p>(注16) 「年間使用実績量」については、当省が調査対象とした発電事業者から入手した運転日誌等を基に把握した平成26年12月から27年11月までの1年間に使用した燃料チップの量である。</p> <p>ただし、設備の運転開始時期が平成26年12月以降の場合は、その運転開始時点から27年11月までの間に使用した燃料チップの量を基にして、1か月分の燃料チップ使用量（平均値）を算出し、当省が1年分の使用実績を推計したものであり、調査対象とした発電設備が平成27年12月以降に運転を開始している場合は、その運転開始時点から28年1月までの間に使用した燃料チップの量を基にして、1か月分の燃料チップ使用量（平均値）を算出し、当省が1年分の使用実績を推計したものである。</p> <p>(注17) 各発電設備における燃料チップの調達状況を統一的に比較するため、当省が各発電設備の保有事業者から計画時及び実際に使用していた燃料チップの重量と水分率を確認し、同水分率を基に、水分率が0%とした場合の燃料チップの重量に換算したものである。</p> <p>(注18) 「FIT」とは、feed in tariffの略で、固定価格買取制度のことをいう。</p>	
<p>イ チップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況</p> <p>林野庁では、前述のとおり木質バイオマス証明ガイドラインを通じて、間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスの具体的な定義を明示しているほか、素材生産事業者等による原木の伐採段階とチップ加工事業者等による加工・流通段階等において、木質バイオマスの由来等に関する証明書類を作成するとともに、複数の種類の木質バイオマスを取り扱う場合は、適切に分別管理を行うことを示すなど、供給者がこれらの木質バイオマスの証明に取り組むに当たって留意すべき事項について、関係団体や関係事業者等に周知している。木質バイオマス証明ガイドラインで規定された木質バイオマスの具体的な範囲及び由来の証明方法の概要は、次の①及び②のとおりである。</p> <p>なお、木質バイオマス証明ガイドラインでは、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等は、販売先に対して交付した証明書の写し、仕入先から交付された証明書その他の関係書類を少なくとも5年間保管することとされ、その証明の根拠について、販売先等から求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要があるとされている。</p> <p>① 木質バイオマスの具体的な範囲</p> <p>i) 間伐材等由来のバイオマス</p> <p>間伐材のほか、森林経営計画の対象森林（森林法第11条第5項等）、保安林等（森林法第25条等）又は国有林野施業実施計画（国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第12条第1項）等の対象森林に</p>	<p>図表 2-(3)-⑩ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-⑪ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>において、法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、伐採、生産された木材</p> <p>ii) 一般木質由来のバイオマス</p> <p>木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等のいわゆる製材等残材のほか、製材等残材以外の木材であって、由来の証明が可能なもの</p> <p>② 木質バイオマスの由来を証明する具体的な方法</p> <p>i) 伐採段階</p> <p>素材生産事業者等は、販売先に対し、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスであることを証明する証明書を交付する必要があるとされており、その証明書には、販売する木材が間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来の木質バイオマスである旨を記載するとともに、当該木材の販売先、数量等基礎的な情報のほか、森林の伐採箇所、伐採面積等について記載する必要があるとされている。</p> <p>また、上記の証明書には、伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第 10 条の 8）や森林経営計画の認定書（森林法第 11 条第 5 項）などの関連書類の写し（以下「根拠書類」という。）を添付することとされている。</p> <p>なお、証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができることとされている。</p> <p>ii) 加工・流通段階</p> <p>チップ加工事業者等は、販売先に対し、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスであることを証明する証明書を交付する必要があるとされており、その証明書には、販売する木材が間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスである旨を記載するとともに、当該木材の樹種、数量等の情報を記載することとされている。</p> <p>調査対象とした 21 発電設備のうち、回答が得られた 19 発電設備について、素材生産事業者等からチップ加工事業者等を経て納入された間伐材等由来の燃料チップ又は一般木質由来の燃料チップの 98 納入ルート^(注 19)（間伐材等由来：82、一般木質由来：16）を抽出し、同ルート上で燃料チップの納入に関わった 38 チップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況を調査したところ、次のとおり、木質バイオマスの由来を客観的に立証することが困難な例がみられるなど、木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応となっていなかった例がみられた。</p> <p>① 本来であれば間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木^(注 20)を素材生産事業者等が間伐材等由来の木材としてチップ加工事業者等に納入し、チップ加工事業者等が間伐材等由来の燃料チップとして発電設備に納入しており、誤った燃料区分を適用していた例（1 発電設備 2 納入ルート）</p>	<p>図表 2-(3)-イ-①</p> <p>図表 2-(3)-イ-②- i ii</p> <p>図表 2-(3)-イ-③</p>

勸告	説明図表番号
<p>② チップ加工事業者等が、伐採段階において必要な証明書若しくは根拠書類を素材生産事業者等から入手せず、又は加工・流通段階において必要な証明書を作成せず、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスとして発電設備に燃料チップを納入していた例（11 発電設備 29 納入ルート）</p> <p>③ 素材生産事業者等から伐採段階において必要な証明書及び根拠書類は提出されていたが、記載内容が不十分で、当該証明書に記載すべき森林の伐採箇所と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所とを照合できなかった例（10 発電設備 30 納入ルート）</p> <p>i) 証明書又は根拠書類に森林の伐採箇所が未記載のため、両者の伐採箇所を照合できなかった例（7 発電設備 12 納入ルート）</p> <p>ii) 証明書に森林の伐採箇所の記載はあったが、市町村名のみであるなど地番までの詳細な記載がないため、根拠書類の伐採箇所と照合できなかった例（4 発電設備 12 納入ルート）</p> <p>iii) 証明書と根拠書類で記載された森林の伐採箇所が林班と地番で表記が異なるため、両者の伐採箇所を照合できなかった例（2 発電設備 6 納入ルート）</p> <p>木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応となっていなかったことについて、調査対象としたチップ加工事業者等では、関係事業者において木質バイオマス証明ガイドラインに定められた木質バイオマスの範囲や由来の証明方法等の理解が不足していたことを理由としている。</p> <p>また、一部のチップ加工事業者等からは、伐採段階における証明書に記載することとされている森林の伐採箇所について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 現行の木質バイオマス証明ガイドラインでは、具体的な記載方法までは定められていないため、市町村名までの記載で十分と判断してしまう者がいる。</p> <p>② 原木の伐採箇所を林班等の細部まで把握していたとしても、対象の森林が複数あり広範囲に至る場合は、証明書の様式に全ての伐採箇所を記載しきれないため、詳細な伐採箇所を割愛している者がいる。</p> <p>③ 国有林の中には、伐採後の間伐材について特定の土場^(注21)を物件の所在地として売買契約を締結する場合があります。かつ国の機関である森林管理署がバイオマスの由来を証明しているため、伐採箇所までの確認は求める必要がないと考えている者がいる。</p> <p>このように森林の伐採箇所の記載方法等の理解が十分ではない事業者がいることを踏まえると、現状の木質バイオマス証明ガイドラインの記載すべき事項について、周知徹底を図る必要があると考えられる。</p> <p>他方、木質バイオマス証明ガイドラインにおいては、森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等（以下「団体等」という。）は、証明のなされた間伐材等由来のバイオマス及び一般木</p>	<p>図表 2-(3)-イ-④</p>

勸告	説明図表番号
<p>質由来のバイオマスの分別管理や書類管理の方針についての自主行動規範を策定し、間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に取り組む団体等の構成員について、その取組が適切である旨の認定等を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査^(注 22)、認定の取消等）を定め、公表することとされている。</p> <p>調査対象とした 19 発電事業者及び 38 チップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインに基づく団体等の認定状況をみると、いずれの事業者等も団体等の認定を受けている。当該団体等が策定した認定実施要領によれば、認定を行った事業者等に対し、バイオマスの取扱いが適正であるか否かを確認するため、立入検査を行うことができることとなっているが、これら事業者等における団体等による立入検査の受検実績を調査したところ、固定価格買取制度開始以降、受検実績のある事業者等はみられなかった。</p> <p>さらに、調査対象の一部の発電事業者からは、木質バイオマス証明ガイドラインが遵守されていない実態があったとしても、それに対する罰則がないため、木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応を求めることに限界があるのではないかといった意見も聴かれた。</p> <p>固定価格買取制度の枠組みの下で発電された電気を電力会社が買い取る際に発電事業者を支払った費用については、国民に対し電気料金の一部（賦課金）として負担が求められている。再生可能エネルギー源の中でも、木質バイオマスの場合、細かく粉碎されたチップとして利用されることが多く、チップに加工されると、その原料となった木材が何であったのかの判別が外観上困難である。</p> <p>このような現状に対し、林野庁は、木質バイオマス証明ガイドラインは、素材生産事業者等やチップ加工事業者等が木質バイオマス由来であることの証明に取り組むに当たっての留意すべき事項等を取りまとめたものであり、木質バイオマス証明ガイドラインで定められた事項は各事業者の責任において自主的に遵守すべきものであるため、詳細な実態までは把握していないとしている。また、経済産業省では、現制度の枠組みでは、木質バイオマス発電設備の認定時において、発電事業者に対し、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく証明書類の雛形の添付を求めているものの、発電設備の運転開始後に木質バイオマス証明ガイドラインどおりに証明書類を入手・作成しているかといった観点で、木質バイオマス証明ガイドラインの遵守状況の確認までは行っていないため、詳細な実態は把握できないとしている。しかし、チップの由来に関し、木質バイオマス証明ガイドラインに沿って適切な識別・証明が行われなければ、適正な調達価格が適用されず、国民に過度な賦課金を負担させてしまう事態も懸念されるため、今後は、木質バイオマス証明ガイドラインに沿った適切な証明が行われているかを確認できる仕組みを整備し、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインの遵守状況を把握する必要があると考えられる。</p> <p>(注19) 「納入ルート」とは、素材生産事業者等（川上）からチップ加工事業者等（川中）を経て、調査対象とした発電事業者（川下）に燃料チップが納入される、一連のサプライチェーン</p>	<p>図表 2-(3)-イ-⑤</p> <p>図表 2-(3)-イ-⑥</p>

勸告	説明図表番号
<p>一の流れのことである。当省では、調査対象とした発電事業者の協力の下、運転日誌等を基に、当該発電事業者への燃料チップの納入に関わったチップ加工事業者等及び素材生産事業者等を把握し、当省の調査への協力が得られた事業者を対象に、木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況の確認を行った。</p> <p>(注20) 木質バイオマス証明ガイドラインによると、伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8）により主伐された原木は、間伐材等由来のバイオマスとはならない。</p> <p>(注21) 「土場」とは、一般的には、切り出した材木を一時集めておく場所のことである。</p> <p>(注22) 木質バイオマス証明ガイドラインにおいては、団体等の構成員ではない企業等が、独自に自主行動規範を定めこれに基づき証明を行う場合には、当該団体等による立入検査等に代わり、第三者の監査を受けるなど、当該団体等の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要があるとされている。</p>	
<p>ウ チップ加工事業者等におけるせん定枝に係る調達価格の区分の適用状況</p>	
<p>街路樹や個人の庭木などをせん定した際に発生するせん定枝は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 2 項の規定による一般廃棄物の定義並びに同条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 2 条の規定による産業廃棄物の例を踏まえると、原則として一般廃棄物に該当することとなると考えられる^(注23)。</p>	<p>図表 2-(3)-ウ-①</p>
<p>せん定枝は、固定価格買取制度における再生可能エネルギー源の一つとされているが、適用する調達価格については、関係省庁によって、次のとおり、異なる見解が示されており、資源エネルギー庁及び環境省では、一般廃棄物由来のバイオマス^(注24)（平成 28 年度調達価格：17 円）に分類している一方、林野庁では、一般木質由来のバイオマス（同：24 円）に分類している。</p>	<p>図表 2-(3)-⑨ （再掲）</p>
<p>① 林野庁</p> <p>木質バイオマス証明ガイドラインによると、屋敷林など法令による伐採に係る手続が不要の立木、果樹等のせん定枝は、一般木質由来のバイオマス（同：24 円）に分類されており、所有者等が由来の証明書を作成し、販売先に同証明書を交付する必要があるとされている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑩ （再掲）</p>
<p>② 資源エネルギー庁</p> <p>同庁では、せん定枝は、一般廃棄物由来のバイオマス（同：17 円）に分類しているが、由来の証明書が必要か否かについては、明示していない。</p>	<p>図表 2-(3)-ウ-②</p>
<p>③ 環境省</p> <p>「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT 制度）ガイドブック」（平成 25 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）によると、街路樹のせん定枝は、一般廃棄物に含まれるとして一般廃棄物由来のバイオマス（同：17 円）に分類されているが、由来の証明書が必要か否かについては、記載されていない。</p>	<p>図表 2-(3)-ウ-③</p>
<p>このため、調査対象としたチップ加工事業者等に対し、せん定枝に適用している調達価格の区分を確認したところ、次のとおり、当該事業者によって、その判断が区々となっている状況がみられ、当該事業者からは、せん定枝に関する調達</p>	

勸告	説明図表番号
<p>価格の判断は難しいので、国において、統一した考え方を示してほしいとの意見が聴かれた。</p> <p>① せん定枝は由来の証明書を手し、一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者（3事業者）<small>（注25）</small></p> <p>② 街路樹など市町村管理の樹木から発生したせん定枝は、由来の証明書を手し一般廃棄物由来のバイオマスに区分して発電に利用していた<small>（注26）</small>一方、個人の庭木から発生したせん定枝は、所有者から証明書を手し一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者（1事業者）</p> <p>③ せん定枝は一般廃棄物に該当すると考えており、発電に利用してよいか不明としていた事業者（1事業者）</p> <p><small>（注23）</small> 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページによると、庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業は、日本標準産業分類による「建設業」大分類D中の「造園工事業」に該当するので、当該事業により生じた木のせん定くずは、廃棄物処理法施行令第2条第1項第2号において規定される産業廃棄物（建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず）に該当する一方、造園業（主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業）は、建設業でなく大分類Aの中の「園芸サービス業」に該当するので、当該事業により生じた木のせん定くずは、一般廃棄物になるとの見解が示されている。</p> <p><small>（注24）</small> 「一般廃棄物由来のバイオマス」とは、廃棄物処理法第2条第2項に規定される一般廃棄物由来のバイオマスのことである。</p> <p><small>（注25）</small> このうち1事業者は、発電利用を行うせん定枝を含む木材については、市町村から一般廃棄物には当たらないとする見解を公文書により提供してもらい、樹木の所有者等から由来の証明書を手してきたせん定枝についてのみ、一般木質由来のバイオマスとして処理していた。</p> <p><small>（注26）</small> 一般廃棄物の処理が適正に実施されたかどうかを確認するために、「産業廃棄物管理票」（廃棄物処理法第12条の3）に準じて、市が排出する廃棄物ごとに独自で作成している廃棄物の種類、数量、運搬を受託した者の氏名などを記載した「一般廃棄物管理票」を一般廃棄物である旨の証明書としている。産業廃棄物管理票は、法的作成義務はあるが、一般廃棄物管理票には、法的作成義務はない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省及び経済産業省は、発電利用に供する木質バイオマスの持続的な活用をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全国で運転を開始している木質バイオマス発電設備のバイオマス燃料の使用計画書における年間予定数量等と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等の情報を両省で共有し、必要があれば関係事業者へのヒアリングを行うなどして、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析を行った上で、その結果を、木質バイオマス発電設備の認定申請をしようとする者や既存の発電事業者等が確認できる措置を講ずること。（農林水産省及び経済産業省）</p> <p>② 適切な調達価格が適用されるよう、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・流通段階において必要となる木質バイオマス由来の証明書及び根拠書類並びに証明書に記載すべき事項について、改めて周知徹底を図ること。（農林水産省及び経済産業省）</p>	

勸告	説明図表番号
<p>③ 再エネ特措法に基づく告示に定められた調達価格が適正に適用されるために、農林水産省と連携し、木質バイオマス証明ガイドラインに沿った適切な証明が行われているかを確認できる実効性のある措置を講ずること。（経済産業省）</p> <p>④ せん定枝について、発電事業者によって調達価格の区分の判断が異なるようにするため、関係省庁と調整し、伐採及び加工・流通段階において必要となる証明書類や証明の実施手順を明確にした上で、関係事業者に対し、その取扱いを徹底させること。（経済産業省）</p>	

調 査 の 結 果	説明図表番号
<p>エ 地域における木質バイオマスの活用等に着目した自伐林家等に対する支援</p> <p>燃料としての木質バイオマスの活用は、従来、あまり活用されてこなかった間伐材の新たな需要の一つであり、その普及が進むと、森林の間伐が促されることによって、森林の適切な整備・保全につながるだけではなく、地域の林業事業者の収益を増加させるといった地域経済を活性化する効果も期待されている。</p> <p>大規模な木質バイオマス発電設備は、大量の森林資源を燃料として確保する必要があるため、前述アのとおり、地域によっては、既存の用途との競合によって燃料となる間伐材が計画どおり調達できていない状況がみられる（注27）が、木質バイオマスを燃料とするボイラー設備は、大量の原木を必要としないため、近年、公共施設等を中心に、地域の実情に合った規模の木質バイオマスを燃料とするボイラーの設置数が増加傾向にある。</p> <p>このようなボイラー設備に燃料を供給するための間伐であれば、高度な林業機械を必要とせず、森林組合等に施業を委託していた森林の土地所有者や小規模な自伐林家等（注28）であっても比較的取り組みやすいと言われている。</p> <p>このため、地域によっては、自伐林家等を活用し、間伐材等を軽トラックなどで特定の土場に集め、集めた間伐材等を地域住民やNPO等が運営する団体が地域通貨で買い取り、地域内の木質バイオマス燃料を利用する施設等に販売する取組（以下「木の駅プロジェクト」（注29）という。）が行われており、平成29年2月末現在で木の駅プロジェクトが導入された市町村数及び木の駅プロジェクトに登録した自伐林家等の数は、22県の37市町村、1,102人（注30）に達している。</p> <p>このような木の駅プロジェクトに対する支援の一環として行っているものを含め、調査対象とした17道府県及び39市町村における自伐林家等に対する支援状況をみると、一部の道府県及び市町村において、次のような支援措置を実施している。</p> <p>① 金銭面の支援措置</p> <p>i) 木の駅プロジェクトについて、自伐林家等に支払う地域通貨の一部や運営費の一部を運営事務局に助成する事業を実施している。（1道府県2市町村）</p> <p>ii) 市町村が設置した木質バイオマス燃料の加工施設や木質バイオマス燃料を利用する温泉施設に地元の自伐林家等が持ち込んだ間伐材等について、その運搬費等の一部を助成する事業を実施している。（3市町村）</p> <p>iii) 自伐林家等の林業機械の導入に係る費用等の一部を助成する事業を実施している。（2道府県1市町村）</p> <p>② 技術面の支援措置</p> <p>i) 木の駅プロジェクトの導入を検討している森林所有者や自伐林家等を対象として、伐採した間伐材等の搬出技術を指導する実践的研修を実施している。（1道府県）</p>	<p>図表 2-(3)-エ-①</p> <p>図表 2-(3)-エ-②、③</p> <p>図表 2-(3)-エ-④</p>

調 査 の 結 果	説明図表番号
<p>ii) 小規模な自伐林家等を対象として協議会を設立し、当該協議会に登録した会員に安全講習の実施や作業道の開設方法など技術指導を実施している。(1道府県)</p> <p>iii) 森林施業に関心の低い森林所有者を自伐林家に育成するため、チェーンソー等を用いた間伐の基本的な技術指導を実施している。(1道府県 2市町村)</p> <p>森林の健全な育成を図り、森林の持つ公益的機能を最大限発揮させるためには、定期的な間伐の実施は不可欠であり、今後は、木の駅プロジェクトのような地域の実情に合った間伐を促す取組を確立させ、自伐林家を含む多様な意欲ある林業事業者が森林施業の担い手となることができるよう^(注31)、公的な支援措置を講じていく必要があると考えられる。</p> <p>(注27) 今回調査対象とした21発電設備は、いずれも発電規模が5,000kW以上の比較的大規模な発電設備である。</p> <p>(注28) 「自伐林家」とは、主に自ら所有する森林において、林業事業者体に経営を委託することなく自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者をいう。</p> <p>(注29) 「木の駅プロジェクト」は、平成17年に高知県のNPO法人「土佐の森・救援隊」(中嶋健造理事長)が始めた「林地残材収集システム」をモデルとして、全国に波及させたプロジェクトである。地域通貨は、地場産の商品や地場サービスなどと交換することのできる引換券であり、地域によって地域通貨の買取価格は異なっているが、おおむね間伐材等1トン当たりの5,000円程度の地域通貨と交換される。</p> <p>(注30) 「木の駅プロジェクト」のホームページに掲載されている数値である。</p> <p>(注31) 「全国森林計画」(平成28年5月24日閣議決定)において、「自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める」とされている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月24日閣議決定)においても、「自伐林家を含む多様な林業の担い手の育成・確保を図ること」とされている。</p>	

図表 2-(3)-① バイオマス発電設備に係る再エネ特措法の条文

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(抜粋)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和 39 年法律第百七十号)第 2 条第 1 項第九号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。)をいう。

2 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

4 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第 9 条第 4 項及び第 6 項において同じ。)

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

5 この法律において「特定契約」とは、第 9 条第 3 項の認定(第 10 条第 1 項の変更の認定を含む。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る次条第 1 項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第2章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

第1節 調達価格及び調達期間

- 第3条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が第16条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。
- 2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる。
 - 3 前項の規定により調達価格等を定めた再生可能エネルギー発電設備の区分等については、その定められた年度において、第1項の規定は適用しない。
 - 4 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第12項の価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。
 - 5 調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。
 - 6 経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第36条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。
 - 7 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第八十九号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第二十八号及び同条第3項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。
 - 8 経済産業大臣は、調達価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
 - 9 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。
 - 10 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。
 - 11 第7項から第9項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。
 - 12 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源として

の再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（次項及び第14項において「価格目標」という。）を定めなければならない。

13 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、価格目標を変更することができる。

14 経済産業大臣は、前2項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第9条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

- 2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名
 - 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
 - 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
 - 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
 - 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
 - 七 その他経済産業省令で定める事項
- 3 経済産業大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 再生可能エネルギー発電事業の内容及び、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。
 - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 法人であって、その役員のうちイに該当する者があるもの
 - 五 再生可能エネルギー発電設備が第4条第1項の規定による指定をした再生可能エネルギー

発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第5条第2項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ 第6条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第7条第7項の規定による通知を受けた者であること。

- 4 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第3項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。
- 6 経済産業大臣は、第3項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第10条 認定事業者は、前条第2項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 認定事業者は、前条第2項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 前条第3項（第五号イ及びハを除く。）から第5項までの規定は、第1項の認定について準用する。
- 5 前条第5項の規定は、第3項の規定による届出について準用する。

（指導及び助言）

第12条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（改善命令）

第13条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の失効）

第14条 第9条第3項の認定（第10条第1項の変更の認定を含む。次条において同じ。）は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

（認定の取消し）

第15条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第3項の認

定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。
- 二 認定計画が第9条第3項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 認定事業者が第13条の規定による命令に違反したとき。

第3章 電気事業者における費用負担の調整

(賦課金の請求)

第36条 小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定により電気の利用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の利用者へ供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

第6章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

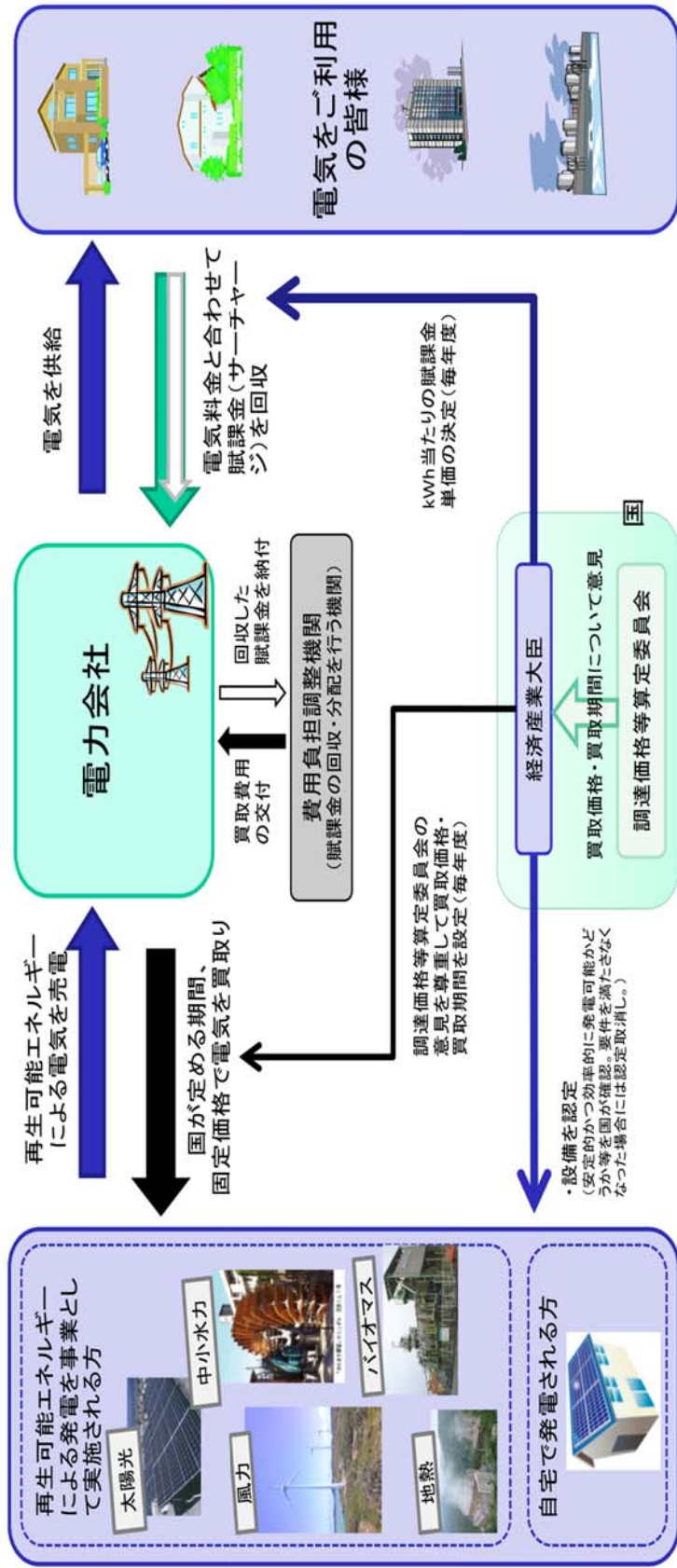
第76条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2- (3) - ② 固定価格買取制度の仕組み (イメージ図)

- ① 電力会社は、再生可能エネルギーにより発電された電気を、国が定めた価格・期間で買取義務を負う。
- ② 買取に要した費用は、賦課金として電気を利用する者（国民・企業等）の電気料金に上乗せされる。
※ 極めて大量のエネルギーを消費される事業者や東日本大震災の被災者については、賦課金を減免
- ③ 全国で一律の賦課金単価とするために、「費用負担調整機関」が賦課金を取りまとめ、電力会社に交付される。
- ④ 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重し、買取価格、期間、賦課金単価を毎年度決定する。



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(3)-③ バイオマス発電設備に係る再エネ特措法施行規則の条文

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）（抜粋）

第 2 章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一～二十二 （略）

二十三 バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備

二十四 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「一般廃棄物発電設備」という。）を除く。次号において同じ。）であって、その出力が 2,000 キロワット未満のもの

二十五 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が 2,000 キロワット以上のもの

二十六 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。以下同じ。）を電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十八号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。以下同じ。）であって、その出力が 2 万キロワット未満のもの

二十七 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が 2 万キロワット以上のもの

二十八 建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 2 条第 2 項に規定する建設資材廃棄物をいう。）を電気に変換する設備（第二十三号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）

二十九 一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第二十三号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（バイオマスを電気に変換する設備をいう。以下同じ。）

（認定手続）

第 4 条の 2 法第 9 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、様式第 1 による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が 10 キロワット未満のものである場合にあっては、様式第 2 による申請書）を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七 （略）

八 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類

イ 当該バイオマス発電設備を用いて行われる発電に係るバイオマス比率（当該発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（複数の種類の

バイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスごとの割合)をいう。以下同じ。)の算定の方法を示す書類

ロ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマス資源の安定的な確保に向けた取組の状況を示す書類

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が地熱発電設備であるときは、当該認定の申請に係る発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握その他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置に関する実施計画に関する書類

3・4 (略)

(認定基準)

第5条 法第9条第3項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、再生可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること。

二 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。

三～五 (略)

六 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。

七 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。

八～十 (略)

十一 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月1回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること。

十二～十五 (略)

2 法第9条第3項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令(条例を含む。)の規定を遵守していること。

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。

三 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。

四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。

五～七 (略)

八 その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること。

九 法附則第 4 条の新エネルギー等認定設備でないこと。

第 5 条の 2 法第 9 条第 3 項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。
- 二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。
- 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第 7 条 法第 9 条第 5 項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定発電設備（太陽光発電設備であって、その出力が 20 キロワット未満のものを除く。以下この条において同じ。）の識別番号
 - 二 当該認定事業者（当該認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が 20 キロワット未満のものを除く。）の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 当該認定発電設備の区分
 - 四 当該認定発電設備の発電出力
 - 五 当該認定発電設備の所在地
- 2 経済産業大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（変更の認定）

第 8 条 法第 10 条第 1 項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請は、様式第 3 による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が 10 キロワット未満のものである場合には様式第 4 による申請書）を提出して行わなければならない。

2 第 4 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請について準用する。

（軽微な変更）

第 9 条 法第 10 条第 1 項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定事業者の変更
- 二 認定発電設備の設置の形態の変更
- 三 認定発電設備の出力の変更
- 四 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更
- 五 認定発電設備のうち主要なものの変更
- 六 認定発電設備（第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更
- 七 認定発電設備に係る引込線及び配線の施設方法の変更
- 八 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更
- 九 認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更
- 十 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利

用するバイオマス燃料の種類の変更

十一 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合であって、当該認定発電設備において利用するバイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあっては、当該バイオマス燃料の原料の種類の変更

2 法第 10 条第 2 項の軽微な変更の届出は、様式第 5 による届出書を提出して行わなければならない。

(変更の届出)

第 10 条 法第 10 条第 3 項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第 6 による届出書を提出して行わなければならない。

(帳簿)

第 28 条 法第 35 条第 1 項の帳簿は、小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量を記載し、記載の日から 10 年間保存しなければならない。

2 法第 35 条第 2 項の帳簿は、電気事業者が調達した特定契約ごとの再生可能エネルギー電気の量を記載し、当該特定契約に基づく調達期間が終了するまでの間保存しなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(3)-④ 建設リサイクル法における建設資材廃棄物の定義に関する規定

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。

2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったものをいう。

（参考）

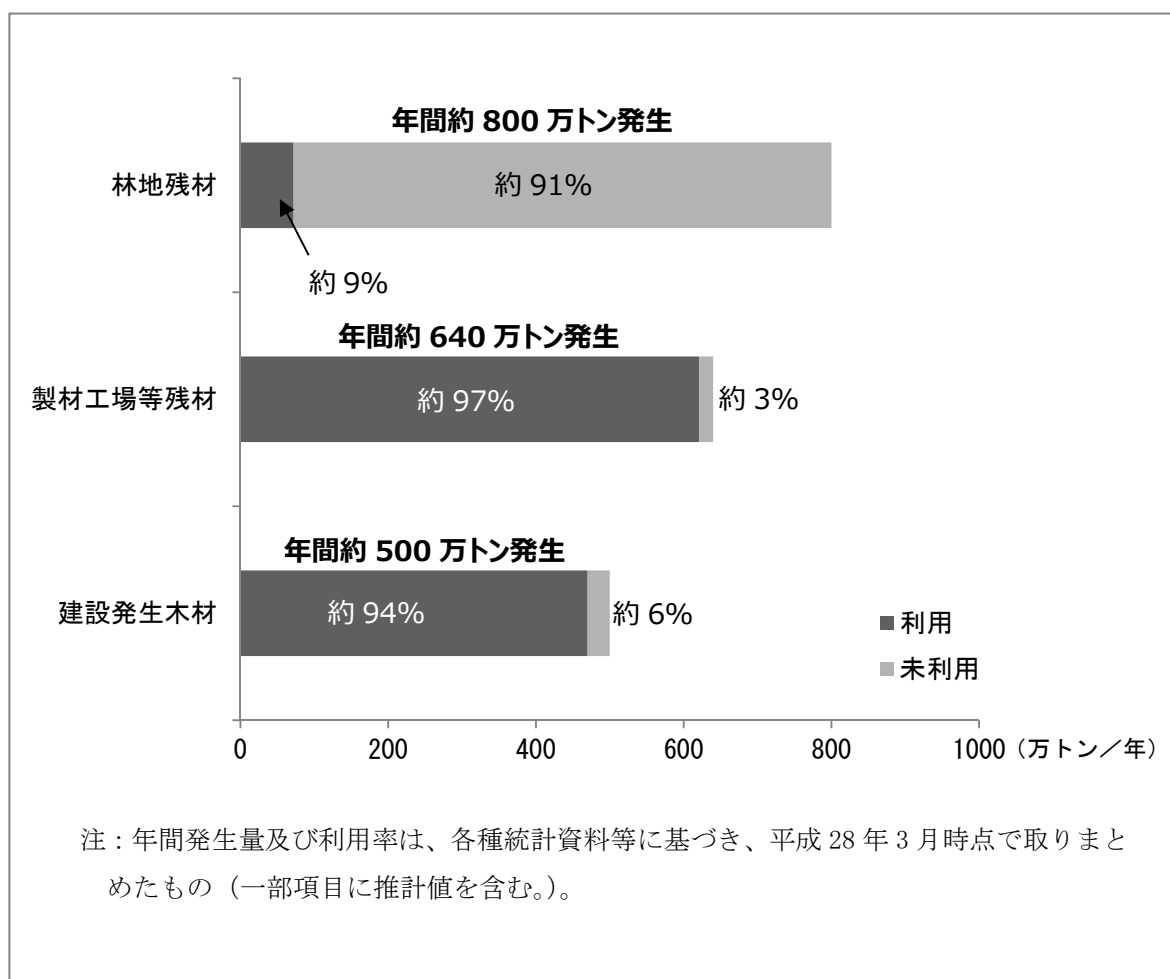
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2- (3) - ⑤ 木質バイオマスの発生量と利用率の現状



(注) 「バイオマス活用推進基本計画」(平成 28 年 9 月 16 日閣議決定)に基づき、当省が作成した。

図表 2-(3)-⑥ バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）（抜粋）

第一章 総則

（定義）

第 2 条 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。

2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料（バイオマスを製品の原材料の原材料その他の間接の原材料として利用する場合における間接の原材料を含む。以下同じ。）として利用すること（農林水産物を食品の原材料として利用することその他の農林水産物を本来の用途に利用することを除く。）又はエネルギー源として利用することをいう。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

（バイオマス活用推進基本計画の策定等）

第 20 条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第 2 項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第 3 項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2- (3) - ⑦ バイオマス活用推進基本計画（平成 28 年 9 月 16 日閣議決定）（抜粋）

第 2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

3. 2025 年（平成 37 年）における目標

(1) バイオマスの利用拡大

バイオマスの利用を拡大することにより、化石資源由来のエネルギーや製品等をバイオマス由来のものへと代替していくことが期待される。

廃棄物系バイオマスの賦存量は中長期的には減少傾向にあるが、下水汚泥や林地残材の利用率の伸びが期待されることなどを踏まえ、炭素換算量で年間約 2,600 万トンのバイオマスを利用することを目標とする。

なお、バイオマスの種類ごとの目標として、以下を設定し、既存の利用方法に配慮しつつ、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進していくことを推奨する。

バイオマスの種類		現在の年間発生量 <small>(※2)</small>	現在の利用率	2025 年の目標
廃棄物系	家畜排せつ物	約 8,100 万トン	約 87%	約 90%
	下水汚泥	約 7,800 万トン	約 63% <small>(※3)</small>	約 85%
	黒液	約 1,300 万トン	約 100%	約 100%
	紙	約 2,700 万トン	約 81%	約 85%
	食品廃棄物	約 1,700 万トン	約 24%	約 40%
	製材工場等残材	約 640 万トン	約 97%	約 97%
	建設発生木材	約 500 万トン	約 94%	約 95%
未利用系	農作物非食用部 (すき込みを除く。)	約 1,300 万トン	約 32%	約 45%
	林地残材	約 800 万トン	約 9%	約 30%以上

※1 現在の年間発生量及び利用率は、各種統計資料等に基づき、平成 28 年（2016 年）3 月時点で取りまとめたもの（一部項目に推計値を含む。）。

※2 黒液、製材工場等残材、林地残材については乾燥重量。他のバイオマスについては湿潤重量。

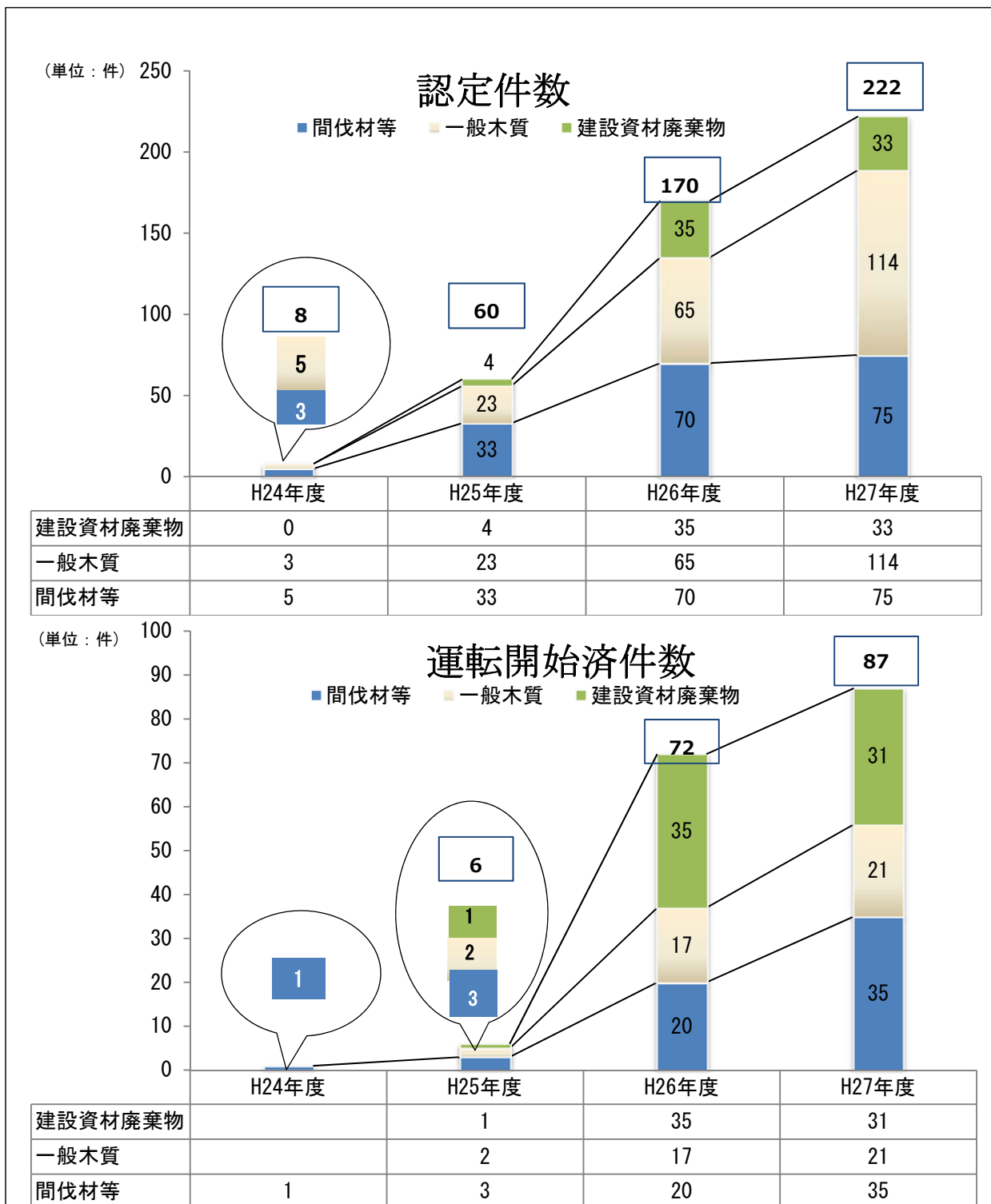
※3 下水汚泥の利用率は東日本大震災の影響で低下。

⑨ 林地残材

林地残材については、約 9%が熱利用などの用途に利用されており、発電の原料としての需要も拡大しつつあることから、更なる利用率の向上が期待されている。熱利用や熱電併給を含めたエネルギー利用や、バイオマスを効率的に高付加価値物質へ変換する技術の開発を進めて新たな用途を創り出すとともに、施業の集約化や路網整備等を進め、原木の安定的かつ効率的な供給体制を構築し、2025 年（平成 37 年）に約 30%以上が利用されることを目指す。

(注) 枠及び下線は、当省が付した。

図表 2- (3) - ⑧ 木質バイオマス発電設備の認定件数及び運転開始済件数の推移



(注) 1 固定価格買取制度情報公開用ウェブサイトのデータに基づき、当省が作成した。
 2 各年度末（3月末）時点の状況をまとめたものである。
 3 複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分で発電設備が認定されている。
 4 固定価格買取制度情報公開用ウェブサイトのデータにおいて、一般木質由来のバイオマスの主燃料とする発電設備と農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの主燃料とする発電設備とが区分されていないため、本表の一般木質由来のバイオマス主燃料とする発電設備の認定件数及び運転開始済件数には、農作物の収穫に伴って生じるバイオマス主燃料とする発電設備の件数を含む。

図表 2- (3) - ⑨ 再エネ特措法に基づく告示に定められた調達価格及び調達期間(平成 28 年度)

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格 (1kwh 当たり)	調達期間
バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	39 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス (輸入されたものを除く。) を電気に変換する設備 (前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。) であって、 <u>その出力が 2,000 キロワット未満のもの</u>	40 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス (輸入されたものを除く。) を電気に変換する設備であって、 <u>その出力が 2,000 キロワット以上のもの</u>	32 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
<u>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス (当該農産物に由来するものに限る。)</u> を電気に変換する設備 (第 12 号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)	24 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
<u>建設資材廃棄物を電気に変換する設備 (第 12 号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)</u>	13 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
<u>一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第 12 号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備</u>	17 円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	20 年間
<p>1 「調達期間」は、特定契約に基づき認定発電施設が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。</p> <p>2 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p> <p>3 <u>木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン (平成 24 年 6 月 18 日)」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。</u></p> <p>4 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの施設からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。</p>		

(注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 1 項及び同法附則第 6 条で読み替えて適用される同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件 (平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号) に基づき、当省が作成した。

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

平成24年6月
林野庁

1 趣旨

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき平成24年6月18日経済産業省告示第139号(以下「告示」という。)において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」(以下「一般木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」(以下「建設資材廃棄物」という。)を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等から大量に発生する一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

本ガイドラインは、このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、これらの供給者が、間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であることの証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2 定義

本ガイドラインにおける間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及び建設資材廃棄物は、次のとおりとする。なお、本ガイドラインでい

う木材には、竹由来のものを含む。

(1) 間伐材等由来の木質バイオマス

間伐材等由来の木質バイオマスとは、次のいずれかから由来するバイオマスをいう。

① 間伐材

森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後において再びうっ閉する木材を間伐材と認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材を間伐材といい、除伐(うっ閉する前の森林において目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採をいう。)によるものを含む。

② ①以外の方法により伐採された木材

①以外の方法により次のいずれかの森林(伐採後の土地が引き続き森林であるものに限る。)から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、伐採、生産される木材をいう。

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項の認定を受けた森林経営計画(森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされた森林施業計画を含む。以下「森林経営計画」という。)の対象森林

イ 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林(以下「保安林等」という。)

ウ 国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)第12条第1項の国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林法施行手続(昭和30年農林省訓令第11号)第6条第1項の公有林野等官行造林地施業計画の対象森林

(2) 一般木質バイオマス

一般木質バイオマスとは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物以外の木質バイオマスであって、次の木材等に由来するバイオマスをいう。

① 製材等残材

木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材

①の証明書を交付された間伐材等由来の木質バイオマスの加工・流通を行う者は、自らが加工・流通する全過程を通じて、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明されたものと、それ以外に由来するバイオマスとを分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木質バイオマス等由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

② 証明書
上記①の証明書には、販売する木質バイオマス等由来の木質バイオマスであることを記載するとともに、当該木材の販売先、数量等基礎的な情報を記載する必要がある。伐採段階における証明書には、伐採箇所、伐採面積等についても記載する。なお、表示方法等の例は、別記1及び別記2-1のとおりとする。

なお、証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる（別記2-2参照。）。

(2) 一般木質バイオマスの証明

① 証明を要する場合

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度において、一般木質バイオマスを発電に利用する場合は、当該バイオマスについて、伐採段階及び加工・流通段階で以下の証明を必要とする。

ア 製材等残材

(ア) 原木の伐採段階

製材等に用いる原木を供給する者は、原木の販売先に対し、その原木が全て間伐材等由来の木質バイオマスであること又は一般木質バイオマス（その他由来の証明が可能な木材）であることを証明する証明書を交付することが必要である。また、それらとそれら以外のバイオマスの両方を取り扱う者は、上述の証明にあたって、両者を分別管理するとともに、これが確実に行われていることを明らかにする必要がある。

(イ) 製材等の段階

製材工場等は、(ア)の証明書を交付された原木を加工し製材等残材が生じる全過程、また製材工場等自らが製材等残材よりチップを製造する場合はこれも含めた全過程を通じて、原木が全て間伐材

② その他由来の証明が可能な木材
製材等残材以外の木材であって、由来の証明が可能なもの

(3) 建設資材廃棄物
建設資材廃棄物とは、告示の表第14号の建設資材廃棄物をいう。

3 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明は、当該バイオマスの伐採を行う者又は加工・流通を行う者（以下「取扱者」という。）が、次の流通工程の関係事業者に対して、その納入する木質バイオマスが間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより行うこととする。

なお、販売先に対して交付した証明書の写し、仕入先から交付された証明書その他の関係書類を少なくとも5年間保管することとし、その証明の根拠について、販売先等から求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

(1) 間伐材等由来の木質バイオマスの証明

① 証明を要する場合

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度において、間伐材等由来の木質バイオマスを発電に利用する場合は、当該バイオマスについて、伐採段階及び加工・流通段階で以下の証明を必要とする。

ア 伐採段階

伐採を行う者は、間伐材等由来の木質バイオマスの販売先に対し、販売する木質バイオマスが全て間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

なお、間伐材等由来の木質バイオマス及びそれ以外に由来するバイオマスの両方を取り扱う者は、上記の証明にあたって、両者を分別管理するとともに、これが確実に行われていることを明らかにする必要がある。

イ 加工・流通段階

等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明される製材等残材と、それら以外のバイオマスが混じらないよう分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木質バイオマスが一般木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

(ウ) 加工・流通段階

(イ)の証明書を交付された一般木質バイオマスの加工・流通を行う者は、自らが加工・流通する全過程を通じて、一般木質バイオマスであることが証明されたものと、それ以外に由来するバイオマスとを分別管理するとともに、販売先に対して、販売する木質バイオマスが一般木質バイオマスであることを証明する証明書を交付する必要がある。

イ その他由来の証明が可能な木材

(ア) 森林からの伐採木材

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)以下(ア)において「ガイドライン」という。)に基づき分別管理するとともに、木質バイオマスの販売先に対して、ガイドラインに基づき一般木質バイオマスであることを証明する証明書を交付することとする。

(イ) 伐採屑等を必要としない木材等

屋敷林など法令による伐採に係る手続が不要の立木、果樹等の剪定枝、ダム流木等については、伐採を行う者又はそれらの所有者自らが由来の証明書(所有者名、住所、樹種、数量、建設資材廃棄物が混入していないこと、法規制が無く適切に伐採した場合はその旨等を記述)を作成し、これら木質バイオマスの販売先に交付することとする。

② 証明書

ア 製材等残材

①ア(ア)の原木の伐採段階の証明書には、その原木が全て間伐材等由来の木質バイオマスであること又は一般木質バイオマスであること及び当該原木の販売先、数量等基礎的な情報を記載するとともに、伐採箇所、伐採面積等についても記載する。この場合の表示方法等の例は、間伐材等由来の木質バイオマスについては別記1、その他由来の証明が可能な木材であって森林からの伐採木材由来の一般木質バイオマスについては別記1-1、伐採屑等を必要としない木材等由来の一般木質バイオマスについては、別記1-2のとおりとする。

オマスについては別記1-1、伐採屑等を必要としない木材等由来の一般木質バイオマスについては、別記1-2のとおりとする。

①ア(イ)の製材等の段階の証明書については、数量、事業者名及び認定番号等(3)①にて後述。)並びに販売先のほか、製材等残材の原木が全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを記載することとし、表示方法等の例は、別記2-3のとおりとする。

①ア(ウ)の加工・流通段階の証明書は、数量や販売先などの情報を記載することとし、表示方法等の例は、別記2-4のとおりとする。

なお、証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる(別記2-2参照。この場合、「間伐材等由来の木質バイオマス」を「一般木質バイオマス」と読み替えることとする。)

イ その他由来の証明が可能な木材

(ア) 森林からの伐採木材

①イ(ア)の伐採段階における証明書には、当該木材の販売先、数量等基礎的な情報を記載するとともに、伐採箇所、伐採面積等についても記載する。証明書の表示方法等の例は、別記1-1のとおりとする。

加工・流通段階については、数量や販売先などの情報を記載することとし別記2-4のとおりとする。なお、証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる(別記2-2参照。この場合、「間伐材等由来の木質バイオマス」を「一般木質バイオマス」と読み替えることとする。)

(イ) 伐採屑等を必要としない木材等

①イ(イ)の発生段階における証明書には、当該木材の販売先、数量等基礎的な情報を記載するとともに、発生場所、樹種等についても記載する。証明書の表示方法等の例は、別記1-2のとおりとする。

加工・流通段階については、数量や販売先などの情報を記載することとし別記2-4のとおりとする。なお、証明書については、証

明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる（別記2-2参照。この場合、「間伐材等由来の木質バイオマス」を「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス」と読み替えることとする。）。

(3) 適正な運用の在り方

① 自主行動規範の策定

森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等（以下「団体等」という）は、発電事業者の判断に必要な情報を提供する観点から、証明のなされた間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの分別管理や書類管理の方針についての自主行動規範を策定する。ただし、森林所有者（森林所有者であって、木質バイオマスの伐採、加工・流通を業として営まないものに限る。）及び(2)①イ(イ)の伐採届等を必要とししない木材等の所有者（当該木質バイオマスの発生段階の所有者に限る。）については、この限りでない。

自主行動規範においては、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に取り組む団体等の構成員について、その取組が適切である旨の認定等を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消等）を定め、公表することとする。自主行動規範の例は、別記3のとおりとする。

各取扱者が交付する間伐材等由来の木質バイオマスの証明書及び一般木質バイオマスの証明書には、当該取扱者が団体等の評価・認定を受けていることを特定できる情報（認定番号等）を記載することとする。

なお、団体等の構成員ではない企業等が、独自に自主行動規範を定めこれに基づき証明を行う場合には、団体等による立ち入り検査等に代わり、第三者の監査を受けるなど、団体等の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

② 分別管理

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度においては、発電燃料として使用するバイオマス発電の木質バイオマスを正確に算定できる管理

体制を整備する必要がある。このため、木材の伐採から、木質チップ等に加工されて発電施設での利用に至るまで、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びその他のバイオマスをそれぞれ混じらないよう管理を行う必要がある。

ただし、特定の木質チップ等のロットについて、間伐材等由来の木質バイオマスに係る証明書又は一般木質バイオマスに係る証明書等によりこれらの比率が証明され、かつ、他と混じらずに、全て一つの発電施設に出荷されることが明らかである等、発電施設におけるバイオマス比率を正確に算定できる場合には、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びその他の木質バイオマスを、混合して取り扱うこととして差し支えない。

4 留意事項

木質バイオマス発電の燃料として供給される間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明にあたっては、これら木質バイオマスが、木材の品質及び集材コスト等の面から、従来であれば林内に放置等されていたものであること、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要があること等に十分留意することとする。

5 経過措置

(1) 証明の方法に関する事項

本ガイドラインの施行前に伐採され、施行時点で発電事業者又は木質バイオマスの供給者が所有している間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明については、これらの木質バイオマスを所有している者が、本ガイドライン3(1)及び(2)に定める方法又は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）若しくは「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（平成21年2月）に定める方法により由来を証明するとともに、本ガイドラインの施行時点で当該木質バイオマスを所有していたことを証明書に記載することとする。

(2) 自主行動規範に関する事項

本ガイドラインの施行時に存在する団体等は、平成24年9月1日までに、本ガイドライン3(3)①の自主行動規範を策定するものとする。この場合において、当該自主行動規範が策定されるまでの間の証明については、本ガイドラインの施行から当該自主行動規範に記載することとし、本係る木質バイオマス所有していたことを証明書に記載することとし、本ガイドライン3(3)①の規定による証明書への認定番号等の記載は、要しない。

別記1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例 例1 民有林からの出材の場合

番号
平成年月日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ (販売先) 殿

○ ○ 素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類 (間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。)
2. 伐採許可 (届出) 年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件 (森林) 所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、林野庁作成の「発電用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン (平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書 (所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述) を添付。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

例2 国有林からの出材の場合

番 平成	年	月	日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○	○	殿	
(販売先)			〇〇素材生産事業者 認定番号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。			
記			
1.	出材元の森林管理署名		
2.	物件（森林）所在地（林班名など）		
3.	伐採面積		
4.	樹種		
5.	数量		
※ 森林管理署等と〇〇素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。			

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することによって証明書とすることも可能。

別記1-1 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 平成	年	月	日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明			
○	○	殿	
(販売先)			〇〇素材生産事業者 認定番号
下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。			
記			
1.	伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等		
2.	物件（森林）所在地		
3.	伐採面積		
4.	樹種		
5.	数量		
※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。			

注 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明書に必要情報を追加記載することによって証明書とすることも可能。

別記1-2 伐採届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

号 日	年 月	番 平成
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明		
○ ○ (販売先)	殿	
	所有者名 所有者住所	
<p>下記の物件は、全て○○（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。） 2. 当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など） 3. 樹種 4. 数量 		

別記2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

号 日	年 月	番 平成
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明		
○ ○ (販売先)	殿	
	○○チップ製造事業者 認定番号	
<p>下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹種 2. 数量 		

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記2-2 納品書を活用した証明書の記載事項例

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認定番号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場
着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

別記2-3 製材等残材にかかる製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿
（販売先）

製材工場等
認定番号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 製材等残材の物件名
2. 樹種
3. 数量

別記2-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項
例

番号	平成	年	月	日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明				
○ ○ 殿 (販売先)				
○○チップ製造事業者 認定番号				
下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。				
記				
1.	樹種			
2.	数量			

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記3 自主行動規範の例

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

○ ○ 団 体
平成 年 月 日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき平成24年6月18日経済産業省告示第 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組みに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定

方式)に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇〇団体の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

〇〇団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

〇〇団体は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

〇〇団体

第一 目的

本実施要領は、〇〇団体（以下「団体」という）が平成〇年〇月〇日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を団体に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件
事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければなら
ない。

(分別管理)

① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明
された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管すること
が可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は
一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木
質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫
に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び
公表

1 団体は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別
記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定
書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業
者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を
当団体のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの
出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマ
ス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合は、証明書の様式は、【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は

一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマ
ス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年〇月末ま
でに、団体へ報告する。

2 団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

団体は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマス
の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、
団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に
協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

1 団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこ
とができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体
のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 団体は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」
を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、
【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請
書（継続）」を団体に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【別記1】 (事業者認定申請書の様式 (例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

(申請者)

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいの
で、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別添：適宜作
成)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添：適
宜作成)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添1)
- 5 その他(注)：(別添：適宜作成)

注：その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれれば記入してください。

【別記1ア】(事業者認定申請書(継続)の様式(例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

(申請者)

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行い
たいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領
に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注：その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれれば記入してください。

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事 業 者
平成 年 月 日作成

本方針書は、〇〇団体が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや

標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】(事業者認定書の様式(例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

〇 〇 団 体

平成 年 月 日付で申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、〇〇団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】(間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合)

番 号
平成 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇 〇 殿
(販売先)

〇〇チップ製造事業者

認 定 番 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来のバイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】(間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式(例))

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：
 団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月 31日
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

【別記5】(認定取消通知書の様式(例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇

団体

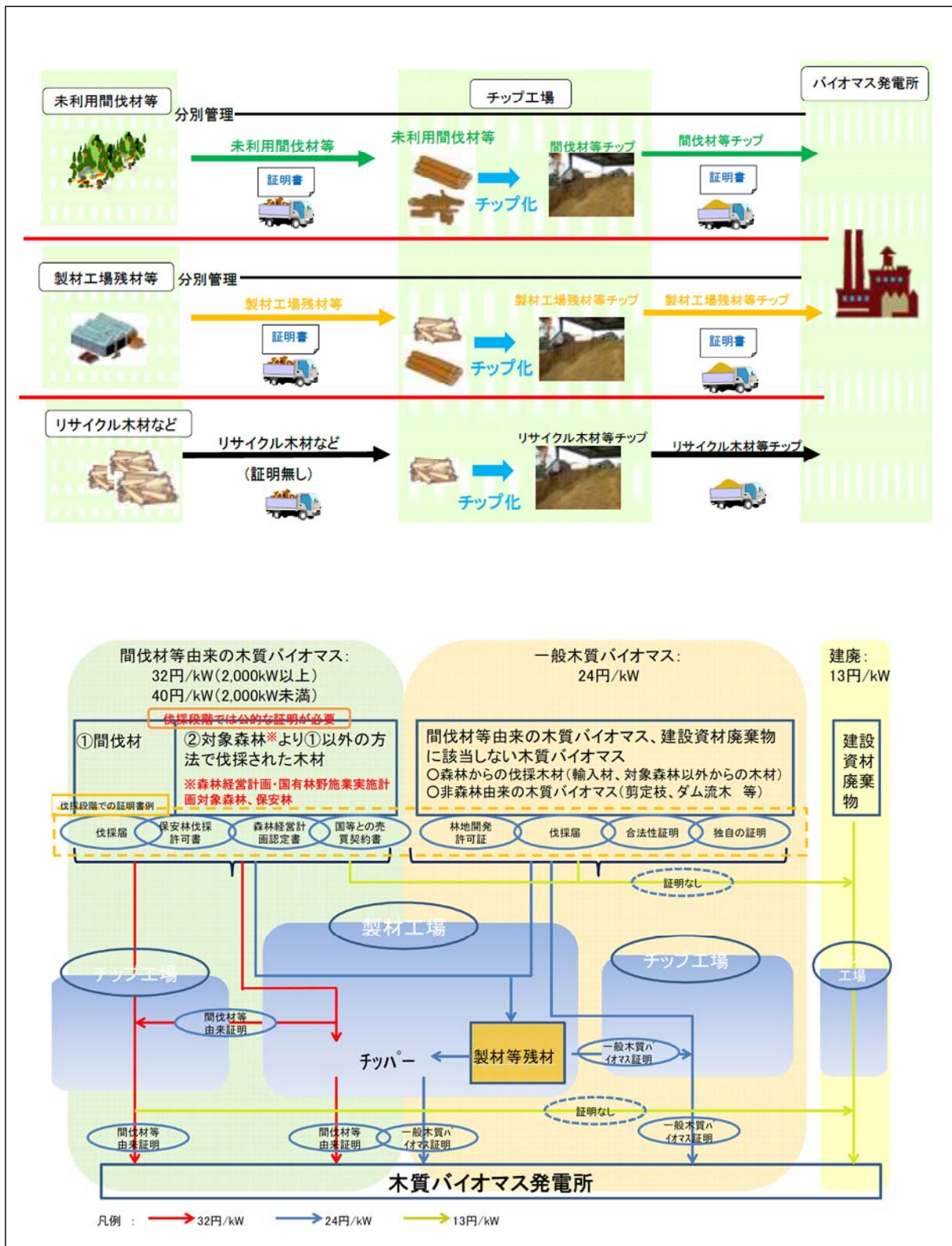
貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(3)-⑪ 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく証明書が繰り返し交付されるイメージ図



(注) 調達価格等算定委員会(第7回)の資料及び木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A(平成24年8月27日林野庁(最終更新:平成27年7月10日))による。

図表 2-(3)-ア-① バイオマス燃料の使用計画書（記載例）

⑦ バイオマス燃料の使用計画書（記載例）

バイオマス燃料の使用計画書

1. 当該申請設備において使用するバイオマス燃料の使用予定数量、調達方法等は次のとおりです。

燃料名	年間利用 予定数量 (t/年)	調達先 (会社名等)	木材集荷地域 (都道府県名)	木材の 水分率 (%)	予定購入価格 (円/t)

(注) ① 使用燃料がメタン発酵ガスの場合は、「バイオマス燃料」を「バイオマス原料」と表記する。
 ② 木材及び木質チップについては、都道府県別の年間利用予定数量を記載する。
 ③ 「木材集荷地域」欄について、木質チップの場合には、その原料の調達地域（都道府県名）を記載する。

2. 木質チップを調達するチップ工場

チップ工場名称	所在地	処理能力 (t/日)	占有率 (%)	団体認定番号

3. バイオマス燃料の入手ルート（発生源～発電所）

① 木質チップ（間伐材由来）

```

    graph LR
      A[森林所有者  
(間伐・林地残材)] -- 有償購入 --> B[〇〇森林組合  
(集材・運搬)]
      B -- 有償購入 --> C[チップ加工業者  
(チップ加工・乾燥)]
      C -- 有償購入 --> D[〇〇発電所]
    
```

② 木質チップ（建設廃材由来）

```

    graph LR
      A[解体業者  
(解体木材)] -- 無償 --> B[中間処理  
事業者  
(チップ加工)]
      B -- 有償購入 --> C[〇〇〇〇  
(株)  
(燃料納入)]
      C -- 有償購入 --> D[〇〇発電所]
    
```

③ 食品廃棄物

```

    graph LR
      A[食品販売業者  
(食品廃棄物)] -- 逆有償 --> B[廃棄物運搬業者  
(収集・運搬)]
      B -- 逆有償 --> C[〇〇発電所  
(メタン発酵)]
    
```

(注) 資源エネルギー庁ホームページの「バイオマス発電設備用記載要領」による。
 なお、当該記載要領は、平成 28 年の改正前の再エネ特措法施行規則第 4 条第 2 項第 9 号の規定に基づき定められた使用計画書の記載要領である。

図表 2- (3) -ア-② バイオマス発電設備に係る再エネ特措法施行令の条文

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成 23 年政令第 362 号）（抜粋）

（認定の協議の相手方）

第 1 条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条第 3 項の規定による協議は、同条第 1 項の認定の申請に係る発電に利用されるバイオマス（法第 2 条第 4 項第 5 号に規定するバイオマスをいう。）が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める大臣とするものとする。

- 1 農林漁業有機物資源（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する農林漁業有機物資源をいう。以下この号において同じ。）農林水産大臣（農林漁業有機物資源が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。第 4 号において同じ。）である場合にあっては、農林水産大臣及び環境大臣）
- 2 食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいう。）農林水産大臣及び環境大臣
- 3 発生汚泥等（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 21 条の 2 第 1 項に規定する発生汚泥等をいう。）及び建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 2 条第 2 項に規定する建設資材廃棄物をいう。）国土交通大臣及び環境大臣
- 4 廃棄物（前三号に掲げるものに該当するものを除く。）環境大臣

（注） 下線は、当省が付した。

設置期間	事前調査	平成	□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月
	基本設計	平成	□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月
	実施設計	平成	□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月
	基礎・土木工事	平成	□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月
	据付・電気配管・附帯工事 接続に関する工事	平成	□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月
総期間	平成		□□	年	□□	月	～	平成	□□	年	□□	月	計	□□	ヶ月

対象期間 (注11)		平成 □□年□□月 ～ 平成 □□年□□月		
運転維持費 (注10)	① バイオマス燃料費 (注12) (税抜き) 燃料①() □□□□, □□□□万円/年 <input type="checkbox"/> 未利用の木質バイオマス <input type="checkbox"/> 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス <input type="checkbox"/> 建設資材廃棄物 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物・その他バイオマス		使用量 □□□□. □万トン/年 燃料単価 □□□□, □□□□円/トン 含水率 □□□□. □% バイオマス比率 □□□□. □□□□% (注13) 年間売電量 □□□□, □□□□, □□□□, □□□□kWh/年	
	燃料②() □□□□, □□□□万円/年 <input type="checkbox"/> 未利用の木質バイオマス <input type="checkbox"/> 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス <input type="checkbox"/> 建設資材廃棄物 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物・その他バイオマス		使用量 □□□□. □万トン/年 燃料単価 □□□□, □□□□円/トン 含水率 □□□□. □% バイオマス比率 □□□□. □□□□% (注13) 年間売電量 □□□□, □□□□, □□□□, □□□□kWh/年	
	燃料③() □□□□, □□□□万円/年 <input type="checkbox"/> 未利用の木質バイオマス <input type="checkbox"/> 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス <input type="checkbox"/> 建設資材廃棄物 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物・その他バイオマス		使用量 □□□□. □万トン/年 燃料単価 □□□□, □□□□円/トン 含水率 □□□□. □% バイオマス比率 □□□□. □□□□% (注13) 年間売電量 □□□□, □□□□, □□□□, □□□□kWh/年	
	② 土地等賃借料 (注14) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
	③ 修繕費 (注15) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
	④ 諸費 (注16) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
	⑤ 一般管理費 (注17) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
	⑥ 人件費 (注18) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
	⑦ 法人事業税・固定資産税 □□□□, □□□□万円/年		概要	
	⑧ 保険料 □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	(概要、内訳等)
⑨ その他 (注9) □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		概要	() □□□□, □□□□万円 (税抜き) () □□□□, □□□□万円 (税抜き)	
合計 □□□□, □□□□万円/年 (税抜き)		(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		
【備考】				

運転実	年間発電量	□□□□, □□□□, □□□□, □□□□kWh/年
	年間売電量	□□□□, □□□□, □□□□, □□□□kWh/年
	所内率(注19)	□□□□. □% 備考 ()
※計量期間 平成 □□年□□月 ～ 平成 □□年□□月		
売電先の決定方法 <input type="checkbox"/> 入札以外により決定 <input type="checkbox"/> 入札により決定 ※入札によって売電先を決定している場合は、当該入札により売電を始めた時期を入力 入札による売電開始時期 平成 □□年□□月		

連絡先 (注20)	所 属	
	氏 名	
	電話番号	□□□□-□□□□-□□□□
	FAX番号	□□□□-□□□□-□□□□
	メールアドレス	

- (注1) 認定発電設備の発電事業者が報告すること。
- (注2) 届出書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること。(認定申請時と同一の地方局)
A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、D:中部経済産業局、E:近畿経済産業局、
F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、I:内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 全ての費用について、消費税抜きで記載すること(万円以下は四捨五入)。また、一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載すること。また、提出設備数が複数となる場合には、設備毎に様式を作成すること。また、実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載すること(販売店等からの割引を受けた際は、当該割引分を反映した価格を記載すること)。
- (注4) 将来の当該設備撤去に要する費用について、想定している額がある場合は記載すること。
- (注5) 設備導入に必要な機械装置等の設計費を記載すること。
- (注6) 設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費を記載すること。
- (注7) 系統接続に関する工事費は除く。
- (注8) 当該発電所から電気事業者の電気工作物までの電源線、及び接続に関する工事費等を記載すること。
「電力会社負担金」として支出している場合は、その内訳について、項目毎に記載すること。
- (注9) 建設段階の保険料等、その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載すること。
- (注10) 初回の「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」提出から1年間における、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載すること。また、外部委託等で、一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載すること。
- (注11) 運転維持費の報告対象となる期間(原則1年間)の期初月と期末月を記載すること。
- (注12) 使用した燃料別に、燃料名(間伐材等)、総額、量、燃料単価、含水率、年間売電量、バイオマス比率を記載すること。
また、「未利用の木質バイオマス」「木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」「建設資材廃棄物」「一般廃棄物・その他バイオマス」のうち、どの区分の調達価格の適用を受けたか、レ印を記入すること。
- (注13) 燃料別の年間売電量を、全体の年間売電量で除すことで、算出すること。
- (注14) 借地に設置する際に実際の賃借料として支払った金額等を記載すること。
- (注15) 設備の修繕や保守に必要となった金額を記載すること。
- (注16) セキュリティに関する費用等について記載すること。
- (注17) 行政機関への申請費や、事務所経費等について記載すること(人件費を除く)。
- (注18) 電気主任技術者や、保守要員等に支払った金額を、その内訳毎に記載すること。
- (注19) 発電量全体に占める発電設備自体で使用する電力量(所内消費量)の割合を指す。
※発電した電力を専用線により全量売電している場合においては、「発電量-売電量=所内消費量」となる。
※発電設備以外で自家消費して余剰電力を売電する場合など、所内消費の測定が困難な場合においては、発電に必要な設備の消費電力から計算上の所内消費量を求めて所内率を算出するなど、備考欄に計算方法を示した上で、分かる範囲内で記載すること。
※発電量は、積算電力計を設置して積算することが望ましいが、出力モニター等で測定することも可能。
- (注20) 「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」の記載内容に関する照会等に際して実務を担当する者の連絡先を記載すること。

- 備考
- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - ・氏名を記載し押印することによって署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
 - ・各費用項目について、証拠書類の提出は不要。ただし、実際に支払った費用とは異なる費用が記載された際は、虚偽の報告をしたものとみなし、

- (注) 1 平成28年の改正前の再エネ特措法施行規則第12条第3項の規定に基づき定められた「様式第7」による。
2 枠及び下線は、当省が付した。

図表 2-(3)-ア-④ 調査対象とした木質バイオマス発電設備における各燃料チップの調達状況

(単位:万トン)

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			一般木質由来の燃料チップ			建設資材廃棄物由来の燃料チップ			各燃料チップの合計			当省が各燃料チップの年間使用実績を推計する基とした期間	月数		
		輸入材			国産材			年間使用 予定数量	年間使用 実績量	差	年間使用 予定数量	年間使用 実績量	差				
		年間使用 予定数量	年間使用 実績量	差	年間使用 予定数量	年間使用 実績量	差										
①	②	②-①	③	④	④-③	⑤	⑥	⑥-⑤	⑦	⑧	⑧-⑦	⑨	⑩	⑩-⑨			
1	2.5万kW級	5.5	11.3	5.8	0	0	0.5	0	▲ 0.5	0	0	0	6.0	11.3	5.3	28.1-28.1	1
2	2.0万kW級	2.8	1.5	▲ 1.3	0	0	6.4	10.3	3.9	0.3	0	▲ 0.3	9.5	11.8	2.3	27.4-27.11	8
3	0.5万kW級	1.2	1.6	0.4	0	0	3.5	0.9	▲ 2.6	0	0	0	4.7	2.5	▲ 2.2	26.12-27.11	12
4	0.5万kW級	0.5	1.4	0.9	1.2	1.4	0.2	0	▲ 0.2	0.4	1.1	0.7	2.3	3.9	1.6	27.4-27.11	8
5	0.5万kW級	1.8	5.1	3.3	0	0	0.7	0.1	▲ 0.6	1.1	0	▲ 1.1	3.6	5.2	1.6	28.1-28.1	1
6	0.5万kW級	3.2	0.9	▲ 2.3	0	0	1.5	2.5	1.0	0	0	0	4.7	3.4	▲ 1.3	27.1-27.11	11
7	0.5万kW級	3.4	2.4	▲ 1.0	0	0	0.9	2.0	1.1	0.5	0	▲ 0.5	4.8	4.4	▲ 0.4	27.2-27.11	10
8	0.5万kW級	3.5	4.4	0.9	0	0	0.8	0.1	▲ 0.7	0	0	0	4.3	4.5	0.2	27.12-28.1	2
9	1.5万kW級	4.6	2.6	▲ 2.0	0	0	2.3	0.5	▲ 1.8	1.5	3.8	2.3	8.4	6.9	▲ 1.5	27.4-27.11	8
10	0.5万kW級	3.0	1.6	▲ 1.4	0	0	1.5	2.9	1.4	0	0	0	4.5	4.5	0	26.12-27.11	12
11	2.5万kW級	0.3	0.0	▲ 0.3	0	0	0	0.8	0.8	14.7	12.6	▲ 2.1	15.0	13.4	▲ 1.6	26.12-27.11	12
12	0.5万kW級	0.1	0.1	0	0	0	2.0	1.9	▲ 0.1	3.4	3.5	0.1	5.5	5.5	0	26.12-27.11	12
13	0.5万kW級	0.1	0.1	0	5.1	5.7	0.6	0	0	0	0	0	5.2	5.8	0.6	26.12-27.11	12
14	5.0万kW以上	1.7	1.5	▲ 0.2	0	0	0	0	0	3	4.5	1.5	4.7	6.0	1.3	26.12-27.11	12
15	0.5万kW級	0.1	0.3	0.2	0	0	6.0	7.0	1.0	0.5	0	▲ 0.5	6.6	7.3	0.7	26.12-27.11	12

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			一般木質由来の燃料チップ			建設資材廃棄物由来の燃料チップ			各燃料チップの合計			当省が各燃料チップの年間使用実績を推計する基とした期間	月数			
		輸入材		国産材		差	年間使用 予定量	年間使用 実績量	差	年間使用 予定量	年間使用 実績量	差						
		年間使用 予定量	年間使用 実績量	年間使用 予定量	年間使用 実績量													
		①	②	②-①	③	④	④-③	⑤	⑥	⑥-⑤	⑦	⑧	⑧-⑦	⑨	⑩	⑩-⑨		
16	0.5万kW級	4.1	2.9	▲ 1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.1	2.9	▲ 1.2	27.4-27.11	8
17	0.5万kW級	1.8	2.3	0.5	0	0	0	0.8	0.3	▲ 0.5	0	0	0	2.6	2.6	0	26.12-27.11	12
18	0.5万kW級	3.7	3.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.7	3.7	0	27.6-27.11	6
19	2.0万kW級	0.6	1.1	0.5	0	0	0	1.6	1.0	▲ 0.6	6.6	8.1	1.5	8.8	10.2	1.4	26.12-27.11	12
20	1.0万kW級	5.5	2.4	▲ 3.1	0	0	0	0.4	2.3	1.9	0.2	0	▲ 0.2	6.1	4.7	▲ 1.4	27.4-27.11	8
21	0.5万kW級	4.0	4.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.0	4.0	0	26.11-27.10	12
計	—	42.0	44.8	2.8	6.3	7.1	0.8	28.7	30.3	1.6	32.0	33.6	1.6	109.0	115.8	6.8	—	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象とした木質バイオマス発電設備における木材由来の燃料チップの調達状況を取りまとめたものである。発電設備によっては、木材由来の燃料チップのほか、非木材由来の農産物残さや廃棄物由来のバイオマス燃料等を使用している場合があるが、本表では当該燃料の使用状況を考慮していない。
- 3 本表では、各発電設備における燃料チップの調達状況を統一的に比較するため、当省が各発電設備が計画時及び実際に使用していた燃料チップの重量と水分率を把握し、同水分率を基に、水分率が0%とした場合の燃料チップの重量に換算したものである。
- 4 各燃料チップの「年間使用予定量」及び「年間使用実績量」については、単位は万トンとし、0.1万トン(1,000トン)を下回る量については、0万トンと整理している。
- 5 各燃料チップの「年間使用予定量」については、調査対象とした木質バイオマス発電設備が、再エネ特措法施行規則第4条第2項第9号(平成28年の改正前は再エネ特措法施行規則第7条第2項第5号)の規定に基づき、経済産業大臣に対し、木質バイオマス発電設備の認定を受けた際に提出した「バイオマス燃料の使用計画書」に基づく数値を記載している。
- ただし、調査対象とした木質バイオマス発電設備が運転開始前までに燃料チップの種類の追加を行うため、再エネ特措法第10条第1項(平成28年の改正前は再エネ特措法第6条第4項)の規定に基づき、経済産業大臣に変更認定申請を行っている場合は、同申請時に提出した「バイオマス燃料の使用計画書」に基づく数値を記載している。
- 6 各燃料チップの「年間使用実績量」については、当省が調査対象とした木質バイオマス発電事業者から入手した運転日誌等を基にして把握した平成26年12月から27年11月までの1年間に使用した燃料チップの量を記載しているが、設備の運転開始時期が26年12月以降の場合は、その運転開始時点から、27年11月までの間に使用した燃料チップの量を基にして、当省が1年分の使用実績を推計したものである(例えば、27年4月に設備が運転を開始した場合は、27年4月から11月までの8か月の燃料チップの使用量を基に、1か月分の平均使用量を算出し、同平均使用量を12倍することによって、1年分の使用実績を推計)。
- ただし、調査対象とした木質バイオマス発電設備が、平成27年12月以降に運転を開始している場合は、その運転開始時点から、28年1月までの間に使用した燃料チップの量を基にして、当省が1年分の使用実績を推計したものである(推計方法については、前述した方法と同じ)。

図表 2-(3)-ア-⑤ 調査対象とした木質バイオマス発電事業者において間伐材等由来の燃料チップが計画どおり調達できなかった理由等

(単位:万トン)

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			間伐材等由来の燃料チップが計画どおり調達できなかった理由等
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②	差 ②-①	
2	2.0万kW級	2.8	1.5	▲ 1.3	間伐材等由来の燃料チップが当初の計画に比べて少ない調達量となっているが、当発電設備の燃料は、隣接するグループ企業の木材工場が一括で調達しており、この木材工場の生産ラインが計画どおりに推移したことにより、一般木質由来の燃料チップが当初の計画以上に調達することができたため、全体の発電量には影響はなかった。
6	0.5万kW級	3.2	0.9	▲ 2.3	初年度は機器類の保守点検のため、稼働日数がフル稼働した場合の日数に比べて少ない(45日程度)ことに加え、周辺に別の間伐材等由来の燃料チップを主燃料とするバイオマス発電設備が開設されたことにより、調達が競合し、当初計画したとおりの間伐材等由来の燃料チップの量を確保することができなかった。 このため、当初、計画にはなかった他県からの一般木質由来の燃料チップを1万トン強(水分率0%換算)調達し、その後は徐々に必要量を確保することができるようになり、計画していた年間の発電量等業務への影響はなかった。
7	0.5万kW級	3.4	2.4	▲ 1.0	天候等により森林施業の実施状況が左右されたことに加え、周辺に別の木質バイオマス発電設備が相次いで開設されたことにより、間伐材等由来の燃料チップの調達が競合し、運転開始時よりも買取費用がトン当たり500円程度上昇したため、当初計画したとおりの間伐材等由来の燃料チップの量を確保することができなかった。 しかし、買取費用の値上げがなかった一般木質由来の燃料チップの受入れを増やすことにより対応し、計画していた年間の発電量等業務への影響はなかった。
9	1.5万kW級	4.6	2.6	▲ 2.0	間伐材等由来の燃料チップの調達は、他の既存のバイオマス発電設備との競合が顕在化していること、運転開始後に施設の不具合等が相次ぎ、4か月程度は、運転を停止していた時期があったことから、使用実績量が使用計画量を下回ったと認識しているが、他社よりも比較的高い買取価格を設定していた建設資材廃棄物由来のチップの受入量を増やすことができたことにより計画していた年間の発電量等業務への影響は特になかった。
10	0.5万kW級	3.0	1.6	▲ 1.4	事業内容についての報道発表を行った際に、地元の自治体や素材生産事業者等から、一般木質由来の燃料チップを供給したいとの申込みが多数あったことを受けて、当初は想定していなかった一般木質由来の燃料チップを燃料種に追加することとし、その見返りとして間伐材等由来の燃料チップの受入れを抑制したことから、間伐材等由来の燃料チップの使用実績量が使用計画量を下回ったと認識している。ただし、年間の予定発電量に必要な燃料チップは全体として確保できているため、業務への影響はなかった。
11	2.5万kW級	0.3	0.0	▲ 0.3	間伐材等由来の燃料チップについては、当初予定していた調達元の森林組合と金額面で折り合いがつかなかったため、計画どおり調達することができなかった。一方、建設資材廃棄物由来の燃料チップについても、周辺の発電設備等との価格競争が激化し、計画どおり調達することができなかったが、一般木質由来のバイオマスが計画以上に調達することが可能であったため、全体の発電計画には影響はなかった。
14	5.0万kW以上	1.7	1.5	▲ 0.2	長雨の影響により丸太の伐出量が減少したことや発電設備が故障したことにより、1か月程度運転を停止し、使用実績量が使用計画量を若干下回ったと認識しているが、建設資材廃棄物由来のチップの受入量を増やすことができたため、計画していた年間の発電量等業務への影響はなかった。

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			間伐材等由来の燃料チップが計画どおり調達できなかった理由等
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②	差 ②-①	
16	0.5万kW級	4.1	2.9	▲ 1.2	同一県内に相次いでバイオマス発電設備が開設されたにもかかわらず、これらの需要を満たすだけの県内の木材生産量が追いついてこなかったため、運転開始後、4か月を経過した時点で、間伐材等由来の燃料チップが思うように調達できなくなり、約1か月の期間、設備の運転を停止させざるを得なかった。このため、やむを得ず、当初の計画にはなかった他県の新たな調達先から燃料チップを確保（年間調達量の1割強）することにより、運転を再開し、その後は、徐々に稼働率を高め、なんとか全体の計画発電量はおおむね確保できた。
20	1.0万kW級	5.5	2.4	▲ 3.1	周辺地域の製紙工場がバイオマス発電施設の設置に先立ち、製紙用木材の買取価格を高く設定したため、間伐材等由来の燃料チップが製紙工場に流れ、当初の計画どおりの燃料チップが調達できていないが、他の産業とは競合しない樹皮を中心とした一般木質由来の燃料チップが計画以上に調達することができたため、全体の発電量には大きな影響は出ていない。
計	—	25.8	14.3	▲ 11.5	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「間伐材等由来の燃料チップの年間使用計画量・年間使用実績量」については、図表2-(3)-ア-④による。
3 「No.」欄は、図表2-(3)-ア-④に対応している。

図表2-③-ア-⑥ 調査対象とした木質バイオマス発電事業者における間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通し等について

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通しについて (↓:厳しい、予想ができない、↑:明るい、→:何とも言えない)	安定的な燃料チップの調達の可否に関して行政がチェックを行うべきかどうかについて (単位:万トン) (○:行うべき、×:行うべきではない、-:何とも言えない)
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②	差 ②-①		
1	2.5万kW級	5.5	11.3	5.8	<p>既に周辺には競合する発電設備が次々と運転を開始しており、原料原木の調達価格が値上りしている現状を踏まえ、今後は、燃料チップの調達状況にどのようなことが起こるか想像がつかないため、当初の計画では調達を予定していなかったPKS、輸入材について、運転開始後に経済産業省に変更認定申請(再エネ特措法第6条第4項)を行い、燃料種の追加(PKS:4万トン、輸入材:1万トン)と間伐材等由来の減量(半減)の認定を受けたところである。</p>	<p>燃料チップの調達は、都道府県をまたがる場合があるため、行政は、都道府県単位ではなく、調達エリア全体で安定供給できるか否かをチェックする必要があると考え、 今後の新規発電設備の認定に際して、周辺地域における既存設備の集荷実績を把握し、追加供給に余裕があるかと判断される場合のみ認定すべきで、見込数量のみで安易に認定すべきではないと考える。</p>
2	2.0万kW級	2.8	1.5	▲ 1.3	<p>今後は、周辺地域に新たな木質バイオマス発電設備が設置されれば、木質資源の確保が難しくなる可能性があるが、燃料チップの調達の競合が激しくなっても当発電設備はグループ企業の事業とタイアップし、安定的な燃料を確保することができると考えている。</p>	<p>バイオマス発電設備を設置する場合、間伐材等由来の原木の賦存量は、事業者にとって発電設備の運転継続に必要不可欠な情報であるため、行政ができる範囲で地域の賦存量を把握していただきたい。その上で、行政は発電設備の認定を行うに際し、発電設備の設置事業者に対し、例えば、燃料調達先とその調達先の素材生産事業者の生産規模、取引先別、供給量等燃料調達の信頼性をチェックできる書類を添付させることにより、燃料チップの安定性を審査すべきである。</p>
3	0.5万kW級	1.2	1.6	0.4	<p>間伐材等由来の燃料チップは周辺の発電設備と競合することが確実であり、今後は不足するものと予想しているが、計画当初から最悪の場合を想定して、自社工場または関連工場からの一般木質等由来の燃料チップで発電に必要な全ての量を賄えるだけの量を当面確保しており、現時点では深刻に捉えてはいない。</p>	<p>木質バイオマス発電への参入が相次いだことや為替の影響から製紙会社や国産チップを積極的に集め出したこともあり、地域により多少の違いはあるにしても既に国産燃料チップの需要は供給能力を上回っているのが現状であり、残念ながら行政の参入関与は手遅れと言わざるを得ない。 ただし、今後も新規参入が言えないことから、既存用途のみならず、既設発電所との無用な燃料チップの奪い合いを回避するためにも行政による一定の参入関与は必要であり、定期的な、あるいは新規参入案件の発生となる近隣の既設発電所など、更には既存用途としての製紙工場やボード工場などからヒアリングを行い、需給バランスに新規参入の余地があるのかを的確に判断すべきと考える。</p>
4	0.5万kW級	0.5	1.4	0.9	<p>今後は、間伐材等由来の燃料チップについては、燃料供給者が少しでも取引単価の高い大型の発電設備へ移行することが予測されるが、価格競争をするつもりはない。 現状の入荷量と単価を当面は維持し、入荷量変動分は建築資材廃棄物由来の燃料チップで対応していきたい。最悪、間伐材等由来の燃料チップの集荷ができなくなることも視野に入れ、自社海外工場からの一般木材の入荷を進め、自社グループの燃料比率を上げていくことを追求したい。</p>	<p>新たな発電設備を認定する際は、特に間伐材等由来の燃料チップの使用予定量と調達先は、行政が確認し、既存の用途に影響を及ぼさないのか、精査していただきたい。</p>

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通しについて (↓:厳しい、予想がでない、↑:明るい、→:何とも言えない)	安定的な燃料チップの調達の可否に関して行政がチェックを行うべきかどうかについて (○:行うべき、×:行うべきではない、-:何とも言えない)
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②	差 ②-①		
5	0.5万kW級	1.8	5.1	3.3	↓	○
6	0.5万kW級	3.2	0.9	▲ 2.3	↓	○
7	0.5万kW級	3.4	2.4	▲ 1.0	↓	○
8	0.5万kW級	3.5	4.4	0.9	↓	-
9	1.5万kW級	4.6	2.6	▲ 2.0	↓	○
10	0.5万kW級	3.0	1.6	▲ 1.4	↓	○

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ			間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通しについて (↓:厳しい、予想ができない、↑:明るい、→:何とも言えない)	安定的な燃料チップの調達の可否に関して行政がチェックを行うべきかどうかについて (○:行うべき、×:行うべきではない、-:何とも言えない)
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②	差 ②-①		
11	2.5万kW級	0.3	0.0	▲ 0.3	→	- 発電設備の認定時に行政が燃料チップの安定供給の観点から一定の関与をすべきかどうかは 何とも言えない 。 新規の発電設備の認定を行う場合は、行政は、具体的に調達先はどこで、話までできているのか、量ほどの程度なのか、調達にかけられるコストをどの程度と考えているかなどをヒアリングにより確認し、周辺地域には競合の発電所が既にいくつも存在していることや、それらと協調しなければお互い20年間存続できないことを伝えていただきたい。
12	0.5万kW級	0.1	0.1	0	↓	○ 現在のところは計画どおりの燃料チップが調達できているが、近隣には大規模な発電設備が続々と認定を受けており、既存の製紙会社も早くから、伐採からチップ化され、燃料として持ち込まれるまでのサイクルが早くなり、当初想定していた燃料チップの水分率が上昇している。 この地区では、さらにまだ新しいバイオマスプラントがオープンしていくとの 情報もあり、将来的に燃料チップの調達がどのような形になっていくか、先行きが見通しにくい状況 となっている。
13	0.5万kW級	0.1	0.1	0	↓	○ 今後は、 周辺地域に新たな木質バイオマス発電設備が設置されれば、木質資源の確保が難しくなる可能性 があると認識しているが、燃料チップの調達の競合が激しくなっても当発電設備はグループ企業の事業とタイアップし、安定的な燃料を確保することができると考えている。 バイオマス発電設備を設置する場合、間伐材等由来の原木の賦存量は、事業者にとつて 発電設備の運転継続に不可欠な情報 であるため、行政ができる 範囲で地域の賦存量を把握 していただきたい。その上で、行政は発電設備の認定を行う際に、発電設備の設置事業者に対し、例えば、燃料調達先とその調達先の素材生産事業者の生産規模、取引先別、供給量等燃料調達の信頼性をチェックできる書類を添付させることによつて、燃料チップの安定性を審査すべきである。

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ		間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見通しについて (↓:厳しい、予想がでない、↑:明るい、→:何とも言えない)	安定的な燃料チップの調達の可否に関して行政がチェックを行うべきかどうかについて (○:行うべき、×:行うべきではない、-:何とも言えない)
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②		
14	5.0万kW以上	1.7	1.5	▲ 0.2	○ 燃料チップの調達は、都道府県をまたがる場合があるため、行政は、都道府県単位ではなく、調達エリア全体で安定供給できるか否かをチェックする必要があると考える。 今後の新規発電設備の認定に際して、周辺地域における既存設備の集荷実績を把握し、追加供給に余裕があると判断される場合のみ認定すべきで、見込数量のみで安易に認定すべきではないと考える。
15	0.5万kW級	0.1	0.3	0.2	○ 間伐材等由来の燃料チップを調達するに当たり、本来の意味で未利用となつている林地残材だけではなく、現行の本質バイオマスガイドラインで認められている間伐材等由来の木材を集めようとする、既存用途との競争は避けられないため、これまでどおり行政の一定の関与は必要であると思う。しかし、この際、間伐材等由来の定義を見直し、本当に利用されていない材だけを高い調達価格に見直し、そのほか競合し得るものは一般木質由来と同程度の調達価格にできれば、行政の関与度は低くなり、既存事業との過度な競争は避けられるのではないかと。
16	0.5万kW級	4.1	2.9	▲ 1.2	○ 行政が長期にわたり発電事業者への未利用材の供給可能性を正確に把握することは困難であると思う。また、同様に、発電事業者からみても、燃料チップの調達には気候変動等の要素も多分に影響することから、計画的に未利用材を調達することは困難な状況であると思う。 しかしながら、発電設備の認定時において、行政は認定申請者の燃料の調達方法(集荷場所・調達量・価格)、事業の実現性等の基本スキーム及びその実行の継続的な確認は必要であると考え。
17	0.5万kW級	1.8	2.3	0.5	× 行政として監督責任の観点から、燃料チップを安定的に確保できない失敗事例を避けたいという思いは、自然な流れであると思解できるが、そもそも、新たに生まれる市場に失敗はつきものである、その供給可能性を適正か否かを原極めることは様々な要因が複雑に絡みあうため、極論を言うところと不可能であると言わざるを得ない。 また、行政が監督の名の下で、発電事業者の供給可能性を担保させることを縛れば縛るほど、今後の普及の足かせとなるため、今後、行政側としては極力燃料供給には関与せず、なぜ安定供給ができるのかその仕組みを答えさせる程度で十分なのではないかと思。

No.	発電出力	間伐材等由来の燃料チップ		間伐材等由来の燃料チップの今後の調達見直しについて (↓:厳しい、予想がでない、↑:明るい、→:何とも言えない)	安定的な燃料チップの調達の可否に関して行政がチェックを行うべきかどうかについて (○:行うべき、×:行うべきではない、-:何とも言えない)
		年間使用計画量 ①	年間使用実績量 ②		
18	0.5万kW級	3.7	3.7	0	○ 現在、発電設備の認定を行うに当たって、行政は素材生産事業者等との供給に関する協定書や同意書の提出を求めることにより、発電設備の燃料供給の安定性をチェックしていると思うが、既存施設との競争が激化している現状では、これが必ずしも効力を発揮するものとはなっていない。 このため、行政として行っていただきたいことは、①林野庁の木質バイオマスガイドラインを逸脱した場合の罰則規定を設けること、②発電設備を認定した後、当初の計画どおり燃料チップの調達が確保できているか、調達先に關するトレースを行うこと、③カスケード利用推進の観点から、燃料チップのカスケード利用についての実態を明らかにし、必要に応じて是正指導を行うことをお願いしたい。
19	2.0万kW級	0.6	1.1	0.5	○ 発電設備の燃料調達に関して、行政の一定程度の関与は必要と考えているが、発電燃料が既存用途への影響を及ぼしていないかについて、発電事業者から、製紙会社等に聞き取りを行わせようとする、都合のよいように解釈し、「影響はない」などとして行政に報告してきている可能性も捨てきれないの で、裏をとる意味では、林野庁等が直接ヒアリングを行うべきであると思う。
20	1.0万kW級	5.5	2.4	▲ 3.1	× 行政が発電設備の燃料調達の可能性や、既存用途への影響等を確認することには限界があると思う。山から安定して木材を搬出することが可能か、海外から安定して木材を調達できるかは、正直誰も予測できない。 一方で、山から伐り出された同じ木質燃料であっても、現状は、原木のまま未利用材として利用すれば間伐材等由来の調達価格が適用され、いったん製材にし、端材となったものを利用する場合は、一般木質由来の調達価格が適用される時点で、制度を複雑化し、行政が計画の妥当性を判断しづらいものになっていくと考えると考えられるため、これらの価格区分は統一すべきである。
21	0.5万kW級	4.0	4.0	0	○ 発電設備の認定時に燃料チップの安定供給の観点から、行政が一定の事前チェックは行う必要があると考えるが、現状以上に行政が関与できる範囲は限られると思う。
計	-	42.0	44.8	2.8	

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「間伐材等由来の燃料チップの年間使用計画量・年間使用実績量」については、図表2-(3)ア-④による。
3 「No.」欄は、図表2-(3)ア-④に対応している。

未利用間伐材等を燃料とする木質バイオマス発電設備認定の申請をされる事業者の方へ

木質バイオマス発電のうち、未利用間伐材等を使用燃料とする場合については、燃料となる木材が安定的に供給されること、既存の用途への影響が少ないことなどを確認するため、以下の対応をお願いします。

1 都道府県林務担当部局等への事前説明について

地域の森林資源の供給及び利用に関する方針や計画は、都道府県林務担当部局が中心となって策定しています。このため、設備認定申請を行う段階において、燃料（原木）の調達範囲となっている都道府県の当該部局に対し、当該発電計画（特に①燃料の使用予定数量に対する木材供給者毎の調達予定数量内訳、②素材生産者による増産方策をはじめとする燃料調達計画、③既存の需要者への対応）について、十分説明してください。原木の調達範囲が複数県にまたがる場合は、それぞれの都道府県の当該部局に説明してください。その際、原木の調達範囲と未利用材の賦存状況との整合が図られているか等について、当該部局に確認してください。

なお、国有林からの燃料調達を検討している場合は、当該国有林を管轄している森林管理局及び森林管理署等にも同様の対応をしてください。

2 林野庁におけるヒアリングについて

木質バイオマス発電の設備認定の審査に当たっては、林野庁にてヒアリングを実施し、都道府県林務担当者と木材供給者（森林組合等）も交えて事業計画の確認と情報の共有を行います。

ヒアリングに当たっては、記載例を参考に別添の事前チェック票について関係者（都道府県林務担当者、木材供給者等）と調整の上、記載をお願いします。

また、ヒアリング時には、燃料となる木材が安定的に供給されることについて十分確認するため、木材の安定供給協定（発電事業者とチップ生産業者との協定、チップ生産業者と木材供給者との協定等）の写しなど安定的に供給されることが具体的にわかる書類の持参をお願いしますので、あらかじめ木材供給者と調達予定数量等について協議を行うなど、ご準備いただくようお願いします。

本件に関する問合せ先
林野庁木材利用課木質バイオマス推進班
電話：03-6744-2297

F I T 設備認定における事前チェックについて

林野庁 木材利用課

1 申請の概要

申請者	株式会社〇〇バイオマス					
発電所位置	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-1					
発電能力	〇〇kW	既存・新設の別		新設		
運転開始日	平成28年〇月〇日					
使用燃料	燃料種類	具体的種類	予定使用量(t)	購入予定価格(円/t)		
	間伐材等由来の 木質バイオマス	未利用材	20,000	7,900~9,000円/t (チップ)		
		低質材				
	一般木質バイオ マス	間伐材由来以外 の一般低質材・剪 定枝・虫害木	20,000	6,500円/t (チップ)		
			製材端材		20,000	4,000円/t
			PKS		10,000	12,000円/t
	建設資材廃棄物	建築廃材	10,000	2,000円/t		
その他	流木等	10,000t	1,000円/t			

(F I T 設備認定申請書の記載内容と同一か確認するとともに、提出時点から変更がある場合は申請書の差し替えを行うこと。)

※運転開始数年後の目標などではなく、運転開始時に収集可能な使用燃料とすること。

※以下に、購入予定価格の考え方(どの時点での価格か、含水率、価格に幅がある場合の理由等)を記載

購入予定価格：発電所着価格(2015年〇月現在)

含水率(PKS及び建設資材廃棄物を除く)：40%

2 事前審査結果(聴き取り結果)

聴取年月日	平成27年〇月〇日	聴取方法	面談
回答者	(発電事業者)(株)〇〇バイオマス：〇〇、〇〇、〇〇 (素材生産業者) 〇〇協同組合：〇〇、〇〇 〇〇林業株式会社：〇〇 〇〇ホールディングス：〇〇 (行政) 〇〇県〇〇部〇〇課：〇〇、〇〇		

① 木材の買取価格が適正か（山側への還元が十分なされているか）

- ・ 未利用間伐材の区分（32 円/kWh）の場合、発電所着価格で下限 8,000 円/t 程度を想定しつつ、コスト構造がどうなっているか。また、川上（木質バイオマス供給者）と合意しているかどうか。

未利用材5,400～6,500円/t（山土場価格）、チップ加工賃2,500円/t
運賃（山土場～チップ工場）：1,000円/t、運賃（チップ工場～発電所）：○円/t（該当する場合に記載）
一般木材4,000円/t（運賃込）、チップ加工賃2,500円/t
流木等：1,000円/t
未利用材については併設工場でチップ化、その他はチップで入荷。集材範囲は県東地域で30～50km程度。PKSはインドネシアから。
山元への還元は、1,000円/tの還元。

② 林業・山村地域等の活性化への配慮があるか

- ・ 地域内への波及効果、雇用創出効果（具体の人数）、地域林業への効果が十分にあるか。

①発電所運転員：15名（3交代）②燃料加工員：15名③木質集荷・集材・運搬人員：60名
総勢90名の新規雇用が創出を見込む。

また、松くい被害木が有効活用されることを地元から期待されている。

③ 燃料を安定調達できるか

- ・ 燃料をどのように調達しようとしているのか。地元の素材生産業者と供給等の協定を結んでいるか。

発電所運転開始5年後までの期間において数量を定めた木質バイオマス供給者との安定供給契約を締結済みであり、協定数量により本発電所計画の使用予定量を十分賄える見通し。（○○協同組合、○○森林組合、○○林業(株)）。なお、安定供給に向けた各者の取組みは以下のとおりで、協定数量は十分達成できると考えている。なお、集材範囲は○○地域を中心に発電所から半径○km程度。

- ・ ○○協同組合

現場にあるC材、D材を可能な限り山から出すよう組合員に周知徹底し、地域にあった全幹、全木集材システムを構築し、C材、D材が低コストで集材できるよう伐出システムを転換していく。なお、使用燃料のうち間伐材等由来バイオマスと一般木質バイオマス（製材端材除く）の9割を相当する量を取りまとめる窓口となる。

- ・ ○○森林組合

間伐材の増産やカスケード利用、松くい被害木、ダムの流木等の活用により増産体制を構築する。

- ・ (有)○○林業

民有林の購入により増産体制を構築する。

- ・ ○○林業(株)

多くの製材端材を保有しており、仮に未利用材の供給が不足しても製材端材により不足分を補う事は可能と考えている

- 燃料調達の内訳について、下表にまとめて記載すること。その際、FIT設備認定申請書の記載内容との整合を確保すること。

素材生産業者名	現状の素材生産量	今後の素材生産計画量		素材生産量拡大の方策
			うちFIT向け	
〇〇林業	スギ 5,000m ³	スギ 10,000m ³	スギ 4,000m ³	作業班の増加(3班体制から5班体制へ) 高性能林業機械の導入
△△森林組合	スギ 8,000m ³ カラマツ 3,000m ³	スギ 10,000m ³ カラマツ 3,000m ³	スギ 2,000m ³	単幹集材から全木集材への転換による林地残材の集材
□□素材流通協同組合	スギ 25,000m ³ カラマツ 10,000m ³			

④ 既存用途への影響があるか

- 伐採段階、加工段階において、製材、合板用など既存用途との関係で影響が少ないことを地元の関係者に確認しているか。

近隣の製紙会社は、バイオマス発電の計画について、①素材生産業者が針葉樹へシフト、②トラックや運転手の争奪戦、③針葉樹チップの集荷が難しくなることを懸念。

合板工場は、上記①に加えて、B材への浸食を懸念

これに対し、これまで未利用だった材を活用することを十分説明した上で、①カスケード利用の推進により生産量の増大と生産者の作業環境の改善を図り、生産量を増加させる取り組みを行う、②材はあるが山から出せない事態を想定し、出資者の物流会社との協業により、未利用材の回収システムを構築する、③価格については、地域の相場を把握し既存企業への影響が出ないように事業運営していくことを示し、懸念が払拭されるよう関係者と十分な調整を図っていく。

なお、製材工場は、背板チップを多く保有しており、現状遠方に出荷している状況であり、近くに発電所ができることを歓迎している。

- ・ 当該木質バイオマス発電施設から 50km 圏内の大型国産材加工施設（製材工場、合板工場等）、製紙工場、木質バイオマス発電施設を具体的に記入の上、聞き取り内容と対応方針を下表にまとめて記載すること。

	工場名	所在地	樹種別年間素材消費量	ヒアリング結果	対応方針
製材工場	A 木材 〇〇工場		スギ 30,000m ³	自社で使う原木は A 材でバイオマス用とは競合しない。	特に必要無い。
製材工場	B 製材		ヒノキ 10,000m ³	同上	特に必要無い。
合板工場	C 合板 △△工場		スギ 50,000m ³ ヒノキ 20,000m ³	当社の集荷する B 材がバイオマス用に流れることを懸念。	▲▲素材流通協同組合が素材生産量を●m ³ から■m ³ に増やし、B材とC,D材の仕分けを徹底することで合板用への供給を従来通り確保できることを確認。
集成材工場					
製紙工場					

⑤ 山側への要望等はないか

- ・ 事業を進めるにあたっての山側への要望や課題はないか。

安定供給を行うための対応策(人工、車両、土場等)について、事業者として一緒に取り組んでいく事が重要。伐採班の拡大や回収車両について、どの程度不足しているのかを把握し協議を進めていきたい。

⑥ 住民、既存分野の関係者等からのネガティブな反応とそれに対する対応

2015年〇月、住民説明会を実施。環境影響調査を含め地域への配慮を万全にする事で合意。また、地元の雇用についても実施していく旨を説明。

本件に関する問合せ先
林野庁木材利用課木質バイオマス推進班
電話：03-6744-2297

(注) 下線は、当省が付した。

図表2-(3)-イー① 調査対象とした発電設備に燃料チップを納入するチップ加工事業者等における木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	伐採段階 (素材生産事業者等→チップ加工事業者等)							加工・流通段階 (チップ加工事業者等→発電設備)			木質バイオマス証明ガイドラインの対応となったルートとの区分		
			本来であれば、一般バイオマス価格を適用すべきを誤用しているもの (注5)	証明書の入手状況		根拠書類の入手状況		証明書及び根拠書類ともに入手していたもの			本来であれば、一般バイオマス価格を適用すべきを誤用しているもの (注5)	証明書の入手状況			
				証明書を入手したものの	証明書を入手しなかったものの	根拠書類を入手したものの	根拠書類を入手しなかったものの	照合できなかったもの				証明書を入手したものの		証明書を入手しなかったものの	
								うち、証明書は書根に載り、森林探が載るもの	うち、証明書は書根に載り、森林探が載らないもの	うち、証明書は書根に載り、森林探が載らないもの					
1	a1	間伐材等	○											○	②
	a2	間伐材等		○		○			○					○	③ i
2	b1	間伐材等		○		○					○			○	
	b2	一般木質		○		○					○			○	
3	c1	間伐材等		○		○								○	
	c2	間伐材等		○		○								○	③ ii
	c3	間伐材等		○		○								○	
	c4	間伐材等		○		○								○	
	c5	間伐材等		○		○								○	
	c6	一般木質		○		○								○	③ ii
	c7	一般木質		○		○								○	③ ii
	c8	一般木質		○		○								○	③ ii
	c9	一般木質		○		○								○	③ ii
	c10	一般木質		○		○								○	③ ii
	c11	一般木質		○		○								○	③ ii
4	d1	間伐材等		○		○								○	
	d2	間伐材等		○		○								○	③ ii
	d3	間伐材等		○		○								○	③ ii
	d4	間伐材等		○		○								○	
	d5	間伐材等		○		○								○	
	d6	間伐材等		○		○								○	③ ii
	d7	間伐材等		○		○								○	
	d8	間伐材等	○			○								○	②
	d9	間伐材等	○			○								○	②
	d10	間伐材等		○		○								○	
	d11	間伐材等		○		○								○	
	d12	間伐材等	○			○								○	②
	d13	間伐材等		○		○								○	②
	d14	間伐材等		○		○								○	
	d15	間伐材等		○		○								○	③ i
6	f1	間伐材等		○		○								○	
	f2	間伐材等		○		○								○	
	f3	一般木質		○		○								○	
	f4	一般木質		○		○								○	
8	h1	間伐材等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	①
	h2	間伐材等		○		○								○	
	h3	間伐材等		○		○								○	
	h4	間伐材等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	①
	h5	間伐材等		○		○								○	
	h6	間伐材等		○		○								○	
	h7	間伐材等		○		○								○	
9	i1	間伐材等		○		○								○	③ iii
	i2	間伐材等		○		○								○	③ iii
	i3	間伐材等		○		○								○	③ i
	i4	間伐材等		○		○								○	③ iii
	i5	間伐材等		○		○								○	③ iii
	i6	間伐材等		○		○								○	③ i
	i7	間伐材等		○		○								○	③ i
	i8	間伐材等		○		○								○	
	i9	間伐材等		○		○								○	③ iii
	i10	間伐材等		○		○								○	③ ii
	i11	間伐材等		○		○								○	③ i
	i12	間伐材等		○		○								○	
10	j1	間伐材等		○		○								○	②
	j2	間伐材等		○		○								○	②
	j3	間伐材等		○		○								○	③ i
	j4	一般木質		○		○								○	②
	j5	間伐材等		○		○								○	
11	k1	間伐材等		○		○							○		②
	l1	一般木質		○		○								○	②
	l2	一般木質		○		○								○	②
	l3	一般木質		○		○								○	②
	l4	一般木質		○		○								○	②
13	m1	間伐材等		○		○								○	②
	n1	間伐材等		○		○								○	③ iii
	n2	間伐材等		○		○								○	②
	n3	間伐材等		○		○								○	
	n4	間伐材等		○		○								○	
14	n5	間伐材等		○		○								○	

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	伐採段階 (素材生産事業者等→チップ加工事業者等)										加工・流通段階 (チップ加工事業者等→発電設備)		木質バイオマス証明ガイドラインの対応となっていたルートとの区分	
			本来であれば、一般バイオマス価格区分を適用すべきところを誤って、伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8)に基づき主伐された木材は、本来、一般木質由来の価格区分を適用すべきところを、誤って、間伐材等由来の価格区分を適用していたもの(注5)	証明書の入手状況		根拠書類の入手状況		証明書及び根拠書類ともに入手していたもの						本来であれば、一般バイオマス価格区分を適用すべきところを誤って、伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8)に基づき主伐された木材は、本来、一般木質由来の価格区分を適用していたもの(注5)		証明書の入手状況
				証明書を入手していたもの	証明書を入手しなかったもの	根拠書類を入手していたもの	根拠書類を入手しなかったもの	証明書の入手状況	根拠書類の入手状況	証明書の入手状況	根拠書類の入手状況	証明書の入手状況	根拠書類の入手状況			
15	o1	間伐材等	○			○									○	②
16	p1	間伐材等		○		○	○								○	③ i
	p2	間伐材等		○		○	○								○	
	p3	間伐材等		○		○	○								○	③ i
	p4	間伐材等	○			○	○								○	②
	p5	間伐材等		○		○	○								○	
17	q1	間伐材等		○		○	○								○	③ i
	q2	一般木質		○		○	○								○	
	q3	間伐材等		○		○	○								○	
18	r1	間伐材等		○		○	○								○	
	r2	間伐材等		○		○	○								○	
	r3	間伐材等		○		○	○								○	②
	r4	間伐材等		○		○	○								○	②
	r5	間伐材等		○		○	○								○	②
	r6	間伐材等		○		○	○								○	②
	r7	間伐材等		○		○	○								○	
	r8	間伐材等		○		○	○								○	②
	r9	間伐材等		○		○	○								○	②
19	s1	間伐材等		○		○	○								○	
	s2	間伐材等		○		○	○								○	③ ii
	s3	間伐材等		○		○	○								○	
20	t1	間伐材等		○	○										○	②
	t2	間伐材等		○		○	○								○	
	t3	間伐材等		○		○	○								○	②
21	u1	間伐材等	○			○	○								○	②
	u2	間伐材等		○		○	○								○	②
	u3	間伐材等		○		○	○								○	②、③ i
	u4	間伐材等		○		○	○								○	②、③ i
計	98 間伐材等:82 一般木質:16	2	23	73	4	92	70	12	12	6	40	2	5	91	-	

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「No.」欄は、図表2-(3)-ア-④に対応している。
- 3 「燃料チップの納入ルート」とは、素材生産事業者等(川上)からチップ加工事業者等(川中)を経て、調査対象とした発電事業者等(川下)に燃料チップが納入される、一連のサプライチェーンの流れのことである。当省では、調査対象とした発電設備の協力の下、運転日誌等を基に、当該発電設備への燃料チップの納入に関わったチップ加工事業者等及び素材生産事業者等を把握し、当省の調査の回答が得られた事業者等を対象に、木質バイオマス証明ガイドラインの対応状況の確認を行った。
- 4 木質バイオマス証明ガイドラインによると、チップ加工事業者等(川中)が発電設備(川下)に間伐材等由来又は一般木質由来の燃料チップを販売する際には、由来を証明する書類が必要(根拠書類は不要)とされており、素材生産事業者等(川上)がチップ加工事業者等に間伐材等由来又は一般木質由来の木材を販売する際には、由来を証明する書類のほかに、「伐採及び伐採後の造林届出書」(森林法第10条の8)などの根拠書類が必要とされている。また、素材生産事業者等(川上)がチップ加工事業者等に間伐材等由来又は一般木質由来の木材を販売する際の証明書には、伐採箇所の記載が必要とされている。
- 5 「本来であれば、一般木質バイオマス由来の価格区分を適用すべきところを誤って、間伐材等由来の価格区分を適用していたもの」とは、伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8)に基づき主伐された木材は、本来、一般木質由来の価格区分を適用すべきところを、誤って、間伐材等由来の価格区分を適用していたものである。
- 6 「木質バイオマス証明ガイドラインの対応となっていないルート」とは、木質バイオマス証明ガイドラインの対応となっていないルートは、次のとおり①～③ iiiの5つの区分に整理したものである。
- ①・・・本来であれば、間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木を素材生産事業者等が間伐材等由来の木材としてチップ加工事業者等に納入し、チップ加工事業者等が間伐材等バイオマス由来の燃料チップとして発電設備に納入しており、誤った燃料区分を適用していた例
- ②・・・チップ加工事業者等が、伐採段階において必要な証明書若しくは根拠書類を素材生産事業者等から入手せず、又は加工・流通段階において必要な証明書を作成せず、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスとして発電設備に燃料チップを納入していた例
- ③ i・・・証明書又は根拠書類に森林の伐採箇所が未記載のため、両者の伐採箇所を照合できなかった例
- ③ ii・・・証明書に森林の伐採箇所の記載はあったが、市町村名のみであるなど地番までの詳細な記載がないため、根拠書類の伐採箇所と照合できなかった例
- ③ iii・・・証明書と根拠書類で記載された森林の伐採箇所が林班と地番で表記が異なるため、両者の伐採箇所を照合できなかった例

図表 2- (3) -イ-②- i 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていた例（伐採段階における証明書及び根拠書類の例）

証明書の例 (伐採段階)

平成 26年 6月 27日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

素材生産事業者 認定番号

素材生産事業者 認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類(保安林から出材された木材)
2. 伐採許可 平成 26年 5月 7日(届出) 許可書発行者 林業事務所
3. 所在地 236-2-237-2-237-1
4. 伐採面積 23.6110ha
5. 樹種 杉・桧
6. 車番 100 は 14-99
7. 数量 2,575 m³

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
又、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。
ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月) 2 (1) ①の除伐により生じた木質バイオマス」については、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基ついた証明書(所有者、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述)を添付

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

根拠書類の例 (伐採段階)

別紙様式14

平成 26年 5月 8日

保安林内間伐届について

平成 26年 5月 7日付けで届け出のあった上記の件については、適当と認められるので受理しました。

保安林(保安施設地区)の指定の目的	水源のかん養
森林の所在・所 伐採を開始する日及び伐採を終える日 伐採箇所の面積及び伐採立木材積	236-2、237-2、237-1 平成 26年 5月 27日 平成 27年 3月 31日 23.6110 ha 2575 m ³
伐採の方法及び伐採する立木の樹種及び年齢	杉 杉 ヒノキ ヒノキ スギ スギ スギ スギ
備考	車木 *届出書記載の項

注意事項
1 上記の内容を厳守するとともに、他の立木を損傷しないように注意すること。
2 伐採が終了したときは、別添伐採終了届に記入のうえ、速やかに 林業事務所長に届出、確認を得ること。

証明書に記載されている森林の伐採箇所と根拠書類に記載されている森林の伐採箇所とが照合可能

(注) 当省が入手した資料に基づき作成した。個人名等が特定される部分については、黒塗りしている。

図表 2-(3)-イ-②-ii 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていた例
(加工・流通段階における証明書の場合)

		管理番号:	
発電用 木質バイオマス証明書 兼 納品書(検量確認書) 【下記の物件は全て適切に分別管理されていることを証明します。】			
販売先	[Redacted]		
納入業者	[Redacted]	(認定番号 [Redacted])	
品名	①.間伐材等由来(32円/kwh対象材) 2. 一般木質バイオマス(24円/kwh対象材)		
納入荷姿	①.切削チップ 2. ピンチップ		
到着日時	平成 26 年 11 月 19 日 8 時 40 分		
検収数量	6.58 トン		
樹種	①スギ ②ヒノキ その他 ()		
生産者	[Redacted]	現場名	[Redacted]
運送会社	[Redacted]	担当者 印またはサイン	[Redacted]
車番 または船舶名	28-58		備考

		管理番号:	
発電用 木質バイオマス証明書 兼 納品書(検量確認書) 【下記の物件は全て適切に分別管理されていることを証明します。】			
販売先	[Redacted]		
納入業者	[Redacted]	(認定番号 [Redacted])	
品名	①.間伐材等由来(32円/kwh対象材) 2. 一般木質バイオマス(24円/kwh対象材)		
納入荷姿	①.切削チップ 2. ピンチップ		
到着日時	平成 26 年 11 月 24 日 7 時 17 分		
検収数量	5.79 トン		
樹種	①スギ ②ヒノキ その他 ()		
生産者	[Redacted]	現場名	[Redacted]
運送会社	[Redacted]	担当者 印またはサイン	[Redacted]
車番 または船舶名	28-58		備考

(注) 当省が入手した資料に基づき作成した。個人名等が特定される部分については、黒塗りしている。

図表 2- (3) -イ-③ 本来であれば一般木質由来のバイオマスとなる主伐された原木を間伐材等由来の木質バイオマスとして納入していた例

証明書の例 (伐採段階)

様式1 私有林からの出材の場合

平成 27 年 12 月 3 日

発電利用に供する木質バイオマスの証明

取 扱 者 [Redacted]

事業者の所在地: [Redacted]
 事業者の名称: [Redacted]
 代表者の氏名: [Redacted]
 団体認定番号: [Redacted]

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適明に分別管理されていることを証明します

記

1. 木質バイオマスの種類: (間伐材 保安林からの木材 森林経営計画対象森林からの木材 その他 ()) ※該当するものにイを入力してください。

2. 伐採許可 (届出) 年月日、許可書等発行先、伐採許可番号等
 年月日 平成 27 年 / 月 / 日 発行先 [Redacted]

3. 伐採箇所
 番号 [Redacted] 010104

4. 伐採面積 : 0.60 ha

5. 樹 種 : 杉

6. 数 量 : 28,500 kg

注) 1. 市町村等の伐採及び伐採後の造林届出書、保安林内立木伐採許可決定通知書、森林経営計画の認定書など、伐採に関する当該証明書の写しを添付してください。
 注) 2. 数量は、重量等の単位 (kg) を記載してください。
 注) 3. 本様式による証明書の作成に代えて、注) 1 の証明書の写しに、上記の情報を追加記載することとで証明書とすることも可能です。

根拠書類の例 (伐採段階)

010104
平成 27 年 1 月 21 日

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

[Redacted]

平成 27 年 1 月 20 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、[Redacted] 森林整備計画に適合すると認められるので通知する。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

- ・ 造林の所在場所 : [Redacted] 62
- ・ 伐 採 面 積 : 0.60 ha
- ・ 伐 採 方 法 : 主伐 (皆伐) 択伐 間伐 伐採率 100%
- ・ 伐 採 期 間 : 平成 27 年 2 月 20 日 ~ 平成 28 年 2 月 19 日
- ・ 伐 採 樹 種 : 杉
- ・ 伐 採 樹 齢 : 45 年

※届出書の記載内容を勘守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採をしてください。

※伐採等に伴い市の林道を使用する場合は、林道使用願いの提出が必要となりますのでご注意ください。また、伐採撤出等に伴い林道を破損した場合、速やかに復旧していただくようお願いいたします。

(注) 当省が入手した資料に基づき作成した。個人名等が特定される部分については、黒塗りしている。

図表2ー(3)ーイー④ 木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていなかった理由等

- ① 本来であれば、間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木を素材生産事業者等が間伐材等としてチップ加工事業者等に納入し、チップ加工事業者等が間伐材等バイオマス由来の燃料チップとして発電設備に納入しており、誤った燃料区分を適用していた例(1発電設備2納入ルート)

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていなかった理由等
8	h1	間伐材等由来	本来であれば、間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木(注)を素材生産事業者等から同バイオマス由来の木材として納入を受け、同バイオマス由来の燃料チップとして発電設備に納入していた理由について、当該チップ加工事業者等では、木質バイオマス証明ガイドラインにおける間伐材等由来のバイオマスと一般木質由来のバイオマスとの違いを十分理解しておらず、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を行った上で、伐採された原木であれば、合法性が担保された原木であるため、伐採方法にかかわらず、全て間伐材等由来のバイオマスになると誤認していたとしている。
	h4		

(注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書」(森林法第10条の8)により主伐された原木

- ② チップ加工事業者等が、伐採段階において必要な証明書を若しくは根拠書類を素材生産事業者等から入手せず、又は加工・流通段階において必要な証明書を作成せず、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスとして発電設備に燃料チップを納入していた例(11発電設備29納入ルート)

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていなかった理由等
11	k1	間伐材等由来	加工・流通段階及び伐採段階において必要な証明書及び根拠書類を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、固定価格買取制度に基づく間伐材等由来のバイオマスを取り扱っていた時期は、平成25年3月11日から13日までの3日間だけ(注1)であり、当時の関係者がいないため、詳細な理由は不明であるが、おそらく木質バイオマス証明ガイドラインに基づく証明書の必要性を十分認識していなかったのではないかとしている。
21	u1	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由については、当該発電設備(注2)では、素材生産事業者等には、証明書の提供を依頼しているものの、提出されていない状況であるとしている。ただし、伐採箇所が記載された根拠書類が手元にあるので、証明書を入手する必要性の認識はあまりないとしている。 また、加工・流通段階において必要な証明書を作成しないまま、発電設備に燃料チップを納入していることについて、当該発電設備では、発電設備とチップ加工事業者等の所在地は隣接しており、お互いに信頼関係が構築できているので、証明書の作成を省略していたとしている。
	u2		
	u3		
	u4		
4	d13	間伐材等由来	伐採段階において必要な根拠書類を入手していなかった理由については、当該チップ加工事業者等では、素材生産事業者等からは、伐採箇所や材積量、間伐材である旨を記載した販売契約書を入手しており、これが証明書類兼根拠書類に相当すると理解していた(注3)としている。
20	t1	間伐材等由来	伐採段階において必要な根拠書類を入手していなかった理由については、当該チップ加工事業者等では、素材生産事業者等から、伐採作業ごとにバイオマス由来を証明する情報カードの交付(証明書に相当するもの)を受けているが、素材生産事業者等を信頼しており、根拠書類の提供までは求めていないとしている。ただし、必要があれば、素材生産事業者等に照会することによって、根拠書類の写しは容易に入手可能であるとしている。
	t3		
1	a1	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由については、当該チップ加工事業者等では、自社で素材生産も行って、伐採段階における証明書の作成は不要と認識し、作成していなかったとしている。

4	d8	間伐材等	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、バイオマスの証明書はどこから出材し、それによって由来が証明できるかが目的であると認識しているため、納入時に素材生産事業者等から森林経営計画書等の根拠書類をもちょうことで、森林の伐採箇所が特定できるので、それ以上の書類を求めたり確認したりはしていないとしている。
	d9		
	d12		
10	j1	間伐材等由来 一般木質由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく関係団体等から認定を受けた認定事業者であれば根拠書類のみの入手でよいものと誤認していたとしている。
	j2		
	j4		
12	l1	一般木質由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、建設工事に伴い発生した不用品(法令に基づく伐採手続は不要)であり、排出事業者から産業廃棄物としての処理を委託されたものであるが、産業廃棄物管理票(注4)があれば、バイオマスの由来を記載した証明書では必要ないと考えていたとしている。
	l2		
	l3		
	l4		
	l5		
14	n2	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、森林を所有する県と経営計画の対象となっている立木の売買契約書を締結し、原木をチップに加工したものであるが、経営計画の認定書があれば、森林の伐採箇所が特定できるので、証明書では必要ないと考えていたとしている。
15	o1	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、自社で素材生産もしているため、伐採段階における証明書は不要と認識し、作成していなかったとしている。
16	p4	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、森林を所有する森林管理局と林産物の売買契約書を締結しており、森林の伐採箇所が特定できるので、証明書では必要ないと考えていたとしている。
	r3		
	r4		
	r5		
18	r6	間伐材等由来	伐採段階において必要な証明書を入手していなかった理由について、当該チップ加工事業者等では、木質バイオマス証明ガイドラインQ&Aに掲載されている<国内森林由来のバイオマス>の証明書の表において、森林経営計画認定書等の根拠書類が「証明書」と記載されていることから、根拠書類を入手していれば、証明書の入手は不要であると理解していたとしている。
	r8		
	r9		

(注) 1 間伐材等由来のバイオマスは、平成25年3月13日を最後に、金額面で素材生産事業者との折りが付かなかつたとして、発電設備に納入されていない。

2 当該発電設備では、事業者等を経由することなく、素材生産事業者等に対し直接、バイオマス由来の確認を行っている。

3 素材生産事業者は、民間事業者であり、間伐材の販売契約書のみでは、法令に基づき適切に伐採されたものかが不明(本来であれば「伐採及び伐採後の造林の届出書」など法令に基づき伐採されたことを証明する根拠資料が必要)であるため、当省では根拠書類には当たらないと判断した。

4 廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物の排出事業者には、産業廃棄物の種類及び数量等を記載した書類「産業廃棄物管理票」(産業廃棄物マニフェスト)の交付が義務付けられている。

③ 素材生産事業者等から伐採段階において必要な証明書及び根拠書類は提出されていたが、記載内容が不十分で、当該証明書に記載すべき森林の伐採箇所と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所とを照合できなかった例(10発電設備30納入ルート)

i) 証明書又は根拠書類に森林の伐採箇所が未記載のため、両者の伐採箇所を照合できなかった例(7発電設備12納入ルート)

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされていなかった理由等
1	a2	間伐材等由来	証明書に森林の伐採箇所を未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、森林の伐採箇所は、根拠書類となる経営計画の写しをみれば、森林の伐採予定箇所を特定できるため、証明書にまで伐採箇所を記載する必要はないと考えていたとしている。
4	d15	間伐材等由来	根拠書類(森林経営計画の認定書の鑑)に森林の伐採箇所が未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、証明書に記載の森林経営計画の認定番号と、根拠書類の森林経営計画認定書における認定番号の照合が可能であることから、伐採箇所までの照合は不要であると認識していたとしている。
9	i3	間伐材等由来	根拠書類(森林経営計画の認定書の鑑)に森林の伐採箇所が未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、証明書及び根拠書類に記載された伐採箇所の照合は行っておらず、根拠書類として森林経営計画の認定書の鑑が添付されているため、間伐材等由来の木質バイオマスと判断しているとしている。
	i6		根拠書類(森林経営計画の認定書の鑑)に森林の伐採箇所が未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、納入時に根拠書類である森林経営計画書の図面も確認して、証明書に記載された伐採箇所と合っているか確認を行っているため、保管されている根拠書類に伐採箇所の記載がなくとも特に問題はないとしている。
	i7		
10	j3	間伐材等由来	根拠書類を兼ねた証明書(国有林由来の間伐材の売買契約書)に森林の伐採箇所が未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、当該売買契約書には、物件の所在地が土場(注1)までの記載となっており、伐採箇所までは不明となっているが、国の機関である森林管理署が間伐材等由来であることを証明しているため、伐採箇所の記載がなくとも特に問題はないとしている。
			16
17	q1	間伐材等由来	根拠書類を兼ねた証明書(国有林由来の間伐材の売買契約書)に森林の伐採箇所が未記載であった理由については、当該チップ加工事業者等では、当該売買契約書には、物件の所在地が土場(注)までの記載となっており、伐採箇所までは不明となっているが、国の機関である森林管理署が間伐材等由来であることを証明しているため、伐採箇所の記載がなくとも特に問題はないとしている。
			21
	u4		

(注)「土場」とは、一般的には、切り出した材木を一時集めておく場所のことである。

ii) 証明書に森林の伐採箇所の記載はあったが、市町村名のみであるなど地番までの詳細な記載がないため、根拠書類の伐採箇所と照合できなかった例(4発電設備12納入ルート)

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされなかった理由等	
			燃料チップの種類	理由等
3	c2	間伐材等由来	証明書に森林の伐採箇所の詳細な記載がない理由について、当該チップ加工事業者等では、証明書及び根拠書類に記載された伐採箇所の照合は行っておらず、森林経営計画の認定書等の根拠書類を入手すれば、木質バイオマスの由来を判別できると、詳細な伐採箇所までの記載は不要ではないかとしている。	
	c6			
	c7			
	c8			
	c9	一般木質由来		
	c10			
4	c11		証明書に森林の伐採箇所の詳細な記載がない理由について、当該チップ加工事業者等では、根拠書類との整合性の確認は行っているが、原木の伐採箇所を林班等の細部まで把握していたとしても、対象の森林が複数あり、広範囲に至る場合、1枚の形式に収まらない場合があるので、そのような場合は、証明書に地番、林班までの記載は割愛しているとしている。	
	d2	間伐材等由来		
	d3	間伐材等由来		
9	d6	間伐材等由来	証明書に森林の伐採箇所の詳細な記載がない理由について、当該チップ加工事業者等では、林野庁が定めた木質バイオマス証明ガイドラインには、伐採段階の証明書に森林の伐採箇所を記載することとなっているが、林班まで記載する必要があるのか、市町村名までの記載で十分なのか、具体的な記載方法までは定められていないため、素材生産事業者等によっては統一した記載方法となっていないものがあるとしている。ただし、伐採箇所を記載する場合でも、市町村名等までの記載で大まかな伐採箇所を確認できるので、市町村名等までの記載で十分ではないかとしている。	
	i10	間伐材等由来		
19	s2	間伐材等由来		

iii) 証明書と根拠書類で記載された森林の伐採箇所が林班と地番で表記が異なるため、両者の伐採箇所を照合できなかった例(2発電設備6納入ルート)

No.	燃料チップの納入ルート名	燃料チップの種類	木質バイオマス証明ガイドラインどおりの対応がなされなかった理由等	
			燃料チップの種類	理由等
9	i1	間伐材等由来	証明書又は根拠書類における森林の伐採箇所の記載が林班と地番で表記が異なる理由について、当該チップ加工事業者等では、証明書及び根拠書類に記載された伐採箇所の照合は行っておらず、根拠書類として森林経営計画の認定書の鑑が添付されているれば、間伐材等由来の木質バイオマスと判断しているとしている。	
	i2			
	i4			
	i5			
	i9			間伐材等由来
14	n1	間伐材等由来	証明書又は根拠書類における森林の伐採箇所の記載が林班と地番で表記が異なる理由について、当該チップ加工事業者等では、森林管理局と締結した国有林材の安定供給システム協定書に基づき、間伐材の納入を受けており、納入の際、同局からは、間伐材等由来のバイオマスである旨の証明書を入手しているため、伐採箇所の表記が異なっているにもかかわらず、特に問題は無いと考えている。	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「No」欄、「燃料チップの納入ルート名」欄は、図表2-(3)-イ-①に対応している。

図表2-(3)-イー⑤ 調査対象とした発電事業者における固定価格買取制度に関する主な意見・要望

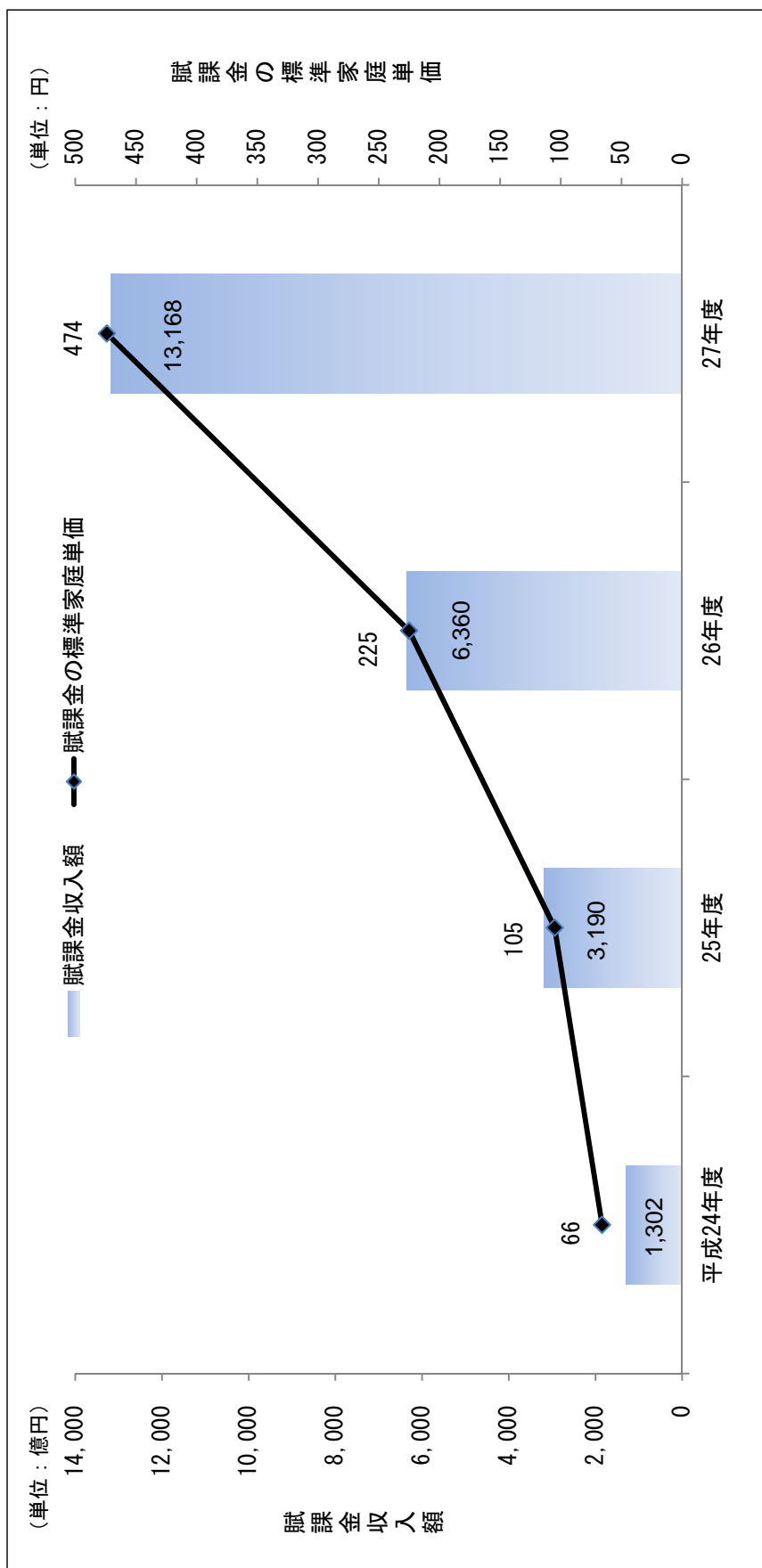
No.	固定価格買取制度に関する主な意見・要望の内容
1	<p>① 林野庁が作成した木質バイオマス証明ガイドラインは、内容が複雑で必要とされる書類の理解が難しい(都道府県に照会しても、担当者によって見解が異なるケースもある)ので、より分かりやすい木質バイオマス証明ガイドラインに見直してほしい。</p> <p>また、都道府県や市町村、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく事業者認定等を行った木材関係団体においては、認定を行うに当たって、徹底した指導を行ってほしい。</p> <p>② ダムや河川に集積された流木の取扱いについて、林野庁に質問したところ、流木は、一般的に一般廃棄物に当たるので、市町村に照会してほしいと言われたが、市町村に照会しても、市町村によって考え方が異なるので、取扱いに苦慮している。国による統一的な見解を示してほしい。</p>
3	<p>① 石炭と木質バイオマスを混焼しているような規模の大きな発電設備は、優位に燃料を買い集めることができることから、発電規模の異なる発電設備の立地には集荷範囲が重ならないよう配慮が必要であり、適用する調達価格も差を設けるべきではないか。</p> <p>調達価格において、PKSや輸入チップは、一般木質由来のバイオマス=24円/kWhとしているが、このような仕組みは、国内の森林資源の循環に寄与せず、国民負担を強いてまで輸入燃料による木質バイオマス発電を推進する必要はないと思う。</p> <p>調達価格において、国有林から搬出された材は、間伐材等由来のバイオマス=32円/kWhであるが、その国有林から搬出された材を製材所で製材した際に発生する残材チップは、一般木質由来のバイオマス=24円/kWhとなってしまふ。これを一律に間伐材等由来のバイオマス=32円/kWhとして取り扱うことができるよう希望する声が製材業界に多く聴かれる。</p> <p>③</p>
4	<p>① 間伐材等由来の燃料チップについて、現行でも発電設備の模別別の調達価格が設定されているが、現状の価格区分では、大規模の発電設備であれば、遠方からガソリンを使ってでも木材を集めることができるので、省エネに反する構図となってしまふ。発電規模別に調達価格をさらに細分化してほしい。</p> <p>② 石炭等と木材を混焼する発電設備は、固定価格買取制度の認定の対象外としてほしい。</p> <p>③ 固定価格買取制度が終了する20年後には、間伐材等は燃料として活用されなくなるのか心配である。</p>
5	<p>① 既存の用途への影響を避けるため、燃料種及び集荷地域の変更時には、再エネ特措法に基づく変更認定申請を義務付けることが必要であると考え。特に調達価格については予定価格を大幅に引き上げて調達することは規制するべきである。発電設備の認定を行う経済産業省は、年1回計画外からの調達がないか、またその数量及び価格についても計画どおりか確認すべきであり、計画外の場合は、指導し、悪質な場合は、業務停止命令等も行う必要があるのではないかと。</p> <p>② 林野庁の木質バイオマス証明ガイドラインによると、素材生産事業者等は、木材産業関係団体等の認定を受ける必要がある。同庁では、認定を受けた素材生産事業者等が分別管理等を適正に行う旨の自主行動規範を策定することによって、分別管理は適正に行われていると思っているようだが、認定権者は民間団体であり、認定も申請時に手数料を納付すれば認定書を発行しているような団体もあると聞いたことがあり、実際に分別管理をしているかどうか疑問である。また、分別管理が適当でないことが判明した場合の罰則はどこにもなく、林野庁は民事で解決するように指導していることからみても、実質的な意味を有していない制度ではないか。</p>
6	<p>① 輸入材由来の燃料チップについても、固定価格買取制度の買取対象となっているが、その由来証明に関して国産材由来同様に厳密に適用すべきである。国産材の由来証明については、林野庁の木質バイオマス証明ガイドラインにおいて、木材関係団体等からの認定の取得や現場での分別管理が非常に厳格に定められているのに対し、輸入チップや輸入ペレットに関しては、そこまで明確にルールが定められていないように感じる。</p> <p>② 伐期を迎え、伐採(皆伐)する必要性があっても国有林や保安林は調達価格が高いのに対し、森林経営計画などを立てていない民有林は調達価格が安いことについて、特に小規模な素材生産事業者に合理的な説明をすることは困難である。</p> <p>③ 一般木質由来のバイオマスと同じ価格区分の中にPKSや輸入木材が含まれていることに違和感を感じる。PKSや輸入木材をベース燃料とした大規模な発電設備の計画も多数立ち上がっており、こういった発電設備と国内の林地残材等を主に燃料として扱っている発電設備とでは事業目的が全くといっていいほど異なっている。輸入木材利用と輸入化石燃料利用の違いは、CO2排出量の算定方法によるところのみであり、国内のエネルギー自給率を高める観点からも税金を投入してまで推進すべき事業とは言い難いと思う。</p> <p>④ 製材所で発生する樹皮(バーク)は、製材残材の一部となり、一般木質由来のバイオマスの調達価格(24円/kWh)に分類されるが、加工や乾燥などの費用以外に設備の消耗など目に見えないコストもかかることから、現行の調達価格では、扱っていくことが厳しいのが実情である。</p> <p>製材所で発生する樹皮(バーク)などは、有効活用することで発電事業者間や既存産業との不要な調達競争を減らすことにもつながることから、新たな燃料カテゴリー(28円/kWh)を設けてはどうか。</p>
9	<p>我が国における再生可能エネルギー政策が仮にドイツを追従するのであれば、特にバイオマス発電においては、燃料種ごとの適正価格、出力規模ごとの発電コスト等の議論が改めて必要になると考えている。すなわち、ドイツの政策の方向性と内容が現時点の日本においてマッチするものであるのか、国内の状況も十分に考慮し、検証する必要がある。</p>

No.	固定価格買取制度に関する主な意見・要望の内容
10	固定価格買取制度の本体に対する意見・要望ではないが、燃料調達において、地方公共団体による補助(運賃補助など)を受けている発電設備があるが、これは、既存の製紙会社やチップ加工会社、当社などの補助を受けていない既存の発電設備などに対しては、差別的な扱いと言える。補助が無くなった場合、周辺の燃料流通にも影響を及ぼすことも懸念されるため、行政補助のあり方の見直しを含め対処していただきたい。
12	草は木質バイオマスではないが、山林についてまわるもので毎年一定量出てくる。これを「一般廃棄物その他のバイオマス」とし、発電に利用することで山林の整備にプラスにならないか検討をお願いしたい。
14	固定価格買取制度の買取対象となるバイオマス燃料(木質、PKS、農作物残さ、豆かす、動物、排泄物、産業廃棄物、一般廃棄物など)と買取価格を網羅した一覧表を示してほしい。
15	現在、バイオマス発電設備が全国各地で開設され、様々な形で雇用が生まれていると思うが、固定価格買取制度が終了した後も安定した雇用の維持が継続できるのかが一つのカギになると考える。 また、山にある本当に使われていない「林地未利用材」が使われず、他の用途にも利用できる材料を取り合っているのが現状であると感じる。 このような現状を踏まえると、既存事業の雇用を守りながら、利用されない未利用木材をエネルギーに活用されるような価格区分、審査体制と、既存事業がさらに発展し、産業競争力が向上していくような助成が必要と考える。
16	① 固定価格買取制度は国民の経済的な負担によって成り立っており、厳正な運用が不可欠である。したがって、当初の計画から何らかの変更があった場合は、軽重を問わず経済産業省に遺漏なく申請させるべきであり、また、申請の遅延及び内容に虚偽あった場合は、監督官庁は該当事業者に厳しく対処すべきであると考えている。 ② 固定価格買取制度そのものに対する意見ではないが、間伐材等由来の木材として取り扱うことのできるものの一つに、森林経営計画の認定を受けた森林がある。しかし、現在、森林経営計画の事務作業は非常に煩雑なものとなっており、現実的に個人の山林保有者が経営計画を作成することは困難な状況となっている。その結果として、間伐材放置による山林の荒廃につながり、将来の林業の活性化に支障を来すことが懸念される。このため、改善事項としては、地元地方公共団体の森林組合等の第三者の承認があることを条件に、経営計画の申請作業の簡素化を図っていくべきであると考えている。
17	現制度では、同じ山林から搬出された木材が、その流通の過程の違いで価値が異なることになっているが、本来最も木材のカスケード利用に即した製材端材が一般木質バイオマスとなり、間伐材等由来のバイオマスの調達価格よりも低い価格になってしまうことに強い矛盾を感じている。
19	他県では、既に製紙会社と燃料チップを巡って、争奪戦が起きていると聞くと、これは未利用材を活用した場合のみ、最も高い価格を適用するとした、木質バイオマス証明ガイドラインの趣旨に反しているのではないかと。現場で木質バイオマス証明ガイドラインに逸脱した行為が行われても、放置されていることが問題であると思われる。木質バイオマス証明ガイドラインからの逸脱行為を監視するために、違反を監視する機関や、悪質な場合は罰則を適用できる仕組みを検討する必要があるのではないかと。
20	① 他の発電施設からよく聞くのは、証明書によって間伐材等由来のチップであるということはあるが、そのチップがどこの山から産出された原木を用いて、加工されたチップなのかがわからない状況であるということ。この世界は、基本は性善説によって成り立っているため、客観的な証明書を省略している場合が多い。そういった状況の中で、地元の地方公共団体にチップの集荷状況をフィードバックするにしても、原木の産地情報がわからないとフィードバックしようがないのではないかと。② 買取期間の20年が終了し、発電事業を終了せざるを得なくなった場合、燃料インフラも共倒れになる可能性がある。地域によっては、いきなり、年間数万トンから数十万トンの供給が無くなることになり、全国のバイオマス発電設備が、ほぼ同時期に立ち上がっていることから考えると、20年後に全国的な混乱が予想される。そのあたりが、バイオマス発電設備が太陽光、風力と違う点であるので、資源エネルギー庁には20年後の制度設計をお願いしたい。
21	① 外国産の燃料チップの使用比率が高い案件は、出力規模が大きいことが多く、海外からの燃料調達に不具合が生じた場合、国内の燃料チップ相場に与える影響が非常に大きくなる懸念がある。また、発電出力が大きい事業ほど、燃料単価の上昇分を許容できるので、最終的に発電出力の大きな発電設備のみが生き残る可能性を否定できない。これらの点から勘案すると、現行制度上は制限が設けられていないが、使用燃料に占める外国産の比率や発電出力に制限があってもよいのではないかと。② 長期的な将来に期待することは、「甚大な災害対策としての発電場所の分散」効果を大きくするため、一般電気事業者等が保有する50万kW以上の発電所が被災した場合の停電範囲を正確に見積もり、固定価格買取制度の設備認定を受けた発電設備を最大限活用できるように系統運用方法の見直しを図っていただきたい。

(注)1 当省の調査結果による。

2 「No.」欄は、図表2-(3)-ア-④に対応している。

図表 2- (3) - イ - ⑥ 再生可能エネルギーに係る賦課金の標準家庭単価及び賦課金収入の推移



(注) 経済産業省資源エネルギー庁が公表した資料に基づき、当省が作成した。

図表 2－(3)－ウ－① 廃棄物処理法等における廃棄物の定義に関する規定

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の 4 の 5 第 1 項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に
入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）
を除く。）

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前 2 項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抜粋）

（産業廃棄物）

第 2 条 法第 2 条第 4 項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 （略）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(3)-ウ-② 経済産業省資源エネルギー庁における固定価格買取制度のホームページ (抜粋)



経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

コンテンツ本文へ

ご意見・お問合せ

インフォメーション

サイト内検索

サイトマップ

English

経済産業省TOPページ

ホーム
資源エネルギー庁について
お知らせ
政策について
調達・お問合せ
統計・各種データ
審議会・予算

資源エネルギー庁TOP > 政策について > 省エネルギー・新エネルギー > 新エネルギーについて (なっとく！再生可能エネルギー)

> なっとく！再生可能エネルギー > 固定価格買取制度 > 買取価格・期間等

TOPへ
固定価格買取制度
再生可能エネルギーを知る、学ぶ
グリーンパワープロジェクト

固定価格買取制度
設備認定様式

太陽光50kW未満
太陽光の電子申請

固定価格買取制度
設備設置後の
費用報告

太陽光
設備設置費用の
電子報告

固定価格買取制度
設備導入状況等の
公表

事業者の方
グリーン投資減税

固定価格買取制度
地方自治体等への
情報提供

各種支援制度

再生可能エネルギー
事業支援ガイドブック
(web版)

再エネコンシェルジュ.jp

不適切案件に関する情報提供



2012年7月1日にスタートしました 固定価格買取制度は、 5年目を迎えました！ 引き続きよろしくお願ひします。

買取価格・期間等

[制度の概要](#) [買取価格・期間等](#) [買取制度の法令・契約](#) [認定手続\(設備、減免\)](#)
[審議会・算定委員会等](#) [よくある質問](#)

¥ 買取価格・期間等
平成 28 年度
(2016年4月～2017年3月)

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

【平成28年度の価格表(調達価格1kWh当たり)】

	10kW未満			
	太陽光	余剰買取	出力制御対応機器 設置義務なし	出力制御対応機器 設置義務あり [※]
調達価格	31円	33円	25円	27円
調達期間	10年間		10年間	

※北海道電力・東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の需給制御に係る区域において、出力制御対応機器の設置が義務付けられます。

	太陽光	10kW以上	
		20kW以上	20kW未満
調達価格	24円+税	22円+税	55円+税
調達期間	20年間	20年間	20年間

※建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの。

	風力	洋上風力(※)	
		20kW以上	15,000kW未満
調達価格	22円+税	36円+税	40円+税
調達期間	20年間	20年間	15年間

※建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの。

	地熱	200kW未満	
		15,000kW以上	200kW未満
調達価格	26円+税	29円+税	34円+税
調達期間	15年間	20年間	20年間

※建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの。

	水力	200kW未満	
		1,000kW以上 30,000kW未満	200kW未満
調達価格	24円+税	29円+税	34円+税
調達期間	20年間	20年間	20年間

200kW未満

パンフ・資料

つくること つかうこと まらぶこと
Green Energy Partnership

twitter

みんなで作る再生可能エネルギー
Facebook



既設導水路
活用中小
水力(※)

1,000kW以上
30,000kW未満

200kW以上
1,000kW未満

調達価格
20年間

14円+税
20年間

21円+税
20年間

25円+税
20年間

※既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。



バイオマス

メタン発酵ガス
(バイオマス由来)

間伐材等由来の木質バイオマス
2,000kW未満 2,000kW以上

調達価格
20年間

39円+税
20年間

40円+税
20年間

32円+税
20年間



バイオマス

一般木質
バイオマス・
農作物の収穫に
伴って生じる
バイオマス

建設資材廃棄物

一般廃棄物
その他のバイオマス

調達価格
20年間

24円+税
20年間

13円+税
20年間

17円+税
20年間

バイオマスの例

【メタン発酵ガス】下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス

【間伐材等由来の木質バイオマス】間伐材、主伐材※

【一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス】製材端材、輸入材※、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら

【建設資材廃棄物】建設資材廃棄物、その他木材

【一般廃棄物その他のバイオマス】剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液

※「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

(注) 枠は当省が付した。

図表 2- (3) -ウ-③ 廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT 制度）ガイドブック（平成25年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）（抜粋）

廃棄物処理施設における 固定価格買取制度 （FIT制度） ガイドブック

平成25年4月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

2. 対象となる廃棄物およびバイオマス比率の考え方

Q2-1

地方公共団体等で実施している街路樹の剪定等で発生する剪定枝による発電は、固定価格買取制度の対象となるか？

A2-1

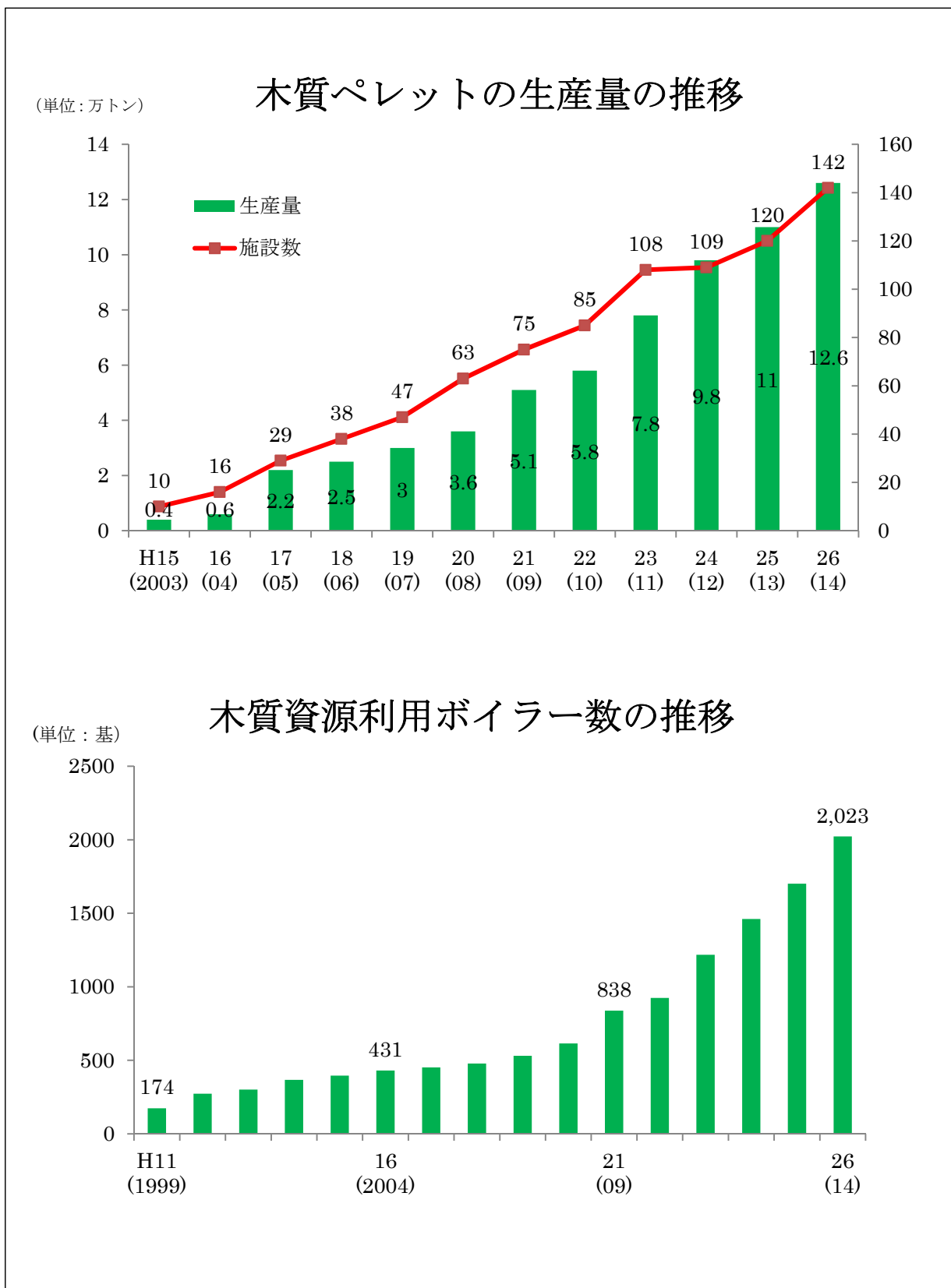
一般廃棄物に含まれますので、調達区分「廃棄物系(木質以外)バイオマス」に該当し、調達価格は税込みで17.85円/kWhとなります。

なお、木質系のバイオマスに関しては林野庁発行の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を参照ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

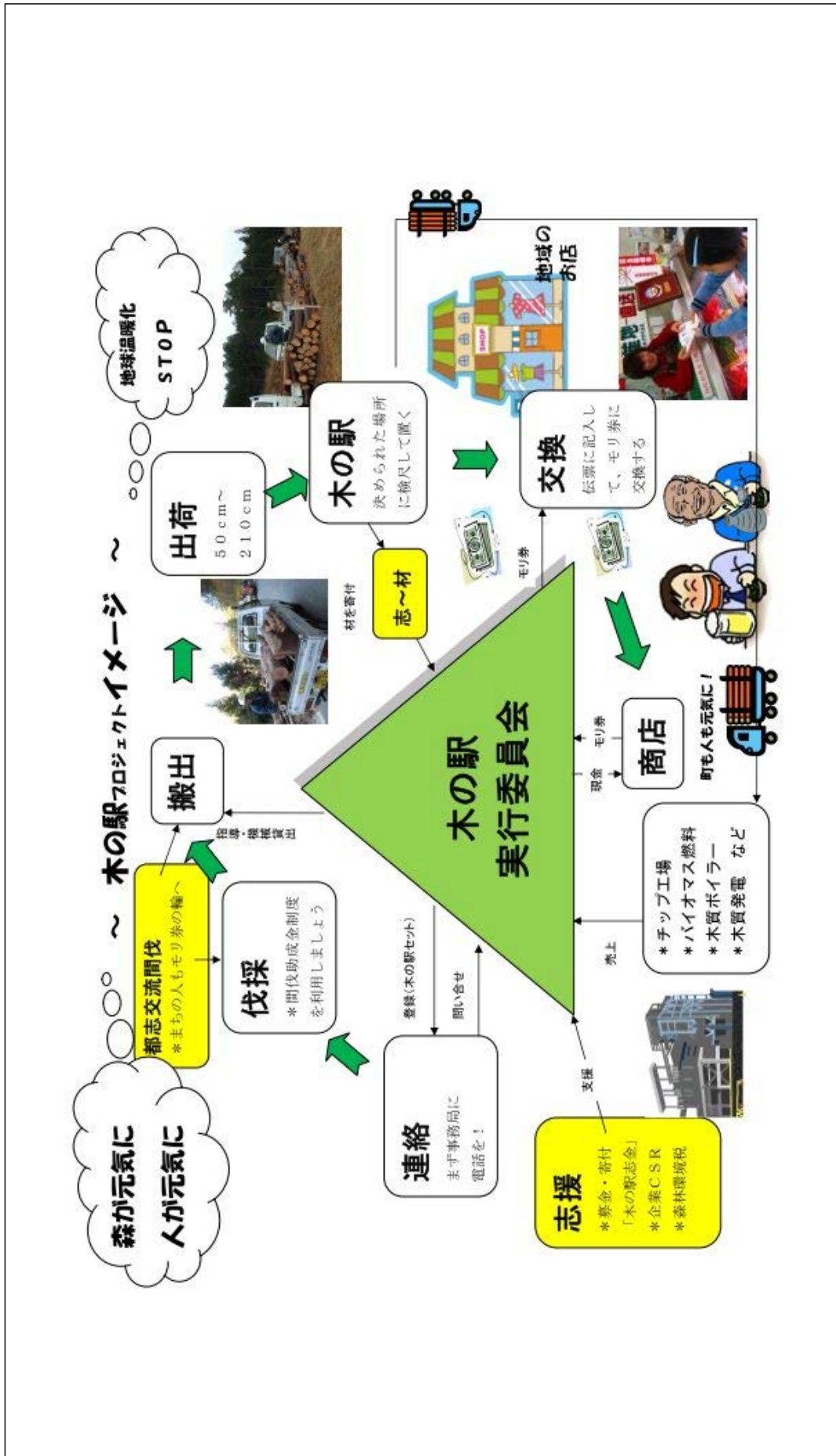
(注) 下線は、当省が付した。

図表 2- (3) - エー① 木質ペレット生産量の推移及び木質資源利用ボイラー数の推移



(注) 「平成 27 年度森林・林業白書」(平成 28 年 5 月 17 日公表) による。

図表 2- (3) - エー② 木の駅プロジェクトイメージ図



(注) 木の駅プロジェクトホームページによる。

図表2-(3)-エ-③ 木の駅プロジェクト取組状況

No.	木の駅プロジェクト名	所在地	登録者数 (人)	出荷量 (t/年)	材の主な用途	林家への支払単 価(円/t)
1	笠周木の駅プロジェクト	岐阜県恵那市	58	400	チップ	6,000
2	智頭木の宿場	鳥取県智頭町	50	345	チップ	6,000
3	旭木の駅プロジェクト	愛知県豊田市	53	300	チップ	6,000
4	木の駅上石津	岐阜県大垣市	29	68	その他	4,000円/m3
5	さめうら水源の森木の駅プロジェクト	高知県土佐町	36	-	チップ	6,000
6	エコビレッジ阿波木の駅プロジェクト	岡山県津山市	14	55	チップ	6,000
7	白鳥町木の駅プロジェクト	岐阜県郡上市	7	26	チップ	-
8	高鷲町木の駅プロジェクト	岐阜県郡上市	6	44	チップ	4,000
9	ニツ井宝の森林プロジェクト	秋田県能代市	19	168	材	4,600
10	吉賀町木の駅プロジェクト	島根県吉賀町	21	140	チップ	4,500円/m3
11	丹波篠山木の駅プロジェクト	兵庫県篠山市	約60 (出荷者)	約70	その他	6,000
12	奥出雲町オロチの深山きこりプロ ジェクト	島根県奥出雲市	48	609	チップ	6,000
13	うんなん木の駅プロジェクト	島根県雲南市	75	313m3/年	チップ	6,000
14	信州木の駅プロジェクト	長野県辰野町	6	8	薪	4,750
15	やまおか木の駅プロジェクト	岐阜県恵那市	17	400(目標)	薪	6,000
16	とうえい木の駅プロジェクト	愛知県東栄町	17人 5団体	235	チップ	6,000
17	秋葉道木の駅プロジェクト	愛知県新城市	10	150	チップ	6,000
18	木の駅プロジェクト美和	茨城県常陸大宮市	48	277m3/年	その他	5,000円/m3
19	鬼の搬出プロジェクト	岡山県美作市	21	13t/期	-	-
20	木の駅どうしプロジェクト	山梨県道志村	25	386	その他	5,200円/m3
21	津和野木の駅プロジェクト	島根県津和野町	28	237	チップ	5,500~6,000
22	「木の駅」INつばがわ活動組織	岐阜県関市	-	-	-	-
23	よしの木の駅プロジェクト	奈良県吉野郡吉野町	-	-	-	-
24	ちちぶ木の駅プロジェクト	埼玉県秩父市	30	127m3/年	その他	4,000円/m3
25	「木の駅プロジェクトなかがわ」	栃木県那珂川町	14	150t/45日	チップ	5,500
26	木の駅ねばりん	長野県根羽村	30	-	薪	6,000
27	京丹後木の駅プロジェクト	京都府京丹後市	30	160	チップ	6,000
28	「木の駅」INいたどりがわ	岐阜県関市	-	-	-	-
29	能登町里山「木の駅」	石川県能登町	38	90	チップ	6,000
30	甲賀木の駅プロジェクト	滋賀県甲賀市	42	200	チップ	6,000
31	木の駅白山	三重県津市	-	-	-	-
32	額田木の駅プロジェクト	愛知県岡崎市	58	800	チップ	6,000(ただし、事 務局経費として 5%差し引く)
33	木の駅やっちょろゴロタン	熊本県八代市	21	1,200	チップ	3700~5700
34	しらたか木の駅プロジェクト	山形県白鷹町	20	83	チップ	6,000
35	東城木の駅	広島県庄原市	95	600	-	6,000
36	木の駅かわね	静岡県榛原郡川根本町	-	-	-	-
37	「い~にゃん森の恵み」林活プロ ジェクト	島根県飯南町	76	160	その他	6,000
38	高山市木の駅	岐阜県高山市	-	-	-	-
39	小国木の駅プロジェクト	熊本県阿蘇郡小国町	-	-	-	-
40	丹波市木の駅プロジェクト	兵庫県丹波市	-	-	-	-
	合計	22県37市町村	1,102	-	-	-

(注) 木の駅プロジェクトホームページに基づき、当省が作成した(平成29年2月末現在)。

図表2-(3)-エ-④ 調査対象とした道府県及び市町村における自伐林家等に対する支援措置の内容

① 金銭面の支援措置
i) 木の駅プロジェクトについて、自伐林家等に支払う地域通貨の一部や運営費の一部を運営事務局に助成している例(1道府県2市町村)

道府県・市町村名	支援措置の内容
熊本県	熊本県では、平成26年度から県独自の助成事業「木の駅プロジェクト推進事業」を実施しており、県内の市町村において当該プロジェクトを運営している地域協議会に対し、①当該協議会の運営に係る費用(人件費、会議費、研修費等)、②地域における需給量調査に係る費用、③簡易な施設整備に係る費用(木の駅設置に必要な整地、舗装、計量装置整備等)について、1団体当たり上限250万円(27年度予算)の助成を行っている。
庄原市	庄原市では、市内の東城地区で平成26年8月から実施している「木の駅プロジェクト」について、市内のバイオマス燃料の加工施設等が買い取ってくれる価格と自伐林家等が収集した間伐材等の原材料価格に差があるとして、当該プロジェクトを運営する事務局が自伐林家等に支払う地域通貨「里山券」(1トン当たり6千円)のうち半額を助成しているほか、事務局の運営費として年30万円を助成している。
八代市	八代市では、平成26年8月から、同市が事務局となり、八代市木の駅プロジェクト実行委員会を立ち上げ、「木の駅やちろろゴロタン」(木の駅プロジェクト)を運営している。同市では、当該プロジェクトを運営するに当たって、林地残材の搬入作業、地域通貨券(もり券)の発券及び自主財源確保のための薪の販売に関する業務については、八代森林組合と運営業務委託の契約を締結しており、自伐林家等に支払う地域通貨券は八代市からの補助金で賄っている。八代市は、平成27年度において、当該プロジェクトの運営費用(八代森林組合との業務委託契約費及び地域通貨券の補助金)として、八代市木の駅プロジェクト実行委員会に732万円を支給している。

ii) 市町村が設置した木質バイオマス燃料の加工施設や木質バイオマス燃料を利用する温泉施設に地元の自伐林家等が持ち込んだ間伐材等について、その運搬費等の一部を助成している例(3市町村)

道府県・市町村名	支援措置の内容
阿賀町	阿賀町では、平成25年度から、「自伐林家応援プロジェクト」として、町が設置した木質バイオマス燃料等加工施設(以下「ペレット工場」という。) (町が建設し、㈱阿賀ウッドが運営)へ供給するペレットの原材料の確保と、造林補助対象外林分等の整備促進のため、ペレット工場までの運搬距離に応じ、原材料1t当たりの2,200円/t～3,000円/tの運搬経費助成を町単独で行っている。この制度を活用し、平成28年12月現在で自伐林家等22者(個人19名、任意団体1、事業体2)が年間約100t程度のペレット原材料をペレット工場に納入している。
北広島町	北広島町(旧芸北町)では、里山で発生する間伐材等を有効に活用するため、町有の温浴施設のボイラーを重油専用から重油・薪兼用のボイラーに変更し、平成24年度から、NPO法人が中心となって実施している「芸北せどやま再生事業」(地域内の森林で発生した間伐材等を地域通貨で買い取る事業であり、針葉樹であれば1t当たり4,000円の地域通貨と交換)によって集められた間伐材等を積極的に利用している。平成27年度は会員延べ約60人が年間約270トン程度の間伐材等を温浴施設の燃料として納入している。
土佐町	土佐町では、町内に木質バイオマスの燃料チップ加工施設が新設されたことに伴い、平成24年度から、間伐等で林地に放置された木材の有効活用及び販売による地域の活性化並びに地域商品券の流通による町内商店の活性化を図ることを目的として、自伐林家を含む林業者が燃料チップ加工施設に運搬する間伐材等の費用について、予算の範囲内で補助金を交付する「土佐町林地残材活用推進事業」を実施している。平成26年度における当該事業の利用実績は、延べ95人に対して360万円の補助を交付している。

iii) 自伐林家等の林業機械の導入に係る費用等の一部を助成する事業を実施している例(2道府県1市町村)

支援措置の内容	
道府県・市町村名 高知県	高知県では、小規模林業の推進を図るとともに、林業の担い手の裾野を広げることが目的として、平成27年1月に、県内で林業に関わりのある、自営業者、一人親方、NPO法人、ボランティア団体、地域おこし協力隊及び林業研究グループを対象として、「高知県小規模林業推進協議会」を設立しており、28年1月現在の会員数は280人(参加を希望する者が任意に会員登録する仕組み)となっている。 高知県では、当該協議会に登録した会員に対し、バックホウ(0.25m ³ 規格相当以下)、林内作業車、ダンプトラック等の木材の集材・運搬に必要な林業機械について、月額15万円、レンタル期間は3か月以内を上限として、当該機械をレンタルした際の費用の一部を助成する「自伐林家等林業機械レンタル」事業を実施(27年度の執行額:847千円)している。
熊本県	熊本県では、平成27年度から自伐林家等を含む地域の新たな林業の担い手を育成するため、林業研究グループ(各地域の自伐林家等で組織する中核的団体)等が、森林所有者2人以上の所有林を対象として素材生産事業を実施する場合に、木材生産計画の作成等に要する経費(1団体当たりの助成上限額50万円)及びグザップル、林内作業車などの林業機械の導入に要する経費(1団体当たりの助成上限額なし、補助率1/2以内)を支援する「地域林業担い手育成実践モデル事業」を実施しており、27年度は、2団体に対し、計543万円を助成している。
静岡市	静岡市では、従前は、森林組合等の林業事業者向けに実施していたハーベスタ(注1)やフォワーダ(注2)などの高性能林業機械の助成事業「静岡市森林環境基金事業(林業機械購入費補助事業)」(1団体当たりの助成上限額600万円)について、平成24年度から自伐林家を含む林業事業者にも、助成対象範囲を拡大しており、26年度は、森林組合等計7団体(うち3団体が自伐林家等)に4,200万円(うち自伐林家等が1,800万円)を助成している。 (注1) ハーベスタ……従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い等の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械 (注2) フォワーダ……玉切りした短幹材をグラブブルクレーンで高台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械

② 技術面の支援措置

i) 木の駅プロジェクトの導入を検討している森林所有者や自伐林家等を対象として、伐採した間伐材等の搬出技術を指導する実践的研修を実施している例(1道府県)

支援措置の内容	
道府県・市町村名 三重県	三重県では、平成27年度から、「木の駅プロジェクト」の導入を目指す森林所有者や自伐林家に対し、自伐林家等の多くは、伐採の経験は多少あっても、中径木以上の伐採や伐採した間伐材等の搬出・採材・造材の経験はあまりないとして、森林組合に委託し、伐採した間伐材等の搬出技術を指導する実践的研修を実施している。同年度においては、県内の5地区で計5回の研修を実施している。 また、平成27年度から、森林所有者や自伐林家による主体的な森林管理を推進するため「木の駅プロジェクト」の導入を進めており、意欲のある地域での「木の駅」の仕組みづくりや森林の土地所有者等に対して間伐や搬出等の実践的な技術研修を森林組合に委託して実施している。同年度においては、県内の5地区で計6回の研修を実施している。

ii) 小規模な自伐林家等を対象として協議会を設立し、当該協議会に登録した会員に安全講習の実施や作業道の開設方法など技術指導を実施している例(1道府県)

道府県・市町村名	支援措置の内容
高知県	<p>高知県では、小規模林業の推進を図るとともに、林業の担い手の裾野を広げることを目的として、平成27年1月に、県内で林業に関わりのある、自営業者、一人親方、NPO法人、ボランティア団体、地域おこし協力隊及び林業研究グループを対象として、「高知県小規模林業推進協議会」を設立しており、28年1月現在の会員数は280人(参加を希望する者が任意に会員登録する仕組み)となっている。</p> <p>高知県では、主に当該協議会に登録した会員向け(一部の支援メニューは会員以外の自伐林家等に対しても支援可能)に「政策パッケージ」として各種支援メニューを用意しており、例えば、技術面の支援として、労働経験が豊かな者をアドバイザーとして派遣し、技術指導を実施する際の派遣費用や傷害保険の加入に要する掛金等を助成する「小規模林業アドバイザー派遣等事業」を実施(27年度の執行額:3,391千円、アドバイザーの派遣回数:66回)し、安全対策を強化しているほか、現場においてNPO法人等が模範となって、小規模で副業による経営を行う林家を対象に作業道の開設方法や間伐材等の搬出方法など技術研修を実施する「副業型林家育成支援事業」を実施(27年度の執行額:1,486千円、研修の参加者数:30人)している。</p>

iii) 森林施業に関心の低い森林所有者を自伐林家に育成するため、チェンソー等を用いた間伐の基本的な技術指導を実施している例(1道府県2市町村)

道府県・市町村名	支援措置の内容
熊本県	<p>熊本県では、平成27年度から、山村集落の活力を高めるための新たな山村を支える担い手(自伐林家・女性林業担い手)の発掘・育成を図り、併せて地域リーダーである林業研究グループ等の活動を支援することを目的として「森づくり塾活動助成事業」を実施している。</p> <p>平成27年度における支援実績をみると、①これから森づくりを始めるといふ森林所有者が「林業の基礎知識等」を学ぶ基礎講座については、4人の参加があり、②地域リーダーが指導者としての「心得や指導方法等」を学ぶ教え方講座については、7人の参加があり、③これから森づくりを始めるといふ森林所有者に対し、地域リーダーが整備方法の現地指導等を行う取組については、林業研究グループ4団体が参加している。</p>
郡上市	<p>郡上市では、平成24年度から、林業事業体に委託し、森林施業経験のあまりない森林所有者を対象に、市有林を用いて間伐の理論とチェンソー等を使った安全作業等の方法を習得させるため、「山主のための安全な自力間伐講習」を実施しており、27年度においては、計8回の講習を実施し、延べ55人が参加している。</p>
四万十町	<p>四万十町では、平成27年度から、林業事業体に委託し、森林所有者等に山へ目を向けてもらえるよう、チェンソー、刈払い機の使用方法や、林内作業車の運転技術、作業道の開設方法などを習得させる「自伐林業者等育成研修」を実施しており、27年度においては、計5回の研修を実施し、延べ34人が参加している。</p>

(注) 当省の調査結果による。